

令和3年度
包括外部監査結果報告書

<テーマ>

農林水産行政に関する財務事務の執行
及び事業の管理について

兵庫県包括外部監査人
公認会計士 高橋 潔弘

目 次

第 1 章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
III. 事件を選定した理由	1
IV. 監査の対象期間	3
V. 監査の着眼点及び実施した手続	3
1. 監査の着眼点	3
2. 実施した手続	4
VI. 監査対象の選定方法、監査の概要	4
1. 監査対象の選定方法	4
2. 監査の概要	7
VII. 監査の実施期間及び補助者	12
1. 監査の実施期間	12
2. 補助者	12
VIII. 利害関係	12

第 2 章 県の農林水産行政の概要

I. 県の農林水産行政の現状	14
1. 県の農林水産業の概況	14
2. ひょうご農林水産ビジョン	35
II. 農林水産行政を所管する組織概要	40
1. 農政環境部の組織概要	40
2. 農林水産技術総合センターの組織概要	46
3. 兵庫みどり公社の組織概要	54
4. ひょうご豊かな海づくり協会の組織概要	59

第 3 章 包括外部監査の指摘事項及び意見

I. 総評	65
II. 指摘事項及び意見	73
1. 兵庫みどり公社	73

(1) 分収造林制度の概要.....	73
(2) 森林整備法人の概要等.....	75
(3) 森林資産	81
(4) 借入金	87
(5) 兵庫みどり公社が抱える諸課題.....	96
(6) 分収造林事業のあり方.....	118
2. ひょうご豊かな海づくり協会.....	130
(1) 書面決議手続の瑕疵.....	130
(2) 評議員の資格確認手続.....	132
(3) 監事の理事会への出席状況.....	132
(4) 財産目録	133
(5) 備品出納簿への登録漏れ.....	134
(6) 実績報告書.....	135
(7) ひょうご豊かな海づくり協会のあり方.....	136
3. 農林水産技術総合センター.....	139
(1) 農林水産技術総合センター（本所）	139
(2) 森林林業技術センター.....	152
(3) 但馬水産技術センター.....	158
4. 指定管理施設.....	162
(1) 但馬牧場公園（指定管理者：新温泉町）	162
(2) あわじ花さじき（指定管理者：兵庫県園芸・公園協会）	173
5. その他の個別事業.....	191
(1) 事業No.2 兵庫みどり公社運営費補助（楽農生活推進費）【総合農政課】 ...	191
(2) 事業No.3 中山間地域等直接支払交付金【総合農政課】	194
(3) 事業No.4 農業技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】	197
(4) 事業No.5 森林林業技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】 ..	198
(5) 事業No.6 水産技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】	199
(6) 事業No.7 新規就農者確保事業【農業経営課】	200
(7) 事業No.14 兵庫みどり公社運営費補助（農地中間管理事業費）【農業経営課】	202
(8) 事業No.19 野菜産地総合整備対策事業【農産園芸課】	207
(9) 事業No.22 県立公園あわじ花さじき整備事業【農産園芸課】	210
(10) 事業No.23 県立公園あわじ花さじき管理運営費【農産園芸課】	211
(11) 事業No.25 但馬牧場公園管理運営費【畜産課】	212
(12) 事業No.27 森林組合機能強化資金貸付金【林務課】	213
(13) 事業No.28 森林組合等経営基盤強化対策事業【林務課】	221
(14) 事業No.31 兵庫県産木材利用促進特別融資事業【林務課】	224

(15)	事業No.32	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業【林務課】	227
(16)	事業No.34	針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業【林務課】	230
(17)	事業No.35	兵庫みどり公社運営費補助（森林整備推進費）【林務課】	234
(18)	事業No.38	県民緑基金積立金【豊かな森づくり課】	237
(19)	事業No.39	緊急防災林整備事業（第3期）【豊かな森づくり課】	242
(20)	事業No.45	県単独林道事業（改良型）【治山課】	244
(21)	事業No.46	県単独治山事業【治山課】	247
(22)	事業No.49	県単独治山ダム緊急整備事業【治山課】	250
(23)	事業No.50	県単独治山ダム緊急整備事業（緊急自然災害防止対策）【治山課】	260
(24)	事業No.52	全国豊かな海づくり大会会場等整備事業【全国豊かな海づくり大会企画課】	263
(25)	事業No.53	但馬水産事務所庁舎建替整備事業【水産課】	267
(26)	事業No.55	栽培漁業センター管理運営費【水産課】	270
(27)	事業No.57	狩猟期シカ捕獲拡大事業【鳥獣対策課】	272
(28)	事業No.60	兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業【鳥獣対策課】	275

別 添	指摘事項及び意見のまとめ	284
------------	---------------------	-----

第 1 章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

「農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

III. 事件を選定した理由

「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月）によると、生産農業所得の増加や農林水産物・食品の輸出拡大、若者の新規就農といった成果が現れてきている一方、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、TPP（環太平洋パートナーシップ）等の新たな国際環境、頻発する自然災害や家畜の伝染性疫病などの課題に直面し、生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退が懸念されるとあり、近年、我が国の農林水産業を取り巻く環境は大きく変化している。

そのような状況の中、兵庫県（以下、「県」という。）では、平成 28 年 3 月に「**ひょうご農林水産ビジョン 2025**」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）を策定している。この中で、「ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開 ～平成の御食国ひょうごの創造を目指して～」をめざす姿と位置づけ、その実現に向けた施策の基本方向として挙げられた①需要に応える農業の競争力強化と持続的発展、②木材の有効利用と森林の保全・再生、③豊かな海の再生と水産業・浜の活性化、④新たな価値創出による需要の開拓、⑤活力ある農村（むら）づくりの推進、⑥食と「農」に親しむ楽農生活の推進に沿った各種施策を令和 2 年度まで推進してきたところである。そして、令和 3 年 3 月には、今後 10 年間の施策推進の指針となる新たなビジョンとして、「ひょうご農林水産ビジョン 2030」を策定し、これに基づきポストコロナ時代の農林水産行政を推進することとしている。

県の農林水産費は、令和 2 年度当初予算において 92,134 百万円と全体の 4.6%を占める歳出予算が編成されている。県の農林水産行政で展開される施策は、「農業」「林業」「水産業」の発展を目的とするものに加え、県内各地の農山漁村の活性化や、県民が気軽に食と「農」に親しむライフスタイルである楽農生活の推進を図る目的のものなど、その内容は多岐にわたり、その中で、数多くの**委託事業、貸付事業及び補助事業**等が実施されている。そのため、県における農林水産行政に関する各事業は大変

重要なものであるとともに、**それらが、経済的、効率的に実施されているか**という点に関する県民の関心は高い。

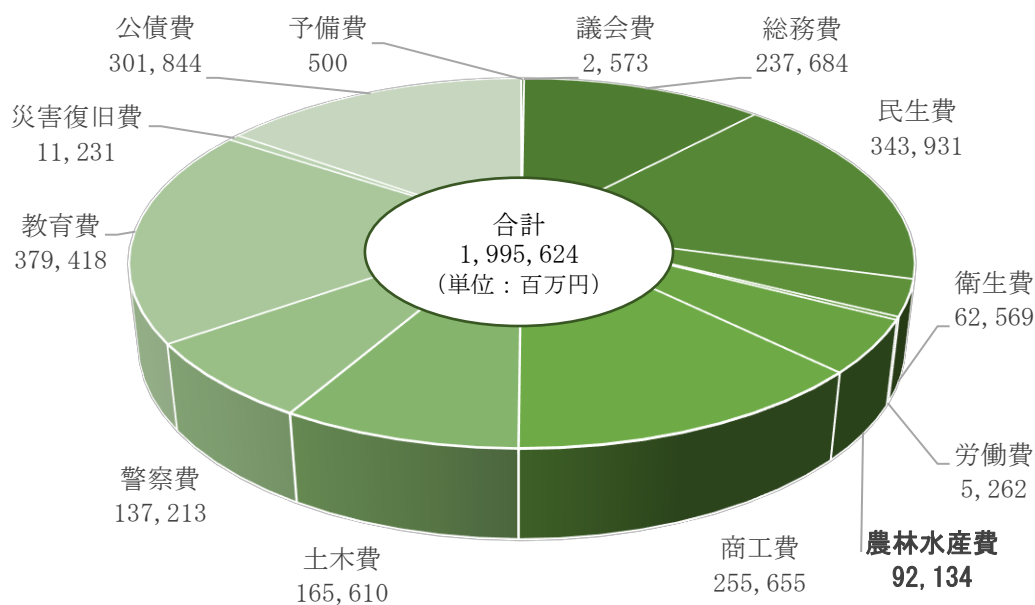
また、県では、農林水産行政に係る試験研究機関として、**兵庫県立農林水産技術総合センター**（以下、「農林水産技術総合センター」という。）が設置されており、その**運営が適切に行われ、試験研究が効果的、効率的に実施されているか**という点は重要であるとともに、指定管理者制度が導入されている施設については、**指定管理者による効果的、効率的な運営と県による適切なモニタリングが行われているか**が鍵となる。さらには、県は、農林水産行政を推進する上で、農林水産業に係る**外郭団体**に対して様々な業務の委託、補助金の交付等を行っているが、県の農林水産業を取り巻く環境が大きく変化する中、**外郭団体のあり方を改めて見つめ直すべき時期が来ている**と考えられる。

県における農林水産業は、我々にとって欠かすことのできない「衣食住」の「食」や「住」に重要な影響を及ぼすものであるとともに、県土の適切な保全、水源の涵養、魅力ある景観の形成等、広く県民の生活に関わる産業であるが、その一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、県は引き続き厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されることから、**農林水産行政に係る各事業の有効性、効率性等を監査することは大きな意義がある**と考えられるため、特定の事件として選定した。

【令和2年度当初予算（歳出予算）の内訳】

（単位：百万円）

	予算額	構成比
議会費	2,573	0.1%
総務費	237,684	11.9%
民生費	343,931	17.2%
衛生費	62,569	3.1%
労働費	5,262	0.3%
農林水産費	92,134	4.6%
商工費	255,655	12.8%
土木費	165,610	8.3%
警察費	137,213	6.9%
教育費	379,418	19.0%
災害復旧費	11,231	0.6%
公債費	301,844	15.1%
予備費	500	0.0%
合計	1,995,624	100.0%



IV. 監査の対象期間

原則として令和2年度（必要に応じて、令和元年度以前の各年度及び令和3年度についても対象とした。）。

V. 監査の着眼点及び実施した手続

1. 監査の着眼点

- (1) 農林水産行政に関する補助事業、貸付事業、委託事業等の各事務は経済的、効率的に実施されているか。
- (2) 農林水産行政に関する補助事業、貸付事業、委託事業等の各事業は、その目的としている成果又は効果を適切にあげているか。また、各事業の成果又は効果に対して、適切なモニタリングは行われているか。
- (3) 農林水産行政に関する資産は、適切な管理のもとで、有効に利用されているか。
- (4) 農林水産行政に関連する試験研究機関及び指定管理施設は、経済的、効率的に運営されているか。
- (5) 農林水産行政を取り巻く環境が変化する中、公益社団法人兵庫みどり公社（令和3年4月1日付で、公益社団法人ひょうご農林機構へ組織変更。以下、「兵庫みどり公社」という。）を始めとする、県の農林水産業に係る外郭団体のあり方をどのようにすべきか。

2. 実施した手続

- (1) 農政環境部及び監査テーマに関連して包括外部監査人が必要と判断した部署へのヒアリング
- (2) 関係資料の閲覧、照合、分析
- (3) 現地調査
- (4) 現地視察

VI. 監査対象の選定方法、監査の概要

1. 監査対象の選定方法

監査対象事業の選定に際しては、農林水産行政を所管する農政環境部より令和2年度の事業一覧を入手し、当初予算額が100百万円以上という金額的重要性を原則的な基準としつつ、包括外部監査人が必要と認めた事業（例：金額的重要性に基づき選定した事業名称と類似している事業など）についても追加で監査対象として選定した。その結果、**当包括外部監査では、60の事業（農業：23、畜産業：3、林業：28、水産業：6）を対象**としている。

なお、後述のとおり、当包括外部監査では、監査対象事業を所管する農政環境部（各課）へのヒアリング等に加え、県民局、試験研究機関、外郭団体での現地調査を行っている。**現地調査の際には、監査対象事業の他、各往査先の事務の執行状況等に関して、可能な限り広範に監査を実施**している。

No.	分野	所管	事項	事業	当初予算 (千円)	農林水産ビジョン 2025 の関連項目
1	農業	総合農政	地域農林漁業確立推進費	「農」イノベーションひょうご推進事業	115,392	新たな需要や市場の積極的な開拓
2	農業	総合農政	楽農生活推進費	兵庫みどり公社運営費補助（楽農生活推進費）	35,868	「農」への積極的な関わりの推進
3	農業	総合農政	中山間地域対策推進費	中山間地域等直接支払交付金	760,596	集落の活性化と雇用・所得の拡大
4	農業	総合農政	農業技術センター維持運営及び試験研究費	農業技術センター維持運営及び試験研究費	814,945	
				(全体の経費、本所)	504,313	土地利用型作物(米・麦・大豆)のブランド力向上
				(北部、淡路)	310,632	畜産物のブランド力と生産力の強化
5	農業	総合農政	森林林業技術センター維持運営及び試験研究費	森林林業技術センター維持運営及び試験研究費	32,859	林業の収益性向上
6	農業	総合農政	水産技術センター維持運営及び試験研究費	水産技術センター維持運営及び試験研究費	275,556	水産資源の増殖・適正管理
7	農業	農業経営	農村青少年活動促進費	新規就農者確保事業	465,002	多様な担い手の育成・確保

No.	分野	所管	事項	事業	当初予算 (千円)	農林水産ビジョン 2025 の関連項目
8	農業	農業経営	農村地域農政総合推進事業費	人・農地プラン・農地集積促進事業	16,524	農地の集積・集約化と農業用水の確保
9	農業	農業経営	農村地域農政総合推進事業費	人・農地プラン・農地集積促進事業	302,000	農地の集積・集約化と農業用水の確保
10	農業	農業経営	水田営農活性化対策事業費	経営所得安定対策直接支払推進事業	271,200	土地利用型作物(米・麦・大豆)のブランド力向上
11	農業	農業経営	自作農財産管理業務費	自作農財産管理業務費	114,482	農林水産施策の総合的推進
12	農業	農業経営	農地利用調整費	農業委員会交付金	231,414	農林水産施策の総合的推進
13	農業	農業経営	農地利用調整費	農業委員会補助金	63,191	農林水産施策の総合的推進
14	農業	農業経営	農地中間管理事業費	兵庫みどり公社運営費補助(農地中間管理事業費)	63,717	多様な担い手の育成・確保
15	農業	農業経営	農地中間管理事業費	農地中間管理機構集積等支援事業	162,650	多様な担い手の育成・確保
16	農業	農業改良	農業改良普及センター運営費	農業改良普及センター運営費	105,726	農林水産施策の総合的推進
17	農業	農地整備	公共事業土地改良費(非公共)	多面的機能推進事業(国庫分)	2,056,680	集落の活性化と雇用・所得の拡大
18	農業	農産園芸	主要農作物生産・供給対策費	主要農作物競争力強化対策事業(整備事業)	312,650	土地利用型作物(米・麦・大豆)のブランド力向上
19	農業	農産園芸	野菜振興対策費	野菜産地総合整備対策事業	135,000	野菜等園芸作物の生産拡大
20	農業	農産園芸	野菜振興対策費	ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業	267,327	野菜等園芸作物の生産拡大
21	農業	農産園芸	野菜振興対策費	次世代施設園芸モデル普及拡大支援事業	183,393	野菜等園芸作物の生産拡大
22	農業	農産園芸	花き果実特産振興対策費	県立公園あわじ花さじき整備事業	6,166	「農」を支える交流・定住の促進
23	農業	農産園芸	花き果実特産振興対策費	県立公園あわじ花さじき管理運営費	107,470	「農」を支える交流・定住の促進
24	畜産	畜産	肉畜振興対策費	但馬牛改良推進対策事業(優秀種雄牛造成対策費)	34,215	畜産物のブランド力と生産力の強化
25	畜産	畜産	但馬牧場公園管理運営費	但馬牧場公園管理運営費	91,290	「農」を支える交流・定住の促進
26	畜産	畜産	家畜衛生対策費	家畜防疫事業費	29,664	畜産物のブランド力と生産力の強化
27	林業	林務	林業労働対策費	森林組合機能強化資金貸付金	800,000	林業の収益性向上
28	林業	林務	林業労働対策費	森林組合等経営基盤強化対策事業	2,226	林業の収益性向上
29	林業	林務	林業労働対策費	兵庫県立森林大学校運営費(教務手当)	2,193	林業の収益性向上
30	林業	林務	林産流通指導費	木材産業等高度化推進事業	780,026	林業の収益性向上
31	林業	林務	林産流通指導費	兵庫県産木材利用促進特別融資事業	100,000	林業の収益性向上
32	林業	林務	林産流通指導費	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	26,760,020	新たな需要開拓による県産木材の利用促進
33	林業	林務	農林水産資金特別会計へ繰出	兵庫みどり公社事業資金利子補給費	199,597	その他経費(繰出金・積立金等)

No.	分野	所管	事項	事業	当初予算 (千円)	農林水産ビジョン 2025 の関連項目
34	林業	林務	針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業費	針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業	295,205	森林の多面的機能の維持・向上
35	林業	林務	森林整備推進費	兵庫みどり公社運営費補助(森林整備推進費)	23,656	林業の収益性向上
36	林業	林務	森林環境基金積立金	森林環境基金積立金	188,000	その他経費(繰出金・積立金等)
37	林業	林務	森林環境対策費	県立森林大学校活用市町職員養成講座	23,521	森林の多面的機能の維持・向上
38	林業	豊かな森	県民緑基金積立金	県民緑基金積立金	2,570,663	その他経費(繰出金・積立金等)
39	林業	豊かな森	災害に強い森づくり推進費	緊急防災林整備事業(第3期)	705,349	森林の多面的機能の維持・向上
40	林業	豊かな森	災害に強い森づくり推進費	野生動物共生林整備事業(第3期)	327,433	森林の多面的機能の維持・向上
41	林業	豊かな森	県有環境林特別会計へ繰出	公債費特別会計へ繰出	6,668,969	その他経費(繰出金・積立金等)
42	林業	豊かな森	農林水産資金特別会計へ繰出	みどり公社事業資金利子補給(くらしを支える森づくり)	22,550	その他経費(繰出金・積立金等)
43	林業	治山	里山防災林整備事業費	里山防災林整備事業費(第3期)	536,852	森林の多面的機能の維持・向上
44	林業	治山	県単独林道事業費	県単独林道事業(開発型(過疎代行))	30,000	林業の収益性向上
45	林業	治山	県単独林道事業費	県単独林道事業(改良型)	244,400	林業の収益性向上
46	林業	治山	県単独治山事業費	県単独治山事業	201,600	森林の多面的機能の維持・向上
47	林業	治山	県単独治山事業費	県単独治山事業助成費	56,600	森林の多面的機能の維持・向上
48	林業	治山	県単独治山緊急自然災害防止対策事業費	県単独緊急治山事業(緊急自然災害防止対策)	100,000	森林の多面的機能の維持・向上
49	林業	治山	県単独緊急防災事業費	県単独治山ダム緊急整備事業	780,000	森林の多面的機能の維持・向上
50	林業	治山	県単独山地防災緊急自然災害防止対策事業費	県単独治山ダム緊急整備事業(緊急自然災害防止対策)	1,290,000	森林の多面的機能の維持・向上
51	水産	海づくり	水産業振興対策費	全国豊かな海づくり大会準備費	46,089	水産資源の増殖・適正管理
52	水産	海づくり	水産業振興対策費	全国豊かな海づくり大会会場等整備事業	60,827	水産資源の増殖・適正管理
53	水産	水産	但馬水産事務所維持運営費	但馬水産事務所庁舎建替整備事業	259,221	水産資源の増殖・適正管理
54	水産	水産	農林水産資金特別会計へ繰出	農林水産資金特別会計へ繰出	147,023	その他経費(繰出金・積立金等)
55	水産	水産	栽培漁業センター管理運営費	栽培漁業センター管理運営費	216,249	水産資源の増殖・適正管理
56	水産	漁港	県単独漁港緊急自然災害防止対策事業費	日本海津波防災インフラ計画(緊急自然災害防止対策)	680,000	浜の活力の向上
57	(林業)	鳥獣対策	野生動物保護管理費	狩猟期シカ捕獲拡大事業	174,000	野生動物の管理や被害対策の推進
58	(林業)	鳥獣対策	野生動物保護管理費	鳥獣害防止総合対策事業	723,974	野生動物の管理や被害対策の推進

No.	分野	所管	事項	事業	当初予算 (千円)	農林水産ビジョン 2025 の関連項目
59	(林業)	鳥獣 対策	野生動物保護管理費	シカ丸ごと一頭活用大作戦	170,298	野生動物の管理や被害 対策の推進
60	(林業)	鳥獣 対策	野生動物保護管理費	兵庫県立総合射撃場(仮称) 整備事業	1,744,448	野生動物の管理や被害 対策の推進

2. 監査の概要

当年度の包括外部監査の概要は、以下のとおりである。なお、現地調査及び現地視察に当たっては、それらを効果的に、効率的に実施するため、実施日、実施者、調査項目、必要書類等を記載した往査計画書を事前に県に提出した上で、補助者の中から1～3名を選定し、包括外部監査人とともに往査を実施した(包括外部監査人は全ての対象先に往査を実施)。当日は、往査計画書に従って、書類等の確認、担当者へのヒアリング等を実施し、夕方(往査期間が2日間の場合は最終日の夕方)に、講評及びそれに関する担当者との意見交換を実施した。また、外郭団体及び指定管理者の現地調査時は、県の職員が数名立ち会っている。

(1) 県農政環境部・県民局

監査を実施するに際しては、監査対象事業を所管する**県農政環境部の各課**へのヒアリング等に加え、監査対象事業の関係書類の閲覧、工事現場の視察等を通じて、事業を実施する各県民局農林水産振興事務所の財務事務の執行及び事業の管理状況を把握する必要があると判断したことから、県内の県民局・県民センターの中から各事業の実施状況、地域性等を考慮し、**但馬県民局**(豊岡農林水産振興事務所、但馬水産事務所、朝来農林振興事務所)、**北播磨県民局**(加東農林振興事務所)、**淡路県民局**(洲本農林水産振興事務所)、**西播磨県民局**(光都農林振興事務所)を選定し、現地調査を実施した。また、但馬県民局(但馬水産事務所)での現地調査の際には、**漁港緊急自然災害防止対策事業の工事現場の視察**を、北播磨県民局(加東農林振興事務所)及び西播磨県民局(光都農林振興事務所)での現地調査の際には、**緊急防災林整備事業・林道事業・治山事業の工事現場の視察**を実施した。

(2) 試験研究機関

監査対象事業として農林水産技術総合センターに関連する事業が選定されたが、県の農林水産業を支える試験研究機関として農林水産行政における重要な役割を担っていることから、**農林水産技術総合センター(総務部、企画調整・経営支援部、農業技術センター、畜産技術センター、森林林業技術センター、但馬水産技術センター)**^(注)での現地調査及び関連する研究施設の視察を実施した。なお、但馬水産技術センターでの現地調査の際には、漁業調査船「たじま」の視察も実

施した。

(注) 総務部、企画調整・経営支援部、農業技術センター、畜産技術センターについては、以下、「本所」という。

(3) 外郭団体

監査対象事業として兵庫みどり公社及び公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会（以下、「ひょうご豊かな海づくり協会」という。）に関連する事業が選定されたが、県の農林水産業を支える外郭団体として農林水産行政における重要な役割を担っていることから、**兵庫みどり公社及びひょうご豊かな海づくり協会**での現地調査を実施した。なお、ひょうご豊かな海づくり協会での現地調査の際には、栽培漁業関連施設の視察を実施した。

(4) 指定管理施設

監査対象事業として、兵庫県立但馬牧場公園（以下、「但馬牧場公園」という。）及び兵庫県立公園あわじ花さじき（以下、「あわじ花さじき」という。）に関連する事業が選定されたが、両施設はともに指定管理者制度が導入されている施設である。**指定管理者（但馬牧場公園：新温泉町、あわじ花さじき：公益財団法人兵庫県園芸・公園協会**（以下、「兵庫県園芸・公園協会」という。))による指定管理施設の運営状況及び関連資料の確認を実施する必要があると判断したことから、各指定管理者の管理事務所での現地調査を実施するとともに、関連する指定管理施設の視察を実施した。

【往査対象とした県民局及び監査の実施状況】

県民局名	事務所名	所在地	往査人数	往査日
但馬県民局	豊岡農林水産振興事務所	豊岡市幸町7-11	3人	9月14日
但馬県民局	但馬水産事務所	美方郡香美町香住区境1126-5	3人	9月15日
但馬県民局	朝来農林振興事務所	朝来市和田山町東谷213-96	2人	9月16日
北播磨県民局	加東農林振興事務所	加東市社字西柿1075-2	3人	9月24日
淡路県民局	洲本農林水産振興事務所	洲本市塩屋2-4-5	2人	10月21日
西播磨県民局	光都農林振興事務所	赤穂郡上郡町光都2-25	3人	11月4日 11月5日

【往査対象とした試験研究機関及び監査の実施状況】

試験研究機関名	事務所名	所在地	往査人数	往査日
農林水産技術総合センター	但馬水産技術センター	美方郡香美町香住区境 1126-5	3人	9月15日
農林水産技術総合センター	本所	加西市別町南ノ岡甲 1533	2人	10月25日 10月26日
農林水産技術総合センター	森林林業技術センター	宍粟市山崎町五十波 430	2人	10月27日

【往査対象とした外郭団体及び監査の実施状況】

外郭団体名	事務所名	所在地	往査人数	往査日
ひょうご豊かな海づくり協会	本部	明石市二見町南二見 22-23	3人	9月22日
兵庫みどり公社	本部	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	4人	9月27日 9月28日

【往査対象とした指定管理施設及び監査の実施状況】

指定管理施設	指定管理者	所在地	往査人数	往査日
但馬牧場公園	新温泉町	美方郡新温泉町丹土 1033	3人	9月13日
あわじ花さじき	兵庫県園芸・公園協会	淡路市楠本 2805-7	2人	10月22日

【視察対象とした事業（工事現場）及び視察の実施状況】

県民局名	事務所名	事業（工事現場）名	往査人数	往査日
但馬県民局	但馬水産事務所	漁港緊急自然災害防止対策事業（香美町）	3人	9月15日
北播磨県民局	加東農林振興事務所	緊急防災林整備事業（斜面）（黒田庄町門柳）	3人	9月24日
北播磨県民局	加東農林振興事務所	緊急防災林整備事業（溪流）（西安田）	3人	9月24日
西播磨県民局	光都農林振興事務所	林道事業（宍粟市一宮町東河内）	3人	11月4日
西播磨県民局	光都農林振興事務所	治山事業（宍粟市一宮町公文（川向イ）地内）	3人	11月4日
西播磨県民局	光都農林振興事務所	治山事業（宍粟市波賀町谷地内）	3人	11月4日
西播磨県民局	光都農林振興事務所	治山事業（佐用郡佐用町多賀地内）	3人	11月4日

【但馬県民局 但馬水産事務所】

<漁港緊急自然災害防止対策事業(香美町)①>



<漁港緊急自然災害防止対策事業(香美町)②>



【北播磨県民局 加東農林振興事務所】

<緊急防災林整備事業(斜面)(黒田庄町門柳)①>



<緊急防災林整備事業(斜面)(黒田庄町門柳)②>



<緊急防災林整備事業(溪流)(西安田)①>



<緊急防災林整備事業(溪流)(西安田)②>



【西播磨県民局 光都農林振興事務所】

<林道事業（宍粟市一宮町東河内）①>



<林道事業（宍粟市一宮町東河内）②>



<治山事業（宍粟市一宮町公文（川向イ）地内）①>



<治山事業（宍粟市一宮町公文（川向イ）地内）②>



<治山事業（宍粟市波賀町谷地内）①>



<治山事業（宍粟市波賀町谷地内）②>



(注) 上記の写真では、看板部分を加工している。

<治山事業（佐用郡佐用町多賀地内）①>



<治山事業（佐用郡佐用町多賀地内）②>



(注) 上記の写真では、看板部分を加工している。

Ⅶ. 監査の実施期間及び補助者

1. 監査の実施期間

令和3年7月1日から令和4年2月25日まで

2. 補助者

公認会計士	坂 井 浩 史
公認会計士	中 原 純 一
公認会計士	成 田 将 吾
公認会計士	材 井 貴 士
公認会計士	井 原 文 彦
公認会計士	濱 谷 慶 史
公認会計士	喜多村 広 作
日本公認会計士協会準会員	平 野 雅 士
日本公認会計士協会準会員	河 合 博 之

Ⅷ. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1) 本報告書の金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

(注2) 本報告書の表及び図

本報告書における表及び図は、県から提出された資料又は当該資料に基づき包括外部監査人が作成したものである。

(注3) 年度について

原文が「平成31年度」となっているものを除き、原則として「令和元年度」と記載している。

第2章 県の農林水産行政の概要

I. 県の農林水産行政の現状

1. 県の農林水産業の概況

(1) 全般的な状況

県は、日本のほぼ中心に位置し、大阪府、京都府などとともに、近畿地域の都道府県の一つである。北は日本海、南は瀬戸内海及び太平洋に続く紀伊水道に面する一方、中央部には山間部があり、多様な自然環境を有している。多様な歴史や風土、産業などの違いから、「摂津（神戸・阪神）」「播磨」「但馬」「丹波」「淡路」の5つの地域で構成されており、多様な自然環境のもと、それぞれの地域の気候・風土に根差した様々な農林水産業が営まれている。

また、下表のとおり、生産量で全国順位の上位を占める農林水産物も数多く存在しており、特に、**農産物では山田錦（酒米）、丹波黒（黒大豆）、水産物では、シラス、ノリ養殖、ズワイガニ、ハタハタ、ホタルイカが全国1位**を誇っている。

【全国上位を占める主な農林水産物】

項目		生産量等	全国シェア	全国順位	県内の主な産地
米	山田錦【酒米】（出荷量）	20,439 t	59.3%	1	播磨地域
豆	丹波黒【黒大豆】（収穫量）	890 t	39.5%	1	丹波・播磨地域
野菜	たまねぎ（収穫量）	100,100 t	7.6%	3	淡路地域
	レタス（収穫量）	30,100 t	5.2%	5	淡路地域
	しゅんぎく（収穫量）	1,410 t	5.2%	6	神戸・阪神地域
	はくさい（収穫量）	21,100 t	2.4%	10	淡路地域
	キャベツ（収穫量）	29,300 t	2.0%	11	淡路・神戸地域
果実	いちじく（収穫量）	1,590 t	12.3%	3	神戸・阪神地域
	びわ（収穫量）	183 t	5.3%	6	淡路地域
	くり（収穫量）	364 t	2.3%	10	丹波・播磨地域
花き	カーネーション（出荷量）	19,400 千本	8.7%	4	淡路地域
	花壇用苗もの類（出荷量）	27,100 千本	4.7%	4	神戸・播磨地域
畜産物	生乳（生産量）	78,054 t	1.1%	14	淡路・播磨地域
	肉用牛（飼養頭数）	55,700 頭	2.2%	10	淡路・播磨・但馬地域
	鶏卵（生産量）	88,611 t	3.4%	11	播磨地域
	ブロイラー（出荷羽数）	12,760 千羽	1.8%	12	但馬地域
	はちみつ（生産量）	75,863 kg	2.6%	14	播磨・阪神地域

項目		生産量等	全国シェア	全国順位	県内の主な産地
水産物	シラス（漁獲量）	9,437 t	18.7%	1	瀬戸内海
	イカナゴ（漁獲量）	1,715 t	11.6%	2	瀬戸内海
	ノリ養殖（収穫量）	68,225 t	25.0%	1	瀬戸内海
	ズワイガニ（漁獲量）	1,159 t	27.8%	1	日本海
	ハタハタ（漁獲量）	1,181 t	25.0%	1	日本海
	ホタルイカ（漁獲量）	3,072 t	59.8%	1	日本海
	タコ類（漁獲量）	1,061 t	2.9%	4	瀬戸内海
	カレイ類（漁獲量）	2,467 t	6.0%	4	日本海・瀬戸内海
	ベニズワイガニ（漁獲量）	1,965 t	13.9%	5	日本海
	マダイ（漁獲量）	1,344 t	8.4%	4	瀬戸内海
	カキ（漁獲量）	8,652 t	4.9%	4	瀬戸内海

（出典：ひょうごみどり白書 2020）

(2) 地域の特長

県では「**摂津**」「**播磨**」「**但馬**」「**丹波**」「**淡路**」の5つの地域で様々な農林水産業が営まれており、以下のような各々異なる特長を有している。

① 摂津（神戸・阪神）地域

- ・市街地やその周辺では、**葉物野菜**や**トマト**などの野菜生産、農村部では、**米**、**麦**、**大豆**など土地利用型作物が生産されている。
- ・神戸では、**桃**、**ぶどう**、**かき**などの果樹や花きの生産、酪農が盛んであり、阪神では、**いちじく**などの果樹、但馬牛肥育による「**三田牛**」、道の駅等で提供されているそばなど、地域の特産物が生産されている。
- ・大阪湾では、船びき網漁業による**イカナゴ漁**や、チリメンの原料となる**シラス漁**、**ノリ養殖業**などが行われている。

② 播磨地域

（東部地域）

- ・**米**、**麦**、**大豆**等の土地利用型作物や**キャベツ**等の野菜の生産が行われている。また、粘土質の土壌を活かした全国一の生産量を誇る**酒米「山田錦」**の生産が盛んである。
- ・大規模な酪農経営体が多く、また、**銘柄鶏「播州百日どり**」、但馬牛肥育による「**黒田庄和牛**」、「**加古川和牛**」が生産されている。
- ・明石海峡から播磨灘にかけて小型底びき網を中心とした漁船漁業が営まれており、**タイ**、**タコ**、**イカナゴ**等の魚介類を水揚げし、特に、**ノリ養殖**は県内生産量の5割近くを占めている。

（西部地域）

- ・大規模経営による**鶏卵**生産や但馬牛肥育による「**PREMIUM 姫路和牛**」の生産が行われている。
- ・北部では、**黒大豆**、**もち大豆「夢さよう」**等の特産物が生産され、南部では、**米・麦・大豆**等の土地利用型作物や、干拓地での**にんじん**、**だいこん**等の野菜生産、姫路市近郊では**姫路れんこん**や**網干メロン**等の伝統野菜が生産されている。
- ・宍粟市にある**兵庫木材センター**を核として競争力のある**県産木材**を供給するとともに、未利用木材を**木質バイオマス発電所**へ燃料として供給している。
- ・播磨灘を中心とした海域では、小型底びき網、船びき網を中心とする漁船漁業と、**ノリ**、**カキ**、**アサリ**等の養殖業が盛んで、**カキ養殖**は、県内の当地域でのみ行われている。

③ 但馬地域

- ・環境への負荷軽減に配慮した「コウノトリ育む農法」による**米・大豆**や冷涼な気候を生かした**だいこん、キャベツ**等の高原野菜、**なし、岩津ねぎ、美方大納言小豆、朝倉さんしょ**等の特産品が生産されている。
- ・但馬牛の原産地として、世界に誇る「神戸ビーフ」の素牛となる**但馬牛**の繁殖・肥育が行われている。
- ・高性能林業機械の導入等による、**製材用原木**等の低コスト生産が行われているほか、**木質バイオマス発電所**の燃料として未利用木材が供給されている。
- ・日本海では、沖合底びき網漁を中心とした漁業経営が展開されており、**ズワイガニ**や**ホタルイカ、ハタハタ、ベニズワイガニ**等は全国でも上位の水揚げ量を誇る。

④ 丹波地域

- ・昼夜の寒暖差など地域特有の気候条件を活かし、丹波ブランドの特産物（**黒大豆、大納言小豆、やまのいも、くり、茶**など）が生産されている。
- ・肉用牛、酪農、養鶏など多様な畜産経営が展開されており、特に篠山市では但馬牛の肥育が盛んで、「**丹波篠山牛**」が生産されている。
- ・高性能林業機械の導入等による、**製材用原木**等の低コスト生産が行われているほか、**木質バイオマス発電所**の燃料として未利用木材が供給されている。

⑤ 淡路地域

- ・県下で最も農業生産の盛んな地域であり、年間を通じて温暖な気候を活かし、**たまねぎ、レタス**等の野菜と水稲との多毛作や、**かんきつ類、いちじく**等の果樹生産、**カーネーション、きく**等の花きが生産されている。
- ・県内の飼養頭数の約4割を占める酪農経営や、県全体の飼養頭数の2分の1を占める但馬牛の繁殖経営など、畜産業の県下の主要な産地である。
- ・小型底びき網や船びき網など多様な漁船漁業と、**ノリ、ワカメ、淡路島3年トラフグ**等の養殖業が営まれ、県下の漁業生産額の3分の1を占める主要な産地となっている。

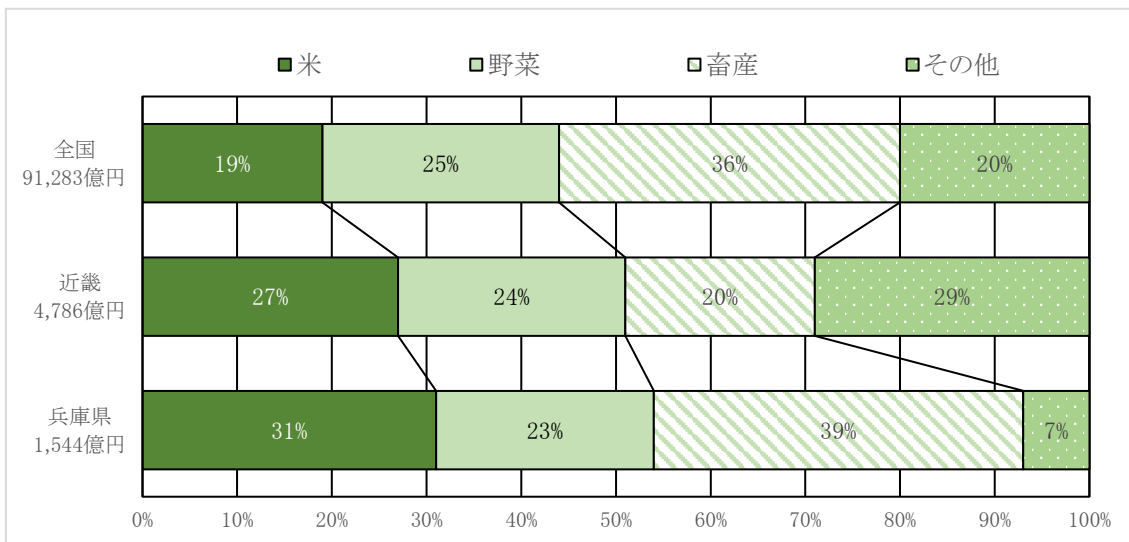
(3) 農業の状況

① 農業産出額

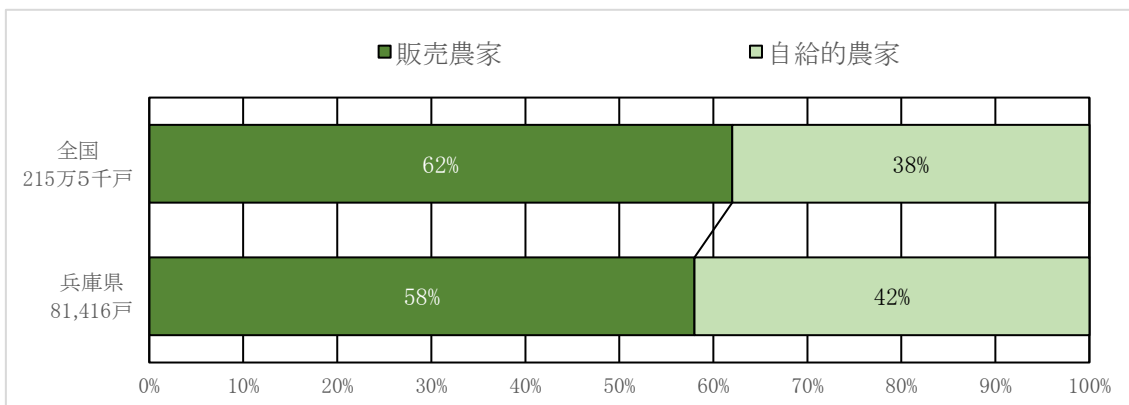
県の農業産出額は1,544億円（平成30年・全国21位）となっており、その構成は、米（31%）、野菜（23%）、畜産（39%）で全体の約93%を占めている。また、農業産出額の推移は下表のとおりであるが、**平成22年度頃までは減少傾向を辿っていたものの、園芸施設や機械化、生産基盤等の整備、但馬牛・神戸**

ビーフの生産拡大等により、増加傾向に転じている。

【農業産出額の構成比（平成 30 年）】



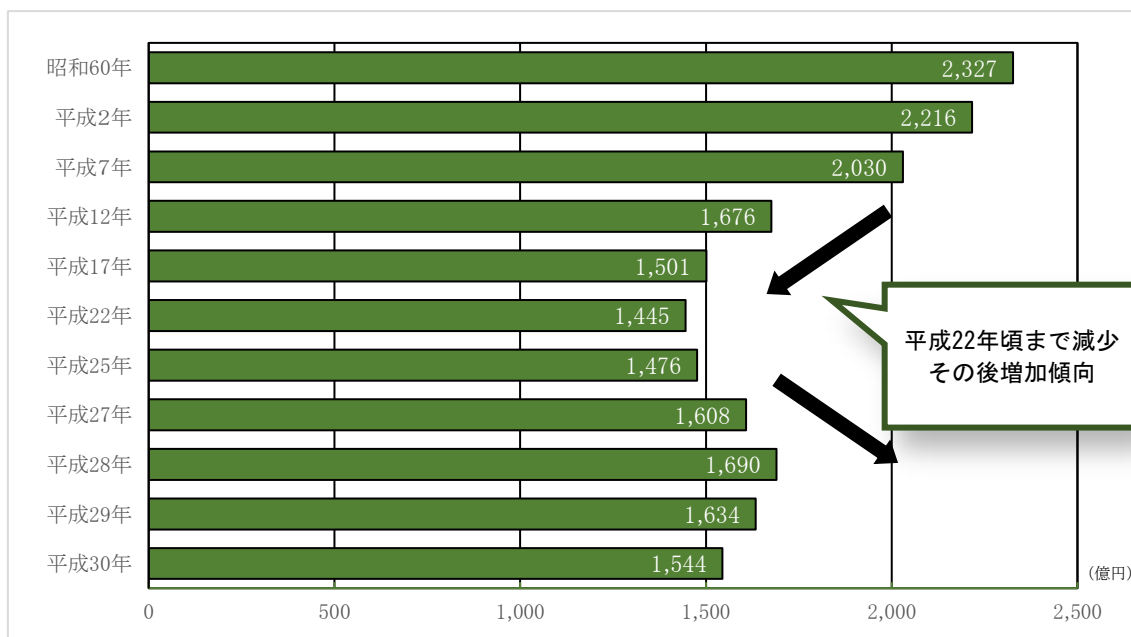
【農家の構成比（平成 27 年）】



【農業産出額の推移】

(単位：億円)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
兵庫県	2,327	2,216	2,030	1,676	1,501	1,445	1,476	1,608	1,690	1,634	1,544



② 農家の状況

県の総農家数は81,416戸(平成27年・全国3位)となっており、その内、販売農家の占める割合は57.5%と全国(62%)を下回っている。また、農家数の推移は下表のとおりであるが、**総農家数は減少の一途を辿っており、20年前と比較して約3分の2に減少**している。特に、県の農家の大部分を占めていた**販売農家数の減少は顕著であり、20年前と比較して約半減**している。地域別では、北播磨地域、但馬地域、西播磨地域の順に多くなっている。

農家の経営規模については、**経営耕地規模が3.0ha以上の農家は増加し、一方で、0.5ha未満の小規模農家が減少**していることから、**農業経営の大規模化**が徐々に進行していることが窺われる。

また、農業就業人口の内、65歳以上が約73%を占めており、**高齢化が進行**しているとともに、**新規就農者数も減少傾向**にある。

【農家数の推移】

(単位：戸、経営体(%))

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数 ^(注1)	124,823	114,523	104,990	95,499	81,416
自給的農家数 ^(注2)	38,522 (30.9)	36,909 (32.2)	39,886 (38.0)	38,706 (40.5)	34,585 (42.5)
販売農家数 ^(注3)	86,301 (69.1)	77,614 (67.8)	65,104 (62.0)	56,793 (59.5)	46,831 (57.5)

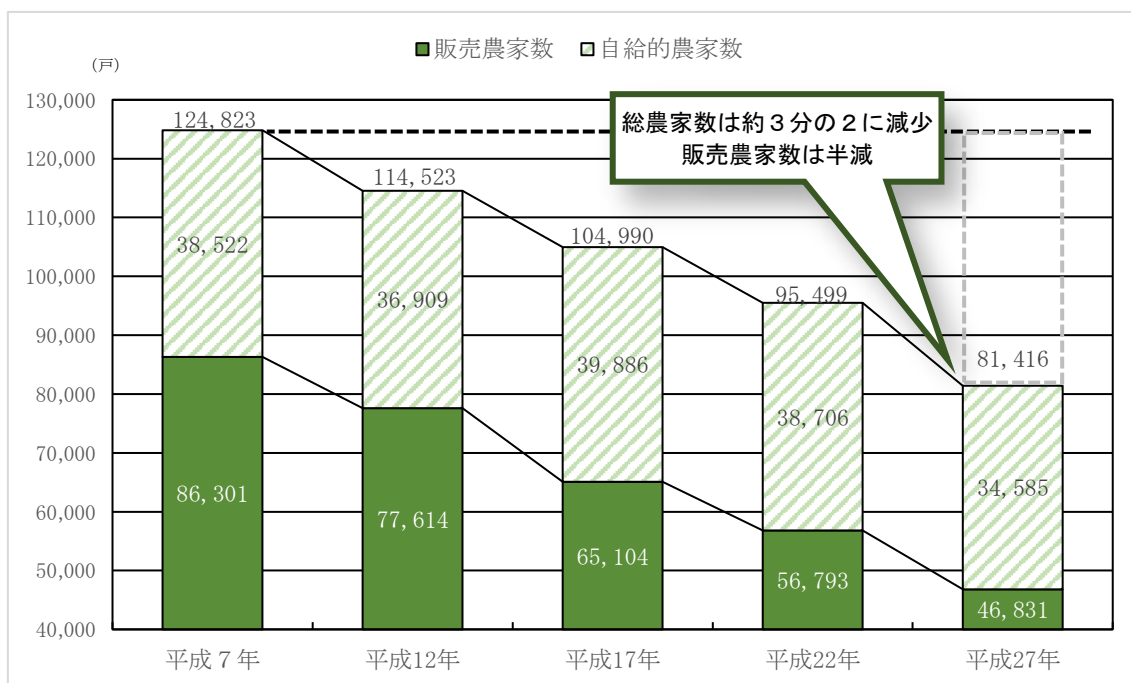
(注1) 自給的農家と販売農家の合計

(注2) 経営耕地面積 30a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額 50 万円未満の農家

(注3) 経営耕地面積 30a 以上又は調査期日前1年間における農作物販売金額 50 万円以上の農家

(注4) 平成17年度、平成22年度、平成27年度の総農家数、自給的農家の単位は戸、販売農家の単位は経営体

(注5) 括弧内は構成比



【地域別農家数（平成 27 年）】

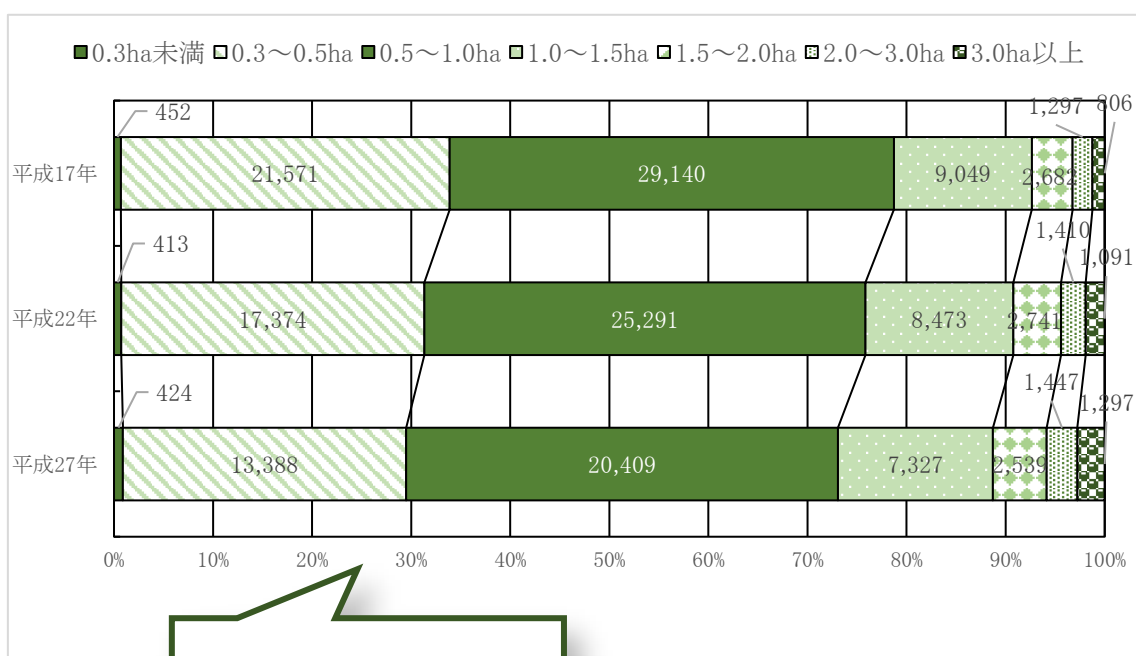
（単位：戸）

地 域	販売農家		自給の農家		総農家	
	戸 数	構成比	戸 数	構成比	戸 数	構成比
神 戸	3,276	7.0%	1,261	3.6%	4,537	5.6%
阪神南	301	0.6%	356	1.0%	657	0.8%
阪神北	2,479	5.3%	1,278	3.7%	3,757	4.6%
東播磨	2,964	6.3%	4,080	11.8%	7,044	8.7%
北播磨	9,343	20.0%	4,184	12.1%	13,527	16.6%
中播磨	3,844	8.2%	6,181	17.9%	10,025	12.3%
西播磨	5,243	11.2%	5,973	17.3%	11,216	13.8%
但 馬	6,234	13.3%	5,839	16.9%	12,073	14.8%
丹 波	6,279	13.4%	3,089	8.9%	9,368	11.5%
淡 路	6,868	14.7%	2,344	6.8%	9,212	11.3%
合 計	46,831	100.0%	34,585	100.0%	81,416	100.0%

【経営規模別農家数】

(単位：経営体)

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	農家数	構成比	農家数	構成比	農家数	構成比
0.3ha 未満	452	0.7%	413	0.7%	424	0.9%
0.3～0.5ha	21,571	33.2%	17,374	30.6%	13,388	28.6%
0.5～1.0ha	29,140	44.8%	25,291	44.5%	20,409	43.6%
1.0～1.5ha	9,049	13.9%	8,473	14.9%	7,327	15.6%
1.5～2.0ha	2,682	4.1%	2,741	4.8%	2,539	5.4%
2.0～3.0ha	1,297	2.0%	1,410	2.5%	1,447	3.1%
3.0ha 以上	806	1.2%	1,091	1.9%	1,297	2.8%

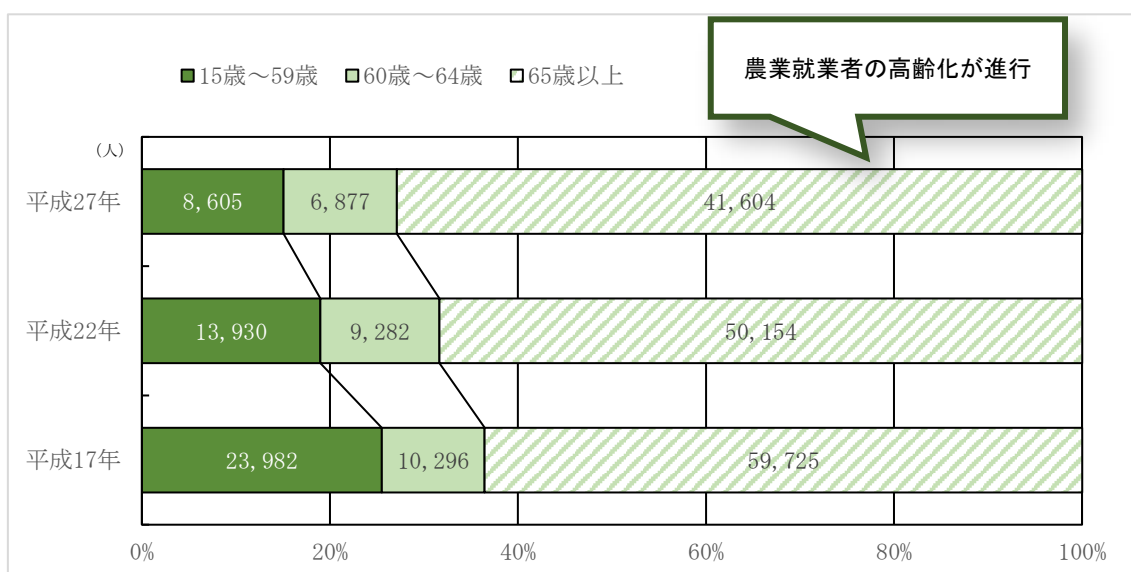


0.5ha 未満の農家は減少↓
 3.0ha 以上の農家は増加↑
 ⇒農業経営の大規模化の進行

【年齢別農業就業者数の推移（販売農家）】

(単位：人)

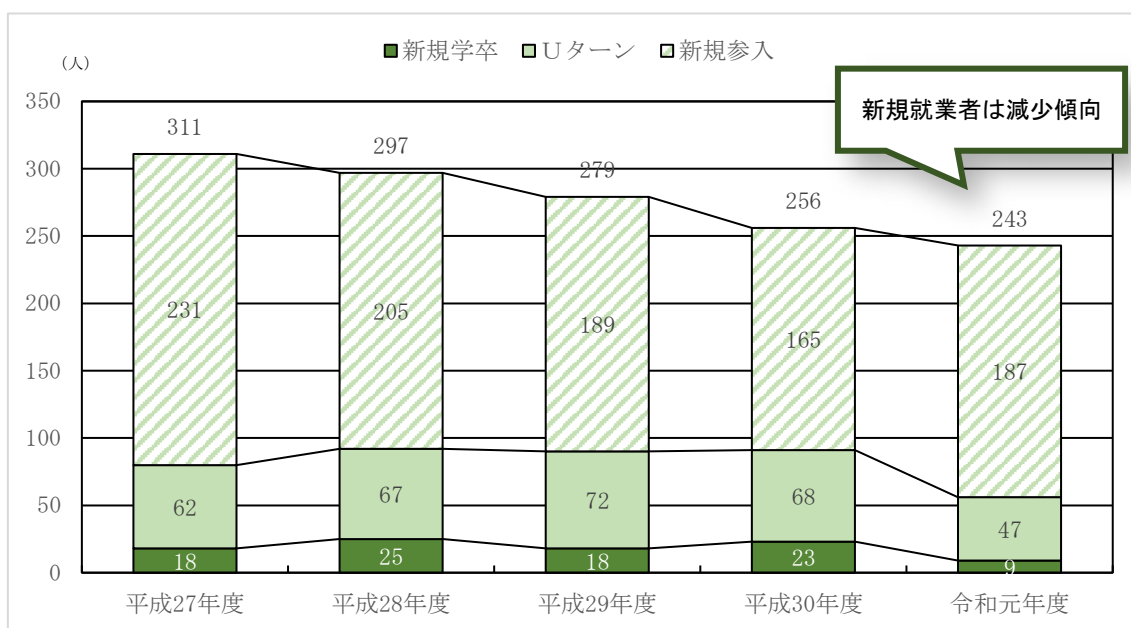
区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	農家数	構成比	農家数	構成比	農家数	構成比
15 歳～59 歳	23,982	25.5%	13,930	19.0%	8,605	15.1%
60 歳～64 歳	10,296	11.0%	9,282	12.7%	6,877	12.0%
65 歳以上	59,725	63.5%	50,154	68.4%	41,604	72.9%



【新規就農者数の推移】

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規学卒	18	25	18	23	9
Uターン	62	67	72	68	47
新規参入	231	205	189	165	187
合計	311	297	279	256	243



③ 畜産業の状況

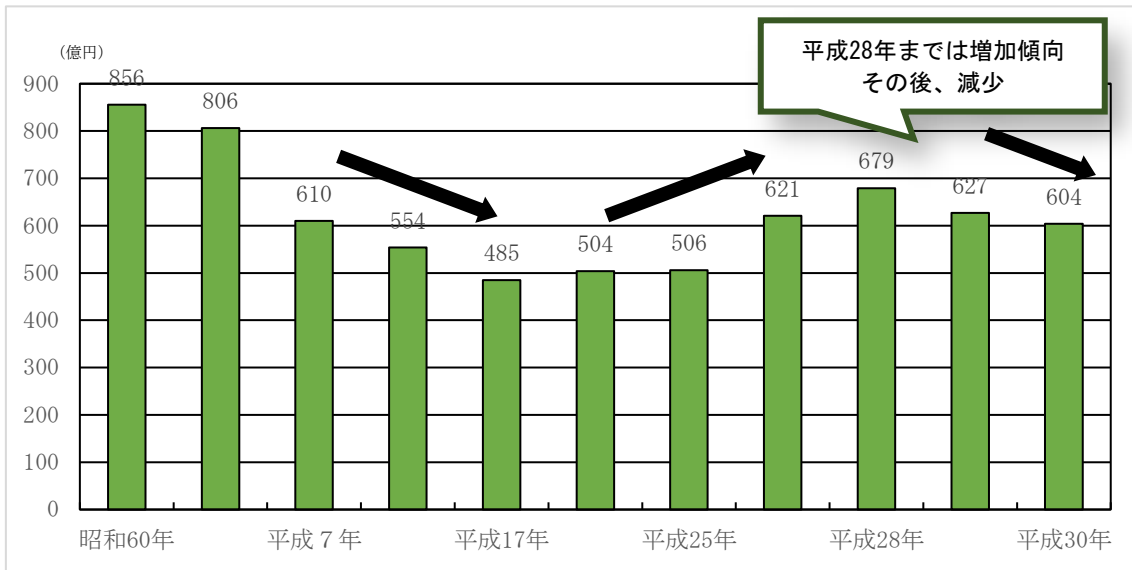
県の畜産業の産出額は604億円（平成30年）となっており、家畜別では、肉用牛が184億円、乳用牛が115億円、豚が14億円、鶏が289億円となっている。畜産業産出額は、平成28年までは増加傾向で推移していたもの、直近では減少に転じている。

【畜産業産出額の推移（白書ベース）】

(単位：億円)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全国	32,531	31,303	25,204	24,596	25,057	25,525	27,092	31,179	31,626	32,522	32,129
兵庫県	856	806	610	554	485	504	506	621	679	627	604

(出典：生産農業所得統計（暦年）)



(4) 林業の状況

① 森林等の現状

県の森林面積は560,148ha（平成30年度・全国14位）となっており、県土に占める森林の割合は全国とほぼ同じ67%であるが、この内、個人や集落が所有している民有林は530,066haで、その割合は95%と非常に高い状況となっている。地域別には、但馬地域、西播磨地域の順に森林面積が大きく、この2つの地域で県内の森林面積の半分を占めている。

また、民有林の42%（221,418ha）をスギ、ヒノキ等の人工林で占めており、その内、伐採して利用が可能とされる46年生（10齢級）以上の森林が75%を占めている。県内の民有林の蓄積数量（森林における立木の材積の総量）は増加の一途を辿っており、過去30年間で約2倍に増加していることから、県内の森林資源が大幅に増加してきていることが分かる。

【地域別森林面積（平成30年度）】

(単位：ha)

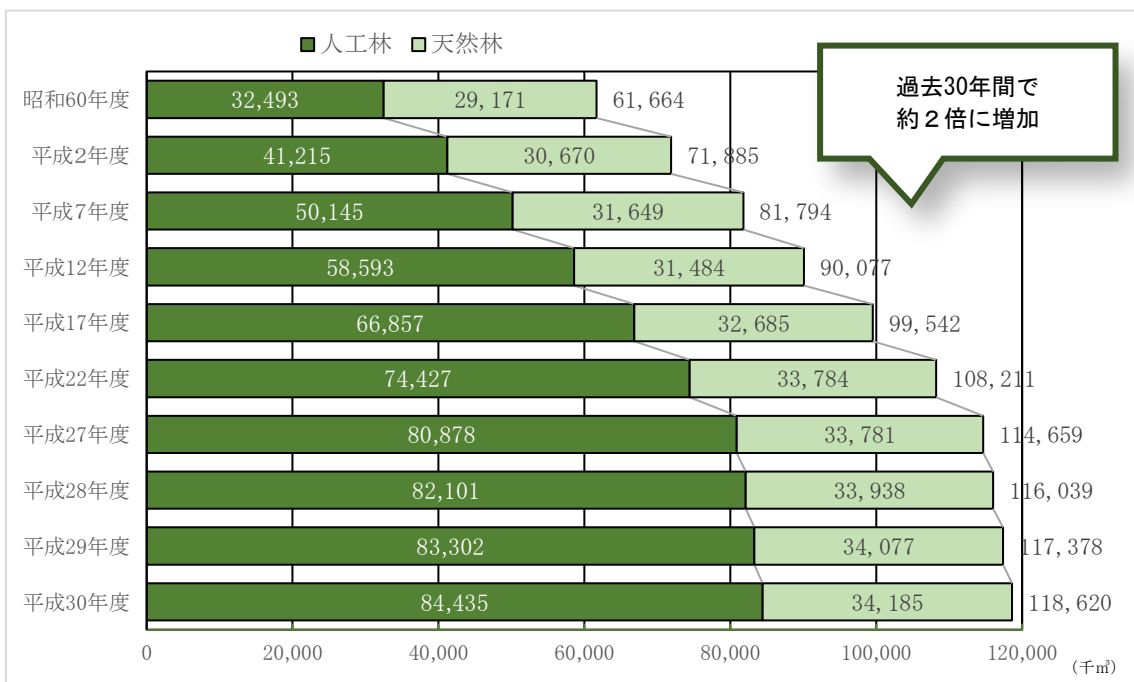
地域	国有林		民有林		森林面積	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
神戸	830	2.8%	21,155	4.0%	21,986	3.9%
阪神南	402	1.3%	4,012	0.8%	4,415	0.8%
阪神北	703	2.3%	27,540	5.2%	28,243	5.0%
東播磨	705	2.3%	3,538	0.7%	4,244	0.8%
北播磨	2,124	7.1%	46,276	8.7%	48,400	8.6%
中播磨	2,026	6.7%	54,906	10.4%	56,932	10.2%

地域	国有林		民有林		森林面積	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
西播磨	14,587	48.5%	108,850	20.5%	123,438	22.0%
但馬	6,228	20.7%	170,270	32.1%	176,498	31.5%
丹波	1,293	4.3%	64,040	12.1%	65,333	11.7%
淡路	1,184	3.9%	29,477	5.6%	30,661	5.5%
合計	30,083	100.0%	530,066	100.0%	560,148	100.0%

【民有林の蓄積数量の推移】

(単位：千m³)

項目	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人工林	32,493	41,215	50,145	58,593	66,857	74,427	80,878	82,101	83,302	84,435
天然林	29,171	30,670	31,649	31,484	32,685	33,784	33,781	33,938	34,077	34,185
県計	61,664	71,885	81,794	90,077	99,542	108,211	114,659	116,039	117,378	118,620



【民有林の林齢別面積と蓄積（人工林）】

(単位：ha、千m³)

項目	林齢（年生）										
	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～
面積	265	337	974	1,260	3,687	5,770	9,927	14,067	18,315	26,674	140,142
材積	0	2	40	102	441	993	2,238	3,858	5,884	9,643	61,234

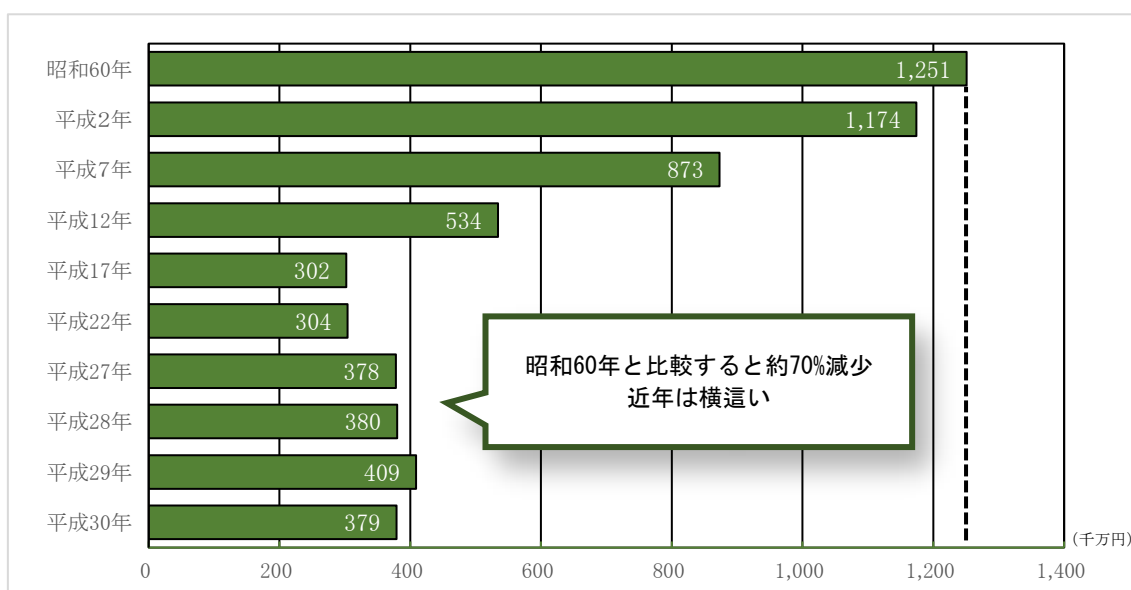
② 林業産出額

県の林業産出額は 37.9 億円（平成 30 年・全国 30 位）となっており、昭和 60 年度と比較すると約 70%減少しているが、近年は横這いの状態となっている。

【林業産出額の推移】

（単位：千万円）

項目	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
林業産出額	1,251	1,174	873	534	302	304	378	380	409	379



素材生産量については、木材価格の低迷、林業労働力の減少、林業労働者の高齢化等の影響を受け、15 年ほど前までは減少傾向が続いていたが、その後、増加傾向に転じ、近年は 300,000 m³前後で推移している。また、木材価格については、昭和 60 年と比較して、スギ中丸太が約 53%、ヒノキ中丸太が約 63%下落している。

【素材生産量の推移】

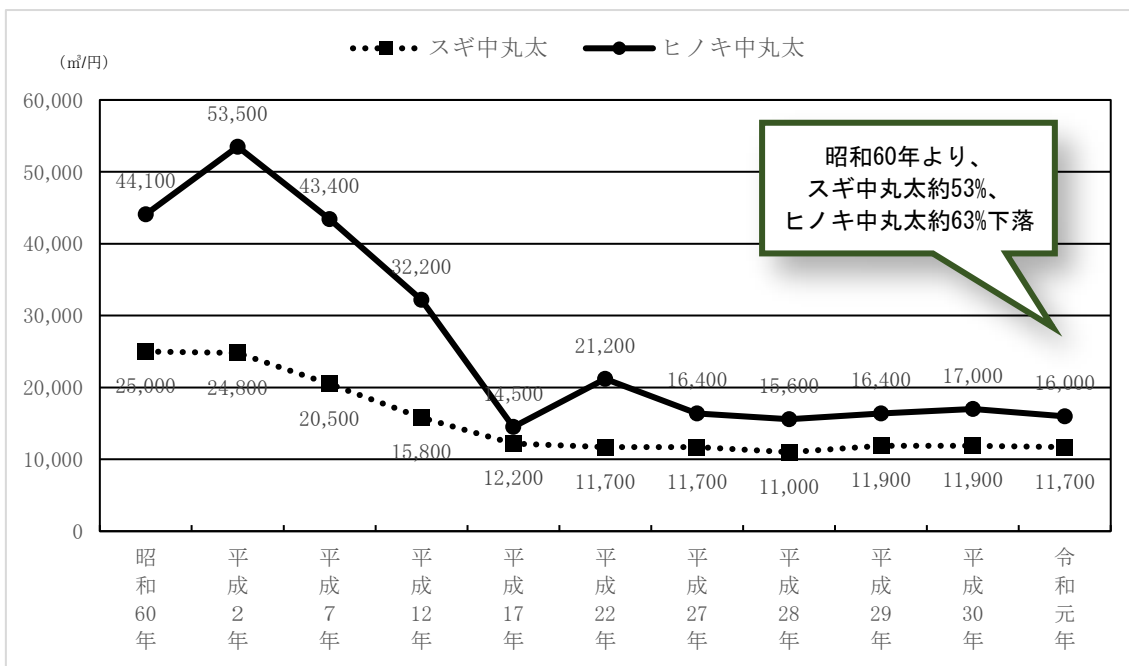
（単位：千 m³）

項目	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年
素材生産量	417	363	291	207	177	192	269	293	303	298	275

【県内における素材価格の推移】

(単位：m³/円)

項目	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
スギ中丸太	25,000	24,800	20,500	15,800	12,200	11,700	11,700	11,000	11,900	11,900	11,700
ヒノキ中丸太	44,100	53,500	43,400	32,200	14,500	21,200	16,400	15,600	16,400	17,000	16,000



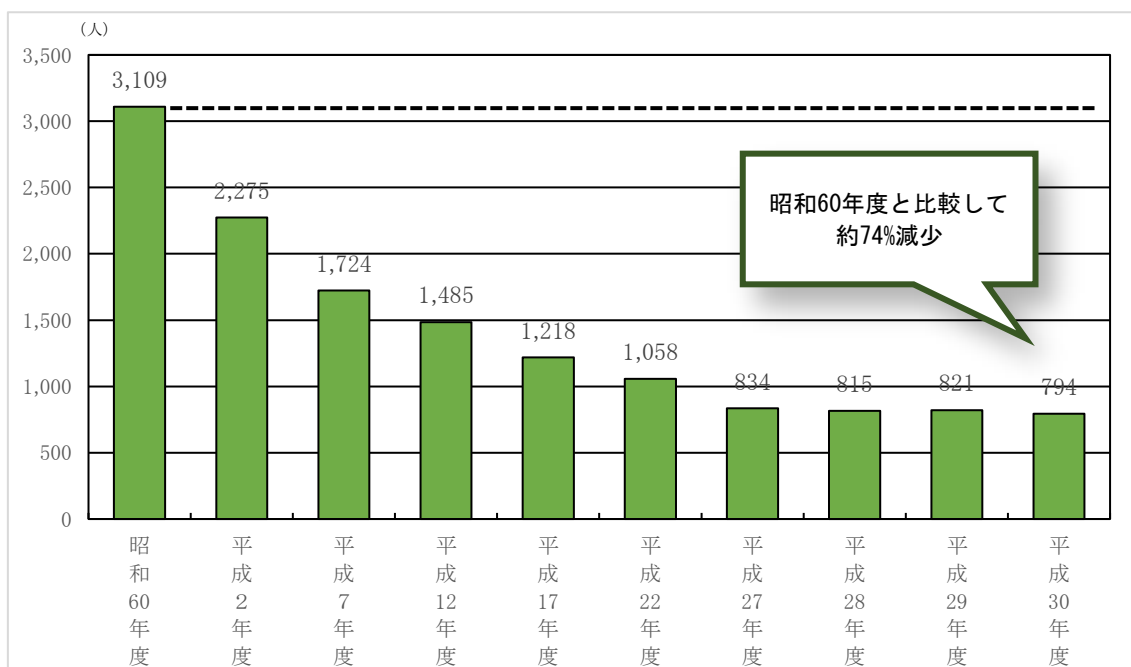
③ 林業労働力

県内の林業労働者は794人(平成30年度末現在)であり、昭和60年と比較して約74%減少している。また、林業労働者の内、約4分の1が60歳以上の高齢労働者である。

【林業労働者】

(単位：人)

項目	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
林業労働者	3,109	2,275	1,724	1,485	1,218	1,058	834	815	821	794



(5) 水産業の状況

① 県の水産業の特長

県は、北は日本海に、南は瀬戸内海に面している。日本海は、冬季風浪が厳しく、浅海域が少ないことから、19～125 tの大型船による沖合漁業が中心で、ズワイガニ、ホタルイカ、ハタハタ、カレイ類、ベニズワイガニ等が捕獲されている。一方、瀬戸内海は、比較的水深が浅く、波浪が穏やかなことから、10 t未満の小型船による沿岸漁業が中心となり、タイ、マダイ、シラス、イカナゴなどが漁獲されている。特に、瀬戸内海で行われているノリの養殖は全国有数の収穫量を誇っている。

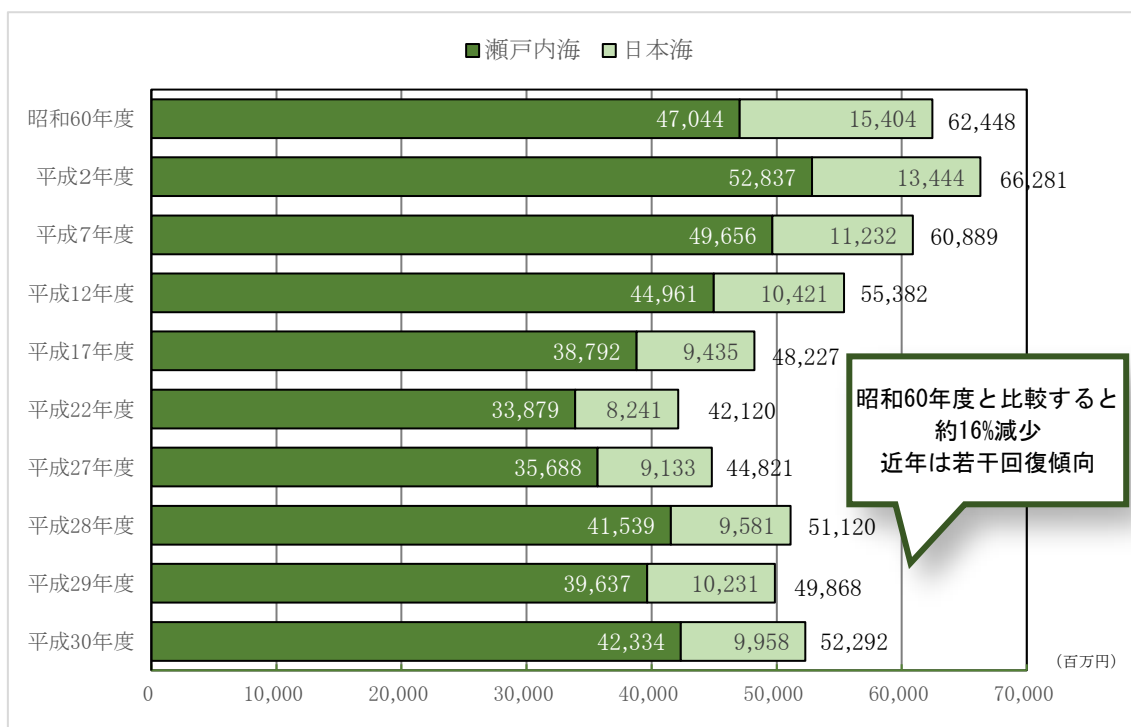
② 漁業産出額

県の漁業産出額は約523億円（平成30年度・全国8位）となっており、昭和60年度と比較すると約16%減少しているが、近年は若干回復傾向となっている。

【漁業産出額の推移】

(単位：百万円)

項目	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
漁業産出額	62,448	66,281	60,889	55,382	48,227	42,120	44,821	51,120	49,868	52,292
内、瀬戸内海	47,044	52,837	49,656	44,961	38,792	33,879	35,688	41,539	39,637	42,334
内、日本海	15,404	13,444	11,232	10,421	9,435	8,241	9,133	9,581	10,231	9,958



③ 漁業労働力

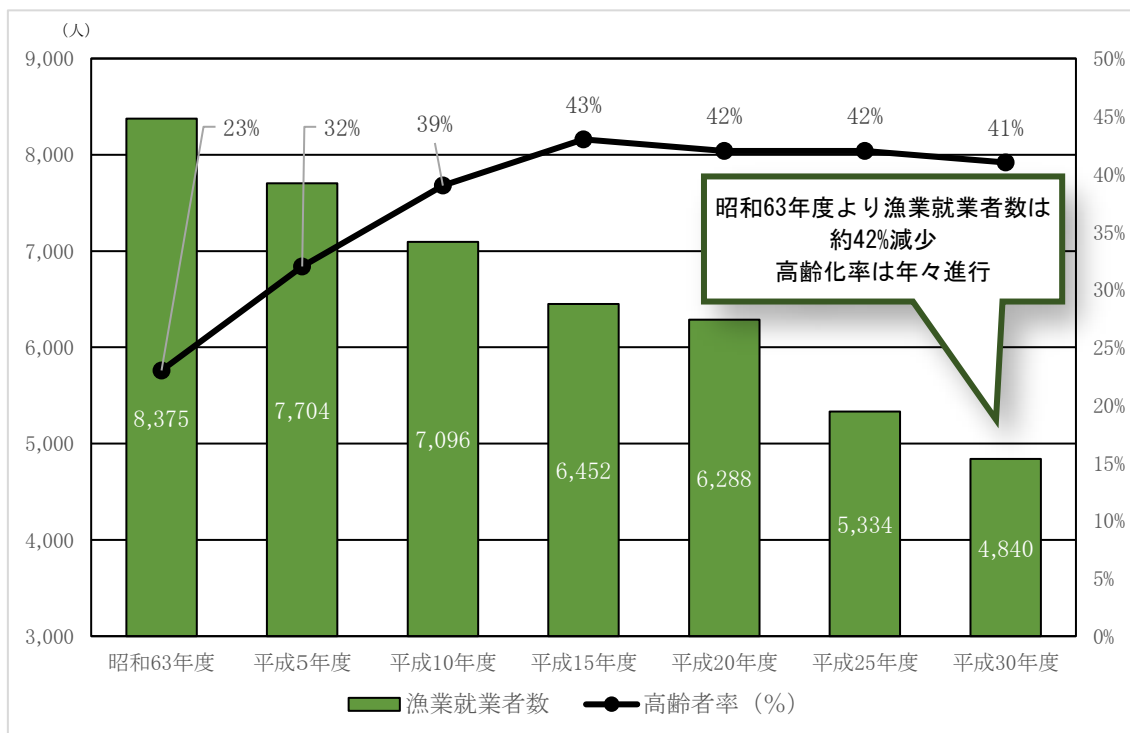
県内の漁業就業者数は4,840人(平成30年度末現在)であり、**昭和63年度と比較して約42%減少**している。また、高齢化率は41%(平成30年度末現在)となっており、**漁業就業者の高齢化は年々進行**していることが分かる。

【漁業者数の推移】

(単位：人)

項目	昭和63年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度
漁業就業者数	8,375	7,704	7,096	6,452	6,288	5,334	4,840
高齢者率 (%)	23%	32%	39%	43%	42%	42%	41%

(※) 高齢者率は60歳以上を対象



(6) 県の主要農林水産物

県の主要農林水産物の生産数量、全国シェア、順位等は、下表のとおりとなっている。全国第1位の品目が山田錦（酒米）、丹波黒（黒大豆）を始めとして7品、第2位の品目がイカナゴとスズキ類の2品、第3位がたまねぎといちじくの2品と上位を占める品目が多数存在することが分かる。特に、水産品目については上位品目が多く、日本海と瀬戸内海の両方に面しているという県の特長が表れていると言える。

【県の主要農林水産物】

項目	単位	数量		全 国 シェア (%)	全国 順位	全国順位				
		兵庫県	全 国			1位	2位	3位	4位	5位
水稻	t	182,900	7,762,000	2.4	14	新 潟	北海道	秋 田	山 形	宮 城
山田錦（酒米）	t	20,439	34,493	59.3	1	兵 庫	岡 山	山 口	福 岡	広 島
丹波黒（黒大豆）	t	890	2,254	39.5	1	兵 庫	岡 山	滋 賀	京 都	香 川
たまねぎ	t	100,100	1,319,000	7.6	3	北海道	佐 賀	兵 庫	長 崎	愛 知
レタス	t	30,100	578,100	5.2	5	長 野	茨 城	群 馬	長 崎	兵 庫
キャベツ	t	29,300	1,472,000	2.0	11	愛 知	群 馬	千 葉	茨 城	鹿 児 島
はくさい	t	21,100	874,800	2.4	10	長 野	茨 城	群 馬	北 海 道	埼 玉
だいこん	t	14,100	1,308,000	1.1	24	北海道	千 葉	青 森	鹿 児 島	神 奈 川
トマト	t	9,350	714,600	1.3	24	熊 本	北 海 道	愛 知	茨 城	千 葉
ねぎ	t	5,920	465,300	1.3	25	千 葉	埼 玉	茨 城	群 馬	北 海 道
しゅんぎく	t	1,410	26,900	5.2	6	大 阪	千 葉	群 馬	茨 城	福 岡
ピーマン	t	2,190	145,700	1.5	12	茨 城	宮 崎	高 知	鹿 児 島	岩 手
ほうれんそう	t	3,730	217,800	1.7	16	埼 玉	群 馬	千 葉	茨 城	宮 崎
いちじく	t	1,590	12,968	12.3	3	和 歌 山	愛 知	兵 庫	大 阪	福 岡
びわ	t	183	3,430	5.3	6	長 崎	千 葉	鹿 児 島	香 川	愛 媛
くり	t	364	15,700	2.3	10	茨 城	熊 本	愛 媛	岐 阜	宮 崎
カーネーション	千本	19,400	222,700	8.7	4	長 野	愛 知	北 海 道	兵 庫	千 葉
花壇用苗もの類	千本	27,100	579,000	4.7	4	埼 玉	愛 知	千 葉	兵 庫	茨 城
生乳生産量	t	78,054	7,313,530	1.1	14	北海道	栃 木	熊 本	岩 手	群 馬
肉用牛飼養頭数	頭	55,700	2,555,000	2.2	10	北海道	鹿 児 島	宮 崎	熊 本	岩 手
豚飼養頭数	頭	22,100	9,156,000	0.2	38	鹿 児 島	宮 崎	北 海 道	群 馬	千 葉
鶏卵生産量	t	88,611	2,639,733	3.4	11	茨 城	鹿 児 島	千 葉	岡 山	広 島
ブロイラー出荷羽数	千羽	12,760	695,335	1.8	12	鹿 児 島	宮 崎	岩 手	青 森	北 海 道
はちみつ生産量	kg	75,863	2,911,000	2.6	14	長 野	北 海 道	秋 田	熊 本	青 森
生しいたけ	t	840	71,112	1.2	23	徳 島	北 海 道	岩 手	群 馬	秋 田
ズワイガニ	t	1,159	4,165	27.8	1	兵 庫	鳥 取	北 海 道	福 井	石 川
ベニズワイガニ	t	1,965	14,093	13.9	5	鳥 取	北 海 道	新 潟	島 根	兵 庫
シラス	t	9,437	50,509	18.7	1	兵 庫	愛 知	静 岡	茨 城	大 阪

項目	単位	数量		全 国 シェア (%)	全 国 順位	全国順位				
		兵庫県	全 国			1位	2位	3位	4位	5位
イカナゴ	t	1,715	14,786	11.6	2	北海道	兵庫	福 島	宮 城	香 川
カレイ類	t	2,467	41,251	6.0	4	北海道	宮 城	島 根	兵庫	鳥 取
タコ類	t	1,061	36,163	2.9	4	北海道	宮 城	岩 手	兵庫	青 森
ホタルイカ	t	3,072	5,138	59.8	1	兵庫	富 山	鳥 取	福 井	—
ハタハタ	t	1,181	4,716	25.0	1	兵庫	鳥 取	青 森	石 川	北海道
マダイ	t	1,344	16,075	8.4	4	長 崎	福 岡	愛 媛	兵庫	山 口
スズキ類	t	501	5,907	8.5	2	千 葉	兵庫	愛 知	宮 城	福 岡
ノリ養殖	t	68,225	273,312	25.0	1	兵庫	佐 賀	福 岡	熊 本	香 川
カキ養殖	t	8,652	176,698	4.9	4	広 島	宮 城	岡 山	兵庫	岩 手

(出典：ひょうごみどり白書2020)

(7) 農林水産費の予算・決算額の推移

県の農林水産費の過去10年間の予算・決算額の推移は、下表のとおりである。令和2年度の農林水産費の決算額は約714億円となっており、10年前（平成23年度）と比較して約1.5倍に増加している。

農林水産費の決算額が増加している主な要因としては、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資の利用実績の増加に伴い融資を実施した金融機関への預託金が増加したこと（平成23年度8,984百万円から令和2年度22,121百万円へ13,137百万円の増加）、多面的機能支払交付金の交付スキーム変更に伴い国負担相当額が県予算を経由することになったこと（平成23年度785百万円から令和2年度2,971百万円へ2,186百万円の増加）などによるものである。

【農林水産費の予算・決算額の推移】

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	56,119	54,153	58,548	63,078	72,791
最終予算額	58,199	66,477	69,749	63,877	76,692
決算額	49,058	44,364	51,011	53,487	62,659
翌年度への繰越額	8,815	21,623	17,597	9,676	12,993

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	76,020	78,997	82,244	88,461	92,134
最終予算額	83,475	81,961	88,946	86,769	96,984
決算額	67,767	65,715	69,800	69,408	71,404
翌年度への繰越額	15,451	15,913	18,463	17,072	25,010

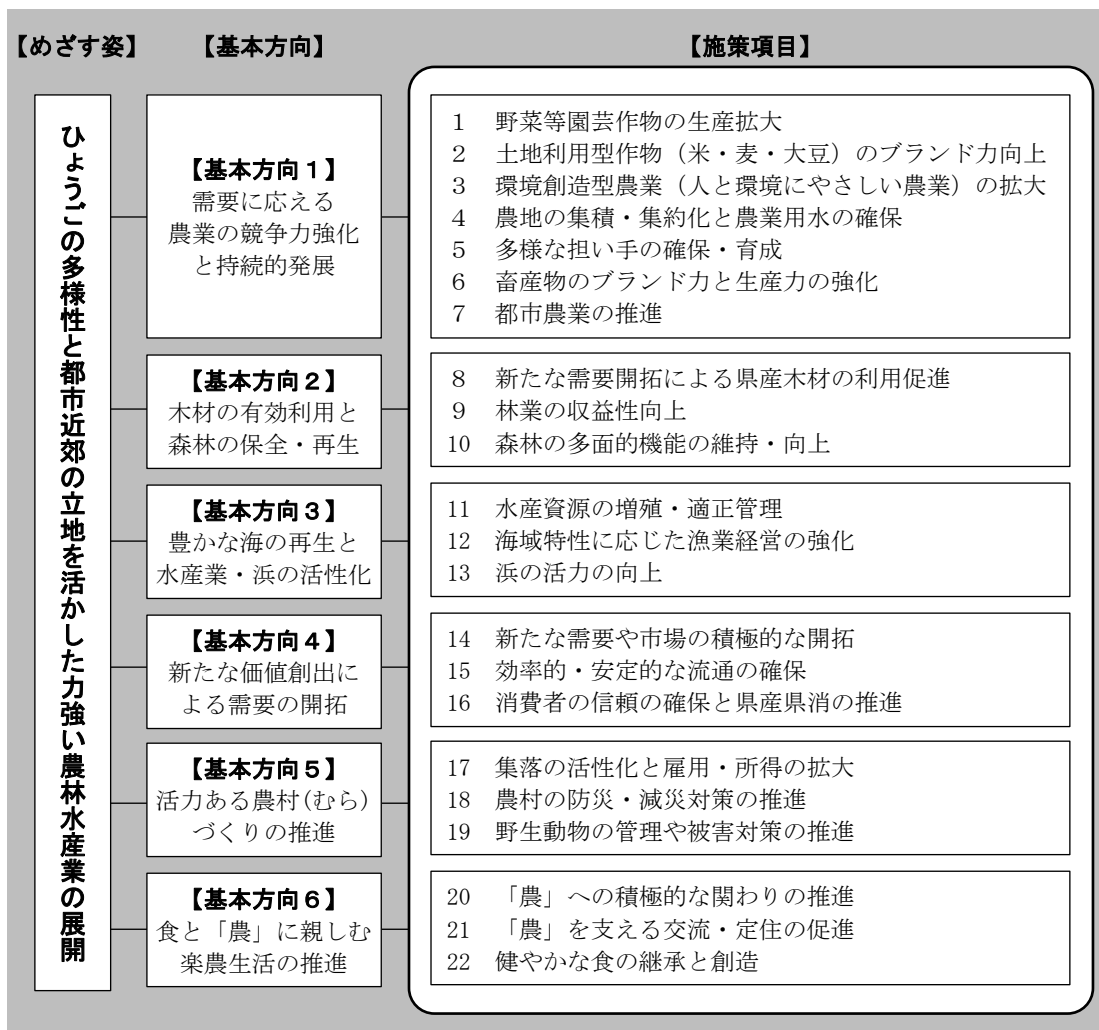
2. ひょうご農林水産ビジョン

(1) 「ひょうご農林水産ビジョン 2025」の概要

県は、平成 24 年 3 月に「ひょうご農林水産ビジョン 2020」を策定し、これに基づき、県民の参画と協働により、農林水産振興施策を総合的に推進してきた。しかし、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、グローバル化の進展、産業としての農林水産業の脆弱化が一層進展、管理が行き届かない森林・農地・農業用施設の被災リスクの増大、大幅な構造改革を図る国の農政改革など、農林水産業・農山漁村をめぐる大きな情勢変化が進んでいることから、平成 28 年 3 月にこれを改訂し、新たに「ひょうご農林水産ビジョン 2025」を策定した。これは、「21 世紀兵庫長期ビジョン」の農林水産業・農山漁村に関わる分野別ビジョンとして、県の農林水産業・農山漁村に関する各種施策の基本となる計画であり、全ての県民の食と「農」に関する行動指針となるものである。**計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度（2025 年度）の 10 年間**とされている。

「ひょうご農林水産ビジョン 2025」では、「ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開 ～平成の御食国ひょうごの創造をめざして～」を 2025 年を想定した農林水産業・農山漁村の**めざす姿**とし、その実現に向けた以下の施策の**6つの基本方向**と**22の施策項目**を定めている。

【ビジョンの施策体系】



そして、「ひょうご農林水産ビジョン 2025」では、総括的な指標として**農業産出額、林業・木材産業産出額、漁業産出額**の数値目標を下表のとおりを設定し、その上で、各施策の成果指標を個別に設定している。

(単位：億円)

項目	起点 (①)	中間年度 (②)	最終年度 (③)	増減額 (④=③-①)	増減率 (④÷①)
	平成 25 年度	令和 2 年度	令和 7 年度		
農業産出額	1,476	1,560	1,585	109	7.4%
林業・木材産業産出額	516	540	570	54	10.5%
漁業産出額	383	470	480	97	25.3%

(2) 農林水産施策の進捗状況

「ひょうごみどり白書 2020」では、「ひょうご農林水産ビジョン 2025」に基づく農林水産施策の取組状況が以下のとおり評価、検証されている。

① ビジョン全体の進捗状況（総括的な指標）

総括的な指標である、**農業産出額、林業・木材産業産出額、漁業産出額**については、現時点において把握できる直近の状況では、**全ての指標で平成 25 年から常に高い水準で推移**しているとされている。

(単位：億円)

項目	起点		実績		目標	
	平成 25 年 (①)	平成 30 年 (②)	②-①	令和 2 年 (中間)	令和 7 年 (最終) (③)	③-①
農業産出額	1,476	1,544	68	1,560	1,585	109
林業・木材産業産出額	516	583	67	540	570	54
漁業産出額	383	523	140	470	480	97

② 各施策の進捗状況

「ひょうご農林水産ビジョン 2025」では、**各施策の成果指標が 53 項目（成果指標総数 55 項目）**設定されている。「ひょうごみどり白書 2020」では、把握時点においてデータが集計できない 8 指標を除く、47 項目の成果は、**年度目標を達成「◎：100%以上」又はおおむね達成「○：90%以上」**している項目が **32 項目／47 項目（68%）**とされている。

項目	評価基準 ^(注1)					9割以上達成状況 ^(注2)		評価内容
	◎	○	△	▲	※			
基本方向 1	0	8	4	5	2	8/17	47%	全体として成果は十分ではないものの、需要に応える生産に向けた取組が進んでいる。
基本方向 2	7	2	1	0	1	9/10	90%	多様な木材需要の拡大や時代を担う人材の育成に向けた取組が順調に拡大している。
基本方向 3	3	0	1	2	1	3/6	50%	全体の成果は十分でないものの、海面養殖業の生産拡大等の取組は順調に進んでいる。
基本方向 4	3	1	1	0	1	4/5	80%	国内外の新たな需要や効率的な流通の確保が順調に進んでいる。
基本方向 5	2	3	1	0	3	5/6	83%	農村の持続的な発展と活力の向上にむけた取組が着実に進められている。
基本方向 6	1	2	0	0	0	3/3	100%	農林水産業・農山漁村に対する理解を深め、積極的にかかわり「農」に親しむ楽農生活の実現するための取組が着実に進んでいる。
施策全体	16	16	8	7	8	32/47	68%	—

(注 1) 評価指標：達成率 100%以上→◎、達成率 90～100%→○、達成率 80～90%→△、達成率 80%未満→▲、未集計→※

(注 2) 達成状況：「達成：◎」及び「おおむね達成：○」の割合

(3) 「ひょうご農林水産ビジョン2030」の概要

県は平成28年3月に「ひょうご農林水産ビジョン2025」を策定し、これに基づき、県民の参画と協働により、農林水産振興施策を総合的に推進してきた。しかし、TPP11の発効など経済活動のグローバル化のさらなる進展、ICT等を活用した農林水産業に利用可能なスマート技術が急速に進展する一方、地域の重要な担い手である団塊世代のリタイヤが本格化する等、少子高齢化の進行による労働力不足や地域活力の低下が顕著になるなど、食と「農」をめぐる社会情勢は大きく変化しており、さらには、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、インバウンドや外食需要の減少が続く一方で、国産・国内回帰の流れによる生産供給体制の見直しや、都市集中の暮らしからの田園回帰の気運の高まりなど新たな動きが見受けられる状況となっていることから、令和3年3月にこれを改訂し、新たに「ひょうご農林水産ビジョン2030」を策定した。計画期間は令和3年度から令和12年度(2030年度)の10年間とされている。

「ひょうご農林水産ビジョン2030」では、「御食国ひょうご 令和の挑戦 ～都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展～」を2030年を想定した農林水産業・農山漁村のめざす姿とし、その実現に向けた以下の施策の3つの基本方向と13の推進項目を定めている。

【農林水産ビジョン 2030 の施策体系】

【めざす姿】【基本方向】

【推進項目】

【推進方策】

御食国ひょうご

令和の挑戦

都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展

1

基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開

- 1 スマート化による新しい農林水産業の実現
- 2 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開
- 3 需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化
- 4 木材利用の拡大と資源循環型林業の推進
- 5 豊かな海と持続的な水産業の実現
- 6 農林水産物のブランド力強化と生産者所得の向上
- 7 食の安全を支える生産体制の確保

- ①スマート農業の展開
- ②スマート畜産業の展開
- ③スマート林業の展開
- ④スマート水産業の展開

- ①本県の強みを活かし需要と直結した生産の新展開
- ②次代を担う経営力の高い担い手の育成
- ③農地利用の最適化と効率的な生産基盤の確立
- ④地域の多様な人材が支え合う持続可能な地域協働体制の確立
- ⑤環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）の取組拡大

- ①ひょうごの畜産を支える多様な担い手の確保
- ②但馬牛の増頭と但馬牛・神戸ビーフ生産拡大
- ③牛乳・乳製品の生産基盤強化
- ④高品質な鶏卵・鶏肉・豚肉の安定生産
- ⑤高品質な堆肥の生産と広域流通・耕畜連携の推進

- ①県産木材の利用拡大と加工流通体制の強化
- ②森林資源の循環利用と林業経営の効率化

- ①豊かで美しい海の再生と水産資源の適正管理
- ②漁業の担い手確保と経営力の強化

- ①更なるブランド戦略の展開
- ②フードチェーンづくりと高付加価値化の支援
- ③新たな価値の創出

- ①安全で適正な農業使用の推進
- ②生産段階における適正な生産工程・衛生管理等の導入拡大
- ③畜産農場における HACCP 対応や畜産 GAP の取得の推進
- ④口蹄疫や豚熱、鳥インフルエンザ等重大家畜伝染病の発生・まん延防止
- ⑤安全安心な二枚貝の流通に向けた貝毒監視体制の整備

2

県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出

- 8 特色を活かした活力ある地域づくりの推進
- 9 農山漁村の防災・減災対策の推進
- 10 豊かな森づくりの推進

- ①中山間地域における地域活性化の推進
- ②野生動物の管理や被害対策の推進
- ③農村地域の多面的機能発揮の促進
- ④都市農業を核とした地域づくりの推進
- ⑤バイオマスの活用を通じた地域活性化の推進
- ⑥内水面における水産資源の維持と地域活性化の推進

- ①ため池災害の未然防止とため池避難対策
- ②山地防災・土砂災害対策の推進
- ③漁港の耐震化と津波・高潮防災対策の推進

- ①森林の適正管理の徹底による公益的機能の維持・向上
- ②森林の防災機能の強化を図る「災害に強い森づくり」の推進
- ③森林病虫害被害対策の推進と保安林制度等の適正運用
- ④県民総参加による森づくりの推進

3

「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実

- 11 食と「農」に親しむ楽農生活の推進
- 12 「農」と多様な分野との連携強化
- 13 県民への農林水産物の安定供給と県産県消の推進

- ①令和の時代のライフスタイルの提案
- ②楽農生活に誘い、定着を図る仕組みづくり
- ③楽農生活をサポートする体制づくり

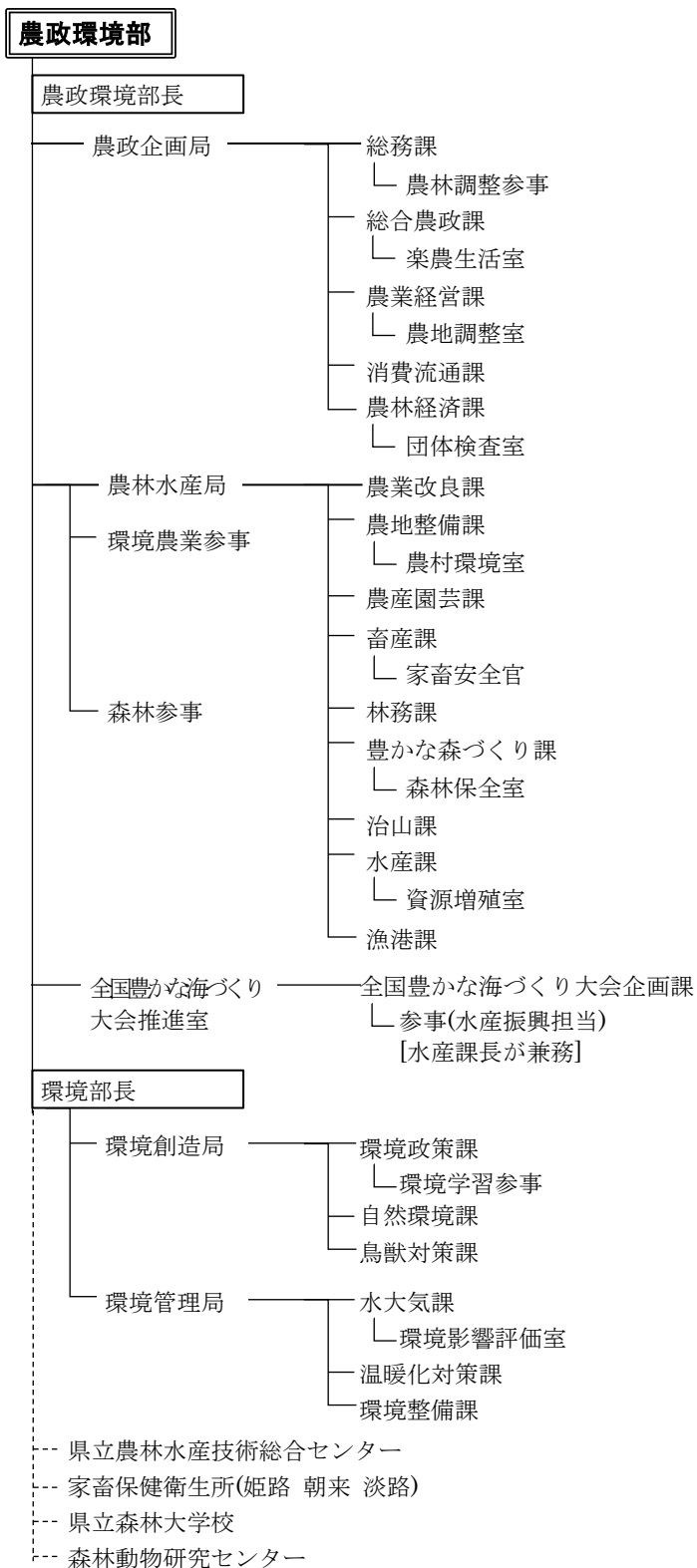
- ①農福連携の取組強化
- ②観光分野との連携強化

- ①卸売市場を通じた安定供給の確保
- ②県産県消の推進
- ③食品に対する消費者の信頼の確保

II. 農林水産行政を所管する組織概要

1. 農政環境部の組織概要

(1) 組織図 (令和3年度)



(2) 職員数 (令和3年4月1日現在)

(単位：人)

課または地方機関名	職員数 (再任用除く)	職員数の内訳			
		事務職	技術職	技能労務職	
総務課	26	24	2	0	
総合農政課	22	8	14	0	
農業経営課	22	12	10	0	
消費流通課	14	5	9	0	
農林経済課	17	17	0	0	
農業改良課	15	3	12	0	
農地整備課	31	7	24	0	
農産園芸課	20	4	16	0	
畜産課	18	3	15	0	
林務課	21	3	18	0	
豊かな森づくり課	15	3	12	0	
治山課	13	2	11	0	
水産課	22	2	20	0	
漁港課	12	3	9	0	
全国豊かな海づくり大会企画課	12	6	6	0	
環境政策課	15	13	1	1	
自然環境課	7	3	4	0	
鳥獣対策課	9	4	5	0	
水大気課	26	10	16	0	
温暖化対策課	9	4	5	0	
環境整備課	15	6	9	0	
本庁 計	361	142	218	1	
県立農林水産技術総合センター	192	19	167	6	
姫路家畜保健衛生所	18	1	17	0	
朝来家畜保健衛生所	11	1	10	0	
淡路家畜保健衛生所	12	1	11	0	
森林大学校	10	2	8	0	
森林動物研究センター	9	2	7	0	
地方機関 計	252	26	220	6	
合計	613	168	438	7	
派遣	ひょうご農林機構	17	7	10	0
	兵庫県土地改良事業団体連合会	1	0	1	0
	ひょうご環境創造協会	15	4	11	0
	地球環境戦略研究機関関西研究センター	2	1	1	0
	地球環境戦略研究機関A P Nセンター	2	1	1	0
	国際エメックスセンター	2	2	0	0
	大阪湾広域臨海環境整備センター	11	3	8	0
	計	50	18	32	0
農政環境部 計	663	186	470	7	

県民局名	職員数 (再任用除く)	職員数の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
兵庫県民センター	42	6	36	0
県民交流室県民課[環境担当]	2	2	0	0
神戸農林振興事務所 計	40	4	36	0
神戸農林振興事務所	13	3	10	0
神戸農業改良普及センター	13	0	13	0
神戸土地改良センター	7	1	6	0
六甲治山事務所	7	0	7	0
阪神北県民局	35	7	28	0
県民交流室環境課	10	4	6	0
阪神農林振興事務所 計	25	3	22	0
阪神農林振興事務所	16	3	13	0
阪神農業改良普及センター	9	0	9	0
東播磨県民局	34	4	30	0
地域振興室環境課	7	1	6	0
加古川農林水産振興事務所 計	27	3	24	0
加古川農林水産振興事務所	17	3	14	0
加古川農業改良普及センター	10	0	10	0
北播磨県民局	65	9	56	0
県民交流室環境課	7	3	4	0
加東農林振興事務所 計	58	6	52	0
加東農林振興事務所	19	4	15	0
加西農業改良普及センター	17	0	17	0
加古川流域土地改良事務所	22	2	20	0
中播磨県民センター	49	6	43	0
姫路農林水産振興事務所 計	49	6	43	0
姫路農林水産振興事務所	27	5	22	0
姫路農業改良普及センター	13	0	13	0
姫路土地改良センター	9	1	8	0
西播磨県民局	76	12	64	0
県民交流室環境課	9	3	6	0
光都農林振興事務所 計	67	9	58	0
光都農林振興事務所	36	8	28	0
光都農業改良普及センター	8	0	8	0
龍野農業改良普及センター	11	0	11	0
光都土地改良センター	12	1	11	0

県民局名	職員数 (再任用除く)	職員数の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
但馬県民局	114	16	98	0
地域政策室環境課	5	2	3	0
豊岡農林水産振興事務所 計	63	9	54	0
豊岡農林水産振興事務所	24	6	18	0
但馬水産事務所	10	2	8	0
豊岡農業改良普及センター	12	0	12	0
新温泉農業改良普及センター	8	0	8	0
豊岡土地改良センター	9	1	8	0
朝来農林振興事務所 計	46	5	41	0
朝来農林振興事務所	29	4	25	0
朝来農業改良普及センター	10	0	10	0
朝来土地改良センター	7	1	6	0
丹波県民局	50	8	42	0
県民交流室環境課	6	2	4	0
丹波農林振興事務所 計	44	6	38	0
丹波農林振興事務所	19	4	15	0
丹波農業改良普及センター	15	0	15	0
篠山土地改良事務所	10	2	8	0
淡路県民局	84	10	74	0
県民交流室環境課	6	3	3	0
洲本農林水産振興事務所 計	78	7	71	0
洲本農林水産振興事務所	28	6	22	0
南淡路農業改良普及センター	16	0	16	0
北淡路農業改良普及センター	10	0	10	0
洲本土土地改良事務所	24	1	23	0
県民局 計	549	78	471	0
農政環境・県民局 総計	1,212	264	941	7

(3) 事務分掌

① 農政企画局

課名	業務内容
総務課	農政環境部の職員の人事、身分取扱いや福利厚生、部の予算、決算及び会計に関する事務、部の行政の企画及び重要事業の進行管理など、総務部門として各課の側面支援を行っている。
総合農政課	農林水産業振興施策の総合的な企画・調整・推進や、農林水産業に係る試験研究機関の総合的計画的推進を行っている。また、農業振興地域の整備に関する法律を施行している。 このほか、農林漁業者と異業種との連携により県産農林水産物の新たな価値創造に取り組む「農」イノベーションひょうごの推進や、6次産業化に向けた支援を行っている。
楽農生活室	「農」との関わりを通じてゆとりと安らぎを実感できる新たなライフスタイルとして、食と「農」に親しむ「楽農生活」を提唱するとともに、都市農村交流、市民農園整備等を推進している。 また、「地産地消」や「おいしいごはんを食べよう県民運動」等の推進により、食生活、食料、農業、農村等に理解を深めていただき、ひょうごの「農」を生かす社会の実現をめざしている。 さらに、過疎化・高齢化の進む中山間地域の農山村集落を活性化するため、地域資源を活用した住民の自主的な地域づくり活動や農業生産活動の強化等を支援し、活気あふれる魅力ある農山村の実現をめざしている。
農業経営課	効率的・安定的な農業経営を推進するため、経済的に自立できる農業者や集落営農組織など農業の担い手の育成や、担い手への農地集積等に対する支援及び各種施設整備等の事業を行っている。また、米の計画的な生産や地域の創意工夫を生かす水田農業の振興を推進している。
農地調整室	農地の転用や権利移動など農地法の適正な執行及び農業委員会の円滑な運営のための支援を行っている。また、国からの受託により国有農地の管理・処分を行っている。
消費流通課	卸売市場の整備促進や流通改善対策等を推進し、食料品の需給と価格の安定を図るとともに、食品表示法に基づく食品表示の適正化等を通じて食の安全安心を推進している。 また、県内農林水産物を対象とした「ひょうご食品認証制度」、「輸出促進」等によるブランド化を進めるとともに、県民等へのバイオマス利活用意識の醸成等を通じて「農のゼロエミッション」を推進している。
農林経済課	1. 農業協同組合法に基づく農業協同組合等への指導 2. 農業保険法に基づく農業共済組合等への指導 3. 農業制度資金に関する事務
団体検査室	1. 農業協同組合の検査 2. 水産業協同組合の検査 3. 森林組合の検査

② 農林水産局

課名	業務内容
農業改良課	1. 効率的かつ安定的な農業経営体の育成及び農村生活の改善をめざして、農業改良普及センターにおける普及活動の企画・運営を行っている。 2. 安全・安心な農業物生産の基盤となる減化学合成肥料や減農薬等による環境創造型農業の推進を行っている。 3. 農薬・肥料の適正使用及び農産物生産のための健康な土づくりの推進を行っている。
農地整備課	食料の安定供給を図るため、ほ場や農道、農業用排水路等の農業生産基盤の整備とともに、これらの農業用施設の維持管理や更新整備を推進している。

課名	業務内容
	また、農業を産業として強化していく産業政策と車の両輪をなす地域政策として、農地や農業用水等の資源を良好な状態に保つ地域ぐるみの取り組みの支援（多面的機能支払交付金制度の実施）も行っている。 その他、土地改良区の指導・監督をはじめ、土地改良施設の維持管理、換地業務、地籍調査を推進している。
農村環境室	集落道や農村公園、集落排水施設等の農村環境の整備をはじめ、ため池や井堰の整備、地すべり防止対策、農地・農業用施設の災害復旧等を行っている。
農産園芸課	消費者・実需者に信頼・支持される農産物づくりを進めるとともに、特長あるひょうごの農産物の販売促進により、県産ブランドの確立を進めている。 また、「兵庫県立フラワーセンター」「県立公園あわじ花さじき」など花をテーマとした拠点の管理運営を行っている。
畜産課	新鮮・良質で安全な畜産物の提供に向け、酪農、肉用牛、養鶏、養豚及び養蜂等畜産の振興を図るため、畜産経営の安定、家畜の能力向上、畜産環境の保全及び家畜衛生対策等に関する様々な施策を推進している。また、獣医師や動物用医薬品取扱業者に関する指導などを行っている。
林務課	森林が持っている木材生産機能をはじめ、水源かん養、県土の保全などさまざまな機能を高度に発揮させることを目的として、作業道等の路網整備、林業労働者の安定的確保、森林組合の育成強化、木材の需要拡大に関する企画や事業を行っている。
豊かな森づくり課	森林の回復と再生を目指す「新ひょうごの森づくり」、森林の防災機能強化を図る「災害に強い森づくり」などの各種事業を実施している。 また、ふるさとの森公園（やしろ、ささやま、なか・やちよ、ゆめさき、国見、宝塚西谷）及び三木山森林公園の管理・運営などを行っている。
森林保全室	松くい虫被害等の予防・駆除、林野火災予防など各種施策の実施と、保安林・林地開発許可制度の運用により森林の保全を図っている。
治山課	山崩れや土石流、地すべり等の山地災害から県民の安全で安心な暮らしを守るため、山腹崩壊地の復旧をはじめ、第4次山地防災・土砂災害対策計画に基づく土砂流出・流木防止対策の治山ダム整備や斜面崩壊防止対策工事及び森林整備を行っている。 また、原木の安定供給、間伐等の森林施業へのアクセス道として、路網の骨格となる幹線林道の整備を行っている。
水産課	水産資源の持続的利用体制の確立を図るため、資源管理型漁業の推進に取り組んでいる。また、水産業・浜の活性化を図るため、浜の活力再生プランの取組を支援するとともに、漁業経営基盤の充実に取り組んでいる。
資源増殖室	豊かな海の再生を図るため、漁場環境の保全・回復や漁場の整備開発に取り組んでいる。 魚を増やし、育てる増殖場の整備、漁場の生産性を高める魚礁の設置、豊かな海再生種苗の放流、陸から海への栄養塩供給などを推進するとともに、漁業被害の防止・軽減を図っている。 また、県産水産物の消費拡大を図るため、魚食普及活動、新たな流通形態の構築、地産地消及びブランド化を推進している。
漁港課	漁業生産の拠点である漁港の安全性・機能性を高めるための基盤整備（防波堤・岸壁など）、漁港背後の集落における生活環境整備（集落排水施設・緑地など）、背後地の人命と財産を守る海岸保全施設の整備（堤防・護岸など）を行っている。また、漁業者等が行う漁業施設の整備（荷さばき施設、冷蔵庫など）に対して支援を行っている。

③ 全国豊かな海づくり大会推進室

課名	業務内容
全国豊かな海づくり大会企画課	第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会の開催に向け、大会実施計画の策定やプレイベントの実施をはじめとする開催準備、「大会記念リレー放流」等の機運醸成活動を行っている。

④ 環境創造局

課名	業務内容
環境政策課	地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現をめざし、環境の保全と創造、環境学習・教育施策に関する総合調整を行っている。また、県民・事業者等の取組や環境分野にかかる国際交流に対する支援、県自らの環境負荷の低減等の取組を実施している。そのほかに、ふるさと意識・環境保全に対する意識の向上を図るため、幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じた環境学習の機会や情報の提供等を行っている。
自然環境課	優れた自然や、身近で大切な自然環境の保全・再生を図るため、普及啓発・指導、モデル地域等における保全・再生の取組を推進している。また、自然公園法等に基づき、自然公園内の許可・届出の適切な運用を図りつつ、自然とのふれあいの場を整備するとともに利用促進を図っている。
鳥獣対策課	シカ、イノシシなどの野生動物ごとの保護管理計画に基づき、捕獲等による個体数管理をはじめ、防護柵の整備や集落での加害個体の捕獲等の被害管理、生息地の環境整備に取り組み、農林業被害や生活被害の減少を図り、人と野生動物との調和のとれた共存をめざしている。また、法律等に基づき、鳥獣保護区の指定や狩猟の適正化を図っている。

⑤ 環境管理局

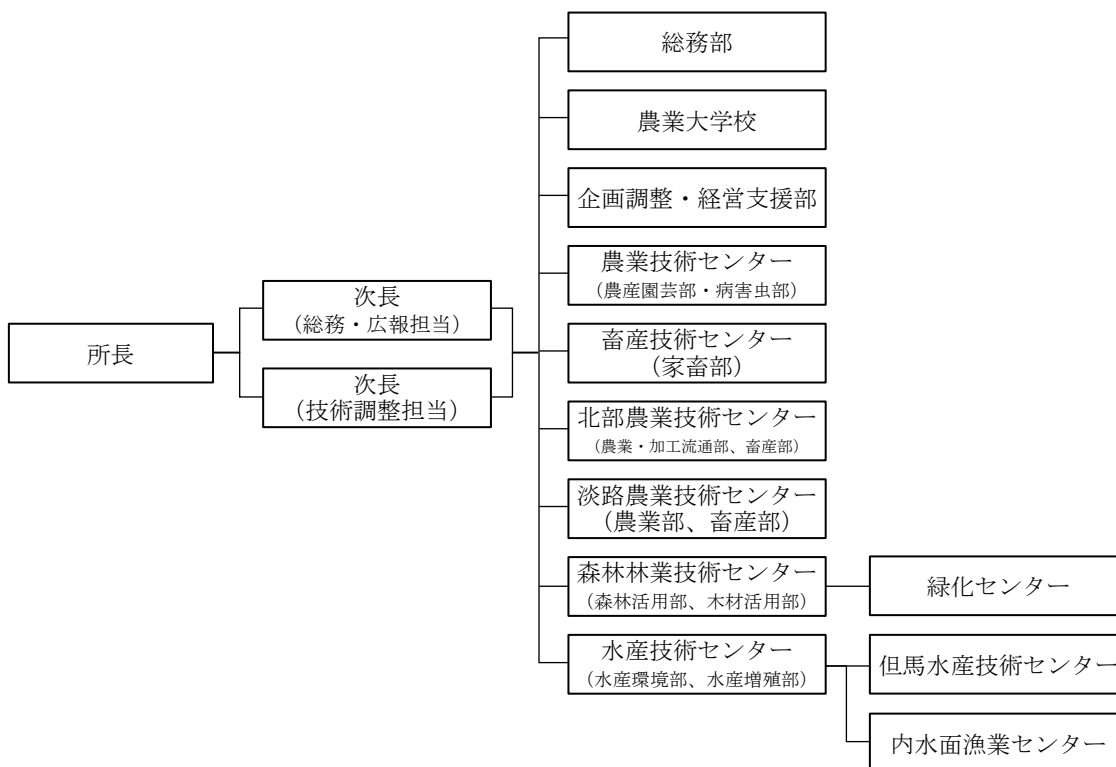
課名	業務内容
水大気課	大気環境の保全のため、窒素酸化物や有害物質などの大気環境調査や工場・事業場に対する規制・指導とともに、フロン類対策や自動車などの交通公害対策に関する施策の企画や推進などを行っている。 また、河川・海域・地下水などの水質や土壌環境の保全のため、河川等の水質調査、工場・事業場に対する規制・指導、生活排水対策等を実施するとともに、瀬戸内海の環境保全に関する施策の推進を行っている。
環境影響評価室	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業を対象とした環境影響評価、自主的な環境保全対策を事業者に促す環境保全協定を推進している。 また、大気汚染状況を常時監視し、光化学スモッグ広報を発令するほか、環境情報の総合的な管理、ホームページ「兵庫の環境」の運営、事業所の自主的な化学物質管理の促進を行っている。
温暖化対策課	地球温暖化対策として、省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの普及など、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策」を積極的に展開している。あわせて、この「緩和策」に最大限取り組んだとしても今後避けることができないとされる温暖化の影響にあらかじめ備える「適応策」を推進している。
環境整備課	資源循環型社会の構築に向けて、県民・事業者・行政が一体となった廃棄物の減量化・資源化の取組を推進するとともに、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理に向けた監督指導、公共関与による廃棄物処理施設の確保等を行っている。

2. 農林水産技術総合センターの組織概要

(1) 設立目的・根拠条例

県の農林水産行政に関係する試験研究機関としては、**農林水産技術総合センター**が挙げられる。農林水産技術総合センターは、行政組織規則第225条に基づき、「農林水産業に関する試験研究、調査、普及指導及び教育を総合的に行い、もって農林水産業の振興に寄与する」ことを目的として設置されたものである。

(2) 組織図 (令和3年度)



(出典：農林水産技術総合センターHPを基に包括外部監査人が作成)

(3) 職員数

(単位：人)

部門	人数
総務部	15(0)
農業大学校	21(0)
企画調整・経営支援部	14(3)
農業技術センター	50(33)
北部農業技術センター	37(12)
淡路農業技術センター	23(9)
畜産技術センター	14(6)
森林林業技術センター	18(8)
水産技術センター	46(19)
合計	238(90)

(注1) 令和3年10月1日現在

(注2) 所長、次長は総務部に含めている。

(注3) () は研究職

(注4) 会計年度任用職員等は含まない。

(4) 所管事務

農林水産技術総合センターが所管する事務は、行政組織規則第226条において、以下のとおり定められている。

- ①農林水産業に係る試験研究についての企画及び総合調整に関すること
- ②農林水産技術についての普及及び研修並びに農業技術及び畜産技術についての教育に関すること
- ③種苗の育成及び配布並びに家畜精液及び家畜受精卵の配布に関すること
- ④農林水産物の利用加工についての試験研究に関すること
- ⑤農作物の品種改良及び栽培法についての試験研究に関すること
- ⑥農作物の有害動植物及び土壌保全についての試験研究に関すること
- ⑦家畜の改良及び飼養管理についての試験研究に関すること
- ⑧森林の多面的機能の維持増進、林業技術及び木材利用についての試験研究に関すること
- ⑨水産資源及び魚介藻類の増養殖についての試験研究に関すること

(5) 事務分掌

名称	内容
総務部	・庶務、経理
農業大学校	・大学校の運営、教育の企画実施、農業研修の企画実施
企画調整・経営支援部	(企画調整担当) ・試験研究の総合調整、広報、知的財産の管理、産学官の連携調整 (農業普及担当) ・普及指導員の指導、試験研究課題の提案と成果の普及、現場課題の調査研究
農業技術センター	(農産園芸部) ・稲、麦、大豆の品種改良及び選定並びに原原種・原種生産、栽培法の試験研究 ・農業の施設、装置に関する試験研究 ・作物栄養及び土壌環境に関する試験研究 ・野菜、花き、果樹の品種改良及び選定、栽培法の試験研究 ・有用植物の遺伝資源の収集、保存 (病害虫部) ・農作物の病害虫防除に関する試験研究、農薬、農作物安全性に関する試験研究 ・有害動植物、病害虫の発生予察、植物防疫(病害虫防除所)
北部農業技術センター	・但馬・丹波地域における稲、麦、雑穀、野菜、果樹、特用作物の品種改良、栽培法の試験研究 ・食品加工技術、流通利用技術の試験研究 ・肉用牛の改良、飼養管理に係る試験研究、種雄牛の育成 ・遺伝資源の収集、保存、バイオテクノロジーを用いた試験研究
淡路農業技術センター	・淡路地域における野菜、花き、果樹の品種改良、栽培法の試験研究 ・乳用牛の改良、飼養管理の試験研究、家畜精液、受精卵の保存、供給
畜産技術センター	・肉用牛、鶏の改良、飼養管理の試験研究 ・家畜人工授精についての試験研究並びに、精液及び受精卵の採取、処理、検査、保存、供給
森林林業技術センター	・林木の育種、育苗の試験研究、森林の育成・保護の試験研究 ・特用林産物の試験研究、森林の多面的機能維持増進の試験研究 ・木材の加工、利用の試験研究、林業技術研修の計画策定、実施

名称	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・林業普及指導員の指導、研修、林業技術及び知識の普及・研究（緑化センター） ・林木育種事業及び優良種苗生産事業
水産技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業の環境、漁業資源の管理に関する試験研究 ・漁場開発、水産公害の試験研究 ・魚介藻類の増養殖、魚病の試験研究、水産種苗の生産、放流の試験研究 ・普及指導員の指導、研修、普及指導の調査、研究、情報収集、提供（但馬水産技術センター） ・日本海海域の海洋環境、資源管理、漁場整備、漁業技術の試験研究 ・日本海海域の魚介藻類の増養殖の試験研究 ・水産物加工利用の試験研究（内水面漁業センター） ・内水面の環境、生物資源、魚病の試験研究 ・内水面漁業に関する情報収集、提供

（６）中期業務計画

① 第４期中期業務計画

平成 28 年 3 月に「ひょうご農林水産ビジョン 2025」がめざす「ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業」の実現を支える技術開発・普及に取り組むため、試験研究方針として２つの重点化方向と、より効果的・効率的に技術開発を進めるための推進体制について定めた「**県立農林水産技術総合センター第４期中期業務計画（平成 28～32 年度）**」を策定している。

< 第４期中期業務計画の概要 >

（い）試験研究分野の重点化

（ア）農林水産業の競争力強化に直結した技術開発

分野	内容
農業	消費者・実需者の多様なニーズに対応し、都市近郊の立地やひょうご五国の多様な地域特性を活かした農産物の生産振興を支えるため、主食用米の育種、施設園芸の環境制御技術の開発のほか、露地野菜、花き、果樹の安定生産技術等の開発に重点的に取り組む。
畜産	需要に対応した安定生産を支えるため、研究対象家畜を但馬牛と乳用牛に重点化するとともに、ブランド力・生産力強化のための牛肉・牛乳の評価手法、効率的飼養管理技術の開発に重点的に取り組む。
林業	木材の有効利用と森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、植栽・保育・伐採・利用の林業生産サイクルが実現する「資源循環型林業」の構築を支える技術の開発に重点的に取り組む。
水産	水産業の活性化を支えるため、新しい水産養殖や県産水産物の競争力強化に関する技術の開発に重点的に取り組む。
加工流通	消費者のニーズに対応した農林水産物の生産から加工、販売の取組を強化するため、品質保持・流通・加工技術の開発に取り組む。

(イ)食・自然環境の両面から県民の安全を守る技術開発

分野	内容
農業	地球環境や生物多様性に配慮した「人と環境にやさしい農業」を創造し、安全で高品質な食料の持続的な生産を進める技術の開発に重点的に取り組む。
林業	森林の多面的機能と木材の有効利用を持続的に発揮させるため、豊かな森の保全・再生を支える技術の開発に重点的に取り組む。
水産	豊かな海の再生と水産業の活性化を支えるため、海域の生物生息環境の保全・回復と水産資源の増殖・適正管理に関する技術の開発に重点的に取り組む。

(ii) 推進体制

(ア) 研究推進手法

- 研究マネジメント機能の充実
- 人材育成・活性化
- 研究遂行に伴う倫理研修の実施
- 産学官連携の推進
- 外部資金の活用推進
- 知的財産の創出と有効活用の推進
- 研究成果の広報

(イ) 運営手法

- 試験研究と事業の整理
- 施設・設備の効率的運営
- 組織のあり方

② 第5期中期業務計画

令和3年3月に、第4期中期業務計画の検証結果や取り巻く環境の変化等を踏まえ、以下の4つの重点化方向を設定するとともに、試験研究（課題解決型・シーズ開発型）と研究の知見を持って行う事業を一体的に進めるための「**県立農林水産技術総合センター第5期中期業務計画（令和3～7年度）**」を策定している。

<第5期中期業務計画の概要>

(i) 試験研究・事業の重点化方向

- (ア) ひょうごの農林水産業の未来につながるスマート技術の開発
- (イ) ブランド力の強化につながる新価値の創出と品質向上技術の開発
- (ウ) 経営の強化につながる生産性向上技術の開発
- (エ) 生産の持続性確保等につながる環境適応技術の開発

(ii) 将来を見据えた研究へのチャレンジ

(iii) 試験研究・事業の推進方策

- (ア) 研究マネジメント機能の充実
- (イ) 人材の育成
- (ウ) 施設・設備の効果的な活用
- (エ) 産学官連携と外部資金の活用の推進
- (オ) 知的財産の創出と管理及び有効活用の推進
- (カ) 研究成果の発信と広報

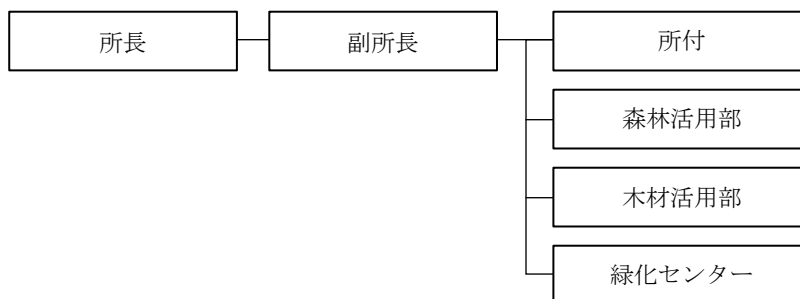
(7) 森林林業技術センター

森林林業技術センターは、当包括外部監査において現地調査の対象となったことから、施設の概要について、以下に詳述することとする。

① 事業概要

森林林業技術センターでは、森林が有する災害防止等の多面的機能の維持・高度化のための技術開発や主伐・再造林を見据えた林業の低コスト化に関する実証研究、県産木材の新たな利用に係る技術開発などを行っている。

② 組織図（令和3年度）



③ 職員数（令和3年度）

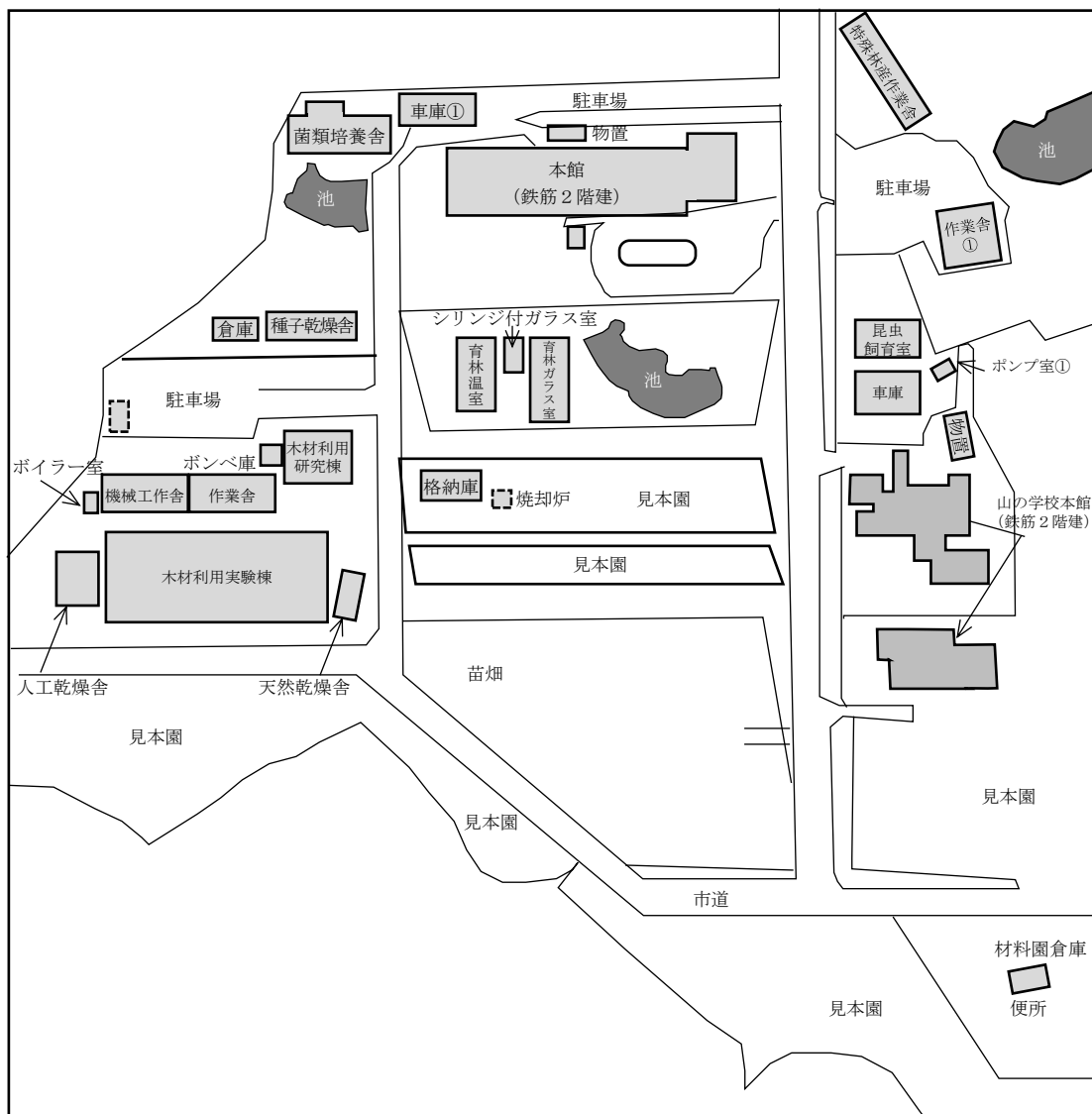
(単位：人)

区分	職員数	主な業務内容
所付	5	・庶務、経理、施設管理
森林活用部	8	・豊かな森林空間を創出する技術開発 ・自然災害に強い森づくりのための技術開発
木材活用部	9	・県産木材の利用を進める技術開発 ・技術指導、依頼試験 ・林業生産技術、県産材の利用促進及び森林整備の推進等にかかる技術の普及指導
緑化センター	5	・林木育種、優良種苗生産
合計	27	

(注1) 所長、副所長は所付に含めている。

(注2) 再任用職員、会計年度任用職員を含む。

④ 施設配置図



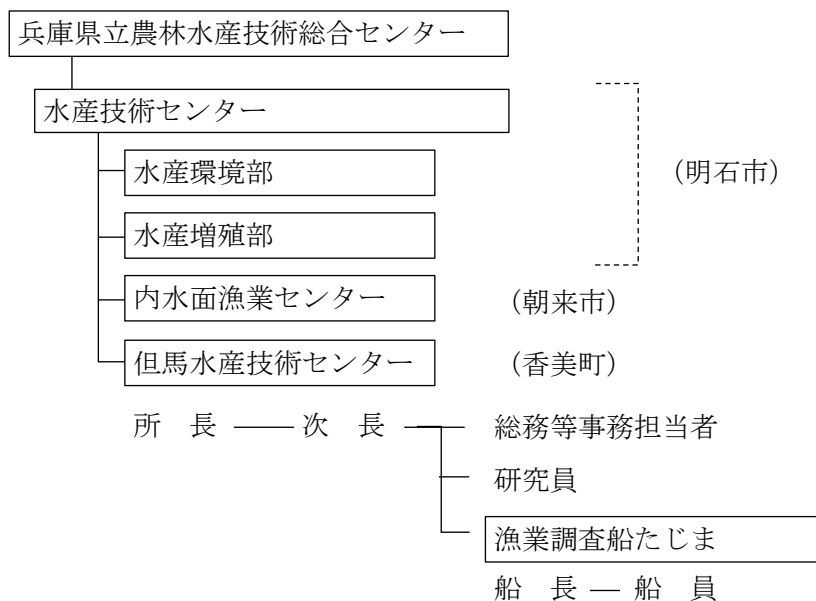
(8) 但馬水産技術センター

但馬水産技術センターは、当包括外部監査において現地調査の対象となったことから、施設の概要について、以下に詳述することとする。

① 事業概要

但馬水産技術センターでは、水産資源の持続的利用と安全・安心な水産物の安定供給を図るため、**漁業調査船「たじま」**を活用し、漁場環境、水産資源の調査研究や、水産加工技術の開発を行っている。

② 組織図（令和3年度）

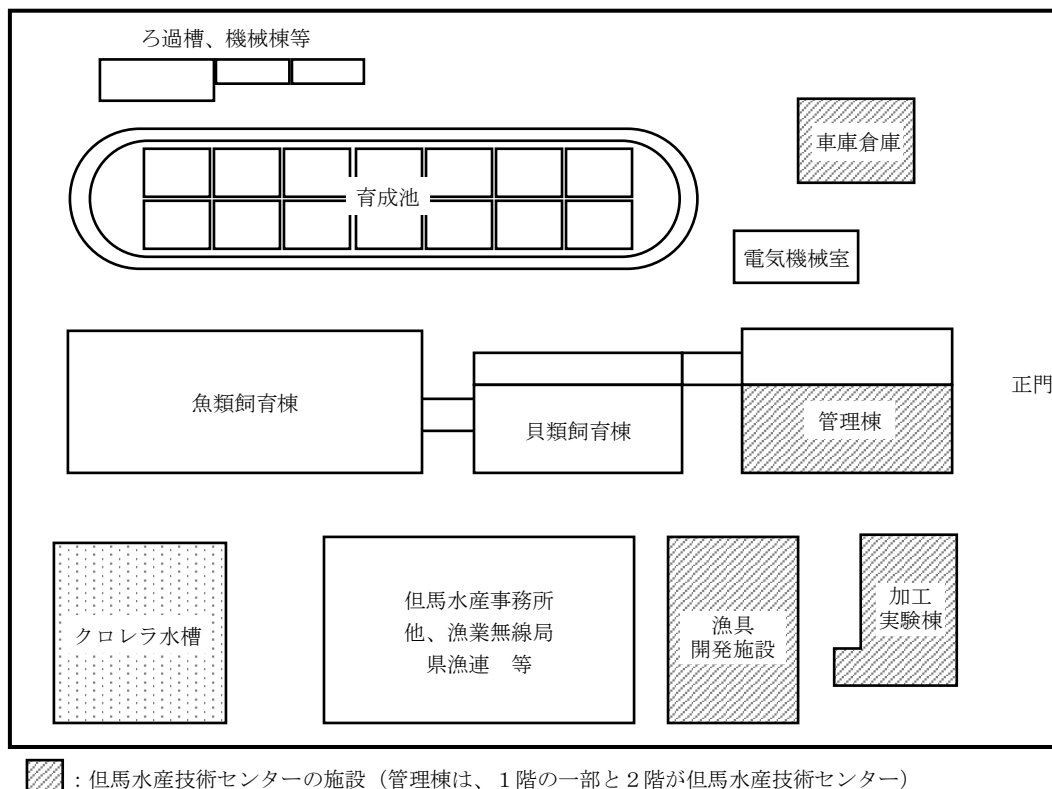


③ 職員数（令和3年度）

区分	職員数	主な業務内容
総務・経理部門	4	・研究調整、業務調整等
資源管理・環境保全部門	5	・底魚類全般の資源生態調査と資源管理に関する研究（ズワイガニ、ベニズワイガニ、アカガレイ、ハタハタ、ホタルイカ等） ・浮魚類全般の資源生態調査と資源管理に関する研究（イワシ類、マアジ、スルメイカ、ソデイカ等） ・漁海況情報の提供 ・大型クラゲ（エチゼンクラゲ）モニタリング等
加工流通部門	4	・加工技術、流通技術、鮮度保持技術、冷凍技術、異物除去等に関する研究 ・「兵庫県認証食品」に関すること等
漁業調査船「たじま」	13	・海洋観測、資源調査等
合計	26	

（注）会計年度任用職員を含む。

④ 施設配置図



3. 兵庫みどり公社の組織概要

(1) 概要

兵庫みどり公社は、森林資源の活用と山村地域の振興及び水資源の確保並びに流域保全を図ることを目的に、昭和37年3月31日に社団法人兵庫造林公社として設立され、分収造林事業等を実施してきた。社団法人兵庫造林公社は、昭和47年9月、社団法人兵庫県造林緑化公社に、平成6年7月、社団法人兵庫県森と緑の公社に名称変更したのち、平成15年4月1日、農林業施策の一体的な推進のため、旧財団法人ひょうご農村活性化公社を統合して、社団法人兵庫みどり公社となり、平成25年4月に、公益社団法人へ移行している。

なお、兵庫みどり公社は、令和3年4月1日付で一般社団法人兵庫県農業会議と統合し、新たに「公益社団法人ひょうご農林機構」と改称している。

(2) 主な事業

- ① 分収造林事業
- ② 県営分収育林事業
- ③ 県有林等の管理等受託事業
- ④ 森林整備事業
- ⑤ 緑化事業

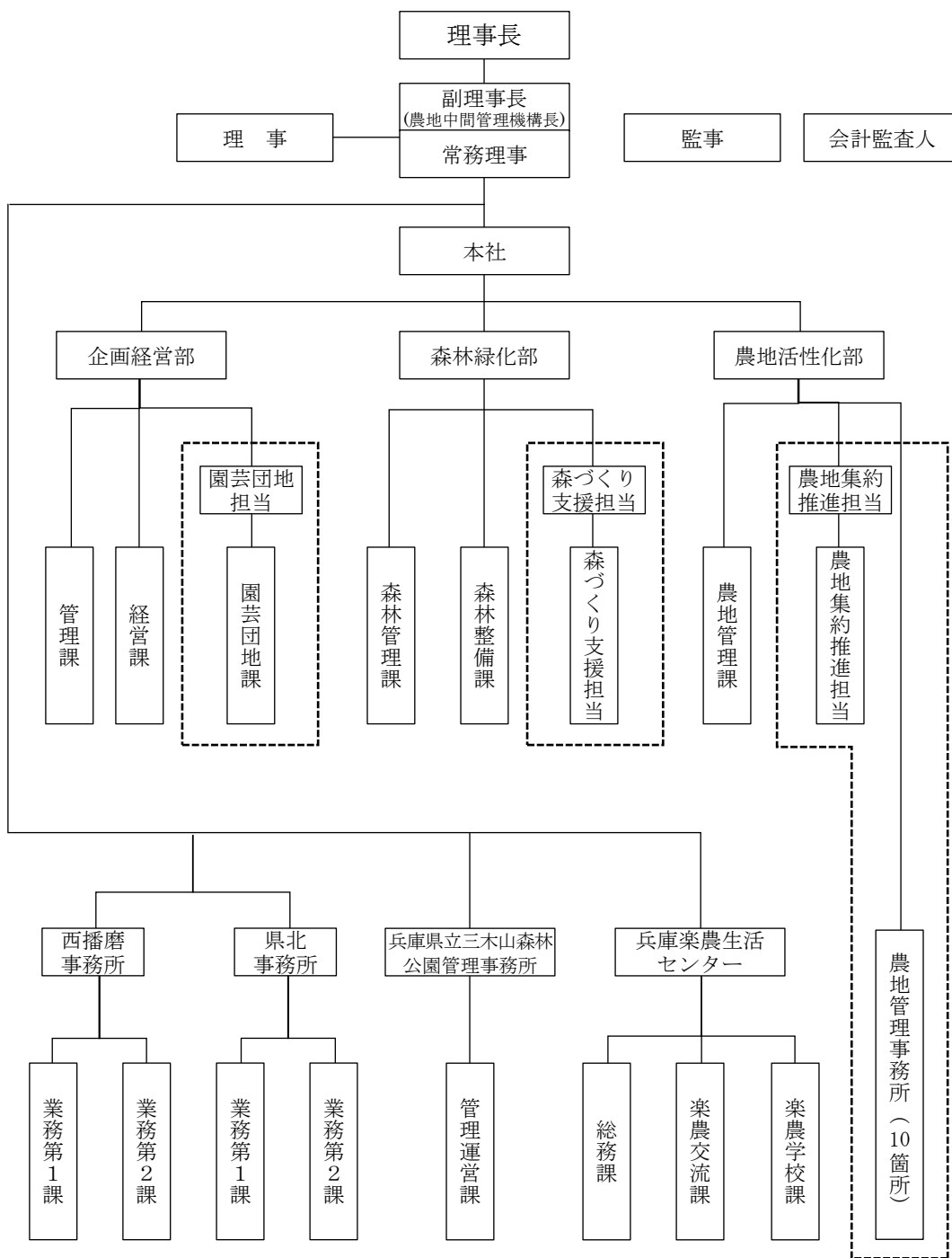
- ⑥ 県立三木山森林公園管理運営事業
- ⑦ 農地集積・集約化推進事業
- ⑧ 農業後継者育成事業
- ⑨ 「楽農生活」推進事業
- ⑩ 次世代施設園芸モデル団地事業

(3) 役員の状況

令和3年3月31日時点での兵庫みどり公社の役員（理事・監事）は、以下のとおりである。

役職名	氏名	所属
理事長	新岡 史朗	
副理事長	石井 龍太郎	
常務理事	飯田 耕司	
	小野山 直樹	県農政環境部参事
	片山 喜久男	
理事	澤本 辰夫	兵庫県農業協同組合中央会代表理事会長・(一社)兵庫県農業会議理事
	廣納 正	(一社)兵庫県農業会議副会長
	岸本 一朗	兵庫県農業経営士会副会長
	中村 司	宍粟市副市長
	多次 勝昭	朝来市長
	石川 憲幸	兵庫県森林組合連合会代表理事副会長
	谷口 幸三	兵庫県木材業協同組合連合会会長
	岡村 良文	兵庫県指導林家会会長
	竹内 通弘	兵庫県市長会代表 (洲本市長)
	岩見 武三	兵庫県町村会代表 (市川町長)
監事	西明 芳和	
	船田 穰	中はりま森林組合代表理事組合長・兵庫県森林組合連合会理事

(4) 組織図 (令和3年3月31日現在)



(5) 職員数（令和3年3月31日現在）

区分		主事	技師	技術員	小計	再任用	臨職 嘱託	計
本社	企画経営部	(4) 5	(4) 8	—	(8) 13		2	(8) 15
	森林緑化部	(1) 1	(7) 11	—	(8) 12	(1) 2	7	(9) 21
	農地活性化部	(3) 4	(46) 46	—	(49) 50	—	22	(49) 72
	うち農地管理事務所	(1) 1	(39) 39		(40) 40	—	17	(40) 57
西播磨事務所		—	11	4	15	—	11	26
県北事務所		—	8	3	11	—	12	23
兵庫県立三木山森林公園管理事務所		1	1	1	3	—	11	14
兵庫楽農生活センター		(2) 2	(3) 3	—	(5) 5	(4) 4	10	(9) 19
合計		(10) 13	(60) 88	8	(70) 109	(5) 6	75	(75) 190

(※1) () 内は県派遣職員で内数

(※2) 県派遣職員のうち56名は併任

[併任職員の内訳]

企画経営部 技師4名

森林緑化部 主事1名、技師5名

農地活性化部 主事3名、技師43名（うち農地管理事務所 主事1名、技師39名）

(※3) 兼務役員1名を除く

(6) 決算状況

兵庫みどり公社の過去5年間の決算状況は、以下のとおりである。

① 資産・負債・正味財産

兵庫みどり公社の主たる事業の一つが「森林の育成及び整備に関する事業」であることから、**総資産の大部分を「森林資産」**（詳細は後述）**が占めており、増加の一途を辿っている（令和2年度残高：668億円）**。また、令和2年度は、令和元年度と比較して総資産が71億円増加しているが、これは、市中金融機関等借入金が71億円増加したことにより、現金預金が22億円増加、投資有価証券が43億円増加（兵庫県住宅供給公社債の購入）したことが主たる要因である。

負債については、事業運営資金は、基本的には県等からの補助金、間伐収入等を除き、借入金で賄われていることから、その**大部分を借入金が占めている（令和2年度残高：764億円）**。また、県からの借入金に係る未払利息が過去5年間にわたり同額計上され続けており、当該未払利息については、令和2年度

決算において12億64百万円の残高となっているが、これは、兵庫みどり公社の経営の安定が図られるまでの間、県が返済を猶予しているためである。

② 収益・費用

経常収益は、主として、主間伐収益、緑化事業収益等の事業収益、造林補助金、利子補給金、運営費補助金等の受取補助金で占められている。事業収益は、平成29年度以降、約16億円～17億円で推移しているが、受取補助金等については、平成29年度以降、増加傾向にあり、特に令和2年度については、利子補助金が3億86百万円増加したこと等により、令和元年度と比較して大幅に増加している。

経常費用は、その殆どが事業費であり、工事請負費、人件費（給料手当、賃金、退職給付費用等）、支払利息等が主なものである。なお、**支払利息は、毎年5億円程度計上され、その内の一部は、正味財産増減計算書の「森林振替額」勘定を通じて、貸借対照表の「森林資産」に加算されている。**

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総資産 (内、森林資産) ^(注1)	73,863,388 (62,524,096)	73,719,585 (65,937,520)	73,707,409 (66,353,433)	73,635,384 (66,766,478)	80,769,947 (66,883,039)
負債 (内、借入金) ^(注2) (内、借入金未払利息) ^(注3)	72,005,838 (69,168,716) (1,264,118)	71,539,395 (69,224,202) (1,264,118)	71,512,594 (69,310,248) (1,264,118)	71,492,400 (69,410,045) (1,264,118)	78,648,088 (76,484,816) (1,264,118)
正味財産	1,857,550	2,180,190	2,194,815	2,142,984	2,121,859
経常収益 (内、事業収益) (内、受取補助金等)	3,147,115 (2,283,461) (839,823)	2,455,788 (1,639,372) (798,781)	2,601,751 (1,737,334) (814,489)	2,719,732 (1,772,551) (874,195)	2,842,775 (1,640,038) (1,139,548)
経常費用 (内、支払利息)	3,589,180 (514,864)	2,933,141 (498,689)	3,069,589 (500,846)	3,218,522 (499,250)	2,981,540 (507,733)
森林振替額 ^(注4)	485,368	499,824	504,953	499,550	160,497
当期経常増減額	43,303	22,471	37,115	760	21,732
経常外収益	788	422	-	-	285
経常外費用	2,708	15	0	0	-
森林振替額 ^(注4)	△788	△275	0	-	-
当期経常外増減額	△2,708	130	△0	△0	285
当期一般正味財産増減額	40,594	22,602	37,115	760	22,018

(注1) 取得原価に基づく個別原価法(新植費、保育費、借入金支払利息、人件費等から造林補助金等を控除した額)に基づき計上されている。

(注2) 貸借対照表の「次期返済長期借入金」「県借入金」「公庫借入金」「市中金融機関等借入金」の合計額を記載している。

(注3) 県からの分収造林事業の借入金に係る未払利息相当額

(注4) 毎期の森林整備事業に要した直接費及び間接費(借入金支払利息、管理費等)から木材販売収入や森林整備に係る補助金等の収入を控除した額を計上している。

4. ひょうご豊かな海づくり協会の組織概要

(1) 概要

ひょうご豊かな海づくり協会は、財団法人兵庫県水産業改良普及協会（昭和33年5月設立）を前身とする財団法人兵庫県栽培漁業協会（昭和62年5月改称）と財団法人兵庫県水産公害対策基金（昭和49年設立）を統合し、平成13年6月に財団法人ひょうご豊かな海づくり協会として設立された法人であり、平成22年4月に公益法人としての認定を受け、公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会に改称している。

(2) 主な事業

- ① 県営栽培漁業センター受託事業
- ② 県営栽培漁業センター運営補完事業
- ③ 協会営栽培事業場管理運営事業
- ④ 栽培資源培養管理対策事業
- ⑤ 海洋保全事業
- ⑥ 漁業操業安全等対策事業
- ⑦ 災害等被害漁業者支援事業

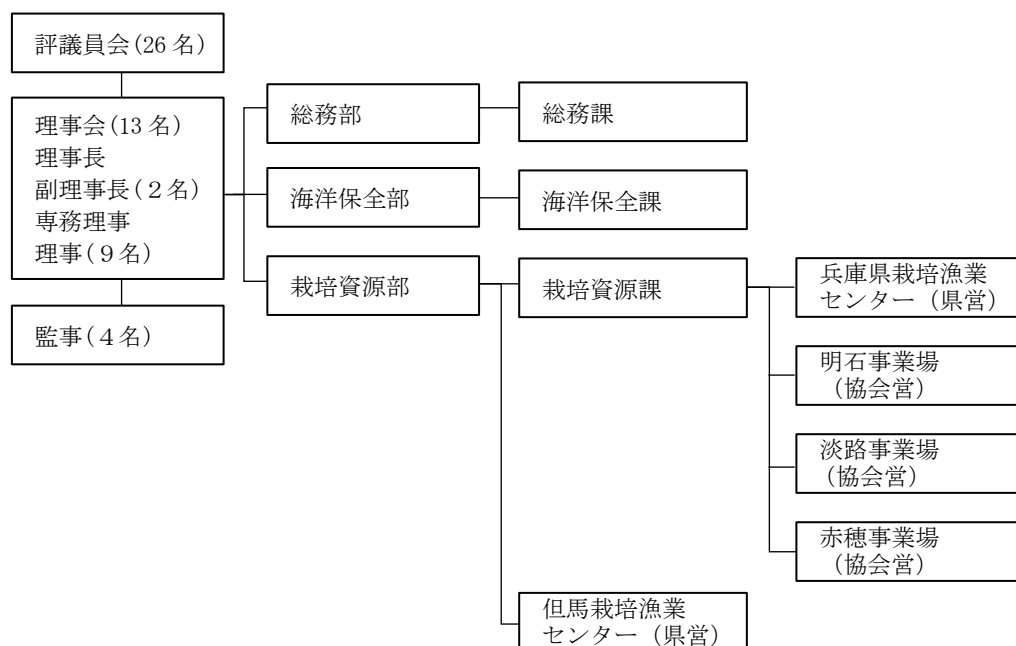
(3) 役員の状況

令和3年3月31日時点でのひょうご豊かな海づくり協会の役員（理事・監事）は、以下のとおりである。

役職名	氏名	所属
理事長	井上 仁	岩見漁業協同組合 代表理事組合長
副理事長	福田 明弘	神戸市漁業協同組合 代表理事組合長
	藤澤 崇夫	
専務理事	山村 雅雄	
理事	村瀬 晴好	但馬漁業協同組合 代表理事組合長
	前田 若男	福良漁業協同組合 代表理事組合長
	高比良 隆志	関西電力株式会社 立地室 立地部長
	土井 正人	株式会社神戸製鋼所 加古川製鉄所 総務部長
	小西 完治	大阪ガス株式会社 ガス製造・発電・エンジニアリング事業部 地域担当統括
	山根 健嗣	日本製鉄株式会社 瀬戸内製鉄所 総務部長
	萬谷 信弘	兵庫県 農政環境部 農林水産局長
	安原 潤	神戸市 経済観光局 担当局長
	小谷 祐介	姫路市 産業局 農林水産部長

役職名	氏名	所属
監事	中村 勲	但馬地区栽培漁業推進協議会 会長
	糺谷 正芳	株式会社カネカ 高砂工業所 総務グループリーダー
	岡野 秀則	洲本市 産業振興部長
	樽井 博	税理士

(4) 組織図 (令和3年度)



(5) 職員数 (令和3年3月31日現在)

区分	人数
正規職員	17名
臨時的任用職員	3名
常勤嘱託職員	1名
非常勤嘱託職員	1名
合計	22名

(6) 決算状況

ひょうご豊かな海づくり協会の過去5年間の決算状況は、以下のとおりである。

① 資産・負債・正味財産

ひょうご豊かな海づくり協会の主たる事業は、栽培漁業に関する事業であり、当該事業に関連する土地・建物等を保有する。その一方、令和2年度末の基本

財産（26億85百万円）の内、預金及び有価証券は19億71百万円（約73%）であり、特定資産（13億17百万円）の内、預金及び有価証券は11億93百万円（約90%）であることから、**総資産の大部分を預金と有価証券が占めている点**が大きな特徴である。なお、有価証券（令和2年度末残高：28億32百万円）は、国債、地方債、企業債の他、外国債（為替連動型仕組債）も保有しており、発行体の信用リスク、為替相場の変動リスク等に晒されている。

② 収益・費用

経常収益は、主として、受取地方公共団体受託金等の事業収益、**基本財産運用益、特定資産運用益**で占められている。事業収益は、平成30年度までは、約4億円を超える水準で推移していたが、**運用益が減少傾向**にあり、令和2年度では3億3千万円まで減少している。

経常費用は、その殆どが事業費であり、人件費や種苗生産費が主なものである。

当期経常増減差額は毎年大きく増減しているが、**保有する有価証券の内、「その他有価証券」に分類される有価証券については、期末時点で時価評価が行われ、評価差額が正味財産増減計算書に計上されることから、当該評価差額の金額に大きく影響を受けることとなる。**

（単位：千円）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総資産	4,878,815	4,880,830	4,700,569	4,220,623	4,234,970
(内、基本財産) ^(注1)	(2,404,486)	(2,364,305)	(2,230,648)	(1,626,233)	(1,971,503)
(内、特定資産) ^(注2)	(1,417,351)	(1,421,625)	(1,387,364)	(1,191,112)	(1,193,749)
負債	210,947	218,105	216,919	219,764	230,091
正味財産	4,667,868	4,662,725	4,483,650	4,000,859	4,004,880
経常収益	476,739	439,863	441,327	381,699	339,476
(内、事業収益)	(276,635)	(234,190)	(308,378)	(285,667)	(275,227)
(内、基本財産運用益)	(111,814)	(109,354)	(62,750)	(41,070)	(27,108)
(内、特定資産運用益)	(74,999)	(80,647)	(54,422)	(38,631)	(24,782)
経常費用	411,061	379,148	435,379	440,193	367,841
評価損益等	342,633	△83,410	△185,170	△424,197	32,485
当期経常増減額	408,311	△22,695	△179,222	△482,691	4,120
経常外収益	139	18,269	247	—	—
経常外費用	139	189	0	0	0
当期経常外増減額	—	18,080	247	△0	△0
当期一般正味財産増減額	408,311	△4,615	△178,975	△482,691	4,120

（注1）基本財産の内、土地を除いた額を記載している。

（注2）特定資産の内、建物と什器備品を除いた額を記載している。

第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見

包括外部監査の結果、**農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理**に関して、**合規性、透明性、公平性、合理性等の観点に照らし問題があると判断されるもの**等を「**指摘事項**」として記載している。

また、監査の結果として指摘するまでには至らないが、**農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理を効果的、効率的に実施するための改善提案**を「**意見**」として記載している。

本章の構成としては、次頁表のとおり 65 頁以下の **I. に総評（指摘事項及び意見の要約）**を記載した上で、73 頁以下の **II. 指摘事項及び意見**には、**監査対象事業**（包括外部監査人が監査の過程でそれらに関連する事業等として追加的に監査を実施したものを含む）の**監査を実施した結果、発見された農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理についての問題**を取り上げ、**指摘事項及び意見**を記載している。ここで、当包括外部監査では、監査対象事業に関連して、外郭団体（兵庫みどり公社、ひょうご豊かな海づくり協会）、試験研究機関（農林水産技術総合センター）、指定管理施設（但馬牧場公園、あわじ花さじき）での現地調査等を実施している。そのため、まず、**外郭団体、試験研究機関及び指定管理施設での現地調査において発見された問題を取り上げ、指摘事項及び意見を原則として調査先ごとに纏めて記載**した上で、最後に**個別の監査対象事業に言及し、指摘事項及び意見を記載**している。

なお、包括外部監査において実施した監査手続は、財務諸表監査における一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査手続とは異なるものである。従って、本報告書は、農林水産行政に係る予算及び決算関係書類、外郭団体の決算関係書類のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。

【 第 3 章の構成 】

I. 総評	65
II. 指摘事項及び意見	73
1. 兵庫みどり公社	73
(1) 分収造林制度の概要	73
(2) 森林整備法人の概要等	75
(3) 森林資産	81
(4) 借入金	87
(5) 兵庫みどり公社が抱える諸課題	96
(6) 分収造林事業のあり方	118
2. ひょうご豊かな海づくり協会	130
(1) 書面決議手続の瑕疵	130
(2) 評議員の資格確認手続	132
(3) 監事の理事会への出席状況	132
(4) 財産目録	133
(5) 備品出納簿への登録漏れ	134
(6) 実績報告書	135
(7) ひょうご豊かな海づくり協会のあり方	136
3. 農林水産技術総合センター	139
(1) 農林水産技術総合センター（本所）	139
(2) 森林林業技術センター	152
(3) 但馬水産技術センター	158
4. 指定管理施設	162
(1) 但馬牧場公園（指定管理者：新温泉町）	162
(2) あわじ花さじき（指定管理者：兵庫県園芸・公園協会）	173
5. その他の個別事業	191
(1) 事業No.2 兵庫みどり公社運営費補助（楽農生活推進費）	191
(2) 事業No.3 中山間地域等直接支払交付金	194
(3) 事業No.4 農業技術センター維持運営及び試験研究費	197
(4) 事業No.5 森林林業技術センター維持運営及び試験研究費	198

(5)	事業No.6	水産技術センター維持運営及び試験研究費	199
		3 (3) 参照	
(6)	事業No.7	新規就農者確保事業	200
		【指摘事項-68】 【意見-59】	
(7)	事業No.14	兵庫みどり公社運営費補助（農地中間管理事業費）	202
		【指摘事項-69~71】 【意見-60~61】	
(8)	事業No.19	野菜産地総合整備対策事業	207
		【指摘事項-72】 【意見-62】	
(9)	事業No.22	県立公園あわじ花さじき整備事業	210
		4 (2) 参照	
(10)	事業No.23	県立公園あわじ花さじき管理運営費	211
		4 (2) 参照	
(11)	事業No.25	但馬牧場公園管理運営費	212
		4 (1) 参照	
(12)	事業No.27	森林組合機能強化資金貸付金	213
		【指摘事項-73~74】 【意見-63~66】	
(13)	事業No.28	森林組合等経営基盤強化対策事業	221
		【指摘事項-75~77】 【意見-67~68】	
(14)	事業No.31	兵庫県産木材利用促進特別融資事業	224
		【指摘事項 なし】 【意見-69】	
(15)	事業No.32	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	227
		【指摘事項 なし】 【意見-70】	
(16)	事業No.34	針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業	230
		【指摘事項-78~79】 【意見-71~74】	
(17)	事業No.35	兵庫みどり公社運営費補助（森林整備推進費）	234
		【指摘事項-80~81】 【意見-75】	
(18)	事業No.38	県民緑基金積立金	237
		【指摘事項-82】 【意見-76】	
(19)	事業No.39	緊急防災林整備事業（第3期）	242
		【指摘事項-83】 【意見-77】	
(20)	事業No.45	県単独林道事業（改良型）	244
		【指摘事項 なし】 【意見-78】	
(21)	事業No.46	県単独治山事業	247
		【指摘事項-84~85】 【意見-79】	
(22)	事業No.49	県単独治山ダム緊急整備事業	250
		【指摘事項 なし】 【意見-80~83】	
(23)	事業No.50	県単独治山ダム緊急整備事業（緊急自然災害防止対策）	260
		【指摘事項-86】 【意見-84】	
(24)	事業No.52	全国豊かな海づくり大会会場等整備事業	263
		【指摘事項-87~88】 【意見-85~87】	
(25)	事業No.53	但馬水産事務所庁舎建替整備事業	267
		【指摘事項-89】 【意見-88】	
(26)	事業No.55	栽培漁業センター管理運営費	270
		【指摘事項-90】 【意見-89】	
(27)	事業No.57	狩猟期シカ捕獲拡大事業	272
		【指摘事項-91~93】 【意見-90】	
(28)	事業No.60	兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業	275
		【指摘事項-94】 【意見-91】	
別添		指摘事項及び意見のまとめ	284

I. 総評

包括外部監査の対象は、**農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について**である。

監査した結果としての総評（指摘事項及び意見の要約）は、以下のとおりである。

1. 初めに

県の農林水産業は、生活の三大要素である「衣食住」の「食」や「住」を中心として、県民の生活に密接に関係する重要な産業である。「兵庫五国」（摂津・播磨・但馬・丹波・淡路）と呼ばれる各地域では、様々な農林水産業が営まれており、県では「ひょうご農林水産ビジョン 2025」に基づき各種施策を推進してきた。当包括外部監査では、県内の様々な地域へ訪問したが、訪問場所へ移動する際に目にした光景も含め、県の農林水産業の豊かさや奥深さを改めて実感し、その重要性を再認識したところである。その一方で、農林水産業に対しては、「産業の保護・発展」という錦の御旗のもと、従前から政策的に補助金や貸付金などの公金が多額に投入されてきたこともあり、「過去から継続している」という安易な理由だけで、その意義や役割が見直されないまま実施され続けている事業が少なからず存在している。しかし、**社会経済情勢は常に変化しており、変化を的確に捉え、県民目線に立って事業の有効性や存在意義を絶えず見直し、透明で、公正かつ公平な事業を実施するための不断の努力が、結果として農林水産業の発展に繋がるものと考えている。**

また、当包括外部監査では、農林水産行政に関連する外郭団体の内、兵庫みどり公社とひょうご豊かな海づくり協会で現地調査を実施した。県の農林水産業の中でも、兵庫みどり公社は「農業」と「林業」、ひょうご豊かな海づくり協会は「水産業」との関連性が強く、その発展を支える上で重要な役割を担っている団体であるが、この2つの外郭団体は、共に大きな課題を抱えている。**県の農林水産業を取り巻く環境が大きく変化する中、兵庫みどり公社とひょうご豊かな海づくり協会のあり方を検討すべき時期が到来している**と考えられる。

さらに、監査対象事業に関連して、県立試験研究機関である農林水産技術総合センター（本所、森林林業技術センター、但馬水産技術センター）、指定管理施設である但馬牧場公園（指定管理者：新温泉町）とあわじ花さじき（指定管理者：兵庫県園芸・公園協会）で現地調査を実施した。「試験研究」によって**県の農林水産業を縁の下で支える農林水産技術総合センターと、県民の誰もが気軽に利用でき、動植物との触れ合いを楽しむことができる指定管理施設（但馬牧場公園、あわじ花さじき）は、対照的ではあるものの、いずれも県民にとっては欠かすことの出来ない施設であり、今後も効率的な運営を心掛け、施設の魅力を向上させることが非常に重要になる。**

包括外部監査を実施した結果、農林水産行政を所管する農政環境部などでは、上記の点を意識した財務事務の執行及び事業の管理が概ね実施されているとの心証を得ることが出来た。その一方で、県の農林水産行政に関して数多くの課題が浮き彫りとなった。内容は多岐にわたるが、**将来、県民に多額の負担を強いる可能性のある難題**も含まれている。包括外部監査結果報告書の最後に、指摘事項及び意見の一覧表を掲載し、包括外部監査人が重要と判断した項目が容易に判別することができるよう表記していることから、今後、課題解決に向けた取組みを実施する上で、参考にされたい。県には、**包括外部監査結果報告書の「指摘事項」「意見」を参考にして、県の農林水産業がより一層豊かで魅力的なものに発展するよう努力されることを希望するものである。**

それでは、以下で、包括外部監査で発見された課題の要点を述べることとする。

2. 兵庫みどり公社

兵庫みどり公社における最大の課題は、**分収造林事業のあり方**についてである。**兵庫みどり公社の分収造林事業に係る貸借対照表（令和2年度末時点）には、森林資産が625億円、借入金が719億円と多額に計上される一方、正味財産は1億2千万円の計上にとどまる。**これは、分収造林事業が、投資を行ってから収益を得るまでの期間が超長期であり、資金調達については一部の補助金等を除き全て借入金に依存していることに起因する。当包括外部監査の結果、**兵庫みどり公社の分収造林事業は、森林資産に少なくとも数十億円規模以上の含み損を抱えている可能性があり、当該含み損を考慮した場合には多額の債務超過に陥ることから、将来の事業の継続性に疑問を持たざるを得ず、非常に深刻な状況にあることが判明した。**県は、兵庫みどり公社の分収造林事業に係る森林資産に多額の含み損があり、将来の事業の継続性に疑義が生じている可能性について批判的な検討を十分に行わず、事業の実態についての県民への説明が不十分であった。**長年に渡り、兵庫みどり公社の分収造林事業の存廃の是非にまで踏み込んだ本格的な検討が行われなかった結果、700億円を超える全国最大規模の借入金を抱え、実質的には債務超過となる事態にまで至ったことは、非常に深刻な問題と言わざるを得ない。**兵庫みどり公社では、令和12年度に125億円、さらには、令和13年度からの5年間で467億円もの借入金の償還が予定されているが、現在の財政状態を鑑みれば、予定通り返済することは極めて困難であると想定される。森林という多面的な公益的機能を有する貴重な社会基盤資産を確実に健全な姿で将来世代に引き継ぐため、**兵庫みどり公社の分収造林事業が抱える問題を「今そこにある危機」として直視し、外部有識者等の専門家を招聘した上で分収造林事業のあり方検討委員会を発足し、存廃を含む事業のあり方について早急に検討し、結論を出す必要がある。**なお、包括外部監査人が、他の自治体を参考に、経営方針の見直し（案）（各スキームの概要、メリット、デメリット

ット)を提示しているので、参考にされたい。

また、**公益法人会計基準**や**林業公社会計基準**に照らして再確認すべき事項が発見されている。特に、**次世代施設園芸モデル団地事業資産**については、取得時(平成27年度)に約19億円の圧縮記帳処理を行っているが、**公益法人会計基準注解13**に照らして適切であるか否かを改めて慎重に確認する必要があるであろう。

上記以外にも、**ガバナンス**や**委託契約**に関する課題が発見されたので、今一度確認されたい。

3. ひょうご豊かな海づくり協会

ひょうご豊かな海づくり協会に関して最も憂慮すべき課題は、**組織の継続可能性**である。ひょうご豊かな海づくり協会では、**資金運用の専門家ではない役職員が約40億円(額面ベース)の有価証券を運用し、その果実によって事業経費の不足分を補填している状況が過去から続いている**。また、有価証券の中には、外国債も含まれており、高リスクの資金運用になっている。栽培漁業という県にとって重要な事業の継続性が、多額の有価証券の運用の成否に大きな影響を受けている状況にあり、決して望ましくはなく、早期に解消すべきと言える。**職員の高齢化が進行している状況も踏まえ、栽培漁業という重要な技術を伝承するとともに事業を安定的かつ継続的に実施するため、職員構成や組織のあり方、資金運用の内容を早急に検討すべき**である。

また、組織の継続可能性以外にも、**ガバナンス上の課題(書面決議手続の瑕疵、理事会への出席率が低い監事等)**が数多く発見されている。公益法人については、制度発足から10年が経過する中、「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために(最終とりまとめ)」(令和2年12月 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議)が公表されている。この中では、公益法人に求められる「ガバナンス」とは何かという根本的な事項や、役員・社員や評議員による一層の機能の発揮の必要性等が明記されており、今後、公益法人のガバナンス強化に向けた各種施策が進むと予想される。ひょうご豊かな海づくり協会は、県の水産業にとって重要な栽培漁業を主たる事業としており、県民からの信頼を確保することが何よりも重要である。そのためには、**自らが「公益法人」であることを再認識し、事業運営の透明性を高め、ガバナンスを強化する必要がある**ことに留意してもらいたい。

4. 試験研究機関(農林水産技術総合センター)

農林水産技術総合センターについては、本所、森林林業技術センター及び但馬水産技術センターの3拠点で現地調査を実施した。県民が農林水産業を営む上で直面する技術的な課題などを研究し解決することで、県の農林水産業の振興に寄与している重要な機関である。しかし、農政環境部(本庁)や各県民局から独立したかた

ちで各種事務を行っており、包括外部監査の結果、農林水産技術総合センターに特有の様々な課題が発見された。

第一に、**試験研究課題別の原価管理に関する課題**である。農林水産技術総合センターでは、様々な研究課題に取り組んでおり、その成果を評価するに際しては、各研究課題に投じられた費用と研究成果によって得られた便益を比較することが有用である。しかし、**研究課題ごとの費用が把握されていないため、各研究課題の定量的な評価が行われていない。研究課題別の原価管理を行い、「試験研究費用の見える化」を進める必要がある**。試験研究費用は公金であり、その用途に対する説明責任を常に果たす必要があることを肝に銘じておかなければならない。

第二に、**入札事務に関する課題**である。非常に数多く確認されたものは、**入札に当たり、特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、下見積り金額をそのまま又は参考にして予定価格を決定し、入札を行った結果、下見積りを徴取した業者が落札している事案**である。但馬水産技術センターでは、入札金額が1億円を超える事案（漁業調査船「たじま」第3回中間検査修繕整備に係る入札）も発見されている。また、下見積り金額から予定価格を算定する際、外見的には、随意契約が可能な金額基準（160万円）を意識して掛け率を設定したとの誤解を招きかねない事案も見受けられた。**下見積りを徴取する場合には、必ず複数業者から徴取することで、特定の業者が情報優位になることを防止し、入札の透明性、公正性、公平性を確保するよう留意すべきである**。

第三に、**研究機器を含む備品に関する課題**である。農林水産技術総合センターが保有する備品は多岐にわたり、また、高額なものも多数含まれる。本業とも言える**「試験研究」に必要不可欠なものであるにも関わらず、備品の管理が不十分である例が散見された**。この点については、大いに反省を促したい。その一方で、現地調査時に研究施設の視察を実施したが、設備投資のための予算が乏しく、研究機器の更新が行えないことから、**性能の低い研究機器を使用せざるを得ない状況が長く続いている様子を目の当たりにした**。これでは、効果的、効率的な試験研究活動が十分に実施出来ないのではないだろうか。研究課題別の原価管理など、事務の適正化や効率化を進めることは当然であるが、包括外部監査人は、**試験研究基盤を強化することが将来の農林水産業の発展に繋がる**と考えており、**農林水産技術総合センターの充実化**に取り組まれることを期待したい。その際には、**研究費用をクラウドファンディングによって広く県民から募るなど、県民参加型の試験研究に取り組む**ことも一考の余地があろう。

その他、**期末手当の過大支給**も見受けられた。給与や賞与の計算誤りは、各職員の所得金額に直接影響するため、事務手続の際には細心の注意を払うよう留意されたい。

5. 指定管理施設

指定管理施設については、但馬牧場公園、あわじ花さじきの2施設で現地調査を実施した。但馬牧場公園は、県が世界に誇る銘牛「但馬牛」のPRと生産拠点として県北部の但馬地域に設置された公園であり、あわじ花さじきは、淡路島北部丘陵地域の頂上部、標高298~235mの海に向かってなだらかに広がる高原(面積約15ha)に四季折々の花畑が広がる公園である。両施設とも、県の農林水産業の特色を十分に感じることができる施設であり、各指定管理者は施設の魅力を最大限に活かした運営を実施しているとの印象であった。しかし、その一方で、指定管理者の事務に関する課題が数多く確認されたため、改善を促したい。

第一に、**指定管理者から県に提出される実績報告書に関する課題**である。指定管理者から提出された実績報告書を確認した結果、**一部の収入の記載が漏れている場合や、契約額に合わせるように実績額(支出額)の記載を調整している場合**が見受けられた。指定管理業務が適切に行われたことを確認する上では、実績報告書に指定管理業務に関する収支が「漏れなく」「正確に」記載されていることが非常に重要である。記載内容の適正化に努められたい。

第二に、**収入事務に関する課題**である。まず、但馬牧場公園では、農産加工体験時に利用者から材料費を徴収している。**指定管理者は、徴収した材料費を職員個人名義で開設された簿外口座で長年にわたり管理し、さらには、材料の購入代金以外の経費への支払にも使用**していた。簿外口座の預金残高は1百万円を超える。これは言語道断であり、一刻も早く是正すべきである。

一方、あわじ花さじきでは、地域特産物等販売所とレストランの運営を委託している外部業者から、月間の売上総額の3.0%相当額を売上納付金として収受しているが、**指定管理者は月間の売上総額の確認手続を行っていなかった**。売上納付金を計算する際の基礎となるものであり、今後は、委託業者からジャーナルのコピー等入手し、確認することが望まれる。

第三に、**財産管理に関する課題**である。財産管理の要諦は、**管理台帳の適切な整備、現物資産の適切な管理・保全**(不要となった資産の適時な廃棄を含む)、現物資産との照合に基づく**管理台帳の適切な更新**である。残念ながら、このような**基本的かつ重要な事項が遵守されていない事例が数多く確認**された。また、県の側でも、**基本協定書に係る財産目録の更新手続漏れ**が発見されている。県、指定管理者のいずれもが反省すべきと言えよう。

その他、**委託契約や書類の保管等**についても、課題が発見されたので、改善を図ることが望まれる。

なお、上記のような**不備が散見された根本的な原因は、県による指定管理者の指導が形式的で不十分であった**ことに尽きる。両施設の指定管理者は、いずれも非公募により選定されているが、「選んで当然」「選ばれて当然」という意識がお互いに

あるが故に、民間の指定管理者と比べて、指定管理者との間の緊張関係が希薄だったのではないかと懸念される。馴れ合いは禁物である。県には、指定管理者に対する指導・監督の強化と、厳正かつ批判的な評価を期待したい。

6. その他個別事業

2～5に記載した以外にも、監査対象事業から以下のような様々な課題が発見されている。

第一に、**兵庫みどり公社に対する人件費補助に関する課題**である。県は、兵庫みどり公社に対して様々な事業を通じて人件費補助を行っている。補助金交付要綱上は補助対象経費が「職員」に係る人件費とされているが、実際には、各事業を円滑に推進する事務執行体制の確立のために、関係する全人員（役員を含む）の人件費を補助対象としているという認識のもと、**理事長を始めとする「役員」に係る人件費に対して補助金が支給されている**。しかし、「役員」に係る人件費は補助対象経費には該当せず、それを補助対象経費とした補助金の支給は、形式的には補助金交付要綱違反である。さらには、「職員」や「役員」のいずれにも該当しない「顧問」に対する報酬も補助金の対象とされていた。県には、補助金交付要綱という原理原則に立ち返った事務処理を行ってほしい。なお、補助金交付要綱を見直し、「役員」に対する人件費を補助対象とする場合には、その必要性や合理性を慎重に検討する必要がある。外郭団体に対する補助金については、常に県民の厳しい視線が注がれているということを県には強く意識してほしい。

第二に、**兵庫県森林組合連合会への貸付金に関する課題**である。県は、兵庫県森林組合連合会の木質バイオマス事業に係る収支が低迷していることから、運転資金を補填するため**7億円の貸付**を行っている。貸付要綱には資金使途が明記されているが、それ以外の使途（外部金融機関からの借入金の返済）に充当される前提で貸付額が算定され、貸付が実行されており、**不適切**である。また、兵庫県森林組合連合会は、兵庫県林業会館の建替費用の外部借入も行っており、総資産に占める借入金の比率は約70%に達している。**過剰債務**の可能性は否定できない。さらには、本貸付金は、**オーバーナイト貸付に該当する**。兵庫県森林組合連合会の資金繰りを常に注視するとともに、**県の財政状態及び将来の貸倒リスクを適切に表示するためにも、長期貸付等への切り替えを検討すべき**である。

第三に、**県民緑税及び県民緑基金に関する課題**である。県は、平成18年度から県民税均等割の超過課税である県民緑税を導入し、県民緑基金により管理している。県民緑基金は5年間という時限措置として導入された県民緑税を財源とする基金である以上、課税期間終了時点では残額が零となるべき性格の基金であるが、過去3期の課税期間終了時点では**全て未利用の基金残額が多額に残っている（約10億円～19億円）**。令和3年度から再び延長されているが、事業の遂行状況や基金残額

の推移等については説明責任を果たすことを求めたい。

第四に、**入札や契約事務に関する課題**である。まず、**元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者に工事の一部を下請負している事案**や、**代表者が同一人物である2業者が同一工事に係る入札へ参加し、その一方の会社が落札している事案**が発見された。入札が行われた時点では、県にはこれらを制限する規定が整備されていなかったが、いずれも、入札の透明性、公平性及び公正性を確保する観点からは望ましいとは言えないため、他の自治体の事例等を参考にして、早急に規定を整備し、適正な運用に努めるべきであろう。次に、県は、**山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務について、一般社団法人兵庫県治山林道協会**（以下、「兵庫県治山林道協会」という。）に**随意契約により委託**している。兵庫県治山林道協会の技術者の高齢化が懸念される状況にあり、事業の担い手を確保する上でも**民間コンサルタントの活用可能性についても検討すべき**時期に来ていると考えられる。さらに、県営の栽培漁業センター屋外飼育水槽上屋等回収業務を始めとして、**県は外郭団体と随意契約により様々な契約を締結しているが、随意契約の理由が不十分である事案や、そもそも決裁書に随意契約理由が明記されていない事案が発見**された。外郭団体との随意契約を締結する場合には、当該団体でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭にする必要があることを常に意識しなければならない。

第五に、**兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業に関する課題**である。総事業費が約35億円という大規模な事業であるが、「**施設の稼働率が低迷する恐れ**」、「**収支がマイナスとなる見込み**」、「**野生鳥獣による農林業被害額の減少に真に寄与するかは不透明**」という課題がある事業である。令和3年度以降、整備工事等が進められる予定であるが、単なる箱モノ行政に陥ることがないように、課題解決に向けた具体的な対応策を策定しておくべきであろう。

その他、**実績報告の確認手続、利用者のニーズに対応するための制度変更等**についても課題が発見されたので、改善に向けて取り組まれない。

7. 終わりに

当年度の包括外部監査で指摘した兵庫みどり公社の分収造林事業が抱える課題は非常に深刻であり、県にとっては最優先事項の一つであるにもかかわらず、長きにわたり解決されていない。事態の深刻さに気付き、「何とか早く解決に向けて行動しなければ、将来に大きな禍根を残す可能性がある。」と考え、課題解決に奔走したのかもしれないが、残念ながら問題の本質に踏み込まなかった。否、「踏み込めなかった」と表現した方が正しいかもしれない。余りにも巨額の問題であり、影響の大きさを考えると、二の足を踏んでしまったのであろう。

しかし、最も大事なことは、「**将来世代へ負の遺産を引き継がないこと**」と「**森**

林という貴重な社会基盤資産を確実に健全な姿で将来世代へ引き継ぐこと」である。そのために今すべきことを考え、実行することが、現在を生きる世代の責務である。**兵庫みどり公社の分収造林事業が抱える課題は、まさに、「今そこにある危機」**であり、背を向けることは許されない。分収造林事業が国の造林政策の一環として進められたことは事実であるが、「**国がいつか面倒を見てくれる、助けてくれるはず**」という淡い期待に縋り、**事態の深刻さを直視せず、損失を将来に先送りするような姿勢は、もう止めるべきである。**

この難題を解決するためには、今後険しい道を進むことになるであろう。様々な問題が生じ、場合によっては、林業公社問題を抱える他の自治体と連携し、国に対して強力に支援を要請することも想定しておかなければならない。そして、最終的には、県民に負担を強いる結果となることも十分に考えられる。しかし、一步一步着実に歩みを進めなければ、未来への道を切り開くことは出来ない。**県には、課題の本質に正面から向き合い、解決に向けて真摯に取り組むことで、将来世代のための道を切り開くことを心から期待したい。当年度の包括外部監査は、そのための第一歩である。**

以上が、包括外部監査の総評（指摘事項及び意見の要約）である。以降では、各指摘事項及び意見について詳述することとする。

Ⅱ. 指摘事項及び意見

1. 兵庫みどり公社

本項では、兵庫みどり公社が抱える諸課題について、分収造林事業を中心に述べることにするが、その前提として、分収造林制度の概要、森林整備法人の概要等について、「令和2年度 民有林森林整備施策のあらまし(令和2年12月 林野庁)」に基づき説明することとする。

(1) 分収造林制度の概要

① 分収造林制度

戦後における林政上の重要な課題の一つであった造林未済地の解消は昭和30年代に実現したが、我が国経済の著しい成長に伴う木材需要の急激な増大に対処するため、造林の推進に対する要請が高まった。このようなことから、森林所有者の自営による造林を中心としてその推進が図られたが、補助や金融の措置が講じられてもなお自営では資金・経営力等の関係から造林を実施することが困難なものについては、土地所有者以外の資金や技術を導入して造林を行う分収造林を推進する必要性が生じた。

このため、昭和33年に分収造林特別措置法(昭和33年法律第57号)が制定され、

(i) 都道府県知事による契約締結のあっせん

(ii) 民法第256条第1項(共有物の分割請求権)の規定の適用除外等の措置により、分収造林契約の締結の促進が図られた。

その後、各府県において設立された林業(造林)公社等により、分収造林制度を活用した造林が進められている。

② 分収育林制度等

林業をめぐる厳しい状況の下で育成途上の人工林を対象として、林業関係者以外から広く育林に要する資金の導入を図り、間伐・保育等森林の整備を推進していくとともに、これを通じて森林・林業に対する国民的な理解と協力を促進する制度を確立することが必要となってきた。

このため、昭和51年度から公有林について、都市住民等から育成途上の森林の育成資金を導入するとともに、伐採収益を分収する「特定分収契約」の設定の事業がモデル的に実施された。この事業は概して好評であり、常に募集口数を上回る応募があったが、このような制度を私有林に拡大していくに当たって、都市住民等が安心して資金を拠出できる体制をつくるため、(i)長期にわたる契約の安定性を確保する法的措置、(ii)費用負担者の利益の保護を図るた

めの適正な契約の締結及び契約に基づく適正な育林の実施等に関する公的な監督制度が必要であった。

このため、昭和 58 年の分収造林特別措置法の一部改正により、「分収林特別措置法」として、

(i) 分収育林制度を創設し、分収造林契約と同様、民法第 256 条第 1 項の規定を適用除外

(ii) 都道府県知事による分収林契約のあっせん、募集の創設

(iii) (ii) による募集を行う者に対する都道府県知事による勧告・公表等が措置され、分収林契約による森林整備の促進が図られた。

③ 分収林契約条項の変更手続

平成 28 年の分収林特別措置法の一部改正により、分収林契約に関する契約条項の変更手続に関する規定が創設されたことにより、分収林契約の変更の円滑化が図られることとなった。

その背景として、分収林契約にかかる森林の多くが当初の分収林契約満了時期を迎えつつあるが、契約時に想定し得なかった木材価格の低迷や、人件費等の高騰により、造林等費用を回収することが期待できない事態が生じており、その結果、造林者等の経営の悪化や、造林地所有者等による伐採後の再造林ができず、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じることへの懸念があった。

こうした状況を回避するためには、分収林契約期間の延長や、造林等収益の分収割合の見直しといった収支改善につながる契約変更とともに、分収林契約地において契約期間満了後に適切な更新が図られるよう、契約に基づく育林等の内容、時期及び方法が、自然条件に応じて針広混交林化を図るなど、多様で健全な森林づくりを進めるものとなるよう努めることが必要となっている。

しかし、私法上の契約の締結、変更等には、原則として当該契約の当事者全員の合意が必要であるが、分収林契約の当事者の世代交代が進んだことにより、その合意を得るべき者について、人数の増加、所在の散在化及び不明化等が起こり、契約当事者全員の合意を得ることが事実上困難となり、契約条項の変更の手続が進まないという問題が生じている。

このため、分収林契約の契約条項の変更の円滑化を図るため、契約当事者全員の合意が得られない場合であっても、契約条項の変更を行うことができる仕組みを設けることとしたものである。

契約条項の変更に当たっては、

(i) 都道府県知事への契約条項の変更の承認の求め

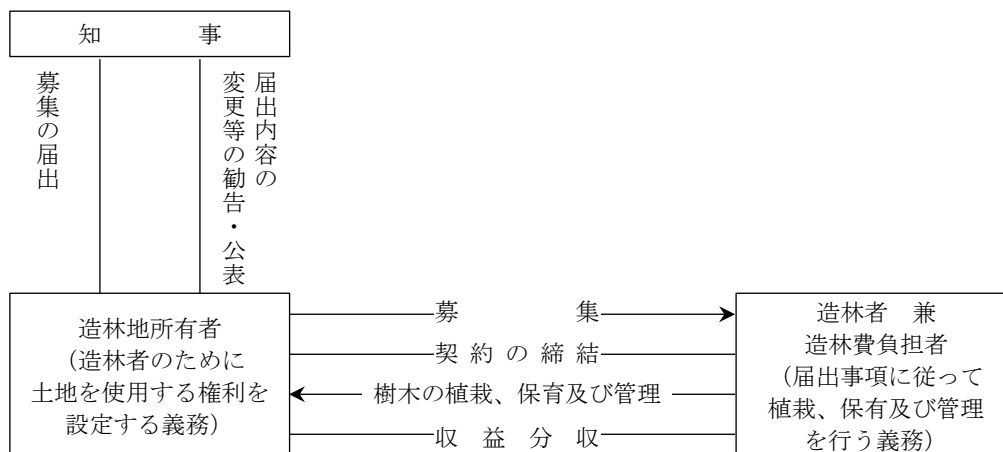
(ii) 契約条項の変更前の公告

(iii) 契約条項の変更のみなし承認等

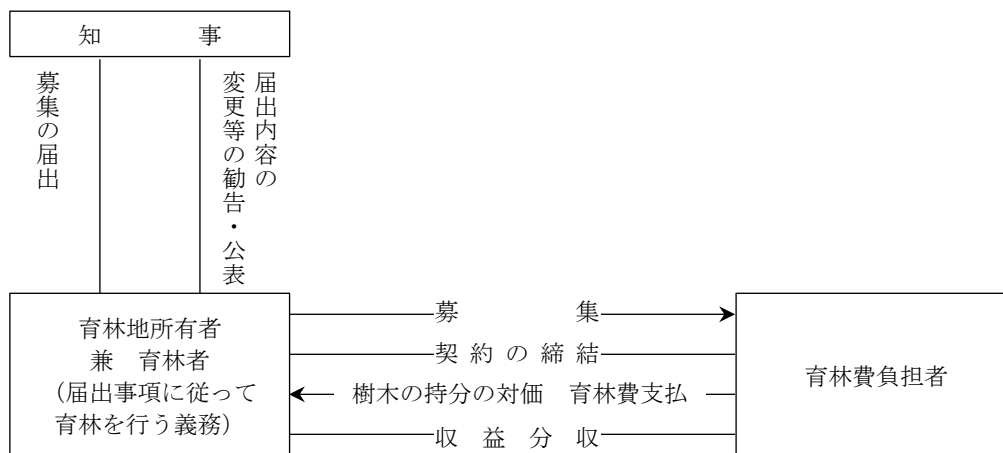
(iv) 契約条項の変更後の公告
 等の手続きが定められ、これらにより 1/10 を越える異議がない場合など、
 契約期間の延長等が可能となった。

【分収林契約の例】

＜分収造林契約（二者契約（造林地所有者 対 造林者、造林費負担者）の場合＞



＜分収育林契約（二者契約（育林地所有者、育林者 対 育林費負担者）の場合＞



(2) 森林整備法人の概要等

① 森林整備法人の概要

森林整備法人は、分収林特別措置法第 10 条第 2 号により「造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、地方公共団体が一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を保有し、一般財団法人にあっては基本財産の過半を拠出しているものをいう。」と規定され、分収林の推進母体として位置づけられた。

森林整備法人の設立については、民法法人として設立され、現にこれらの業務と一部類似の業務を行っている林業（造林）公社等の既存の法人の改組により、森林整備法人として活用を図るほか、公社の設立されていない都道府県では体制の整ったところから、新たに森林整備法人が設立されている。また、一部の都道府県において設立されている水源林造成のための公益法人や緑化推進を目的とする公益法人も森林整備法人として認定されている。

令和2年3月末現在、森林整備法人は30都道府県において32法人（林業公社：26法人、林業公社以外：6法人）が設立されている。

【森林整備法人の設立現況（森林整備法人のうち林業公社）】

No.	名称	設立年月	森林整備法人認定(年月)
1	(一社) 宮城県林業公社	昭和41年 6月	昭和59年 8月
2	(公財) 秋田県林業公社	昭和41年 4月	昭和59年 8月
3	(公財) 山形県林業公社	昭和42年 4月	昭和60年 3月
4	(公社) ふくしま緑の森づくり公社	昭和42年 4月	昭和60年 7月
5	(公社) 埼玉県農林公社	昭和58年11月	昭和59年 1月
6	(公財) 東京都農林水産振興財団	昭和63年11月	昭和63年11月
7	(公社) 新潟県農林公社	昭和47年11月	昭和60年 9月
8	(公社) 富山県農林水産公社	昭和41年 5月	昭和60年 8月
9	(公財) 石川県林業公社	昭和41年10月	昭和61年 3月
10	(公社) 長野県林業公社	昭和41年 7月	昭和59年 9月
11	(公社) 岐阜県森林公社	昭和41年11月	昭和59年12月
12	(公社) 木曾三川水源林造成公社	昭和44年 1月	平成 5年 9月
13	(一社) 滋賀県造林公社	昭和40年 4月	平成 2年 3月
14	(公社) 兵庫みどり公社	昭和37年 3月	昭和59年12月
15	(一社) わかやま森林と緑の公社	昭和43年 3月	昭和61年10月
16	(公財) 鳥取県造林公社	昭和41年 4月	昭和61年 3月
17	(公社) 島根県林業公社	昭和40年 5月	昭和60年10月
18	(公社) 隠岐島前森林振興公社	平成 8年 7月	平成 8年 7月
19	(公社) おかやまの森整備公社	昭和40年 4月	昭和60年 8月
20	(公財) やまぐち農林振興公社	昭和41年 5月	昭和59年12月
21	(公社) 徳島森林づくり推進機構	昭和41年11月	昭和59年12月
22	(一社) 高知県森林整備公社	昭和36年 9月	昭和60年 1月
23	(公社) 長崎県林業公社	昭和36年 9月	昭和60年 9月
24	(公社) 熊本県林業公社	昭和36年 1月	昭和60年10月
25	(一社) 宮崎県林業公社	昭和42年 9月	昭和60年 1月
26	(公社) 鹿児島県森林整備公社	昭和42年 8月	昭和59年11月

【森林整備法人の設立現況（森林整備法人のうち林業公社以外）】

No.	名称	設立年月	森林整備法人認定(年月)
1	(公社) 茨城県農林振興公社	昭和 63 年 6 月	昭和 63 年 6 月
2	(一財) 群馬県森林・緑整備基金	平成 25 年 10 月	平成 25 年 10 月
3	(公財) 愛媛の森林基金	昭和 61 年 5 月	平成 14 年 3 月
4	(公社) 三重県緑化推進協会	昭和 60 年 10 月	昭和 61 年 2 月
5	(公財) 福岡県水源の森基金	昭和 54 年 10 月	昭和 63 年 3 月
6	(公財) 森林ネットおおいた	平成 18 年 9 月	平成 19 年 9 月

② 林業（造林）公社の概要

林業（造林）公社は、森林整備法人のうち、都道府県がその地方における林業の問題に対処するための政策手段として設立した公益法人であり、旧薪炭林地域等において資金不足等から森林所有者が自ら造林を行うことが困難な地域を主体に計画的な造林を推進し、森林資源の充実を図るとともに、国土の保全、山村地域の振興等に資することを設立目的としている。

昭和 40 年代（1965～75 年）を中心に全国に 44 公社が設立され、離島や山間地において分収方式でこれまで約 40 万 ha の森林を造成し、森林の多面的機能の発揮、地域の雇用の創出などの重要な役割を果たしてきた。

林業公社の経営は、個々の林業公社により差はあるものの、木材価格の低下等の社会情勢の変化や森林造成に要した借入金の累増等により、総じて厳しい状況にある。加えて、各地の公社造林地では、契約期限が到来して伐採時期を迎える森林が出てきており、伐採後の再造林の確実な実施が課題となっている。このような状況に対応して、平成 20（2008）年度に、総務省、林野庁及び地方公共団体から成る「**林業公社の経営対策等に関する検討会**」が設置され、**今後の林業公社の経営の在り方について検討が行われた。**

平成 21（2009）年 6 月に、経営が著しく悪化した林業公社については、その存廃を含む抜本的な経営の見直しを検討すべき旨の報告書が取りまとめられ、これを受けて平成 21（2009）年度以降、15 の林業公社が解散・合併・債務整理、県営化が行われた。

現在、24 都県 26 公社が存続し、経営改善に取り組みながら、引き続き、分収林の管理等を行っている。

【林業公社一覧（解散・合併したものを含む）】

都道府県	公社名	設立年度	解散等
北海道	(一財) 北海道森林整備公社	昭和 60 年度	認定取消 (平成 24 年度)
青森県	(社) 青い森農林振興公社	昭和 45 年度	債務整理・解散・県営化 (平成 25 年度)
岩手県	(社) 岩手県林業公社	昭和 39 年度	解散・県営化 (平成 19 年度)
宮城県	(一社) 宮城県林業公社	昭和 41 年度	債務整理 (平成 25 年度)
秋田県	(公財) 秋田県林業公社	昭和 41 年度	—
山形県	(公財) 山形県林業公社	昭和 42 年度	—
福島県	(公社) ふくしま緑の森づくり公社	昭和 42 年度	—
茨城県	(公社) 茨城県農林振興公社	昭和 44 年度	県営化 (平成 22 年度)
栃木県	(財) 栃木県森林整備公社	昭和 61 年度	債務整理・解散・県営化 (平成 25 年度)
群馬県	(一社) 群馬県林業公社	昭和 41 年度	債務整理・解散 (平成 25 年度)
埼玉県	(公社) 埼玉県農林公社	昭和 58 年度	—
千葉県	設立なし	—	—
東京都	(公財) 東京都農林水産振興財団	昭和 63 年度	—
神奈川県	(社) かながわ森林づくり公社	昭和 43 年度	債務整理・解散・県営化 (平成 22 年度)
新潟県	(公社) 新潟県農林公社	昭和 47 年度	—
富山県	(公社) 富山県農林水産公社	昭和 41 年度	—
石川県	(公財) 石川県林業公社	昭和 41 年度	—
福井県	(公社) ふくい農林水産支援センター	昭和 41 年度	県営化 (平成 25 年度)
山梨県	(公財) 山梨県林業公社	昭和 40 年度	債務整理・解散・県営化 (平成 28 年度)
長野県	(公社) 長野県林業公社	昭和 41 年度	—
岐阜県	(公社) 岐阜県森林公社	昭和 41 年度	—
	(公社) 木曾三川水源造成公社	昭和 43 年度	—
静岡県	設立なし	—	—
愛知県	(一社) 愛知県農林公社	昭和 40 年度	債務整理・解散・県営化 (平成 27 年度)
三重県	設立なし	—	—
滋賀県	(一社) 滋賀県造林公社	昭和 40 年度	債務整理 (平成 22 年度)
	(財) びわ湖造林公社	昭和 48 年度	債務整理 (平成 22 年度) ・ 合併 (平成 23 年度)
京都府	(一社) 京都府森と緑の公社	昭和 42 年度	債務整理・解散・府営化 (平成 26 年度)
大阪府	設立なし	—	—
兵庫県	(公社) 兵庫みどり公社	昭和 36 年度	—
奈良県	(公財) 奈良県林業基金	昭和 58 年度	債務整理・解散・県営化 (平成 28 年度)
和歌山県	(一社) わかやま森林と緑の公社	昭和 42 年度	—
鳥取県	(公財) 鳥取県造林公社	昭和 41 年度	—
島根県	(公社) 島根県林業公社	昭和 40 年度	—
	(公社) 隠岐島前森林復興公社	平成 8 年度	—

都道府県	公社名	設立年度	解散等
岡山県	(公社) おかやまの森整備公社	昭和 40 年度	—
広島県	(一財) 広島県農林振興センター	昭和 40 年度	債務整理・県営化 (平成 25 年度) 解散 (平成 29 年度)
山口県	(公財) やまぐち農林振興公社	昭和 41 年度	—
徳島県	(公社) 徳島森林づくり推進機構	昭和 41 年度	—
香川県	設立なし	—	—
愛媛県	(財) 愛媛県造林公社	昭和 41 年度	解散・県営化 (昭和 55 年度)
高知県	(一社) 高知県森林整備公社	昭和 36 年度	—
福岡県	設立なし	—	—
佐賀県	設立なし	—	—
長崎県	(公社) 長崎県林業公社	昭和 36 年度	—
	(社) 対馬林業公社	昭和 34 年度	合併 (平成 22 年度)
熊本県	(公社) 熊本県林業公社	昭和 35 年度	—
大分県	(社) 大分県林業公社	昭和 45 年度	解散・県営化 (平成 19 年度)
宮崎県	(一社) 宮崎県林業公社	昭和 42 年度	—
鹿児島県	(公社) 鹿児島県森林整備公社	昭和 42 年度	—
	(社) 屋久島林業開発公社	昭和 36 年度	合併 (平成 11 年度)
沖縄県	設立なし	—	—

【公社造林実績】

(単位：ha)

年度	公社数	新植面積	1公社当たり 新植面積	年度	公社数	新植面積	1公社当たり 新植面積
昭和34年度	1	100	100	平成元年度	37	10,213	276
昭和35年度	1	150	150	平成2年度	36	9,397	261
昭和36年度	5	538	108	平成3年度	35	7,878	225
昭和37年度	6	1,847	308	平成4年度	35	6,837	195
昭和38年度	6	1,789	298	平成5年度	36	6,536	182
昭和39年度	6	1,574	262	平成6年度	32	5,250	164
昭和40年度	13	3,368	259	平成7年度	32	5,744	180
昭和41年度	23	6,545	285	平成8年度	36	4,376	122
昭和42年度	30	10,808	360	平成9年度	35	4,010	115
昭和43年度	31	12,965	418	平成10年度	35	3,695	106
昭和44年度	33	14,805	449	平成11年度	31	2,513	81
昭和45年度	35	17,089	488	平成12年度	30	2,184	73
昭和46年度	35	18,029	515	平成13年度	25	1,494	60
昭和47年度	35	18,898	540	平成14年度	21	1,052	50
昭和48年度	36	20,098	558	平成15年度	13	816	63
昭和49年度	36	18,834	523	平成16年度	14	599	43
昭和50年度	36	18,687	519	平成17年度	6	422	70
昭和51年度	36	18,874	524	平成18年度	12	282	24
昭和52年度	36	18,380	511	平成19年度	18	364	20
昭和53年度	36	19,212	534	平成20年度	15	371	25
昭和54年度	36	18,707	520	平成21年度	12	362	30
昭和55年度	35	16,974	485	平成22年度	12	282	24
昭和56年度	35	16,584	474	平成23年度	8	92	11
昭和57年度	35	16,267	465	平成24年度	7	175	25
昭和58年度	36	15,907	442	平成25年度	3	99	33
昭和59年度	37	15,184	410	平成26年度	7	147	21
昭和60年度	38	14,805	390	平成27年度	8	154	19
昭和61年度	38	13,006	342	平成28年度	9	213	24
昭和62年度	38	12,027	317	平成29年度	6	172	29
昭和63年度	36	11,539	321	平成30年度	7	207	30

(注) 公社数は、当該年度に新植を実行した公社数である。

造林面積には、分取林の他、公社が森林所有者等から受託して実行したものも含まれる。

③ 契約形態

大部分は、造林費負担者兼造林者である公社と造林地所有者の二者契約である。

④ 分収割合

制度の創設当初は、造林費負担者兼造林者（公社）：造林地所有者＝6：4が大部分であったが、公社の経営状況等を踏まえ、近年における分収造林契約の締結や契約内容の変更に当たっては、公社の持分を大きくするケースが増えてきている。

なお、**兵庫みどり公社においても、造林地所有者との間で分収割合の見直しに関する協議を進めており、令和2年度末時点では、契約者総数477者の内、474者（99.4%）との間で分収割合の見直し（変更後の分収割合は、造林費負担者兼造林者（公社）：造林地所有者＝8：2）に関する同意を得ており、残りの3者との間でも協議を継続**しているところである。

⑤ 資金調達

公社の分収林の多くが伐採時期に至っておらず、収入がほとんどないため、事業に必要な資金は、補助金のほか、日本政策金融公庫、都府県及び市町村からの借入金などでまかなわれている。

（3）森林資産

兵庫みどり公社は、公益社団法人であることから、原則として「**公益法人会計基準**」に基づく会計処理を行うこととなる。しかし、林業公社の経営は、制度的に自己資金を持つ財務構造となっておらず、その主要事業である森林整備は、その資金調達を一部の補助金等の収入を除いて全て借入金に依存していること、また、その投資を行ってから収益を得るまでの期間が超長期となる林業特有の事業運営によっていることなど、特殊な経営形態による法人であることから、林業公社の特性に合わせて策定された「**林業公社会計基準**」（平成24年3月22日改訂全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会）も参照されている。

林業公社に特有の勘定科目としては、「**森林資産**」が挙げられる。「林業公社会計基準」第5章において「森林資産に係る固有の会計処理」が、以下のとおり定められている。

【林業公社会計基準】（一部抜粋）

（森林資産の計上基準）

第 26 条 森林資産は、固定資産に属するものとする。その貸借対照表価額は、毎期の森林整備に要した費用からその森林整備に係る収入を差し引いた価額の累積をもって取得原価とし、その取得原価を基礎に計上しなければならない。（注 22）

- 2 森林資産は、その森林資産の主伐が決定したとき、販売用森林資産として流動資産に属するものとする。販売用森林資産は、期末における時価が取得原価よりも下落している場合には、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。この場合において、取得原価と時価との差額は当期の経常外費用として処理する。（注 22、23）

（森林資産の減損処理）

第 27 条 森林資産の減損とは、森林資産に期待されるサービス提供能力が著しく低下した事象又は森林資産の将来の経済的便益が著しく下落した事象をいう。（注 24）

こうした事象が生じた場合、それぞれ次に掲げる減損処理を行わなければならない。

- （1）森林資産の有する多面的な公益的機能としての「サービス提供能力」が著しく低下し将来にわたりその回復が見込めないときは、その取得原価をサービス提供能力の低下の状況に応じて合理的に算定された価額まで減額する。
- （2）森林資産は、主伐が決定したとき販売用資産となることから、その主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産にあっては、その将来の経済的便益が著しく下落したときは、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、その取得原価を正味売却価額まで減額する。

（略）

（森林資産情報の注記）

第 28 条 森林資産は、その主伐による収益の獲得に至るまでが超長期であることから、その投資額の回収能力はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。したがって、森林資産に関して現時点における回収能力見込額等の情報を事業運営の重要な情報として注記するものとする。なお、注記事項には、森林資産の有する公益的機能である「サービス提供能力」の評価を利害関係者への有用な情報として提供するものとする。（注 25）

- （1）森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額
- （2）森林資産とその公益的機能評価額
- （3）経営改善策等の情報

【林業公社会計基準注解】（一部抜粋）

（注 22）森林資産の取得原価に係る会計処理について

- 1 森林資産の取得原価の算定に係る「森林整備に要した費用」には、森林整備に係る直接的な事業費のほか当該事業に係る借入金の支払利息及び当該事業に配賦される管理費が含まれる。また、「収入」には、森林整備に係る直接的な収入のほか合理的に配分された受取利息等の付帯収入が含まれる。

（略）

（注 23）販売用森林資産に係る会計処理について

- 1 固定資産である森林資産が販売用森林資産となる「主伐が決定したとき」とは、当該会社の事業計画や予算等において、「主伐」の意思決定がなされた場合をいう。

なお、「主伐」には、分収林契約の終了時における販売を目的とした立木の伐採のほか、長伐期施業等で一定の基準に基づき、分収林契約の終了時までの期間にわたって計画的に行われる販売を目的とした立木の伐採が含まれる。

- 2 販売用森林資産の評価における「時価」は、当該森林資産の丸太市場価格に基づき合理的に算定された価額から販売経費及び分収交付金等を控除した価額とする。

（略）

（注 24）

（略）

2 「将来の経済的便益が著しく下落」に係る減損処理

(1) 森林資産は、主伐により木材販売収入を得られるという経済的便益がある。森林資産は、主伐までの期間が超長期であることから、主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産を対象として将来の経済的便益を検証するものとする。

この場合、**将来の立木販売収入を基礎とした正味売却価額が著しく下落している場合には、減損を認識するものとする。**

(2) 「主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産」とは、公社が森林法に基づき定めた森林施業計画などにおいて主伐時期が明確になった時点を減損の認識を行うに適切な時期と捉え、森林施業計画などにおいて主伐計画が位置づけられた森林資産をその対象資産とする。

(3) 「正味売却価額」の算定は、現在の丸太市場価格を基に将来の立木販売収入を算定し、その販売収益（立木販売収入から販売経費を控除した額）から、今後の森林資産に加算される実事業費（注解 22 に基づき算定された今後の取得原価増加額）及び分収交付金を控除した額とする。

(4) **正味売却価額の著しい下落とは、時価が帳簿価額から概ね 50%を超えて下落している場合をいう。**

(略)

(6) **減損損失を認識する場合の森林資産の単位は、原則として、分収林契約の単位又は森林施業における事業地（施業管理を単位とする団地など）の単位とする。**（略）

(注 25) 森林資産の情報の注記について

1 回収能力見込額の算定は、標準伐期齢未満の資産にあつては、森林法で伐採が規制されていること、また、未だ成育途中の森林であり木材価格を基礎とした回収能力の測定は極めて困難であることからこれを除外し、標準伐期齢以上の資産について回収能力の測定を行うものとする。その算定は、現在の丸太市場価格を基に、将来の立木販売収入の見込額に補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を、現在価値に割り引いた額とする。なお、現在価値を算定する際に用いられる割引率は、当該公社の現実の資金調達を反映した資金調達コストを基礎に算定する。

(略)

3 経営改善策等の情報は、回収能力見込額が帳簿価額を下回る場合には、その対策等について注記する必要がある。

令和 2 年度の兵庫みどり公社の決算書上、森林資産は 66,883 百万円（分収造林事業：62,514 百万円、分収育林事業：4,368 百万円）計上されており、その内訳は、直接工事費、間接工事費（共通費、管理費、借入金利息）で構成されている。平成 21 年度から令和 2 年度における森林資産残高の推移は、下表のとおりである。

【森林資産（全体）の推移】

(単位：百万円)

年度	直接工事費	間接工事費				合計
		共通費	管理費	借入金利息	計	
平成 21 年度	23,942	2,043	8,870	25,690	36,604	60,546
平成 22 年度	23,842	2,198	9,045	26,394	37,638	61,480
平成 23 年度	23,845	2,213	9,202	27,004	38,420	62,265
平成 24 年度	23,855	2,236	9,334	27,686	39,257	63,112
平成 25 年度	23,826	2,261	9,448	28,323	40,032	63,859
平成 26 年度	23,802	2,293	9,568	28,945	40,807	64,610
平成 27 年度	23,783	2,315	9,682	29,319	41,317	65,101
平成 28 年度	23,749	2,330	9,792	29,651	41,774	65,524
平成 29 年度	23,730	2,341	9,893	29,972	42,207	65,937
平成 30 年度	23,714	2,360	9,991	30,286	42,638	66,353
令和元年度	23,707	2,378	10,083	30,596	43,058	66,766
令和 2 年度	23,718	2,414	10,195	30,555	43,164	66,883

【森林資産（分収造林事業）の推移】

(単位：百万円)

年度	直接工事費	間接工事費				合計
		共通費	管理費	借入金利息	計	
平成 21 年度	20,111	1,762	8,725	25,690	36,177	56,289
平成 22 年度	19,998	1,910	8,896	26,393	37,200	57,199
平成 23 年度	19,993	1,917	9,048	27,003	37,969	57,963
平成 24 年度	20,004	1,931	9,177	27,684	38,793	58,798
平成 25 年度	19,982	1,944	9,290	28,320	39,555	59,537
平成 26 年度	19,963	1,964	9,410	28,942	40,317	60,280
平成 27 年度	19,947	1,975	9,523	29,310	40,809	60,756
平成 28 年度	19,914	1,987	9,634	29,644	41,265	61,180
平成 29 年度	19,897	1,997	9,735	29,964	41,697	61,594
平成 30 年度	19,884	2,012	9,832	30,278	42,124	62,008
令和元年度	19,876	2,027	9,921	30,588	42,538	62,414
令和 2 年度	19,886	2,048	10,031	30,547	42,627	62,514

【森林資産（分収育林事業）の推移】

（単位：百万円）

年度	直接工事費	間接工事費				合計
		共通費	管理費	借入金利息	計	
平成 21 年度	3,830	280	145	0	426	4,256
平成 22 年度	3,843	288	149	1	438	4,281
平成 23 年度	3,851	296	153	1	451	4,302
平成 24 年度	3,850	305	156	2	463	4,314
平成 25 年度	3,844	317	157	2	477	4,321
平成 26 年度	3,839	329	157	3	490	4,329
平成 27 年度	3,836	340	158	8	508	4,344
平成 28 年度	3,835	342	158	7	508	4,344
平成 29 年度	3,832	344	158	7	510	4,342
平成 30 年度	3,830	347	159	7	514	4,344
令和元年度	3,831	350	161	7	520	4,351
令和 2 年度	3,831	365	163	7	537	4,368

上表のとおり、令和 2 年度末の森林資産（全体）は、平成 21 年度と比較して 6,336 百万円増加しており、その主たる要因は、森林資産に含まれる借入金利息が 4,864 百万円増加したことによるものである。林業公社会計基準注解 22 に基づき、森林資産には事業に係る借入金の支払利息が計上されているが、森林資産（66,883 百万円）の約 45%を借入金利息（30,555 百万円）が占めており、森林整備事業における借入金への依存度の高さを見て取ることができる。

また、森林整備に要した費用については、正味財産増減計算書の「森林振替額」勘定を通じて、貸借対照表の森林資産へ振り替えられる会計処理が行われている。平成 29 年度から令和 2 年度における森林資産への振替額は下表のとおりである。森林資産へ振り替えられた借入金利息（利子補給金控除後）については令和元年度までは約 360 百万円で推移していたが、令和 2 年度においては県からの利子補給金が大幅に増加したことから、振替額は大幅に減少している。

【森林資産振替額の推移】

(単位：千円)

	平成 29 年度			平成 30 年度		
	分収造林	分収育林	合計	分収造林	分収育林	合計
特定資産利息収入	△896	0	△896	△598	0	△599
雑収入 受取利息収入	△2,873	△9	△2,882	△529	△11	△541
協議枝打利息収入	△366	—	△366	△339	—	△339
雑収入	△13	—	△13	△2	—	△2
退職給付引当資産取崩収入	—	—	0	—	—	—
作業道経費から間伐事業費への充当分	—	—	0	—	—	—
間伐事業費公社持出分	—	—	0	—	—	—
造林事業費支出	537,558	—	537,558	524,066	—	524,066
借入金利息支出【a】	483,394	—	483,394	484,874	—	484,874
借入金利息支出以外	54,163	—	54,163	39,192	—	39,192
県営分収育林事業費支出	—	22,522	22,522	—	19,780	19,780
借入金利息支出【b】	—	15,294	15,294	—	15,971	15,971
借入金利息支出以外	—	7,228	7,228	—	3,808	3,808
管理費支出	97,818	24,582	122,400	98,380	25,534	123,914
減価償却費	7,791	135	7,926	7,967	592	8,560
退職給付引当金繰入額	5,993	—	5,993	1,208	—	1,208
賞与引当金繰入額	9,124	1,803	10,928	9,299	1,913	11,212
賞与引当金取崩額	△10,449	△2,032	△12,481	△9,124	△1,803	△10,928
造林補助金（利用間伐を除く）	△31,763	△4,800	△36,563	△9,498	—	△9,498
利子補給金【c】	△114,855	△15,169	△130,025	△120,842	△15,846	△136,689
森林整備補助金	—	△24,274	△24,274	—	△25,191	△25,191
森林整備交付金	—	—	—	—	—	—
経常の部 計【A】	497,067	2,758	499,826	499,986	4,966	504,953
固定資産売却益	—	△275	△275	—	—	—
固定資産売却損	0	—	0	0	0	0
経常外の部 計【B】	0	△275	△275	0	0	0
森林資産振替額【A+B】	497,067	2,482	499,550	499,986	4,966	504,953
<参考>						
利子補給金控除後借入金利息支出【a+b+c】	368,539	125	368,664	364,032	125	364,157

	令和元年度			令和2年度		
	分収造林	分収育林	合計	分収造林	分収育林	合計
特定資産利息収入	△1,206	0	△1,207	△1,157	0	△1,158
雑収入 受取利息収入	△816	△13	△830	△61	—	△61
協議枝打利息収入	△332	—	△332	△321	—	△321
雑収入	△2	—	△2	△11	—	△11
退職給付引当資産取崩収入	—	—	—	△16,735	—	△16,735
作業道経費から間伐事業費への充当分	12,433	132	12,566	13,407	—	13,407
間伐事業費公社持出分	26	—	26	—	—	—
造林事業費支出	650,183	—	650,183	627,874	—	627,874
借入金利息支出【a】	483,135	—	483,135	491,537	—	491,537
借入金利息支出以外	167,047	—	167,047	136,336	—	136,336
県営分収育林事業費支出	—	25,073	25,073	—	31,058	31,058
借入金利息支出【b】	—	16,115	16,115	—	16,195	16,195
借入金利息支出以外	—	8,957	8,957	—	14,863	14,863
管理費支出	91,312	25,527	116,840	123,508	26,165	149,674
減価償却費	7,421	592	8,013	6,941	592	7,534
退職給付引当金繰入額	3,915	—	3,915	5,302	—	5,302
賞与引当金繰入額	10,237	2,007	12,244	10,166	2,014	12,181
賞与引当金取崩額	△9,299	△1,913	△11,212	△10,237	△2,007	△12,244
造林補助金（利用間伐を除く）	△145,423	△3,494	△148,917	△102,451	—	△102,451
利子補給金【c】	△121,968	△16,071	△138,040	△508,238	△16,159	△524,398
森林整備補助金	—	△24,115	△24,115	—	△24,463	△24,463
森林整備交付金	△4,654	—	△4,654	△4,689	—	△4,689
経常の部 計【A】	491,825	7,724	499,550	143,296	17,200	160,497
固定資産売却益	—	—	—	—	—	—
固定資産売却損	—	—	—	—	—	—
経常外の部 計【B】	—	—	—	—	—	—
森林資産振替額【A+B】	491,825	7,724	499,550	143,296	17,200	160,497
<参考>						
利子補給金控除後借入金利息支出【a+b+c】	361,167	44	361,211	△16,701	36	△16,665

（４）借入金

① 平成24年度末から令和2年度末までの借入金残高の推移

上記（３）のとおり、兵庫みどり公社は主要事業である森林整備に係る資金調達を、一部の補助金等の収入を除いて全て借入金に依存している。これは、兵庫みどり公社が実施する事業の性質上、森林投資に係る収益を得るまでの期間が超長期であることから、当該森林整備に要した費用（補助金充当分を除く）

やその他事業資金を賄うための借入れを行わざるを得ず、下表で示すとおり、**兵庫みどり公社の借入金残高は増加し続けている状況**にある。

【兵庫みどり公社の借入金残高推移（平成 24 年度末～令和 2 年度末）】

(単位：百万円)

事業（借入金種別）		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
分収造林 事業	県借入金	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322
	公庫借入金 (注1)	20,582	26,355	31,307	32,340	32,406	32,469	32,556	32,654	32,531
	市中金融機関 等借入金	36,810	31,546	30,930	29,890	29,890	29,890	29,890	29,890	37,090
	計	59,713	60,223	64,559	64,551	64,617	64,681	64,768	64,866	71,943
県営分収 育林事業	県借入金	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	市中金融機関 等借入金	4,319	4,332	4,510	4,510	4,510	4,510	4,510	4,510	4,510
	計	4,344	4,357	4,535	4,535	4,535	4,535	4,535	4,535	4,535
その他 農業関連 事業(注2)	県借入金	42	30	20	13	7	4	2	1	1
	市中金融機関 等借入金	2,035	2,025	25	13	9	4	5	8	6
	計	2,077	2,055	45	26	16	8	7	9	7
合計		66,135	66,635	69,138	69,112	69,169	69,224	69,310	69,410	76,485

(注1)「公庫借入金」は、(株)日本政策金融公庫からの借入金によるものである（以下、同じ）。

(注2)「その他農業関連事業」には、農業後継者育成事業（平成 24 年度末から令和 2 年度末）、農地集積・集約化推進事業（平成 24 年度末から令和元年度末）、農村地域産業誘致事業（平成 24 年度末・平成 25 年度末）、農村活性化事業（平成 24 年度末）を含めている。

平成 24 年度末から令和 2 年度末までの借入金残高の推移に関して、借入金残高の変動が大きい年度の変動要因等は、以下のとおりである。

(i) 平成 24 年度末から平成 26 年度末について

分収造林事業においては、日本政策金融公庫からの借入金や、過去より県からの短期的資金借入れ（単年度内での借入及び償還）を行ってきた。しかし、平成 26 年度をもって県からの短期的資金借入れは終了し、日本政策金融公庫からの借換え資金等をもって賄う方針としている。

また、「その他農業関連事業」における多額の借入金は、農村地域工業導入促進事業（氷上工業団地事業）として整備した用地について、企業等への誘致活動を続けてきたが、新規分譲に至るまでの期間が長く、当該事業資金として借入れていたものである（2,000 百万円）。平成 26 年度において、当該用地が県立柏原病院と柏原赤十字病院の統合再編新病院等整備地として県へ売却（1,551 百万円）され、前述の借入金が償還されたことに伴い、平成

26年度末における「その他農業関連事業」に係る借入金は大幅に減少している。

(ii) 令和2年度末について

市中金融機関より今後10年間の必要資金として、7,200百万円の借入れを行ったことにより、分収造林事業における市中金融機関等借入金の残高が令和元年度と比較して大幅に増加している。

② 令和2年度末における借入金残高の内訳

兵庫みどり公社の令和2年度末時点での借入金残高の内訳は以下のとおりである。

【兵庫みどり公社 令和2年度末借入金残高内訳】

(単位：百万円)

借入先	分収造林事業	県営分収育林事業	その他農業関連事業	残高合計
県	2,322	25	1	2,347
日本政策金融公庫	32,531	—	—	32,531
市中金融機関	37,090	4,510	—	41,600
(公社)全国農地保有合理化協会	—	—	6	6
計	71,943	4,535	7	76,485

(i) 県からの借入金について

分収造林事業に係る県からの借入金残高は2,322百万円(借入年度別では、昭和54年度：990百万円、昭和58年度：1,000百万円、平成21年度：145.4百万円、平成22年度：186.2百万円)であり、**償還期限及び借入金残高に係る利息の支払について、兵庫みどり公社では、毎年度、県から延長承認を受けている。**借入利息については、平成18年度以降は無利子である。また、平成21年度から平成26年度に県から短期的資金借入れを行っていた際の利息の一部は**未払利息として令和2年度末時点で1,264百万円計上**されている。当該未払利息については、**兵庫みどり公社の経営の安定化が図られるまでの間、県が返済を猶予**している。

また、県営分収育林事業に係る借入金残高は、25百万円(平成21年度に借り入れている)であり、償還期限については分収造林事業と同様である。借入利率は無利子である。

その他農業関連事業に係る借入金残高(0.54百万円)は、農業後継者育成事業に係る借入金である。

なお、兵庫みどり公社では、上記の他、県より下記（ii）や（iii）に記載の借入金に係る損失補償、当該借入金に係る利子補給（造林資金利子補給費に係る融資制度に基づき、当該制度で規定する利子補給率を上限とする）を受けている。

【兵庫みどり公社が県から受けている損失補償】

（単位：百万円）

相手先	損失補償内容	補償対象借入残高 ^(注1)
日本政策金融公庫	最終償還期限 ^(注2) 到来後10ヶ月が経過した時点で未返済となっている元利金合計額（遅延損害金を含む）に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11%の割合による利息を県が補償する。	32,531
市中金融機関	最終償還期限 ^(注2) 到来後10ヶ月が経過した時点で未返済となっている利息等（遅延損害金を含む）に相当する額及び損失補償確定日の翌日から補償履行の日まで年14%の割合による利息を県が補償する。	37,090

（注1）分収造林事業に係る借入金残高（令和2年度末）

（注2）兵庫みどり公社が繰上償還を請求した場合には、その支払期日、その他最終償還期限の変更のあった場合には、その変更後の期日

（ii）日本政策金融公庫からの借入金について

上表の **32,531 百万円は、全て分収造林事業に係る借入金**残高であり、平成6年度に借入れた残高が最も古く、以降、毎年度に借入れた残高の合計である。借入利率は最も高い利率で3%台の借入れもあるが、平均すると1.13%となっている。償還期限は、20年から35年の据置後、10年から20年で設定されている残高が多くを占めている。

なお、兵庫みどり公社では、令和2年度において、県による経営改善対策として日本政策金融公庫からの借入金に係る利子補給の拡充措置（全額補助）を受けることとなり、利息の負担軽減が可能となった。さらに、利息を軽減するためには、借入金を繰上償還する必要があるが、兵庫みどり公社と日本政策金融公庫との借用証書（一般特約条項）によると、繰上償還については、破産等の特約条項に定める事由が発生した場合に当然に行われる繰上償還（義務的繰上償還（一般特約条項第5条））と、日本政策金融公庫が承認した場合に限り行われる繰上償還（任意繰上償還（一般特約条項第5条の2））の2つの方法が定められている。しかし、過去において、兵庫みどり公社に係る借入金について、日本政策金融公庫が任意繰上償還を承認した実績は、1度（平成17年～平成19年度の3年間に限り、施業転換資金（長伐期への転換を条件とした借換資金）の対象とならない年利3.5%以上の既往貸付金について承認した事例のみで、兵庫みどり公社は平成18年に24億円の繰上償還

を実施) しかなく、任意繰上償還が認められる可能性は極めて低いと考えられる。

一方、日本政策金融公庫では、全国の林業公社の経営改善の取組みを支援する目的で、不経済林に係る義務的繰上償還を受け入れている。この取組みに着目し、日本政策金融公庫と交渉した結果、「**土地所有者との除地協定締結**」を「**分収造林契約の解除**」(資金別特別条項第3条第1項第1号ハ) とみなすこと、さらには、償還金を融資年度の古い貸付(=高利率の借入)から優先して充当すること、事後の協定締結を前提として除地協定の候補地リストを提出することで、一括して繰上償還することが認められた。このことにより、高利の借入金を早期に一括で繰上償還することが可能となり、将来の利息負担のより大きな削減効果が期待できることとなった。

【日本政策金融公庫 借用証書(一般特約条項)】(一部抜粋)

第5条 乙(債務者)は、次の各号の事由が一つでも生じ、甲(日本政策金融公庫)が繰上償還の請求をした場合には、この借入金に係る債務の全部(繰上償還請求において範囲が指定された場合はその範囲)について期限の利益を失い、直ちに弁済します。

一 乙が甲に対し負担する一切の債務につきその一部でも支払を遅延したとき又はこの契約に基づく義務を履行しないとき

二 乙について支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき

(略)

十 **資金別特約条項で定められた繰上償還事由が生じたとき**

(略)

第5条の2 乙、連帯保証人及び物上保証人は、**甲の承認を受けた場合に限り**、期限前にこの借入金の全部又は一部を弁済することができます。

【資金別特約条項】(一部抜粋)

第3条

借用証書裏面記載の一般特約条項第5条第1項第十号に規定する繰上償還請求事由は、次の各号に掲げるものとします。

一 この借入金の資金使途が造林、林道に該当する場合、次に掲げる事由のいずれかが生じたとき

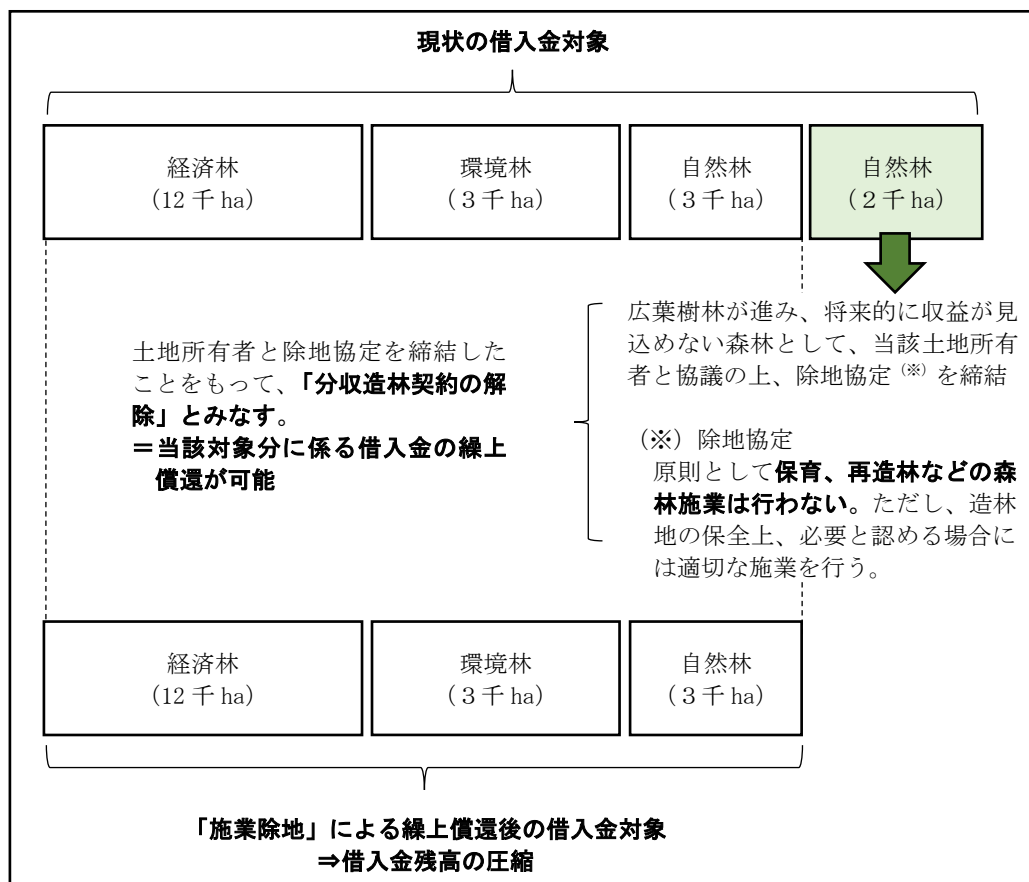
イ この借入金で改良、造成、復旧又は取得された立木が伐採(間伐等育林を目的として行う伐採を除きます。)されたとき

ロ この借入金で行われる造林事業に係る分収林契約期間の終期がこの借入金の償還期限の前に到来したとき

ハ **この借入金で行われる造林事業に係る分収林契約を解除したとき**

(略)

【「除地協定」と日本政策金融公庫からの借入金に係る繰上償還との関係】



「除地協定」とは、森林資産の中で造林地に植栽した樹木（スギ、ヒノキ、マツ）のうち、気象災害や獣被害、虫害などにより被災し、生育状況等から採算が見込めない森林について、原則として保育、再造林などの森林施業を行わないことなどに関する協定を土地所有者との間で締結することを意味する。除地協定の対象箇所については、繰上償還事由である分収林契約が解除された森林とみなすことで、当初の分収林面積のうち除地協定対象面積が占める割合に係る借入金を繰上償還することが可能となる。

兵庫みどり公社では、**除地協定の対象面積を2,000ha**と見込んでおり、**令和3年度以降の5年間で当該対象面積の除地を完了**することを条件として、日本政策金融公庫からの令和3年6月2日付の「繰上償還承認通知書」に基づき、3,390百万円（繰上償還元金：3,320百万円、繰上償還利息：69百万円）の繰上償還を行っている。なお、令和2年度においても一部の森林に係る除地協定が締結されたことに伴い、43百万円（繰上償還元金：43百万円、繰上償還利息：0百万円）の繰上償還が行われた。これにより、利率2%以上の借入金が全て繰上償還され、将来の利息負担が約14億円削減されたとしている。

【除地対象予定（除地協定の締結対象先別）内訳】

(単位：ha)

区分	市町所有	生産森林 組合所有	財産区所有	自治会所有	個人・社寺・ その他	計
面積	884	538	287	200	91	2,000
件数	116	70	32	29	18	265

(iii) 市中金融機関からの借入金について

分収造林事業に係る借入金残高は **37,090 百万円**（借入年度別では、平成27年度：4,090 百万円、令和2年度：33,000 百万円）であり、償還期限については、令和12年度に4,090 百万円、令和16年度に25,800 百万円、令和26年度に7,200 百万円となっている。

(iv) (公社) 全国農地保有合理化協会からの借入金について

(公社) 全国農地保有合理化協会からの借入金については、上記①の表外脚注（注2）のとおりである。

③ 令和3年度以降における償還予定

兵庫みどり公社の借入金に係る令和3年度以降の償還予定は、以下のとおりである。なお、上記②（ii）後段に記載している令和3年度に実施した繰上償還については加味していない。

【兵庫みどり公社 借入金年償還予定表（年度毎）】

(単位：百万円)

年度	分収造林事業				県営分収育林事業			その他農業関連事業			償還額 合計
	県 借入金	公庫 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	
令和3年度	-	276	-	276	-	-	-	-	2	2	278
令和4年度	-	287	-	287	-	-	-	-	2	2	290
令和5年度	-	316	-	316	-	-	-	-	2	2	319
令和6年度	-	327	-	327	-	-	-	-	-	-	327
令和7年度	-	341	-	341	-	-	-	-	-	-	341
令和8年度	-	346	-	346	-	-	-	-	-	-	346
令和9年度	-	352	-	352	-	-	-	-	-	-	352
令和10年度	-	351	-	351	-	-	-	-	-	-	351
令和11年度	-	351	-	351	-	-	-	-	-	-	351
令和12年度	-	3,936	4,090	8,026	-	4,510	4,510	-	-	-	12,536
令和13年度	-	3,979	-	3,979	-	-	-	-	-	-	3,979

年度	分収造林事業				県営分収育林事業			その他農業関連事業			償還額 合計
	県 借入金	公庫 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	
令和14年度	-	2,839	-	2,839	-	-	-	-	-	-	2,839
令和15年度	-	6,487	-	6,487	-	-	-	-	-	-	6,487
令和16年度	-	5,631	25,800	31,431	-	-	-	-	-	-	31,431
令和17年度	-	1,742	-	1,742	-	-	-	-	-	-	1,742
令和18年度	-	726	-	726	-	-	-	-	-	-	726
令和19年度	-	550	-	550	-	-	-	-	-	-	550
令和20年度	-	575	-	575	-	-	-	-	-	-	575
令和21年度	-	417	-	417	-	-	-	-	-	-	417
令和22年度	-	223	-	223	-	-	-	-	-	-	223
令和23年度	-	229	-	229	-	-	-	-	-	-	229
令和24年度	-	235	-	235	-	-	-	-	-	-	235
令和25年度	-	221	-	221	-	-	-	-	-	-	221
令和26年度	-	227	7,200	7,427	-	-	-	-	-	-	7,427
令和27年度	-	233	-	233	-	-	-	-	-	-	233
令和28年度	-	208	-	208	-	-	-	-	-	-	208
令和29年度	-	212	-	212	-	-	-	-	-	-	212
令和30年度	-	189	-	189	-	-	-	-	-	-	189
令和31年度	-	165	-	165	-	-	-	-	-	-	165
令和32年度	-	115	-	115	-	-	-	-	-	-	115
令和33年度	-	82	-	82	-	-	-	-	-	-	82
令和34年度	-	79	-	79	-	-	-	-	-	-	79
令和35年度	-	59	-	59	-	-	-	-	-	-	59
令和36年度	-	45	-	45	-	-	-	-	-	-	45
令和37年度	-	33	-	33	-	-	-	-	-	-	33
令和38年度	-	28	-	28	-	-	-	-	-	-	28
令和39年度	-	25	-	25	-	-	-	-	-	-	25
令和40年度	-	22	-	22	-	-	-	-	-	-	22
令和41年度	-	18	-	18	-	-	-	-	-	-	18
令和42年度	-	13	-	13	-	-	-	-	-	-	13
令和43年度	-	10	-	10	-	-	-	-	-	-	10
令和44年度	-	7	-	7	-	-	-	-	-	-	7
令和45年度	-	5	-	5	-	-	-	-	-	-	5
令和46年度	-	5	-	5	-	-	-	-	-	-	5
令和47年度	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	4
令和48年度	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	3

年度	分収造林事業				県営分収育林事業			その他農業関連事業			償還額 合計
	県 借入金	公庫 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	
令和49年度	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	2
令和50年度	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	2
令和51年度	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
令和52年度	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
令和53年度	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	0
令和54年度	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	0
令和55年度	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	0
償還額 計	-	32,531	37,090	69,621	-	4,510	4,510	-	6	6	74,138
令和2年度末 借入金残高	2,322	32,531	37,090	71,943	25	4,510	4,535	1	6	7	76,485
差引残高	2,322	-	-	2,322	25	-	25	1	-	1	2,347

(※) 県借入金残高のみが残存。兵庫県との間で毎年度償還延長の承認を得ている。償還計画がないことから、上表の年度別償還表に記載していない。

【兵庫みどり公社 借入金年償還予定表（5年毎）】

(単位：百万円)

償還範囲	分収造林事業				県営分収育林事業			その他農業関連事業			償還額 合計
	県 借入金	公庫 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	県 借入金	市中金融 機関等 借入金	計	
1年以内	-	276	-	276	-	-	-	-	2	2	278
1年超5年以内	-	1,272	-	1,272	-	-	-	-	4	4	1,276
5年超10年以内	-	5,336	4,090	9,426	-	4,510	4,510	-	-	-	13,936
10年超15年以内	-	20,678	25,800	46,478	-	-	-	-	-	-	46,478
15年超20年以内	-	2,491	-	2,491	-	-	-	-	-	-	2,491
20年超25年以内	-	1,144	7,200	8,344	-	-	-	-	-	-	8,344
25年超30年以内	-	890	-	890	-	-	-	-	-	-	890
30年超35年以内	-	298	-	298	-	-	-	-	-	-	298
35年超40年以内	-	106	-	106	-	-	-	-	-	-	106
40年超45年以内	-	31	-	31	-	-	-	-	-	-	31
45年超50年以内	-	8	-	8	-	-	-	-	-	-	8
50年超	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
償還額 計	-	32,531	37,090	69,621	-	4,510	4,510	-	6	6	74,138
令和2年度末 借入金残高	2,322	32,531	37,090	71,943	25	4,510	4,535	1	6	7	76,485
差引残高	2,322	-	-	2,322	25	-	25	1	-	1	2,347

(※) 県借入金残高のみが残存。兵庫県との間で毎年度償還延長の承認を得ている。償還計画がないことから、上表の償還表には記載していない。

上表より、兵庫みどり公社では、令和12年度において、分収造林事業に係る日本政策金融公庫からの借入金（3,936百万円）と、市中金融機関からの借入金（4,090百万円）とによる計8,026百万円の償還の他、県営分収育林事業に係る市中金融機関からの借入金（4,510百万円）の償還も予定されており、これらを合わせた12,536百万円の償還を予定している。

また、令和13年度（3,979百万円）以降も、令和14年度（2,839百万円）、令和15年度（6,487百万円）、令和16年度（31,431百万円）、令和17年度（1,742百万円）と分収造林事業に係る日本政策金融公庫からの借入金の償還が続いている。特に、令和16年度においては、分収造林事業に係る日本政策金融公庫からの借入金（5,631百万円）と、市中金融機関からの借入金（25,800百万円）とによる、31,431百万円の償還が予定されている。各年度の平均償還額を大幅に上回る償還が続く令和12年度から令和17年度までの償還額合計（59,014百万円）が全償還予定額の79.6%を占めており、当該事象は5年超15年以内の範囲に集中していることが分かる。

なお、兵庫みどり公社では、上記を除き、各年度の平均償還額を大幅に上回る償還時期として、令和26年度において、分収造林事業に係る日本政策金融公庫からの借入金（227百万円）と、市中金融機関からの借入金（7,200百万円）とによる、7,427百万円の償還が予定されている。

（5）兵庫みどり公社が抱える諸課題

① 会計上の諸課題について

（i）森林資産の資産性（森林資産の含み損）について

令和2年度末における兵庫みどり公社の分収造林事業に係る貸借対照表は、以下のとおりである。森林資産は62,514百万円、借入金は71,943百万円、正味財産は128百万円計上されている。

【令和2年度末 分収造林事業貸借対照表】

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,231	流動負債	575
固定資産	68,494	借入金	276
特定資産	1,544	上記以外	299
その他固定資産	66,949	固定負債	73,022
森林資産	62,514	借入金	71,666
上記以外	4,435	上記以外	1,355
		正味財産	128
資産合計	73,725	負債及び正味財産合計	73,725

林業公社会計基準第 27 条及び注解 24 では、一定の条件を充足した場合には、森林資産の減損処理を実施する必要があることが定められている。当包括外部監査における兵庫みどり公社での現地調査時に、令和 2 年度における森林資産の減損処理の検討状況を確認した結果、**兵庫みどり公社では、令和 2 年度決算書を作成する際、森林資産の減損処理の要否について林業公社会計基準に従った検討が行われていなかった。【指摘事項－1】**

森林資産の資産性の有無は、兵庫みどり公社の決算書に非常に重要な影響を与えることから、兵庫みどり公社は、毎期、林業公社会計基準に従った検討を実施する必要がある。【意見－1】

なお、兵庫みどり公社では、当包括外部監査の現地調査を受け、その後、令和 2 年度末時点における主伐事業計画地に係る森林資産の減損処理の要否に係る検討資料を作成し、その結果、令和 2 年度決算においては、森林資産の減損処理は不要であったとしている。

【主伐事業計画地の簿価と主伐事業収益実績による正味売却価額との比較】

(単位：ha、千円)

年度	事業地名	① 計画面積	② 計画地 簿価	③ ha 当たりの 収益実績	④=①×③ 正味売却 価額	④-② 差額
令和 3 年度	宍粟市山崎町他 5 箇所	23.19	34,813	1,854	42,994	8,181
令和 4 年度	姫路市夢前町他 5 箇所	18.85	26,662	1,854	34,948	8,286
令和 5 年度	宍粟市一宮町他 3 箇所	19.00	29,461	1,854	35,226	5,765
令和 6 年度	宍粟市波賀町他 3 箇所	20.80	29,339	1,854	38,563	9,224
令和 7 年度	宍粟市一宮町他 3 箇所	14.90	24,807	1,854	27,625	2,818
計		96.74	145,082	—	179,356	34,274

(注 1) 兵庫みどり公社が作成した資料を包括外部監査人が加工して作成

(注 2) ha 当たりの収益実績は、平成 29 年度～令和元年度の主伐実績（分収交付後の収益）に基づき算定している。

(注 3) 上記資料の作成に当たり、設定した前提条件は以下のとおりとされている。

1. 主伐計画地の森林資産（簿価）の変動見通しについて

主伐を計画する森林については、間伐等の追加的施策が必要でないこと、県利子補給の支援を受けることから、当該森林にかかる森林資産は増加しない。

2. 主伐計画地の計算過程について

下記の条件と過程を経て主伐事業地を計画し実施

(1) ヒノキ林齢 45～50 年生以上で、概ね 2ha 以上のまとまりがある事業地

(2) 過去の森林調査等により生育状況を把握し、車道等の搬出条件を把握

(3) 上記条件に見合う契約地を抽出し、契約地の ha 当たりの単純平均簿価を算定

(4) 平均簿価はスギとヒノキの平均簿価のため、ヒノキ林を対象として簿価を算定

(5) 候補地の上位グループの概算収支を算定し、林業事業体の労務状況や地域性を考慮して、主伐候補地を絞り込み実施計画を策定

(6) 実施設計（発注）に必要な森林調査（材積、材質、作業道線形等）を実施

(7) 土地所有者への事業計画説明や、造林補助事業の計画、伐採届等の事務手続を開始

(8) 事業実施年度に向け、事業計画を予算総会に諮り予算化

(9) 当該時点での木材市況から見込収益を算定し順次発注し、実施精算

そこで、当包括外部監査では、林業公社会計基準を参考とした上で、3つのアプローチにより森林資産の資産性、すなわち、森林資産に含み損があるか否かについて検討を行った。

(ア)「森林資産情報の注記」アプローチ

林業公社会計基準では、主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産を対象とし、森林資産の正味売却価額が著しく下落している場合には、減損を認識するものとされている。具体的には、森林施業計画などにおいて主伐計画が位置付けられた森林資産を対象とし、その時価が帳簿価額から概ね 50%を超えて下落している場合を言うとされている。森林資産は、主伐までの期間が超長期（兵庫みどり公社の場合、スギの伐期は 80 年、ヒノキの伐期は 45 年）であることから、減損処理の対象となる森林資産は、非常に限定的であると言える。そのため、**林業公社会計基準第 28 条及び注解 25 では、伐期を迎えた森林資産の現時点における回収能力に関する情報を注記事項として開示することとされている。当該注記は、森林の伐採によりどれだけの投資経費が回収できるかを示すものであり、特に森林資産の価値が下落している場合にはどの程度の含み損を抱えているかを理解するために非常に重要な情報であるが、兵庫みどり公社の令和 2 年度決算書では森林資産情報の注記が記載されていなかった。【指摘事項－2】**

この点、当該注記を記載していなかった理由については、兵庫みどり公社は、会計監査人の指導のもと、公益法人会計基準による経理処理を実施しており、林業公社会計基準で示された森林資産時価評価算定方法では、標準伐期や木材価格等の様々な基礎数字が独自に想定されることから、試算結果数字のみで判断されると関係者の混乱を招くことが懸念されるためとの説明を兵庫みどり公社より受けている。

しかし、**森林資産情報の注記は、森林資産に関する情報を適時、適確に提供し、そのリスク等への対策を早期から取り組む上で極めて重要な注記であることから、兵庫みどり公社は、每期、林業公社会計基準に従い、適切に注記を記載する必要がある。【意見－2】**

なお、兵庫みどり公社では、当包括外部監査の現地調査を受け、その後、令和 2 年度末時点における森林資産情報の注記の内、分収造林事業に係る森林資産（再造林に係る森林資産 33 百万円を除く）の貸借対照表価額と回収能力見込額の検討資料を作成している。

【分収造林事業に係る森林資産の回収能力見込額】

森林	面積	17,745 ha	森林資産額	62,480 百万円
	(内訳)			
	直接費 (※)		19,857 百万円	
	間接費		42,623 百万円	
	森林資産計		62,480 百万円	
	(ha 当たり資産額 @		3,523 千円/ha)	

スギ	9,325 ha	森林資産額	
伐期末満	9,325 ha	評価対象外	
伐期以上 (80年)	0 ha	対象無し	

ヒノキ	8,420 ha	森林資産額	
伐期末満	5,148 ha	評価対象外	
伐期以上 (45年)	3,272 ha	6,426 百万円	
	(ha 当たり資産額 @	1,964 千円/ha)	

(※) 内訳

直接経費	16,183 百万円
間接的経費	3,674 百万円

回収能力見込額	3,272 ha	6,066 百万円
	(ha 当たり収益 @	1,854 千円/ha)

含み損 : 360 百万円

(注1) 兵庫みどり公社が作成した資料を包括外部監査人が加工して作成

(注2) ha 当たりの収益実績 (@1,854 千円/ha) は、平成 29 年度～令和元年度の主伐実績 (分収交付後の収益) に基づき算定している。

(注3) 上記資料の作成に当たり、設定した前提条件は以下のとおりとされている。

- ①伐期はスギ 80 年、ヒノキ 45 年とする。
- ②マツ等 (1,623ha) は自然林化を進めているため、分収対象林から除外
- ③伐期末満は生育途中であることから評価から除外 (評価対象外)
- ④ヒノキの簿価算定 (ha 当たり)

<算定方法>

- ・直接費の内、植栽・保育等の直接経費
契約地全体の直接経費を契約地全体の造林面積 (マツを除く) で除し、ha 当たりの簿価を設定
- ・共通経費 (直接費の内、管理道開設・作業道開設・補修費等の間接的経費と間接経費の合計)
管理期間と収穫材積による負担係数を用いて樹種別に比例配分し、契約地全体の共通経費を、造林面積 (マツを除く) で割り、ha 当たりの簿価を設定

<算定結果>

直接経費 : 16,183 百万円 × 8,420ha / 17,745ha = 7,679 百万円 (A)

共通経費 : (間接的経費 3,674 百万円 + 間接経費 42,623 百万円) × 負担係数 19.14215%
= 8,862 百万円 (B)

ヒノキ簿価 : 直接経費 7,679 百万円 (A) + 共通経費 8,862 百万円 (B) = 16,541 百万円 (C)

ヒノキ ha 当たり簿価 : 16,541 百万円 (C) ÷ 8,420ha = 1,964 千円/ha (D)

伐期以上ヒノキ簿価 : 1,964 千円/ha (D) × 3,272ha (伐期以上ヒノキ面積) = 6,426 百万円

⑤回収能力見込額

1,854 千円/ha (ha 当たりの収益) × 3,272ha (伐期以上ヒノキ面積) = 6,066 百万円

林業公社会計基準注解 25 では、森林資産情報の注記に関して、現在価値に割引引くことが必要とされているが、今回の森林資産の評価に関し、長期的には材価の下落傾向があるものの、将来、施業コストの低減が図られることから、相互を相殺し、1,854 千円/ha の収益を確保できると想定している。また、割引率に関しては、現実の資金調達コストを反映した資金調達コストを基礎として算定することとされているが、県利子補給により実質的な資金調達コストが零であることから、割引率についても零としている。

(注4) 兵庫みどり公社では、令和3年度の主伐実績見込み (@2,402 千円/ha) を踏まえて試算した場合には、回収能力見込額は 7,859 百万円となり、1,433 百万円の含み益が見込まれるとしている。これは、ウッドショックによる木材価格の高止まりの影響を受けたと推察されるが、分収造林事業の収支は木材価格により大きく変動することが分かる。

上記のとおり、平成 29 年度から令和元年度の主伐実績に基づき試算した場合、令和 2 年度末において分収造林事業の森林資産は正味財産 (128 百万円) を超える 360 百万円の含み損を抱えていることになるため、兵庫

みどり公社の分収造林事業は 232 百万円 (=分収造林事業の正味財産 128 百万円 - 分収造林事業の森林資産含み損 360 百万円) の実質債務超過にあることが分かる。【指摘事項－3】

しかし、兵庫みどり公社が実施した算定方法については、留意すべき事項がある。それは、共通経費を按分する際に使用する負担係数である。共通経費は 46,297 百万円 (間接的経費 3,674 百万円 + 間接経費 42,623 百万円) と多額であり、負担係数の設定方法によって、スギ及びヒノキの森林資産の簿価は大きく変動する。この点、兵庫みどり公社では、共通経費を按分する際に使用する負担係数は、管理期間 (収穫までの期間) の因子 1 と主伐事業による収穫材積 (利用材積) の因子 2 の 2 つの因子に基づく負担係数とされており、具体的には、以下の方法により算定されている。

【主伐事業実施に係る簿価算定について(伺い)(平成 31 年 3 月 28 日決裁)】(一部抜粋)

因子 1 管理期間 (収穫までの期間)

区分	管理期間
スギ	80 年 …a
ヒノキ	50 年 …b
合計	130 年

管理期間による樹種毎の負担係数

管理期間によるスギの負担係数 $= a \div ((a+b) \div 2) = 123.0769\%$

管理期間によるヒノキの負担係数 $= b \div ((a+b) \div 2) = 76.9231\%$

因子 2 主伐事業による収穫材積 (利用材積)

区分	対象面積	収穫材積	単位当収穫量
スギ	6,960ha	3,410.480 m ³	@490 m ³ /ha…c
ヒノキ	5,283ha	980.563 m ³	@183 m ³ /ha…d
合計	12,243ha	4,391.043 m ³	

収穫材積による樹種毎の負担係数

収穫材積によるスギの負担係数 $= c \div ((c+d) \div 2) = 145.0556\%$

収穫材積によるヒノキの負担係数 $= d \div ((c+d) \div 2) = 54.9444\%$

上記の 2 つの因子による複合した負担係数

スギの複合負担係数 $= (a \times c) \div ((a \times c) + (b \times d) \div 2) = 161.7157\%$

ヒノキの複合負担係数 $= (b \times d) \div ((a \times c) + (b \times d) \div 2) = 38.2843\%$

兵庫みどり公社では、上記の複合負担係数に基づき、ヒノキへの共通経費の配賦率は 19.14215%と決定している。

【共通経費配賦率】

項目	複合負担係数 (①)	共通経費配賦率 (①÷②)
スギ	161.7157%	80.85785%
ヒノキ	38.2843%	19.14215%
合計	200.0000%	100.00000%

ここで、兵庫みどり公社では、管理期間（収穫までの期間）と主伐による収穫材積（利用材積）という**2つの因子を乗じる方法で複合負担係数を算定していることから、個々の因子により算定された負担係数の乖離幅をより拡大する結果**を生んでいることが分かる。換言すれば、スギの複合負担係数は個々の因子により算定された負担係数よりも大きい値となり、逆に、ヒノキの複合負担係数は個々の因子により算定された負担係数よりも小さい値となるような結果となっている。

【負担係数・共通経費配賦率の比較（各因子のみの場合、複合した場合）】

項目	負担係数			共通経費配賦率		
	管理期間のみ (因子1のみ)	収穫材積のみ (因子2のみ)	複合	管理期間のみ (因子1のみ)	収穫材積のみ (因子2のみ)	複合
スギ	123.0769%	145.0556%	161.7157%	61.5385%	72.5278%	80.85785%
ヒノキ	76.9231%	54.9444%	38.2843%	38.4615%	27.4722%	19.14215%
合計	200.0000%	200.0000%	200.0000%	100.0000%	100.0000%	100.00000%

そこで、包括外部監査人が、個々の因子のみに基づき共通経費を配賦した場合と2つの因子の平均値に基づき共通経費を配賦した場合に、森林資産簿価、森林資産含み損及び分収造林事業の正味財産額（実質債務超過額）がどのように変動するかを試算した結果は、以下のとおりである。

【共通経費配賦率を変動させた場合の森林資産簿価等の試算結果】

（単位：百万円）

項目	兵庫みどり 公社採用方法	包括外部監査人試算結果		
		管理期間のみ (因子1のみ)	収穫材積のみ (因子2のみ)	因子1と因子2 の平均値
ヒノキへの共通経費配賦率	19.14215%	38.46150%	27.47220%	32.96685%
森林資産簿価	6,426	9,904	7,926	8,915
森林資産含み損	360	3,838	1,860	2,849
分収造林事業の正味財産額 (=実質債務超過額)	△232	△3,710	△1,732	△2,721

その結果、個々の因子のみに基づき共通経費を配賦した場合や2つの因子の平均値に基づき共通経費を配賦した場合には、実質債務超過額が約17億円～約37億円と算定された。**兵庫みどり公社が採用する方法で実質債務超過額を算定した場合には、共通経費の配賦率を個々の因子のみに基づき算定した場合や、両因子の平均値で算定した場合と比較して、実質債務超過額が大幅に過少に算定される結果を生んでおり、合理性を欠いている。分収造林事業に係る実態を適正に反映する計算方法とは言い難く、共通経費の配賦率として採用することについては、疑問が残る。【指摘事項－4】**

従って、**兵庫みどり公社では、共通経費の配賦率の算定方法について、見直しを行うべきである。【意見－3】**

<「森林資産情報の注記」アプローチから得られた結果>

兵庫みどり公社が作成した資料に基づいた場合、令和2年度末時点で分収造林事業の森林資産については360百万円の含み損を抱えていると試算されるが、共通経費の配賦率の算定方法を見直した場合には、森林資産の含み損は最大で3,838百万円と算定され、大幅に増加する結果となる。

(イ)「除地協定」アプローチ

前述のとおり、兵庫みどり公社は、造林地に植栽した樹木（スギ、ヒノキ、マツ）のうち、気象災害や獣被害、虫害などにより被災し、生育状況等から採算が見込めない森林について、原則として保育、再造林などの森林施業を行わないことなどに関する協定を土地所有者と締結することにより、日本政策金融公庫からの借入金を繰上償還する施策を進めている。これにより、令和2年度では43百万円、令和3年6月には3,390百万円の繰上償還を行っている。なお、繰上償還については、本来、土地所有者との協定締結後に実施されるものであるが、交渉や手続等に相当な時間を要することが考慮され、先に繰上償還を実施することが認められている。繰上償還後に協定締結が実施されない場合には、協定が締結されるまでは日本政策金融公庫はその後の繰上償還に応じないこととされている。

兵庫みどり公社では、繰上償還により債務の減少と利息負担軽減等の効果を得ることができるが、その一方、森林資産の資産性にも大きな影響を及ぼすことになる。**土地所有者との協定は、造林地に植栽した樹木のうち、生育状況等から採算が見込めない森林に対する森林施業を今後は行わないとするものであり、事実上、分収林契約を解除することになる。これは、将来において、協定対象となる森林を伐採して収益を得る可能性が無くなることを意味することに他ならず、森林資産の資産性が毀損する要因とな**

る。この点、兵庫みどり公社では、前述のとおり、令和3年から令和7年までの5年間で2,000haの森林資産について、上記の協定を締結する方針としている。協定締結対象面積2,000haの森林資産の資産性について検討した結果、含み損は6,455百万円と試算された。

<協定締結対象面積に対応する森林資産の含み損の試算>

(A) 協定締結対象面積に係る森林資産（分収造林事業）の簿価 (a)62,514百万円×(b)2,000ha÷(c)19,368ha=6,455百万円 (a)：令和2年度末森林資産簿価全体 (b)：協定締結対象面積 (c)：造林面積全体
(B) 正味売却価額 0円（分収により収益を得る可能性が無いため）
(C) 含み損 (A)－(B)＝6,455百万円

<「除地協定」アプローチから得られた結果>

兵庫みどり公社では、採算が見込めないことを理由として自然林は森林施業を行わないとする協定（除地協定）を土地所有者との間で締結する予定であるが、協定対象の森林資産2,000haについては、将来の収益獲得が見込めないことから、森林資産の資産性は毀損しており、含み損は6,455百万円と試算される。

(ウ)「施業方針」アプローチ

詳細については後述することとするが、県は、平成20年策定の新行財政構造改革推進方策（以下、「新行革プラン」という。）において、原則全て皆伐・再造林する方針から、森林の状況によって伐採方法を見直す方針に施業方針を変更している。

【見直し後の施業方針】

区分	内容	面積等
経済林	皆伐を実施。経済性と公益性を併せ持つ針広混交林に再造林	約12千ha
		伐採収入>伐出経費 伐採収益>投入経費
環境林	択伐繰り返しにより広葉樹自然発生。手のかからない広葉樹林に転換	約3千ha
		伐採収入>伐出経費 伐採収益<投入経費
自然林	必要最小限の保育の実施。手のかからない高齢林に転換	約5千ha
		伐採収入<伐出経費

(注1) 環境林、自然林は契約終了時に土地所有者に引き渡す。

(注2) 伐出経費は伐採時に追加的に発生する作業道経費等、投入経費は伐採時点までに要した経費（森林資産残高）を意味する。

見直し後の施業方針では、森林を「**経済林**」「**環境林**」「**自然林**」に**3つに区分**することとされている。「**経済林**」については伐採することにより事業に要した費用（森林資産簿価（投入経費）と伐採時に追加的に発生する経費（伐採経費）の合計）を回収することが可能であるため、皆伐を実施するが、「**環境林**」と「**自然林**」については伐採した場合には事業に要した費用を回収することができないため、択伐又は伐採しないこととなる。この点、「**経済林**」全体から得られる利益で、「**環境林**」及び「**自然林**」全体に係る事業費用を回収することが出来れば良いと考えることも可能であるが、**林業公社会計基準注解では異なる方法が示されている**。それは、資産のグルーピングという方法である。林業公社会計基準注解 24(6)では、「減損損失を認識する場合の森林資産の単位は、原則として、分収林契約単位又は森林施業における事業地（施業管理を単位とする団地など）の単位とする。」とされており、分収林契約単位又は森林施業における事業地単位ごとに減損損失を認識するか否か、換言すれば、正味売却価額が著しく下落していないか否かを検討することが必要となり、「森林資産全体」や「**経済林全体**」という考え方は採用していない。従って、例えば、同一市町にA事業地（**経済林**、森林資産簿価 100 百万円）とB事業地（**自然林**、森林資産簿価 50 百万円）がある場合、A事業地の伐採により 100 百万円の事業費用回収後利益が見込まれるとしても、これによってB事業地の事業費用（＝森林資産簿価 50 百万円）を回収することが可能とは見做せず、あくまでも、A事業地とB事業地は別個のグループとして減損の判定を行うこととなる。

見直し後の施業方針に基づいた場合、「**環境林**」と「**自然林**」については**伐採によって事業費用の回収が出来ない森林資産であり、全体の約4割を占める**。これを、**令和2年度末の森林資産残高に乗じた場合、約250億円**（＝分収造林事業に係る森林資産残高 62,514 百万円×40%）に相当する。**択伐すら実施せず、収益を得られる可能性が極めて低い「自然林」に限定したとしても、全体の約25%を占め、約150億円に相当する**。「**環境林**」「**自然林**」は契約終了時に土地所有者に引き渡す方針とされており、引き渡し時に土地所有者から売却代金を収受出来る可能性もあるが、土地所有者はそもそも伐採して収益を得ることが難しい森林を取得することになるため、売却代金が森林資産簿価と比較して非常に廉価になることは想像に難くない。従って、**森林の約4割を占める「環境林」「自然林」（約250億円）については、非常に多額の含み損を抱えている可能性がある**。特に、**収益を得られる可能性が極めて低い「自然林」（約150億円）については、森林資産が抱える含み損の度合いが極めて高い可能性がある**。

<「施業方針」アプローチから得られた結果>

森林の約4割を占める「環境林」「自然林」については、非常に多額の含み損を抱えている可能性がある。特に、収益を得られる可能性が極めて低い「自然林」については、森林資産が抱える含み損の度合いが極めて高い可能性がある。

(エ) 総括

3つのアプローチにより森林資産の資産性（＝森林資産の含み損）について検討を行った結果は、下表のとおりである。

アプローチ名	「森林資産情報の注記」アプローチ	「除地協定」アプローチ	「施業方針」アプローチ
各アプローチから得られた結果	兵庫みどり公社が作成した資料に基づいた場合、令和2年度末時点で分収造林事業の森林資産については360百万円の含み損を抱えていると試算されるが、共通経費の配賦率の算定方法を見直した場合には、森林資産の含み損は最大で3,838百万円と算定される。	兵庫みどり公社では、採算が見込めないことを理由として自然林は森林施業を行わないとする協定（除地協定）を土地所有者との間で締結する予定であるが、協定対象の森林資産2,000haについては、将来の収益獲得が見込めないことから、森林資産の資産性は毀損しており、含み損は6,455百万円と試算される。	森林の約4割を占める「環境林」「自然林」については、非常に多額の含み損を抱えている可能性がある。特に、収益を得られる可能性が極めて低い「自然林」については、森林資産が抱える含み損の度合いが極めて高い可能性がある。
含み損を示唆する状況の有無	有	有	有
含み損推定額	360百万円～3,838百万円	6,455百万円	約150億円～約250億円程度の森林資産について含み損を抱える可能性があるため、多額の債務超過である可能性が非常に高い。 ^(注)
分収造林事業は実質債務超過か否か	○（実質債務超過）	○（実質債務超過）	
分収造林事業の実質債務超過額	232百万円～3,710百万円	6,327百万円	

(注)「施業方針」アプローチにおいて、森林資産の含み損推定額を詳細に算出する場合には、令和2年度末時点での「環境林」「自然林」の森林資産簿価を詳細に集計する必要があるが、集計作業には膨大な時間を要することから、当包括外部監査においては実施していない。

このように、3つのアプローチの全てから、森林資産の含み損を示唆する状況が識別された。この内、2つのアプローチ（「森林資産情報の注記」アプローチ、「除地協定」アプローチ）からは、分収造林事業は実質的に債務超過状態にあるとの結果が導かれ、残りの1つ（「施業方針」アプローチ）では実質債務超過額の算定は行っていないものの、多額の債務超過である可能性が非常に高いと推察することができる。

以上より、**兵庫みどり公社の分収造林事業は、森林資産に少なくとも数十億円規模以上の多額の含み損を抱えている可能性があり、当該含み損を考慮した場合には多額の債務超過に陥ることになる。将来の事業の継続性**

に疑問を持たざるを得ず、非常に深刻な状況である。【指摘事項－5】

- (ii) 固定資産の取得に際して受け入れた補助金の圧縮記帳に関して
 兵庫みどり公社では、全国 10 か所で実施されている次世代施設園芸拠点に係る県の拠点として、平成 27 年度より、国及び県からの補助金を活用し、加西市に「ひょうご次世代施設園芸モデル団地」を整備している。当該団地に係る施設の概要は、以下のとおりである。

【次世代施設園芸モデル団地事業に係る施設の概要】

区分	事業内容
箇所	加西市鶉野町・野条町
規模	敷地面積 約 8 ha
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンロー型温室（約 0.89ha×4 棟 / 計 3.6ha） ・統合環境制御設備 ・加温施設（木質バイオマスボイラー等） ・集出荷施設・倉庫 等
完成	平成 27 年 7 月 31 日
状況	兵庫県次世代施設園芸モデル団地運営協議会の方針のもと、県及び加西市等と協力して、当施設を活用して事業を行う(株)兵庫ネクストファームに施設を賃貸している。 (収益事業として計上)

(注) 次世代施設園芸拠点 (出典: 次世代施設園芸植物工場 (一般社団法人日本園芸施設協会運営サイト))
 施設園芸を次世代に向かって発展させるには、施設の大規模な集約によるコスト削減や、ICT を活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を行い、所得の向上と地域雇用の創出を図っていくことが必要です。また、近年の燃油価格の高騰を踏まえ、化石燃料からの脱却を目指し、木質バイオマス等の地域資源のエネルギーを活用していくことが必要です。先端技術と強固な販売力を融合させ、生産から調製・出荷までを一気通貫して行うとともに、地域資源を活用したエネルギーを活用する次世代施設園芸拠点の整備が進められています。

兵庫みどり公社では、上記の施設を平成 27 年度に取得しているが、「次世代施設園芸モデル団地事業資産」の取得時に要した額 (1,897,421,040 円) から、当該取得に係る国庫補助金受入額の内、備忘価額 (16 円) を除いた額 (1,897,421,024 円) を控除する圧縮記帳処理を行い、国庫補助金控除後の 16 円を貸借対照表上の特定資産 (会計区分: 収益事業等会計) 及び指定正味財産残高 (会計区分: 収益事業等会計) として計上している。

公益法人会計基準注解 13 では、「法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。」とされている。ここで、本事案について、公益法人会計基準注解 13 に照らした場合、「次世代施設園芸モデル団地事業資産」の取得価格と国又は地方公共団体

等から受け入れた補助金金額である1,897,421,040円を指定正味財産として総額で計上し、当該金額を「次世代施設園芸モデル団地事業資産」に係る耐用年数に応じて、指定正味財産から一般正味財産に振り替える必要（各年度の正味財産増減計算書において、「次世代施設園芸モデル団地事業資産」に係る減価償却費と指定正味財産から一般正味財産への振替額とを両建てで計上し、表示する必要）があったと考えられる。このため、**平成27年度における「次世代施設園芸モデル団地事業資産」の取得時の処理及び平成27年度から令和2年度までの減価償却と指定正味財産から一般正味財産への振替に係る処理は、公益法人会計基準注解13に照らして疑問が残る。【指摘事項－6】**この点については、公益法人会計基準に関する実務指針では、具体的な会計処理が示されており、また、法人税基本通達では、補助金等をもって収益事業の用に供する固定資産を取得した場合の取得価額に関する定めがあることにも留意が必要である。

【平成27年度「次世代施設園芸モデル団地事業資産」の取得時における処理】

兵庫みどり公社における処理 (単位：円)

貸借対照表			
I 資産の部 ⅰ 2 固定資産 (1) 特定資産 ⅰ 次世代施設園芸モデル団地事業資産	16	II 負債の部 ⅰ III 正味財産の部 1 指定正味財産 補助金 (うち特定資産への充当額)	16 (16)
公益法人会計基準注解13に照らした場合			
貸借対照表			
I 資産の部 ⅰ 2 固定資産 (1) 特定資産 ⅰ 次世代施設園芸モデル団地事業資産	1,897,421,040	II 負債の部 ⅰ III 正味財産の部 1 指定正味財産 補助金 (うち特定資産への充当額)	1,897,421,040 (1,897,421,040)

(注) 「次世代施設園芸モデル団地事業資産」残高と指定正味財産残高の総額表示に係る説明を目的としているため、当該関係科目を抜粋して記載している。

【公益法人会計基準注解】（一部抜粋）

（注 13）補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。

（注 15）指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

- （1）指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額
- （2）指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額
- （3）指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収益又は経常外収益として記載するものとする。

【公益法人会計基準に関する実務指針】（一部抜粋）

II. 3（5）補助金等の会計処理

Q19：国庫等から使途が制約された補助金等を受け入れた場合の会計処理について教えてください。

A：補助金等の受け入れ時は指定正味財産増減の部に計上するのが原則である。事業の遂行時は一般正味財産増減の部の事業費に計上し、指定正味財産を同額だけ一般正味財産の部に振り替えることとなる。しかしながら、実務上の煩雑さに配慮し、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる（平成 20 年会計基準注解（注 13）なお書きによる方法）。

< 設例 2 > A 社団法人は B 省から建物購入に充当する目的で 5,000 の補助金を受け入れ、それに自己資金 5,000 を加えて 10,000 の建物を購入した。なお、耐用年数 50 年、残存価額 10%、定額法で減価償却するが、当期は 6 か月分減価償却費を計上する。

①受け入れた時の仕訳

現金預金（B/S）	5,000	／	受取補助金等	5,000
			－受取国庫補助金（指定）	

②建物を購入した時の仕訳

建物（B/S）	10,000	／	現金預金（B/S）	10,000
---------	--------	---	-----------	--------

③減価償却費を計上する時の仕訳

減価償却費（一般）	90	／	建物（B/S）	90
-----------	----	---	---------	----

$$10,000 \times (1-0.1) \times 1/50 \times 6/12 = 90$$

④指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振り替えたときの仕訳

一般正味財産への振替額（指定）	45	／	受取補助金等	45
			－受取国庫補助金（一般）	

$$5,000 \times (1-0.1) \times 1/50 \times 6/12 = 45$$

(※) 企業会計原則注解 24 では「国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる。」とあるが、税法の規定を適用して行う場合についてのみ妥当と取り扱われる(=税法の規定によらない圧縮記帳は妥当と認められない)。「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」(監査第一委員会報告第 43 号) こととされている。そのため、「公益法人会計基準に関する実務指針」では、Q19 に関して圧縮記帳を実施した場合の会計処理は示されていない。

【国税庁 法令解釈通達 第 2 節 収益事業に係る所得の計算等】(一部抜粋)

(補助金等の収入)

15-2-12 収益事業を行う公益法人等又は人格のない社団等が国、地方公共団体等から交付を受ける補助金、助成金等(資産の譲渡又は役務の提供の対価としての実質を有するものを除く。以下 15-2-12 において「補助金等」という。)の額の取扱いについては、次の区分に応じ、それぞれ次による。(昭 56 年直法 2-16「八」により追加、平 20 年課法 2-5「三十」、平 23 年課法 2-17「三十三」により改正)

(1) 固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受ける補助金等の額は、たとえ当該固定資産が収益事業の用に供されるものである場合であっても、収益事業に係る益金の額に算入しない。

(2) 収益事業に係る収入又は経費を補填するために交付を受ける補助金等の額は、収益事業に係る益金の額に算入する。

(注) (1)に掲げる補助金等をもって収益事業の用に供する固定資産の取得又は改良をした場合であっても、当該固定資産に係る償却限度額又は譲渡損益等の計算の基礎となる取得価額は、実際の取得価額による。

(※) なお、上記の通達の解釈に関しては、「法人税基本通達逐条解説」(発行所：税務研究会出版局)では以下のとおり解説されており、圧縮記帳の考え方についても明記している(太字部分は包括外部監査人が加工)。

(1) 本通達においては、収益事業を行う公益法人等又は人格のない社団等が、国、地方公共団体等から補助金などの交付を受けた場合の取扱いが定められている。

現行の収益事業課税のもとでは、公益法人等が他人から贈与を受けた寄附金収入などについては、原則として、これを課税対象にすることは考えていない。そこで、公益法人等が固定資産を取得するために、国や地方公共団体その他の団体から、補助金、助成金その他の名目で寄附を受けた場合であっても、これについては、上記の一般原則に従い、収益事業課税の対象とはならないのである。これは、その固定資産が収益事業の用に供される場合であっても同様のことである。本通達の(1)において、まずこのことが明らかにされている。

(2) ただ、これに関連して問題となるのは、その補助金などで取得した収益事業用の固定資産については、その後の減価償却計算はどのようになるのかという疑問である。この点については、その固定資産を取得するための補助金などの収入そのものについては課税できないけれども、その**固定資産については、収益事業の所得の計算上損金の額に算入する償却費の計算の基礎となる取得価額については、その補助金などの金額を含めない自己資金部分だけで計算すべきであるという考え方、すなわち、補助金などによって取得した部分については減価償却を認めるべきではないという考え方**もないわけではないと思われる。すなわち、**実質的にその補助金などにより取得した固定資産について圧縮記帳を要求するということである。**

しかしながら、もともと公益法人等にとって、他から受けるこのような補助金、助成金などは、いわば実質的な元入金のようなものであるから、これについて課税しないというのは、いわば資本取引について課税しないということと同じことではないかと考えられる。一般の法人の場合でも、払い込

まれた資本金によって購入した固定資産については、むしろ、その実際の取得価額を基礎として償却することを認めるわけであるから、この点は公益法人等においても同様のことであろうと思われる。にもかかわらず、実質的に圧縮記帳をさせることになれば、その後の減価償却費をそれだけカットすることになり、これは、結果的に補助金などの収入について、なし崩しに課税をするというところにほかならない。

そこで、本通達の（注）において、固定資産の取得又は改良について補助金などを受ける場合には、その固定資産がたとえ収益事業の用に供される場合であっても、その減価償却は実際の取得価額をベースにすることを認めることとされ、上記のような考え方を明確に否定することとされているのである。

「次世代施設園芸モデル団地事業資産」は、温室・統合環境制御設備・加温施設・集出荷施設・倉庫など、建物（附属設備を含む）や構築物に該当する資産が混在していることから、これらを平均とした耐用年数を 10 年と仮定した場合でも、令和 2 年度末時点で約 4 年の残存耐用年数を有していると考えられる。なお、包括外部監査人が当該仮定に基づき算定した令和 2 年度末における「次世代施設園芸モデル団地事業資産」残高及び指定正味財産残高は約 822 百万円と試算している。したがって、下図のとおり、**令和 2 年度末においては約 822 百万円の「次世代施設園芸モデル団地事業資産」残高と指定正味財産残高の総額表示が行われていないこととなる。**

【「次世代施設園芸モデル団地事業試算」残高と指定正味財産残高の試算】

<前提条件>

- ・平成 27 年 7 月 31 日時点の取得価格：1,897,421,040 円
- ・令和 2 年度末（令和 3 年 3 月 31 日）までの経過月数：68 か月
- ・上記資産群の平均耐用年数（仮定）：10 年（120 か月）
- ・令和 2 年度末における残存耐用年数（月数）：52 か月

<試算結果>

1,897,421,040 円 ÷ 120 か月 × 52 か月 = 822,000,000 円（百万円未満切捨）

以上より、兵庫みどり公社では、「次世代施設園芸モデル団地事業資産」の内訳を改めて調査し、「次世代施設園芸モデル団地事業資産」残高と指定正味財産残高を総額表示へ修正することも含め、兵庫みどり公社が採用する現行の会計処理及び表示方法が、公益法人会計基準に照らして適切であるか否かを再確認すべきである。【意見—4】

【令和2年度末における貸借対照表（現状と総額表示した場合の残高）】

令和3年3月31日現在の貸借対照表より

(単位：円)

貸借対照表	
I 資産の部 ⅰ 2 固定資産 (1) 特定資産 ⅰ 次世代施設 園芸モデル団地事業資産 16	II 負債の部 ⅰ III 正味財産の部 1 指定正味財産 補助金 16 (うち特定資産への充当額) (16) 2 一般正味財産



総額表示した場合の貸借対照表

貸借対照表	
I 資産の部 ⅰ 2 固定資産 (1) 特定資産 ⅰ 次世代施設 園芸モデル団地事業資産 822,000,000	II 負債の部 ⅰ III 正味財産の部 1 指定正味財産 補助金 822,000,000 (うち特定資産への充当額) (822,000,000) 2 一般正味財産

公益法人会計基準注解 13 に照らした場合、補助金の受入れ時に次世代施設園芸モデル団地事業資産の取得価額から直接控除（圧縮記帳）せず、総額で資産計上並びに指定正味財産へ計上することとなる。また、各資産（施設・設備・その他）の耐用年数に応じて、減価償却費の計上を行い、かつ当該耐用年数に応じて指定正味財産から一般正味財産への振替を行うことにより、資産・指定正味財産にはそれぞれ残存耐用年数分に係る残高が計上されることとなる。

(注) 「次世代施設園芸モデル団地事業資産」残高と指定正味財産残高の総額表示に係る説明を目的としているため、当該関係科目を抜粋して記載している。

(iii) 特定資産の設定根拠について

貸借対照表における勘定科目「特定資産」は、法人が特定の目的のために設定（計上）するものであり、当該用途・保有もしくは運用方法等に制約が課され、他の資産と区別して管理されるものである。兵庫みどり公社における令和2年度末時点の特定資産の内訳等は以下のとおりである。

【特定資産の内訳・残高・内容・設定根拠】

科目	令和2年度末残高	内容	設定根拠
森林整備関連事業積立資産	9,730,000円	公益目的保有財産であり、運用益を森林の育成・整備に関する事業の財源として使用している。なお、残高のうち、790,000円は、森林整備関連事業に係る預り金に対する残高である。	取扱要領及び「公益社団法人兵庫みどり公社資金運用方針」に基づき設定している。
農地保有合理化事業積立資産	20,860,000円	公益目的保有財産であり、運用益を農地集積・集約化推進事業の財源として使用している。	取扱要領及び「公益社団法人兵庫みどり公社資金運用方針」に基づき設定している。
農業後継者育成事業積立資産	868,090,410円	農業後継者育成事業に係る事業資金として積み立てている。	取扱要領及び「公益社団法人兵庫みどり公社資金運用方針」に基づき設定している。
退職給付引当資産	242,606,139円	退職金の支給に備えて積み立てている。	退職給付引当金と同額を設定している。
減価償却積立資産	71,020,027円	固定資産の更新に備えて積み立てている。	減価償却累計額（291,208,191円）を上限額として設定している。
資金運用積立資産	1,223,296,902円	分収造林事業における経営基盤強化に備えて積み立てている。	上限額等を定めた取扱要領等がない。
森林損害対策積立資産	200,000,000円	分収造林事業における造林木の災害復旧等に備えて積み立てている。	設置要領に基づき設定している。
次世代施設園芸モデル団地事業資産	16円	次世代施設園芸モデル団地事業に使用している。	【指摘事項－6】、【意見－4】を参照。

【公益法人会計基準注解】（一部抜粋）

（注4）基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産の区分に記載するものとする。
- 3 当該公益法人が**特定の目的のために**預金、有価証券等を有する場合には、**当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。**

各特定資産については、使途や積立根拠・積立上限額等を定めた取扱要領等、もしくは特定資産に対応する負債残高に基づいた計上を行う必要がある。当包括外部監査において取扱要領等の有無を確認した結果、**兵庫みどり公社では、特定資産の中で最も多額である資金運用積立資産について、積立残高の上限額等を記した取扱要領等を定めていなかった。現状は、公益法人会計基準が求める「特定の目的のために設定（計上）」する根拠がない状況と言わざるを得ない。【指摘事項－7】**

従って、**兵庫みどり公社は、当該状況を是正するため、取扱要領等を速やかに作成する必要がある。【意見－5】**

なお、当包括外部監査において、兵庫みどり公社の担当者より、上記の「資金運用積立資産」は、「分収造林事業における事業量の変動、予測できない収入の減少、費用の発生等、機構の運営上の急な支出や損失に備えるための経営基盤強化資金として積み立てている」旨の説明を受けており、今後の対応として、同公社は積立金額（上限額）の根拠を、収支計算書における平成15年度から令和2年度末までの分収造林事業に係る事業活動支出の平均額等を参考とする方針である。

当該理由は特定資産の設定根拠として一定の合理性が認められるものの、**「資金運用積立資産」を含め、過去の状況に基づき積立残高の上限額を設定する場合には、法人を取り巻く環境や実施する事業の状況の変化等を的確に反映できるよう、積立残高の上限額を必要に応じて見直す必要がある。【意見－6】**

② ガバナンス上の課題について

(i) 法人合併に伴う理事会手続の瑕疵について

兵庫みどり公社では、令和2年11月12日付で開催された第18回理事会の決議事項第1号議案として、同公社を吸収合併存続法人、一般社団法人兵庫県農業会議を吸収合併消滅法人とし、令和3年4月1日を効力発生日とする「合併契約の締結について」が上程され、審議の結果、全員異議なくこれを可決している。これを受け、**兵庫みどり公社は、令和2年12月2日付で合併契約を締結**している。本合併契約手続に関して、第18回理事会議事録を確認した結果、議事録において、理事会における質疑・回答が以下のとおり記載されていた。

公益社団法人兵庫みどり公社 第18回理事会議事録

1 開催日時 令和2年11月12日（木）午後1時22分～午後2時22分

(略)

5 決議事項

第1号議案 合併契約の締結について

第2号議案 定款の変更について

第3号議案 合併に伴う債権者保護手続について

第4号議案 合併に伴う法人名称の変更について

第5号議案 合併に伴う定款の変更について

第6号議案 合併に伴う業務方法書の変更について

第7号議案 合併に伴う規約の変更について

第8号議案 合併に伴う役員等の報酬等に関する規程の変更について

第9号議案 合併に伴う兵庫県農業会議設置規程の制定について

第10号議案 合併に伴う変更認定申請書の提出について

第11号議案 第16回社員総会の招集について

6 決議事項の経過の要領及びその結果

理事長が議長席に着き開会を宣言し、本理事会は、定款第 34 条第 1 項に定める要件を満たしている旨を告げ、次の議案の審議に入った。

(1) 第 1 号議案 合併契約の締結について

議長は第 1 号議案を上程し、職員 A より説明がなされ、賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを可決した。

【質疑・回答】

質問者：理事 B

合併には反対しないが、我々理事は、合併の相手方である一般社団法人兵庫県農業会議の財務状況は知らない。財務状況を理解したうえでの合併であるのか確認したい。

回答者：職員 A

事務的には両法人の総務の担当課において随時会計や経理の状況や処理方法などを確認しながら進めており、問題ないと把握している。あとは事務的にやり方をどのように合わせていくかという作業をこれから進めていく。

質問者：理事 B

事務的にはそれでよいが、理事会において理事が合併の相手方の財務状況を理解していかなくてよいのか。

回答者：理事 C

現時点では理事全てにお知らせしてはいない。ただ、理事 D 及び理事 E は一般社団法人兵庫県農業会議の理事でもあるので、全理事が把握していない訳ではない。また、社員についても市町は両法人の社員であるため、両法人の財務状況を把握していると考えている。

質問者：理事 B

それはよいが、法的に理事会がその報告を受けていなくても大丈夫なのか。

回答者：職員 A

法律上は両法人が相手方の財務状況を理事会にて開示しなければならないという規定はない。ただ道義上はどうかという点はあるかもしれない。

質問者：理事 B

法的にそれでよいのは分かったが、理事会が相手方の財務状況を知らないまま合併が進むというのがよいのか疑問があるので、検討いただきたい。

回答者：理事 D

理事 B よりご指摘があった点は事務局で検討して、必要な情報を提供するようにする。

(略)

上記理事会議事録を確認した結果、兵庫みどり公社の理事会では、合併契約の締結に関する議案において、**合併の相手方である一般社団法人兵庫県農業会議の財務状況が開示されていなかった**。この点について、包括外部監査人が兵庫みどり公社の実務担当者に理由を確認した結果、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 251 条において、理事が社員総会又は評議員会において説明義務を負うのは、吸収合併消滅法人が債務超過の場合に限定されているためである。」との回答であり、法律上は問題がないことを確認した。

しかし、**合併契約書第 3 条では、一般社団法人兵庫農業会議は令和 2 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を基礎として、これに効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を、効力発生日において兵庫みどり公**

社に引き継ぐこと、両法人は本契約締結後効力発生日までに、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行うものとすることが定められており、兵庫みどり公社の理事会の議決においては、理事の責任に直接及ぶ一般社団法人兵庫県農業会議の財務状況に関する説明は当然に行われるべきであった。【指摘事項－8】なお、兵庫みどり公社では、理事会決議後ではあるものの、令和2年11月19日付で一般社団法人兵庫県農業会議の令和2年3月31日現在の財務諸表等を理事及び監事に提供している。

上記のとおり、兵庫みどり公社では、合併契約に関する議案の質疑において、一部の理事より財務状況に関する説明の必要性を問う質問が行われている。理事会のさらなる活性化やガバナンスの強化を図る上で、理事等に対する十分な説明や情報提供を行うことを心掛ける必要がある。【意見－7】

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（一部抜粋）

（吸収合併契約の承認）

第251条 吸収合併存続法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併存続法人が承継する吸収合併消滅法人の債務の額として法務省令で定める額が吸収合併存続法人が承継する吸収合併消滅法人の資産の額として法務省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の社員総会又は評議員会において、その旨を説明しなければならない。

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則】（一部抜粋）

（資産の額等）

第78条 法第251条第2項に規定する債務の額として法務省令で定める額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額とする。

- 一 吸収合併の直後に吸収合併存続法人の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
- 二 吸収合併の直前に吸収合併存続法人の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

2 法第251条第2項に規定する資産の額として法務省令で定める額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額とする。

- 一 吸収合併の直後に吸収合併存続法人の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額
- 二 吸収合併の直前に吸収合併存続法人の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

【公益社団法人兵庫みどり公社と一般社団法人兵庫県農業会議の合併契約書】（一部抜粋）

合併契約書

公益社団法人兵庫みどり公社（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県農業会議（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約を締結する。

（略）

(財産の引継ぎ及び善管注意義務)

第3条 乙は、平成2年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を、効力発生日において甲に引き継ぐ。

2 甲及び乙は本契約締結後効力発生日までに、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行うものとする。

(略)

③ 委託契約に関する課題について

県では、豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を導入し、災害に強い森づくりや県民まちなみ緑化事業を進めている。そのうち、「**災害に強い森づくり**」の計画的な整備については、円滑な事業遂行のため、**県は、兵庫みどり公社と随意契約を締結し、委託を受けた兵庫みどり公社では、これまで**下表の事業を実施している。

【災害に強い森づくり事業実績】

(単位：ha)

事業名	第1期 (平成18～22年度)	第2期 (平成23～27年度)	第3期 (平成28～令和元年度)	合計
緊急防災林整備事業 (斜面对策・溪流対策)	12,450	6,565	4,211	23,226
里山防災林整備事業	2,217	1,837	1,187	5,241
野生動物共生林整備事業	1,092	1,954	1,417	4,463
針葉樹林と広葉樹林の 混交整備事業	994	1,014	828	2,836
住民参画型森林整備事業	(第2期から)	144	84	228
都市山防災林整備事業	-	(第3期から)	178	178
計	16,753	11,514	7,905	36,172

(i) 入札方法の見直しについて

上表のうち、令和2年度において兵庫みどり公社が外部業者へ再委託を行っていた3事業（緊急防災林整備事業（溪流対策）、里山防災林整備事業、野生動物共生林整備事業）に係る指名競争入札の関係書類をサンプルベースで確認した結果、落札金額と最低制限価格が同額の案件及び最低制限価格に近い金額で落札されている案件が散見された。

【落札金額と最低制限価格が同額の案件】（抜粋）

（単位：千円（税抜））

工事番号	事業名	指名業者数	最低制限価格 ＝落札金額	同額で入札した業者の数
第 20352 号	緊急防災林整備（溪流対策）整備造成業務	10 社	7,880	1 社
第 20353 号	緊急防災林整備（溪流対策）整備造成業務	12 社	8,490	2 社
第 20360 号	緊急防災林整備（溪流対策）整備造成業務	12 社	13,800	2 社
第 20361 号	緊急防災林整備（溪流対策）整備造成業務	12 社	14,100	1 社
第 20367 号	緊急防災林整備（溪流対策）整備造成業務	10 社	7,350	2 社
第 20111 号	里山防災林整備 基本計画調査業務	8 社	7,560	1 社
第 20112 号	里山防災林整備 基本計画調査業務	8 社	7,500	1 社
第 20116 号	里山防災林整備 基本計画調査業務	6 社	5,980	1 社
第 20117 号	里山防災林整備 基本計画調査業務	6 社	5,940	1 社
第 20120 号	里山防災林整備 基本計画調査業務	6 社	6,330	2 社
第 20206 号	野生動物共生林整備 基本計画調査業務	6 社	5,590	1 社

【落札金額が最低制限価格に近い案件】（抜粋）

（単位：千円（税抜））

工事番号	事業名	指名業者数	最低制限価格 ①	落札金額 ②	差額 (②－①)
第 20369 号	緊急防災林整備（溪流対策）整備造成業務	12 社	11,970	11,990	20
第 20354 号	緊急防災林整備（溪流対策）整備造成業務	12 社	17,040	17,070	30
第 20356 号 第 20357 号	緊急防災林整備（溪流対策）整備造成業務	12 社	13,960	14,007	47
第 20362 号	緊急防災林整備（溪流対策）整備造成業務	12 社	10,800	10,877	77
第 20362 号	緊急防災林整備（溪流対策）整備造成業務	12 社	10,800	10,877	77
第 20109 号	里山防災林整備 基本計画調査業務	6 社	5,920	5,930	10
第 20201 号	野生動物共生林整備 基本計画調査業務	8 社	7,900	7,901	1

担当者に聴取した結果、外部業者の見積精度が向上しているとのことであつたが、言い換えれば、予算の積算方法が業者からは容易に推測可能となっている可能性があるとも言える。また、複数業者が最低制限価格と同額で応札している案件が散見される状況に鑑みれば、入札方法の信頼性に懸念が生じる恐れもある。

「災害に強い森づくり事業」は、県と兵庫みどり公社の随意契約締結後、兵庫みどり公社から外部業者へ再委託している事業が殆どであること及び県民税均等割超過課税である「県民緑税」を活用した事業であることから、

より透明性の高い事業とすることが非常に重要である。従って、兵庫みどり公社では、「災害に強い森づくり事業」に係る入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来の価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。【意見－8】

(ii) 概算設計書の作成について

兵庫みどり公社は、災害に強い森づくり事業の実施にあたり、見積の段階で概算設計書を県に提出することとなっている。

災害に強い森づくり事業の概算設計書を閲覧した結果、概算設計書の表紙には作成者の記名のみで査閲者及び承認者の記名・押印がない案件が散見され、査閲及び承認行為が適切に行われたものであるかが判別できなかった。

【指摘事項－9】

概算設計書が適切に査閲され、承認されていることを証するため、査閲者及び承認者の記名押印を徹底し、適切に書類の整備保管を行うべきである。

【意見－9】

(6) 分収造林事業のあり方

兵庫みどり公社が実施している分収造林事業は、国が制度設計した外部からの借入金に依存するビジネスモデルであり、**分収造林事業に係る借入金は、増加の一途**を辿っている。

このような状況の中、兵庫みどり公社では、後述する県の新行革プランに基づいた取り組み、すなわち、社会情勢の変化等を踏まえた長期収支の見直しやさらなる収益の確保や管理経費削減等を行うとともに、県による借入利息等への補助を受けながら、経営の合理化を進めてきているところである。

ここでは、新行革プランに基づいた具体的な取り組み、そして他府県の林業公社の状況を挙げながら、**県における今後の分収造林事業のあり方**について、検討を実施することとする。

① 新行革プランの概要及び分収造林事業への取り組み

県は、阪神・淡路大震災により巨額の財政負担を余儀なくされた県の行財政構造を安定的・持続的なものに転換していくため、平成 19 年度から、組織再編や人件費、事務事業の見直し、さらには、公営企業や公社等の見直しなど、

行財政全般にわたる総点検に全庁あげて取り組み、点検結果を踏まえ、平成 20 年 10 月に新行革プランを策定した。当該新行革プランでは、公社等の見直しの基準について、以下の 6 項目としている。

【新行革プランにおける公社等の見直し基準】

- (ア) 社会経済情勢の変化、設置目的の達成、事業実施期間の満了等により、存在意義が乏しくなった団体は廃止
- (イ) 設置目的が民間や他団体と類似・関連しており、統合により効率的・効果的な運営が期待できる団体は統合
- (ウ) 主要事業の採算性や需要が低下し、今後も回復が見込まれない団体等は、経営方針を転換し、事業や体制の抜本的見直し
- (エ) 一定の自己収入を有し、自主的な運営を促すことが適当な団体は、県の財政的・人的支援を可能な限り抑制し、経営を自立化
- (オ) 公社等を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、団体が果たすべき役割に立ち返って、事業の重点化、執行体制を見直し
- (カ) 地方財政健全化法の将来負担比率に、実質負担見込額が算入されることを踏まえ、県が損失補償等を行う公社については、これまで以上に県行政の実施機関の面からの運営の合理化・効率化を促進

その結果、(株)おのころ愛ランドなどが廃止団体、(財)ひょうご環境創造協会と(財)兵庫県環境クリエイトセンターなどは団体統合とされ、兵庫みどり公社は、事業方針の転換や事業の縮小など、事業や体制の抜本的見直しを行うカテゴリーに分類された。当該カテゴリーに分類された**兵庫みどり公社が実施する分収造林事業では、全ての分収造林契約が終了する時点（令和 60 年度）で約 670 億円の赤字（対策前）が発生する見込み**であり、将来負担の軽減に向け、抜本的な見直しが必要とされている。

平成 20 年度における新行革プランによれば、今後の改革の基本方法と具体的な取組内容は、それぞれ以下のとおりとされている。

<平成 20 年度（新行革プラン）における長期収支見通し>

【新行革プランにおける長期収支見通し】

項目		金額
長期収支見通し（対策前）		△670 億円
対策 （効果額）	(1) 施業方法の見直し	+170 億円
	(2) 公社自助努力	+100 億円
	(3) 県の支援	+354 億円
	(4) 国の支援	+93 億円
長期収支見通し（対策後）		+47 億円

（出典：新行財政構造改革推進方策（平成 20 年 10 月））

(1) 経済性・公益性を考慮した施業への転換 【効果額+170 億円】

ア 施業方法の見直し

原則全て皆伐・再造林の施業方針から森林の状況によって伐採方法を見直す方針であり、見直し後の施業方針は下表のとおりである。

【見直し後の施業方針】（再掲）

区分	内容	面積等
経済林	皆伐を実施。経済性と公益性を併せ持つ針広混交林に再造林	約 12 千 ha
		伐採収入 > 伐出経費 伐採収益 > 投入経費
環境林	択伐繰り返しにより広葉樹自然発生。手のかからない広葉樹林に転換	約 3 千 ha
		伐採収入 > 伐出経費 伐採収益 < 投入経費
自然林	必要最小限の保育の実施。手のかからない高齢林に転換	約 5 千 ha
		伐採収入 < 伐出経費

見直し後の施業方針では、森林を「経済林」「環境林」「自然林」に 3 つに区分することとされており、「経済林」については伐採することにより事業に要した費用（森林資産簿価と伐採時に追加的に発生する経費の合計）を回収することが可能であるため、皆伐を実施するが、「環境林」と「自然林」については伐採した場合には事業に要した費用を回収することができないため、択伐又は伐採しないこととしている。

イ 分収割合の見直し

契約当初からの情勢の大きな変化を踏まえ、土地所有者の理解と協力を得て、分収割合の変更を現行のみどり公社 6：土地所有者 4 からみどり公社 8：土地所有者 2 に変更する。

(2) 公社自助努力（借入額削減のため、管理費の削減を実施）【効果額：+100 億円】

新規借入金を抑制するため、以下の方針により管理費（3 億円）概ね 25%削減するとしている。

- ア 組織・人員の見直し（プロパー職員の退職不補充、部・課統合による組織のスリム化）
- イ 管理経費の削減（旅費規程の見直し、事務所建て替え計画の取りやめ等）
- ウ 森林整備地域活動支援交付金の活用による収入確保

(3) 県の支援 【効果額：+354 億円】

ア 市中金融機関からの資金調達が困難となっている状況を勘案し、県において資金調達に対する支援を行う（貸付期間：平成 21 年度～令和 42 年度（ピーク：令和 8 年度 530 億円））。

イ 貸付に当たっては、経済林、環境林、自然林のそれぞれの条件を踏まえて、貸付金利を検討する（経済林：有利子（短プラ 1.875%）、環境林及び自然林：無利子）。

(4) 国への支援要請【効果額：+93 億円】

- ア 日本政策金融公庫資金制度の拡充
人件費等管理経費や市中金融機関からの既往借入金の借換資金、伐採時期に合わせて償還できる低利融資制度の創設等
- イ 県が行う経営改善対策への支援の強化
分収造林事業の特殊性を考慮した特別転貸債の拡充又は貸付金制度の創設や公社への無利子補給等への支援に対する特別交付税措置の拡充等
- ウ 森林整備事業の拡充及び予算確保
針広混交林化に向けた小面積伐採への助成制度の拡充など

【拡充措置】

- ・平成 22 年～日本政策金融公庫資金の貸付対象に公社から市中金融機関への償還元金を追加
- ・平成 22 年～森林整備補助事業で小面積皆伐(1 ha 程度)が補助対象化
- ・平成 21 年～公社支援に係る特別交付税拡充(充当率 20%→50%、上限額 2 億円→5 億円)
- ・平成 28 年～花粉発生源対策促進事業で伐採・植替が補助事業化

<平成 22 年度(第 2 次行革プラン)における長期収支見通し>

県は、新行革プランの策定から 3 年目にあたる平成 22 年度において、社会経済情勢等を踏まえ、行財政全般にわたる総点検を行い、「第 2 次行革プラン」を策定した。

分収造林事業については、日本政策金融公庫資金の活用など資金調達が多様化等により、県からの借入金を縮減する方針とし、負担が増加する公庫資金の利息に対し、県が利子補給を行うことにより、収支の均衡を図ることとした。

【第 2 次プランにおける長期収支見通し】

項目		金額
新行革プランにおける長期収支		+47 億円
効果額 対策	(1) 公庫活用	△58 億円
	(2) 県追加支援	+23 億円
検証結果		+12 億円

(1) 日本政策金融公庫資金の活用【効果額△58 億円】

県貸付金縮減のため、市中金融機関及び公庫償還元金は拡充措置を活用して公庫から借入を実施する。全額有利子のため、長期収支見通しが 58 億円悪化し、最終 11 億円の赤字見込である。

(2) 県の追加支援【効果額+23 億円】

赤字解消のため、拡充措置借入分に係る毎年度の利息に対し県が利子補給を実施する。

<平成 25 年度(第 3 次行革プラン)における長期収支見通し>

第 2 次行革プランの策定から 3 年目の平成 25 年度において、社会経済情勢の変化や国の政策動向等を踏まえ、行財政全般にわたる総点検を行い、「第 3 次行革プラン」を策定した。

分収造林事業については、木材価格の低下により、木材販売収入が減少の方向にある一方、林内路網整備や高性能林業機械の導入への積極的な取組による伐出コストの削減効果や木質バイオマス発電用燃料への供給による収入増を想定し、現契約終了時点での収支見通しは、第 2 次行革プランとほぼ同様の収支均衡が見込まれた。

【第 3 次行革プランにおける長期収支見通し】

項目	金額
第 2 次行革プラン長期収支	+12 億円

材価変動等に伴う検証			
(効果額) 対策	(1)	材価変動	△302 億円
	(2)	伐出コスト低下	+280 億円
	(3)	木質バイオマス活用	+16 億円
検証結果			+6 億円

【木材価格と伐出コスト比較】

区分	木材価格(円/t)		伐出コスト(円/t)	
	新行革プラン	第3次行革	新行革プラン	第3次行革
スギ	38,000	29,000	9,300	4,000
ヒノキ	26,300	20,700	11,000	4,000

<平成 28 年度（最終 2 カ年行革プラン）>

第3次行革プランの策定から3年目にあたる平成 28 年度において、社会経済情勢の変化や国の政策動向等を踏まえ、行財政全般にわたる総点検を行い、「最終 2 カ年行革プラン」を策定した。

分収造林事業については、若干の材価変動の影響を考慮して、長期収支を見直し、現契約終了時点での収支見通しは、収支均衡が見込まれた。

【第3次行革プランにおける長期収支見直し】

項目		金額	
第2次行革プラン長期収支		+12 億円	
材価変動等に伴う検証			
(効果額) 対策	(1)	材価変動	△299 億円
	(2)	伐出コスト低下	+283 億円
	(3)	木質バイオマス活用	+14 億円
検証結果		+10 億円	

【木材価格比較】

区分	木材価格(円/t)	
	第3次改革	最終2ヶ年
スギ	29,000	29,600
ヒノキ	20,700	18,200

<令和 2 年度における日本政策金融公庫資金の利子補給補充>

国が繰上償還の要件を緩和したことを踏まえ、県としても特別交付税を活用した利子補給を実施することで、国と県が協調した兵庫みどり公社の財務基盤強化対策を実施している。また、公庫資金利子補給の対象を一部資金から全資金へ拡充している。

令和 2 年度公庫利子補給額 従来 13,779 千円 → 拡充後 388,249 千円

<令和2・3年度における日本政策金融公庫資金の繰上償還>

日本政策金融公庫と交渉した結果、「土地所有者との除地協定締結」を「分収造林契約の解除」とみなすこと、償還金を融資年度の古い貸付（＝高利率の借入）から優先して充当すること、事後の協定締結を前提として、一括して繰上償還することが認められたことなどから、虫害などにより生育状況から採算が見込めない森林2,000haに係る利率2%以上の借入金約34億円を繰上償還した。

令和2・3年度公庫繰上償還額（元金）：3,363百万円

繰上償還に伴う将来利息削減額：1,388百万円

以上のように、県は、平成20年10月以降、新行革プランを定期的に見直し、補正しながら継続的に兵庫みどり公社の経営改善に取り組んできているが、その一方で、下表のとおり、**分収造林事業に対して、公金が補助金や貸付金という形で多額に投入**されていることも事実である。

【分収造林事業における県支援額の推移】

（単位：百万円）

項目		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助金	造林補助金	326	296	380	525	297	289	279
	利子補給費	13	13	13	13	13	13	13
補助金合計		339	309	393	539	310	302	293
貸付金	単年度（貸付・償還）	10,000	17,065	21,746	22,502	23,572	24,331	25,550
	長期（年度末残高）	1,990	2,135	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322
貸付金小計		11,990	19,200	24,068	24,824	25,894	26,653	27,872
支援額合計		12,329	19,510	24,460	25,362	26,204	26,955	28,164

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計額
補助金	造林補助金	256	274	274	282	316	211	4,005
	利子補給費	151	125	115	121	122	508	1,235
補助金合計		407	399	389	403	438	719	5,239
貸付金	単年度（貸付・償還）	-	-	-	-	-	-	
	長期（年度末残高）	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	
貸付金小計		2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	
支援額合計		2,729	2,721	2,711	2,725	2,759	3,041	

（注）県は、平成27年度以降、兵庫みどり公社に対する単年度貸付（所謂「単コロ」）を取り止めることとしたため、単年度貸付は発生していない。

兵庫みどり公社においては、県の新行革プランに基づき、門前払いを受ける土地所有者との分収割合の変更交渉（99%実施）、管理経費の目標以上の削減（目標：平成18年度管理費3億円の概ね25%削減、実績（令和2年度）：54%削減）、県派遣職員の5割削減、プロパー職員の3割削減等、新行革プランを確実に達成するため、経営改善に向けた不断の努力を重ねてきた。しかし、**残念ながら、兵庫みどり公社の分収造林事業が700億円を超える多額の借入金を抱え、実質的には債務超過であるなど、非常に深刻な状況に陥っていることは事実として受け止めなければならない。**なお、林野庁が全国24都県26林業公社（公益社団法人：15、公益財団法人：6、一般社団法人：5）の平成30年3月末時点における借入金残高を調査した結果、兵庫みどり公社は最大の借入金を抱える林業公社であった。

多くの県民が「何故このような事態になったのか」という素朴な疑問を持つことは想像に難くない。兵庫みどり公社が多額の融資を受けながら分収造林事業を展開していたことや、県が兵庫みどり公社の借入金について損失補償を行っていることなどは、新行革プランの審議や県議会での質疑等の場面で取り上げられているが、それらは表層的であり、本質的な部分に踏み込んだものではない。むしろ、**県は、兵庫みどり公社の分収造林事業に係る森林資産に多額の含み損があり、将来の事業の継続性に疑義が生じている可能性について批判的な検討を十分に行わず、分収造林事業の実態についての県民への説明が不十分であった。県は、新行革プランにおいて、長期収支の改善を目指し、分収造林事業の抜本的見直しを含めた改革の方向性を定めているが、長年に渡り、兵庫みどり公社の分収造林事業の存廃の是非にまで踏み込んだ本格的な検討が行われなかった結果、700億円を超える全国最大規模の借入金を抱え、実質的には債務超過となる事態にまで至ったことは、非常に深刻な問題であると言わざるを得ない。**【指摘事項－10】

なお、分収造林事業に係る存廃の是非を検討するにあたり、他の自治体の事例は有用であるため、次項以降で他の自治体の取り組みについて、記載する。

② 他の自治体における分収造林事業への取り組み

他の自治体の事例を挙げると、総務省、林野庁及び地方公共団体から成る「林業公社の経営対策等に関する検討会」において「**経営が著しく悪化した林業公社については、その存廃を含む抜本的な経営の見直しを検討すべき**」旨の報告書が平成21年6月に取りまとめられており、これを受けて、他府県では存廃の是非を問うような本格的な検討が行われ、解散・合併・債務整理、県営化（以下、「解散等」という。）が行われた。そのような状況であるにも関わらず、県では、兵庫みどり公社が実施する分収造林事業の存廃の是非について、他の自

治体のように本格的に検討した形跡は見られない。これについては、他の自治体の事例では、林業公社の解散等に際して、数百億円もの公金が投入されており、仮に同様の事態に至った場合には、県の財政へ非常に大きな影響があることに対する懸念があった可能性も否定は出来ないであろう。

①で述べた新行革プランでは、分収造林事業について、兵庫みどり公社の存続を前提として経営改善策の検討が行われているが、当該事業が超長期であること、国による支援が将来にわたり継続する可能性は不透明であること、将来の木材価格の正確な予測が困難であり、県の公的支援額が増加するリスクを多分に含んでいることから様々な視点での検討が必要と考えられる。

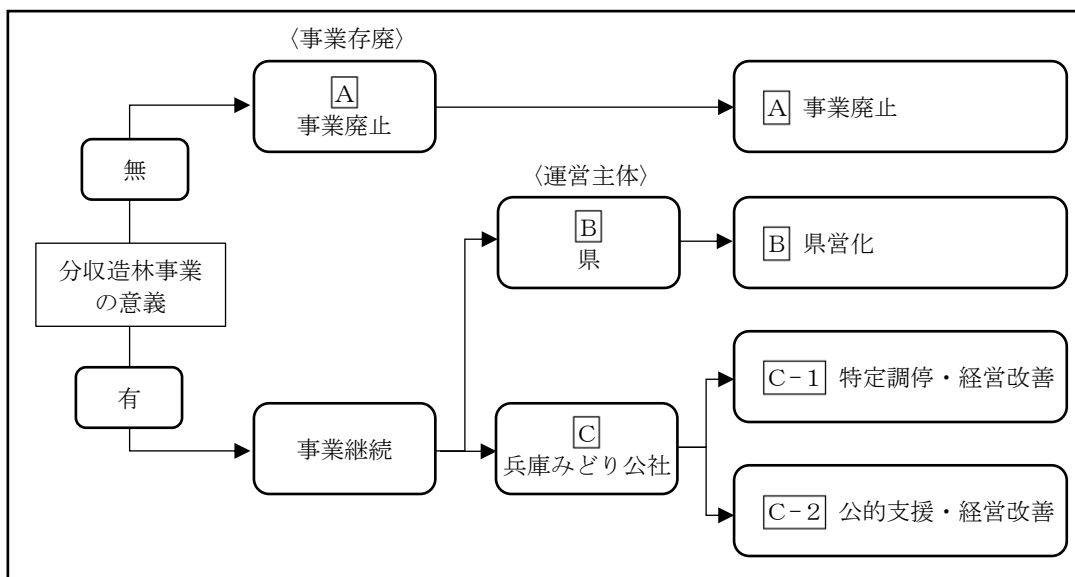
この点、既に分収造林事業を県営化した福井県では様々な視点での検討が行われており、平成 25 年 2 月に「社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）のあり方検討委員会報告書」（以下、「福井県検討委員会報告書」という。）がまとめられている。当該報告書を参考に、**兵庫みどり公社及び分収造林事業の今後の経営方針の検討（案）**を提示する。なお、以下に記載しているメリット、デメリット、課題等は、一般的な事項を記載しており、県及び兵庫みどり公社の状況には該当しない可能性がある点については、留意が必要である。また、各他府県事例は、日本造林協会発行の民有林森林整備施策のあらまし（令和元年度版）を参考に、平成 18 年 4 月以降の林業公社の見直し状況を区分している。

【基本的な考え方】

今後の分収造林事業の経営方針については、「分収造林事業の意義を検討し、事業を継続するか又は廃止するか」、「分収造林事業を継続する場合、どこが事業の運営主体となるか」という観点から分類した場合、「事業廃止（A案）」、「県営化（B案）」、「兵庫みどり公社事業継続・経営改善（C案）」の3つの方向に分類される。

また、「兵庫みどり公社事業継続・経営改善（C案）」については、特定調停（債務減免）実施の有無により、「特定調停・経営改善（C-1案）」と「公的支援・経営改善（C-2案）」に分類される。

【経営方針の検討（案）】



また、各スキームの概要、メリット、デメリット等は、下表のとおりである。

	A 事業廃止	B 県営化
スキーム案	分収造林事業を破産手続きにより清算・廃止し、造林地を土地所有者に返還する案	兵庫みどり公社の分収造林事業を廃止し、県に移管する（事業譲渡）案
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 事業清算により、今後の事業費がかからなくなることから、県の継続的な財政負担がなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 分収林の有する公益的機能が維持増進される。 兵庫みどり公社継続の場合の職員確保や資金調達などの問題を県が担うことにより解消することができ、安定的な事業運営が可能となる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者の理解を得ることに、多大な労力・手続き・時間・費用が必要となる。 解約に至らない契約が発生した場合に、分収造林事業の県営化や他組織への移管が必要となる。 造林地の返還後に土地所有者による森林整備がされないと、森林荒廃や公益的機能の著しい低下を招く恐れがある。 将来の伐採収入が得られず、これまで投下した経費の殆どが回収できず、公的支援見込額が多額となる。 日本政策金融公庫の債務について、県は損失補償契約に基づき、兵庫みどり公社の償還不能額の支払いが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県営化により県の業務量が増大し、行財政改革（スリム化）の方向にそぐわない。 県への契約移転に伴い、多くの事務や経費がかかる。 日本政策金融公庫の債務について、県の損失補償の履行が必要となり、負担が増加する。 職員人件費は一般会計に内包されるため、経営の実態が見えにくい。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 廃止手続きの前までに、兵庫みどり公社の他部門（農業・農業会議）を別法人に移管することが必要になる。 林業部門の清算に伴い、プロパー職員の処遇が課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の木材価格の正確な予測は困難であり、現時点で今後必要となる公的支援額を確定することができない。 県営化の前までに、兵庫みどり公社の他部門（農業・農業会議）を別法人に移管することが必要になる。 林業部門の清算に伴い、プロパー職員の処遇が課題となる。

	A 事業廃止	B 県営化
他 府 県	群馬県 ^(※)	青森県、岩手県、茨城県、栃木県、神奈川県、 福井県 、山梨県、愛知県、京都府、奈良県、広島県、大分県

(※) 解除に至らなかった契約を他機関に移管

	C-1 特定調停・経営改善	C-2 公的支援・経営改善
スキーム案	・特定調停による債務減免(公的支援後)に経営改善を実施する案	・特定調停は行わず、利子補給等の公的支援により、経営改善を実施する案
メリット	・分収林の有する公益的機能が維持増進される。 ・債務の減免により直ちに兵庫みどり公社の債務縮減が図られる。	・県の利子補給等に係る利息負担額に対し、特別交付税による国の支援措置を活用することができる。 ・日本政策金融公庫の債務について、県の損失補償の履行が求められない。
デメリット	・日本政策金融公庫の債務について、県の損失補償の履行を求められると多額の負担となる。	・兵庫みどり公社の債務縮減に長期間を必要とする。 ・本格的な伐採収入が得られるまで自己財源がなく、補助金や県の信用力に依存するなど財政基盤も脆弱で、自律的運営や経営の健全化が難しい。
課題(共通)	・将来の木材価格の正確な予測は困難であり、現時点で今後必要となる公的支援額を確定することができない。 ・今後、主伐の実施等により事業量が拡大する中で、兵庫みどり公社の事業運営のための人員や資金を長期的に確保していく必要がある。	
課題(固有)	・民間金融機関が特定調停による債務減免に応じない場合、実行が難しい。	
他 府 県	宮城県、滋賀県	秋田県、山形県、福島県、埼玉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、 兵庫県 、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(福井県検討委員会報告書を参考に包括外部監査人が作成)

福井県検討委員会報告書では、上記の各スキーム案のメリット、デメリット等に限らず、現行、事業廃止、県営化、経営改善のパターン別に木材価格を増減させた場合の影響等を加えた形で分析し、詳細な長期収支試算を行っている。これらの分析を行う場合には数年間は必要であり、当包括外部監査では現時点での具体的な金額の提示は困難であると考えられるため、パターン別の収支試算は行っていない。提示した福井県の事例では、存廃の検討にあたり約3年間議論を重ねていることから、少なくとも同程度の期間は必要であろう。包括外部監査人としては、森林の荒廃や公益的機能の著しい低下を招く恐れがある「事業廃止(A案)」は、余程の事情が無い限り採択すべきではないと考えるため、「県営化(B案)」、「特定調停・経営改善(C-1案)」、「公的支援・経営改善(C-2案)」の3案を中心に、他の方法の可能性も模索しながら、検討す

る必要があると考えている。

そして、前述のとおり、兵庫みどり公社では、令和 12 年度において、分収造林事業に係る日本政策金融公庫からの借入金（3,936 百万円）と、市中金融機関からの借入金（4,090 百万円）とによる計 8,026 百万円の償還の他、県営分収育林事業に係る市中金融機関からの借入金（4,510 百万円）の償還も予定されており、これらを合わせた 12,536 百万円の借入金の償還を予定している。また、令和 13 年度からの 5 年間では、46,478 百万円もの借入金の償還が予定されている。分収造林事業の財政状態を鑑みれば、予定通りに返済することは極めて困難であると想定されることから、県は、分収造林事業の存廃も含めたあり方について慎重に検討を行い、出来る限り速やかに結論を出す必要がある。

【意見－10】

その一方で、分収造林事業のあり方の結論を導くまでには、福井県のように一定の検討期間が必要であり、その間、分収造林事業の継続的・安定的な財政運営及び経営を確保するため、県が、兵庫みどり公社に対して利子補給等の資金支援を実施することはやむを得ないと考えるが、その場合であっても、当該事業の運営が適切に行われているか、経営の合理化努力が絶え間なく進められているか等について、適時に確認する必要がある。【意見－11】

また、群馬県では、平成 22 年度県議会においては、以下の決議が行われている。

【群馬県林業公社の今後のあり方及び負債返済に関する決議】（一部抜粋）

県議会は、多額の負債を抱える群馬県林業公社の今後のあり方及び負債返済に関して、林業公社対策特別委員会を設置し、一体的、横断的、集中的に審査を行ってきた。

この中で、林業公社の分収林事業は、・・・(略)・・・昭和 55 年をピークとした木材価格の下落によって、分収林事業は事実上「破綻」をきたしており、林業公社の抱える 165 億円の負債については、今後の返済の見通しが見えない状況にあることも改めて認識したところである。

したがって、林業公社の問題をこのまま放置すれば、今後、県民負担がさらに増大することは明らかであり、「抜本的改革」に着手するとして知事の判断を支持しつつ、「**林業公社の今後のあり方**」に関しては、「**公社改革**」にあたり **150 億円にも及ぶ県民負担が発生**することを極めて重く受け止めたうえで、県民への説明責任を果たすためには「**解散すべきである**」との結論に達した。

また、制度的に破綻した分収林事業は、事業継続が困難であることから、廃止を前提に森林所有者の理解と協力を得ながら契約の解除に努めるべきであるが、その際には森林の公益的機能を損なわないために、別の管理手法を検討する必要があると考える。

次に、「林業公社の負債返済」に関しては、県民負担を最小にするとの観点から「第三セクター等改革推進債」を活用し、できるだけ早期の償還に努めるべきであると結論づけるとともに、林業公社の分収林事業は国策によって推進されたことに鑑み、今後も引き続き林業公社対策に対する国の支援を強力に求めていくべきであると考えている。

なお、林業公社の解散には、新たな森林整備法人認定の必要性等いくつかの課題も存在するため、今後、具体的な方策を推進する中で、その解決に努めることを強く要望するものである。

最後に、林業公社の分収林事業については、平成 12 年の包括外部監査でも指摘を受けたところであり、県議会としてこれまで林業公社の経営に関する本格的な議論を怠ってきた責任があり、県民に対し深くお詫びする。

以上、決議する。

(引用：群馬県HPより平成 22 年度群馬県議会第 28 号議案)

群馬県では、「公社改革」にあたり 150 億円にも及ぶ県民負担が発生するとなっているが、令和 2 年度における兵庫みどり公社の分収造林事業に係る借入金残高が 700 億円を超える規模であることを鑑みれば、群馬県と同様、多額の負担が発生する可能性は否定できない。繰り返しとなるが、新行革プランが策定されて以降、県において将来の事業の継続性に疑義が生じている兵庫みどり公社の分収造林事業の存廃を含めたあり方について、本格的な議論が行われている形跡はなく、県民への説明責任が果たされているとは言い難い状況にある。

新行革プランにおける兵庫みどり公社の黒字化は令和 60 年度と見込まれているが、長期にわたり公益性の発揮が求められる事業を、経済事業として収支均衡を図っていくことは困難な状況となっており、今後の社会情勢の変化を考えると、実現可能性は極めて厳しい状況にあると言わざるを得ず、将来世代へ負の遺産を引き継がないためにも、本格的な議論は急務と言える。

一方、森林は、水源の涵養、土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収、生物多様性の確保など、**多面的な公益的機能を有する貴重な社会基盤資産**であること、その森林の有する多面的な公益的機能の発揮を恒久的に維持、保全し、将来世代に健全な姿で引き継がなければならない社会基盤資産であること、さらには、その公益的機能は、広く社会的に享受されるものであることという点については、決して忘れてはならず、これらを見做した結論は出すべきではない。また、兵庫みどり公社と県が一体となって管理してきた森林は県民共有の財産であり、土地所有者のみならず、広く県民の生活を支えてきたことから、今後県民に負担を求めることが生じた場合に備えて、林業公社問題を抱える他の自治体と連携し、国に対して強力に支援を要請することで、少しでも県民負担の軽減策を引き出すことも重要であると考えられる。

以上より、**県は、森林という多面的な公益的機能を有する貴重な社会基盤資産を確実に健全な姿で将来世代に引き継ぐため、兵庫みどり公社の分収造林事業が抱える問題を「今そこにある危機」として直視し、外部有識者等の専門家を招聘した上で分収造林事業のあり方検討委員会を発足し、長期収支見通しに基づく将来負担額の試算、債務の処理方法、職員の雇用を始めとした組織体制、国へ要請する必要がある支援策等の課題を整理するとともに、存廃を含む事業のあり方について、早急に検討すべきである。【意見－12】**

2. ひょうご豊かな海づくり協会

(1) 書面決議手続の瑕疵

ひょうご豊かな海づくり協会では、第 43 回理事会において、専務理事の選定及び公益目的助成事業選定委員会の委員の選任を決議している。第 43 回理事会議事録を確認した結果、当該理事会決議は書面決議で行われており、議事録において、その根拠が以下のとおり記載されていた。

<p>公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会 第 43 回理事会議事録</p>
<p>1 理事会の決議があったものとするみなされた事項の内容 第 1 号議案 専務理事の選定について 「A」理事を専務理事に選定する。 添付資料 理事名簿（別添資料 1） 第 2 号議案 公益目的助成事業選定委員会委員の選任について 令和 2 年 6 月に任期満了となっている公益目的助成事業選定委員会委員について新たに選任する。 添付資料 公益目的助成事業選定委員会委員の選任について（別添資料 2） (略)</p>
<p>5 理事総数 13 名の同意書 別添のとおり</p>
<p>6 監事総数 4 名の異議がないことを証する書類 別添のとおり</p>
<p>令和 3 年 4 月 1 日、理事長 B が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき令和 3 年 4 月 1 日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また、監事の全員から文書により異議のない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び定款第 35 条第 2 項の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。 (略)</p>

(注) 上記理事会議事録は、令和 3 年 4 月 1 日付で作成され、議事録作成者（理事長）が記名押印している。

上記書面決議の根拠となる理事及び監事から提出された書類を確認した結果、**理事の内、1 名から提出された同意書の日付は、理事会決議日（令和 3 年 4 月 1 日）よりも遅い令和 3 年 4 月 2 日付であった。【指摘事項-11】**

また、**理事の内、2 名から提出された同意書及び監事の内、2 名から提出された異議の無い旨の書類には、日付が記載されていなかった。【指摘事項-12】**

そのため、**令和 3 年 4 月 1 日付で作成された理事会議事録に記載されている「令和 3 年 4 月 1 日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また、監事の全員から文書により異議のない旨の意思表示を得た」という記載は、不実の内容である。【指摘事項-13】**

さらに、**理事会議事録では、理事総数 13 名の同意書及び監事総数の異議がな**

いことを証する書類については、「別添のとおり」とされているが、当該書類は理事会議事録とともに編綴されておらず、別のファイルに保管されていた。【指摘事項－14】

従って、ひょうご豊かな海づくり協会の第 43 回理事会については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び定款第 35 条第 2 項に規定される書面決議の要件を欠いており、理事会決議の手續に瑕疵がある。【指摘事項－15】

ひょうご豊かな海づくり協会は、第 43 回理事会決議の手續の瑕疵を治癒するための措置を早急に講じるとともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守する必要があることを強く認識する必要がある。【意見－13】

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（一部抜粋）

第 96 条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、**当該提案につき理事**（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の**全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき**（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

（略）

第 197 条 前章第 3 節第 4 款（第 76 条、第 77 条第 1 項から第 3 項まで、第 81 条及び第 88 条第 2 項を除く。）、第 5 款（第 92 条第 1 項を除く。）、第 6 款（第 104 条第 2 項を除く。）及び第 7 款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。

（略）

【公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会 定款】（一部抜粋）

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、**一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。**

(2) 評議員の資格確認手続

ひょうご豊かな海づくり協会では、令和2年6月24日開催の第31回評議員会及び令和3年6月25日開催の第34回評議員会において、評議員の補欠選任を実施している。**定款第11条第2項において、評議員選任時の要件を規定しており、新たに評議員を選任する際には当該要件を充足しているか否かを確認する必要があるが、略歴書の確認等にとどまり、確認手続が不十分であった。【指摘事項-16】**

従って、**ひょうご豊かな海づくり協会では、定款第11条第2項の要件への抵触の有無を確認する書類を評議員候補者から入手する等、確認手続を適切に実施すべきである。【意見-14】**

【公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会 定款】（一部抜粋）

第11条

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人
 - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
 - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 理事
 - イ 使用人
 - ウ 当該他の同一の団体理事以外の役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - (ア) 国の機関
 - (イ) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 監事の理事会への出席状況

公益財団法人の監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有しているが、監事の監査機能を発揮する上では、理事会へ出席し、事業の進捗状況や法人の決算状況等を確認することが重要となる。そのため、法律上、監事には、理事会への

出席義務が明記されている。

ひょうご豊かな海づくり協会では、4名の監事を選任している。令和元年6月から令和3年6月に開催された理事会の議事録を確認した結果、理事会へ殆ど出席していない監事が確認された。【指摘事項-17】

ひょうご豊かな海づくり協会では、各監事が理事会の出席義務を適切に果たし、理事の職務執行を適切に監査すべきである。【意見-15】

【ひょうご豊かな海づくり協会の各監事の理事会出席状況】

	監事A	監事B	監事C	監事D
理事会開催数(A)	8	8	8	8
出席回数(B)	8	8	7	2
出席率(B÷A)	100%	100%	87.5%	25%
(内訳)				
令和元年6月6日	○	○	○	×
令和元年11月13日	○	○	○	○
令和2年3月11日	○	○	×	×
令和2年6月8日	○	○	○	×
令和2年6月24日	○	○	○	×
令和2年11月13日	○	○	○	○
令和3年3月16日	○	○	○	×
令和3年6月9日	○	○	○	×

(注) ○：出席、×：欠席

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】(一部抜粋)

第99条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
(略)

第101条 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(4) 財産目録

令和2年度の財産目録に記載されている土地(基本財産)及び建物(特定資産)について、ひょうご豊かな海づくり協会が保管している不動産登記簿謄本と照合した結果、建物(特定資産)の面積が不動産登記簿謄本と相違していた。【指摘事項-18】

【財産目録と不動産登記簿謄本の面積が相違している建物】

事業所名	財産目録	不動産登記簿謄本
淡路事業場	935.35 m ²	1,094.11 m ²
赤穂事業場	124.63 m ²	134.63 m ²
兵庫のり研究所	2,131.00 m ²	1,057.46 m ²

また、令和2年度の計算書類及びその付属明細書並びに財産目録に対して、令和3年6月3日付の監事監査報告書において、「計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。」との監査意見が表明されているが、監事による監査では上記の誤りが看過されていた。【指摘事項-19】

従って、ひょうご豊かな海づくり協会では、不動産登記簿謄本を改めて取得し、財産目録が適切に作成されるよう努める必要があり、また、監事は財産目録の記載内容について慎重に監査すべきである。【意見-16】

(5) 備品出納簿への登録漏れ

ひょうご豊かな海づくり協会は、令和2年度において海づくり大会放流種苗生産等委託事業を受託しており、必要な備品を購入した上で、事業を実施している。備品管理要領第2条において、購入した備品のうち10万円以上の備品については、県の備品出納簿に記載した上で管理することとされている。

しかし、令和2年度末における県の備品出納簿を確認した結果、海づくり大会放流種苗生産等委託事業で購入した備品のうち、備品出納簿への登録が漏れている備品が散見された。【指摘事項-20】

備品については管理物品数が多く、一度登録が漏れた場合にはそのまま放置される可能性もあり、現物管理上は適切ではない。そのため、備品を購入する段階で、備品出納簿への登録が漏れないような内部統制（例えば、10万円以上の備品を購入する際には、ひょうご豊かな海づくり協会から県へ適時に報告する仕組み）を構築する必要がある。【意見-17】

【備品出納簿への登録が漏れていた備品】

(単位：円)

品名	数量	単価	金額
角型 FRP 水槽	10 台	175,000	1,750,000
モジ網 90K 100cm 巾 151.5m 巻	1 巻	147,200	147,200
自吸式ヒューガルポンプ	2 台	172,000	344,000
ルーツプロワ	2 台	114,000	228,000
圧力センサー	1 台	163,500	163,500

【備品管理要領】（一部抜粋）

（備品の範囲）

第2条 財務規則別表第6の備品の分類に属する物品とは、使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格（以下「取得価格」という。）が、100,000円以上のものをいう。

（6）実績報告書

ひょうご豊かな海づくり協会が実施している豊かな海再生種苗量産技術開発事業委託業務に係る実績報告書を閲覧した結果、予算（9,762千円）から経費（6,462千円）を差し引いた残額（3,300千円）を人件費として報告していた。しかし、**本来、対象職員の従事分に係る人件費を算出した上で実績金額を報告する必要があり、予算残額を人件費として報告することは誤りである。【指摘事項-21】**

また、**収入に対する費用を精算するかたちで実績報告書が作成されており、收受する委託料には消費税が課税されるため、支出項目も全て消費税込の金額で報告されているが、人件費や賃金は消費税法上は課税の対象とはならない取引であり、誤解を与えかねない表記方法となっている。【指摘事項-22】**

そのため、**業務を委託した農林水産技術総合センターでは、委託業務の詳細が記載された実施計画書に委託料の用途を明確に定めるとともに、実績報告書の記載方法についてもより分かり易い様式へ改めた上で、提出された実績報告書のチェックを徹底すべきである。【意見-18】** なお、実績報告書の記載方法を下記に示しているため、参考にされたい。

【実績報告書（現行）】（一部抜粋）

（単位：円）

支出内容	金額（税込）	備考
種苗生産費	5,572,315	実績
光熱水費	463,731	実績
委託費	55,000	実績
事務費	44,955	実績
賃金 （内、消費税）	325,999 (29,636)	実績
人件費 （内、消費税）	3,300,000 (300,000)	予算残額を計上している
合計	9,762,000	
予算	9,762,000	
残額	0	

【実績報告書（修正案）】（一部抜粋）

（単位：円）

支出内容	金額	備考
種苗生産費	5,065,741	
光熱水費	421,573	
委託費	50,000	
事務費	40,868	
賃金	296,363	
人件費	3,000,000	
小計 ①	8,874,545	税抜
消費税	887,455	①×10%
合計 ②	9,762,000	税込

（7）ひょうご豊かな海づくり協会のあり方

ひょうご豊かな海づくり協会の主たる事業は、栽培漁業である。栽培漁業とは、「水産動物の減耗が最も激しい卵から稚仔の時期を人間の管理下において種苗を生産し、これを天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産動物の資源の持続的な利用を図ろうとするもの」（公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会のHPより抜粋）であり、当包括外部監査の現地調査時にも、複数の栽培漁業関連施設の視察を実施した。

【栽培漁業関連施設写真】

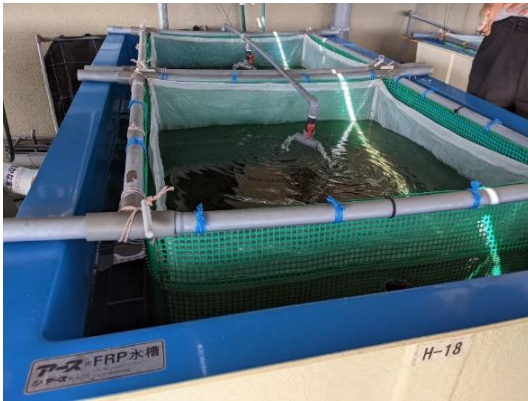
<栽培漁業関連施設①>



<栽培漁業関連施設②>



<栽培漁業関連施設③>



<栽培漁業関連施設④>



栽培漁業は、具体的には以下の手順で行われ、同協会では、マダイ、ヒラメ、オニオコゼ等の魚類、アワビ・サザエ・アサリ等の貝類、クルマエビ・ズワイガニ等の甲殻類の栽培漁業を行っている。

【栽培漁業の手順】

①種の選定→②良い親魚の養成→③種苗生産→④中間育成→⑤放流→⑥資源の育成管理→⑦管理を伴った漁業→⑧効果評価

上記の手順の内、「④中間育成」までは、同協会の施設（水槽等）で実施されているが、機械による自動化された作業ではなく、同協会の職員が作業主体となっており、**職員の経験とノウハウが品質を維持する上では非常に重要な要素**となっている。同協会の職員の状況は以下のとおりであるが、令和3年4月1日現在の正規職員15名の平均年齢は49.6歳、年齢構成は30代が1名、40代が7名、50代が7名であり、**若い世代の職員の割合が非常に少ない状況**にある。

【ひょうご豊かな海づくり協会 職員の状況（令和3年4月1日現在）】

（単位：名）

	正規職員	再雇用職員	県OB職員	嘱託職員	日々雇用	計
明石	8	1	3	2	1	15
淡路	2	—	—	1	1	4
但馬	5	—	—	1	4	10
合計	15	1	3	4	6	29

栽培漁業は、水産物の安定供給には必要不可欠な事業であり、我々の生活にとって欠かすことのできない「衣食住」の「食」を支える根幹の一つであると言える。しかし、同協会では、**正規職員の新規採用が行われていない状況が継続**して

おり、このような状況が続いた場合、**ベテラン職員の退職による技術・ノウハウが消失するとともに、職員の高齢化によって、組織としての継続性に影響を及ぼす可能性もある。**

また、財務面から見た場合にも、組織としての継続性の課題が浮き彫りとなる。下表は、ひょうご豊かな海づくり協会の正味財産増減計算書内訳表（平成30年度～令和2年度）を一部抜粋したものである。決算書では、会計区分は「公益目的事業会計」「収益事業等会計」「法人会計」の3つに分類されている。公益法人では、「その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。」（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第14条）という「収支相償」という考え方が採用されている。従って、制度上、公益目的事業において多額の利益が発生することは想定されておらず、この点については、ひょうご豊かな海づくり協会においても、費用が収益を上回る状態が続いていることが見て取れる。その一方で、組織の継続性の観点からは、公益目的事業の赤字及び法人会計の費用を補填するため、収益事業によって黒字を確保することが必要となるが、ひょうご豊かな海づくり協会では、収益事業のみではそれらを補填することが出来ないため、**過去から多額の有価証券の運用によって不足分を補填**してきているという実態がある。**令和2年度末の有価証券の保有残高は額面ベースで約40億円（帳簿価額：約28億円）であり、総資産の6割以上を占める。**資金運用方針の策定や資金運用委員会の開催など、有価証券の運用リスクを軽減するための措置を講じているが、過度の有価証券での運用や、外国債等の保有により、高リスクの資金運用になっている。下表のとおり、令和元年度には424百万円という多額の投資有価証券評価損を計上するなど、リスク管理レベルには不安が残ることも事実である。**県の水産業の発展を支える上で、重要な役割を果たす栽培漁業という事業の継続性が、多額の有価証券の運用の成否に大きな影響を受けている**という状況は、決して望ましいとは言えず、早期に解消すべきと言える。

従って、**県は、資金運用の専門家ではない役職員による多額の有価証券の運用成果に組織の継続性を依存せざるを得ない状況を解消するとともに、栽培漁業という重要な技術を伝承し、事業を安定的かつ継続的に実施するため、ひょうご豊かな海づくり協会の職員構成や組織のあり方、資金運用の内容を早急に検討すべきである。【意見－19】**

【正味財産増減計算書内訳表推移】

(単位：千円)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	公益目的	収益事業	法人会計	計	公益目的	収益事業	法人会計	計	公益目的	収益事業	法人会計	計
経常収益	401,886	23,262	16,177	441,327	353,805	15,489	12,404	381,698	314,694	11,358	13,422	339,476
基本財産運用益	62,749	-	-	62,749	41,069	-	-	41,069	27,108	-	-	27,108
特定資産運用益	17,572	20,672	16,177	54,422	11,667	14,559	12,404	38,630	749	10,638	13,394	24,782
事業収益	308,378	-	-	308,378	285,666	-	-	285,666	275,226	-	-	275,226
受取補助金等	10,478	2,590	-	13,068	10,528	930	-	11,458	9,343	720	19	10,082
雑収益	2,708	-	-	2,708	4,872	-	-	4,872	2,266	-	9	2,275
経常費用	414,919	6,637	13,821	435,378	392,589	29,672	17,930	440,192	348,454	4,079	15,306	367,841
事業費	414,919	6,637	-	421,556	392,589	29,672	-	422,262	348,454	4,079	-	352,534
管理費	-	-	13,821	13,821	-	-	17,930	17,930	-	-	15,306	15,306
評価損益等調整前 当期経常増減額	△13,032	16,625	2,355	5,948	△38,784	△14,183	△5,526	△58,494	△33,759	7,279	△1,884	△28,365
投資有価証券評 価損益等	△156,222	△25,540	△3,407	△185,170	△313,210	△77,533	△33,453	△424,197	△2,602	4,796	30,291	32,485
評価損益等計	△156,222	△25,540	△3,407	△185,170	△313,210	△77,533	△33,453	△424,197	△2,602	4,796	30,291	32,485
当期経常増減額	△169,255	△8,914	△1,051	△179,221	△351,994	△91,716	△38,979	△482,691	△36,362	12,075	28,406	4,119

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律】（一部抜粋）

第14条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

3. 農林水産技術総合センター

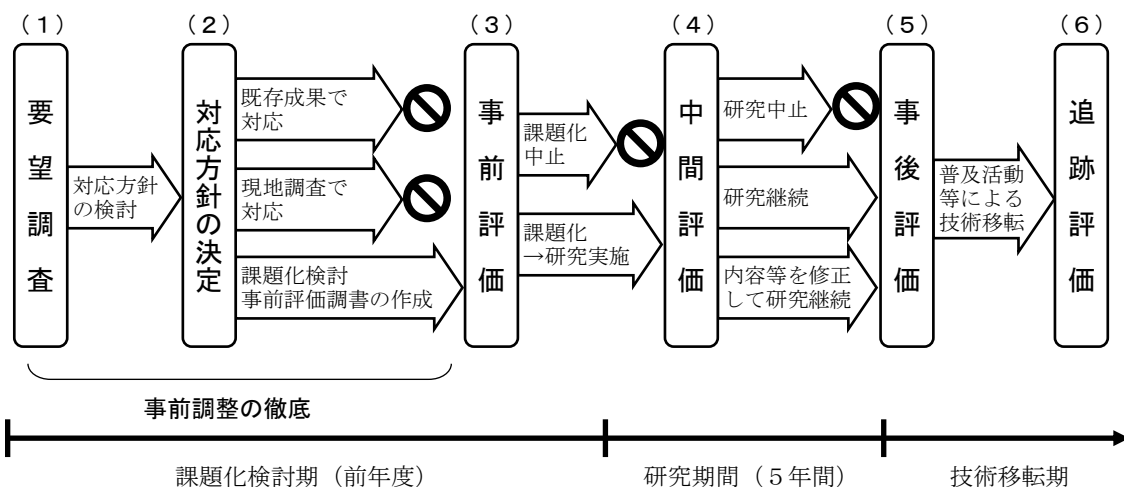
(1) 農林水産技術総合センター（本所）

① 試験研究課題別の原価管理について

農林水産技術総合センターは、「農林水産業に関する試験研究、調査、普及指導及び教育を総合的に行い、もって農林水産業の振興に寄与する」ことを目的として設置された試験研究機関であり、様々な試験研究課題に取り組んでいる。

農林水産技術総合センターが取り組む試験研究課題の設定と評価のプロセスは、下図のとおりである。農林漁業者、関係団体、行政機関等の要望をもとに研究課題原案を作成し、県農林水産技術会議及び外部評価専門委員会による「事前評価」を経て課題化し、研究を実施している。さらに、研究途中の「中間評価」、研究終了後の「事後評価」、普及・技術移転後の「追跡評価」を行っている。

【試験研究の課題化と評価システムの概要】



No.	項目	内容
1	試験研究課題の要望調査	農林水産業の現場における技術的課題を解決するために、農林水産業者、消費者、農林水産関係団体、行政機関などに要望調査を行う。
2	対応方針の決定	要望調査の結果、明らかになった課題について、農林水産技術総合センターでは、既存成果で対応可能なもの、現地調査で対応するもの、新たに試験研究が必要となるものに仕分けし、対応方針を検討する。試験研究の課題化が適当であるものについては、「農林水産技術会議（内部評価）」及び「外部評価専門委員会」による事前評価に諮る。
3	事前評価	「農林水産技術会議（内部評価）」及び「外部評価専門委員会」において、「中期業務計画」に照らして、研究を行う必要性や有効性、効率性の3項目について評価し、課題化の妥当性を判断する。採択となった課題については、翌年度から試験研究を開始する。
4	中間評価	研究機関が5年以上の課題について、研究開始から3年目に、事前評価と同じ3項目について評価し、研究継続の妥当性を判断する。評価の低い課題は、研究を中止するか研究内容の修正を行う。
5	事後評価	研究が終了した翌年度に、目標達成度やその研究が効率的に行えたかどうかについて評価し、目標達成状況を検証するとともに、結果を今後の研究や技術移転に反映する。
6	追跡評価	事後評価の3年後に、研究成果の普及状況、県施策への貢献等について評価し、研究成果が生産現場にもたらした効果等を検証する。

(注) 3～6の各評価は、関係課室長等による農林水産技術会議（内部評価）を経て、シーズ開発型課題の全てと課題解決型の一部（生産現場からのニーズが非常に高いものや施策への効果が高いと見込まれるもの等）については、外部評価専門委員会に諮る。

また、農林水産技術総合センターが取り組む試験研究課題数の推移、主な試験研究の内容及び成果は、以下のとおりである。試験研究課題数については、設備や人員等の課題もあり、平成30年度以降、減少傾向にあることが分かる。

【試験研究課題数の推移（平成27年度～令和2年度）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
研究課題	99	84	99	86	78	79

【主な試験研究の内容】

分野	試験研究課題名	研究期間
農業	イチジクのオーバーラップ整枝における栽培管理技術の確立	令和元年～令和3年
	「山田錦」のブランド力を強化する品質向上栽培技術の開発	令和元年～令和3年
	タマネギべと病の一次伝染源を中心とした防除体系の確立	令和2年～令和4年
	ドローンやセンシング技術を活用したレタスの栽培管理効率化・安定生産技術の開発	平成30年～令和4年
畜産業	但馬牛の脂質（脂肪酸組成）に影響する要因解析と脂質改善技術の開発	令和元年～令和5年
林業	樹木根系の動態把握による森林被害軽減手法の確立	平成30年～令和5年
水産業	播磨灘北西部沿岸域の二枚貝類養殖漁場の漁場形成機構に関する研究	平成30年～令和4年

【主な試験研究の成果】

分野	主な取組内容
農業	エダマメ用新品種「ひかり姫」の育成 新品種「ひかり姫」を枝豆用黒大豆として育成。センターがこれまでに育成した「さとっこ姫」「黒っこ姫」「茶っこ姫」と組み合わせることで、9月上旬から10月上中旬まで切れ目なく出荷できるようになった。
畜産業	モノ不飽和脂肪酸割合の表示販売による但馬牛・神戸ビーフのPR 但馬牛・神戸ビーフの美味しさの特長は、脂肪の質（モノ不飽和脂肪酸割合）や脂肪の細かさ（小ザシ）であることを明らかにしたうえ、但馬牛の改良に活用できるようになった。さらに、モノ不飽和脂肪酸割合を県内食肉市場で表示販売し、購買者にPRする取組を主導し、全国に先駆けて開始したことでさらなるブランド強化につなげた。
林業	主伐・再造林の低コストモデル確立に向けた作業効率分析を開始 主伐・再造林の作業効率を改善するため、現場の作業日報を分析したところ、施工区域の広さや再造林（植栽）の作業経験の有無が、作業効率に影響することなどがわかり、林業事業者に対する作業方法等の指導に生かせることとなった。
水産業	生態系モデルを用いたイカナゴ漁獲量シミュレーション 気象、水質、潮流などのデータから、イカナゴの成長度合いや分布状況を予測できる数値モデルを開発。既往の調査結果と併せて分析した結果、海域の窒素濃度（海の栄養度）の低下がイカナゴ資源の長期的現象に大きな影響を与えていることが明らかになり、瀬戸内海環境保全特別措置法の再改正の推進に貢献した。

このように、農林水産技術総合センターでは、県の農林水産業の発展に資する試験研究課題に取り組んでいると考えられるが、その一方で、解決すべき大きな課題がある。

農林水産技術総合センターでは、研究課題をシーズ開発型（将来生じうる生

産現場での課題を解決するために行う基礎研究・応用研究)、課題解決型(現場で生じている課題を解決するために行う実用化研究)に分類し、年間約80~90の研究課題に取り組んでおり、令和2年度(当初予算)では6億円を超える試験研究費が計上されている。**各研究課題の成果を評価するに際しては、各研究課題に投じられた費用と研究成果によって得られる便益(例:研究成果によって増加すると見込まれる農林水産業生産額、削減可能な生産コストなど)を比較することが非常に重要であるが、農林水産技術総合センターでは、研究課題ごとの費用が把握されていないため、各研究課題の定量的な評価(試験研究費用と便益の比較分析)が行われていない。【指摘事項-23】**

令和2年に作成された「県立農林水産技術総合センター機関評価調書」や個別の研究課題の「研究課題調書」を確認したが、いずれも定性的な評価に留まっている。

例えば、多くの研究員は複数の課題について同時並行的に研究活動を進めているとのことであり、各研究課題に投じられた費用を把握するためには、各研究課題に従事した時間数を管理し、研究員の人件費を時間数等に基づき各研究課題へ配賦することが必要となるが、現状では、各研究課題に従事した時間数は管理されていない。また、総務部を始めとした間接部門に所属する職員に係る人件費や、水道光熱費を始めとした間接経費については、一定の基準に基づき各研究課題へ配賦することが必要となるが、現状では、間接費(間接人件費・間接経費)の配賦基準は存在しない。

研究課題別の原価管理については、経済性や効率性を重視する民間企業では一般的に実施されているものである。公の試験研究機関である農林水産技術総合センターが、過度に経済性や効率性を重視する必要はないことは当然のことではあるが、その一方で、農林水産技術総合センターの最大の使命は、県の農林水産業の振興に寄与することであり、その達成に向けた試験研究へ取り組むために、公金を投じることが認められているのである。民間企業と同等のレベルの原価管理を求めるものではないが、**研究課題別の原価管理によって「試験研究費用の見える化」を図り、研究成果によって得られる便益との比較分析を実施することにより、各研究課題の定量的な評価を実施できる体制を早急に整備すべきである。【意見-20】**

【農林水産技術総合センター維持運営及び試験研究費（令和2年度当初予算）】

（単位：千円）

区分	維持運営費及び試験研究費			試験研究費の割合
	維持運営費	試験研究費	合計	
農業技術センター	240,755	574,190	814,945	70.4%
森林林業技術センター	24,882	7,977	32,859	24.2%
水産技術センター	211,733	63,823	275,556	23.1%
合計	477,370	645,990	1,123,360	57.5%

② 実施計画書及び実施報告書の未入手について

農林水産技術総合センターにおいては、農林水産技術総合センター及び兵庫県立農業大学校（以下、「農業大学校」という。）の清掃業務委託を実施している。

清掃業務委託仕様書では、「毎月の清掃実施計画書を前月末日までに提出し、あらかじめ委託者の承認を得るとともに清掃実施報告書を翌月10日までに提出すること」と定められている。しかし、農林水産技術総合センターは、日常清掃業務の作業終了時の作業日誌による業務確認、定期清掃業務の事前日程調整及び作業完了後に作業写真報告書の受領・確認を行っているものの、清掃実施計画書及び清掃実施報告書を共に入手していなかった。【指摘事項-24】

清掃実施計画書及び清掃実施報告書は、契約の進捗状況の把握及び契約履行を示す重要書類であるため、委託に際しては予め様式を定めておくのが望ましい。農林水産技術総合センターは、委託先から当該書類を入手すべく仕様書の内容を改善すべきである。【意見-21】

③ 備品管理について

(i) 備品整理票シールについて

農林水産技術総合センターが所管する備品について、備品整理簿からサンプル抽出し、現物確認を行った結果、備品整理票シールが貼られていない備品が1件（移動式書庫）及び備品に貼られている備品整理票シールの整理番号が旧番号のままである備品が複数発見された。【指摘事項-25】

また、現物確認の過程では、旧整理番号のまま管理が行われている備品が散見されたため、現物確認を網羅的に実施する際には、新整理番号への修正を行うとともに、備品整理票シールの貼られていない備品については、シールの貼付けを行い、備品の管理を適切に実施すべきである。【意見-22】

さらに、倉庫に保管されている現物確認対象備品の中には、故障したまま5～10年放置されて、埃をかぶっている備品も複数発見された。

当包括外部監査で確認された備品以外にも、故障しているにも関わらず廃棄していない備品が散見されている。農林水産技術総合センターが管理する備品数は非常に多いことから、故障により使用する見込みのない備品を全て適切に管理することは、事務コストがかかり非効率であると言わざるを得ない。従って、故障備品等については定期的に廃棄をするなど、使用見込みのない備品の取扱いや管理方法について、速やかに検討すべきである。【意見-23】

【備品整理票シールの確認できなかった備品】

(単位：円)

分類区分	整理番号	品名	取得価格	取得年月日
11-105-900	101	移動式書庫	2,690,000	1988年9月23日

<移動式書庫>

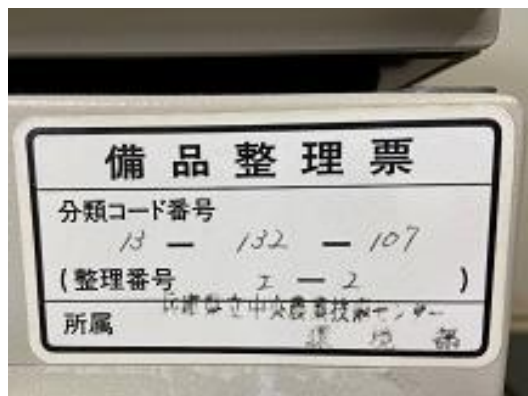


【整理番号が旧整理番号であった備品】

(単位：円)

分類区分	旧整理番号	新整理番号	品名	取得価格	取得年月日
22-228-101	- 1	101	「日本人の農業のはじまり」一式 (ジオラマ)	10,472,000	1988年9月23日
13-132-107	エー 2	104	イオンクロマトグラフシステム	2,781,000	1994年3月31日
17-171-109	エー 2	662	チップスター	329,000	1987年4月 1日
11-106-900	- 11	1209	統計用解析ソフト	142,140	1997年3月27日
11-106-101	- 4	403	電子卓上計算機	223,545	2010年8月31日

<「日本人の農業のはじまり」一式（ジオラマ）> <イオンクロマトグラフシステム>



【故障した備品】

(単位：円)

分類区分	整理番号	品名	取得価格	取得年月日
17-171-103	1266	コンバイン	975,000	1987年4月1日
17-171-106	662	チップスター	329,000	1987年4月1日

<コンバイン>



<コンバイン（備品管理票）>



④ 入札方法の適切性及び予定価格の決定方法について

県の財務規則第 96 条では、随意契約を行う場合の財産の買入れに係る予定価格の限度額は、160 万円未満とされている。農林水産技術総合センターでは、下表の物品について、当該規則に従い、随意契約により購入しているが、いずれも購入金額は 160 万円に近い金額となっていた。

【農林水産技術総合センターが購入した物品】

No	年度	購入物品名	購入金額（税込）	購入業者
1	令和 2 年度	グロースチャンパー（人工気象器）	1,596,100 円	A 社
2	令和 2 年度	超低温冷蔵庫	1,485,000 円	B 社

<見積りの状況>

(i) グロースチャンバー(人工気象器)

(ア) 下見積り

下記のとおり、**A社のみから下見積りを徴取**し、当該下見積り金額(1,596,100円)に**掛け率1.0**を乗じた金額を予定価格としている。

(単位：円(税込))

業者	下見積り金額	掛け率	予定価格
A社	1,596,100	1.0	1,596,100

(イ) 相見積り

下記のとおり、下見積りを徴取したA社を含む3者から見積書を徴取した結果、下見積りを徴取したA社の見積金額が最低金額であったことから、A社に決定した。

(単位：円)

業者	見積金額(税抜)	見積金額(税込)	結果
A社	1,451,000	1,596,100	決定
C社	1,750,000	1,925,000	
D社	2,103,000	2,313,300	
3者平均	1,768,000	1,944,800	

(ii) 超低温冷蔵庫

(ア) 下見積り

下記のとおり、**B社のみから下見積りを徴取**し、当該下見積り金額(1,683,000円)に**掛け率0.9**を乗じた金額を予定価格としている。

(単位：円(税込))

業者	下見積り金額	掛け率	予定価格
B社	1,683,000	0.9	1,514,700

(イ) 相見積り

下記のとおり、下見積りを徴取したB社を含む5者から見積書を徴取した結果、下見積りを徴取したB社の見積金額が最低金額であったことから、B社に決定した。

(単位：円)

業者	見積金額（税抜）	見積金額（税込）	結果
B社	1,350,000	1,485,000	決定
E社	1,520,000	1,672,000	
F社	1,670,000	1,837,000	
G社	1,526,000	1,678,600	
H社	1,520,000	1,672,000	
5者平均	1,517,200	1,668,920	

上表のとおり、**予定価格を決定するに際して特定の業者1者のみから下見積り金額を徴取しているが、相見積りに参加した他業者は、いずれも160万円以上の金額（税込）で応札しており、相見積りの結果、下見積り業者がいずれも落札決定している。**

下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、予定価格を予測することが可能となり、他の参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となることから、入札の透明性、公平性が確保されていない。【指摘事項-26】

また、下見積り金額が160万円未満であった「グロースチャンバー(人工気象器)」については、掛け率を1.0として予定価格を算定している。その一方、下見積り金額が160万円以上であった「超低温冷蔵庫」については、掛け率を0.9として予定価格を算定していることから、予定価格は160万円未満となり、随意契約が可能な水準となっている。下見積り金額から予定価格を算定する方法については、明確なルールは存在しないものの、**外見的には、随意契約が可能な金額基準（160万円）を意識して掛け率を設定したとの誤解を招きかねない事案である。下見積りを特定の業者1社のみから徴取し、任意の掛け率を乗じて予定価格を算定する方法は、外見上、恣意的に契約形態を随意契約としているかのような誤解を与えかねないため、適切とは言えない。【指摘事項-27】**

予定価格を決定する際には、必ず複数業者から下見積りを行い、その上で適正な予定価格に基づいて、契約事務の執行に努めるべきである。【意見-24】

【財務規則】（一部抜粋）

第4節 随意契約

（予定価格の限度額）

第96条 政令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約を行う場合の予定価格の限度額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 250万円

- (2) 財産の買入れ 160 万円
- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円
(予定価格の決定)

第 96 条の 2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 85 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(略)

⑤ 農林水産技術総合センターの充実化について

農林水産技術総合センターでの現地調査時に、病虫害高度診断・防除研究拠点(診断・防除研究棟)や畜産技術センターなど複数の施設の視察を実施した。病虫害高度診断・防除研究拠点は、総工費 2 億 5 千万円、令和元年 5 月に竣工した拠点である。病虫害による農作物の被害の診断・分析、病原菌の診断等を通じ、病虫害の発生予察や、病虫害防除技術の確立を目指すこと等を目的として整備されており、病虫害の発生予察情報が、県内の農林水産業者に対して県の HP や新聞等を通じ、発信されている。

【視察施設写真】

<①病虫害診断・防除研究棟内の研究備品(農業技術センター)>



<②トマト温室(農業技術センター)>



<③イチジク圃場（農業技術センター）>



<④牛舎（畜産技術センター）>



その一方、**試験研究に不可欠な測定機器や分析機器については、予算上の制約から、定期的な更新が行われていない。**試験研究の過程で測定機器等が必要となった場合には、機器を保有する他の自治体や国機関へセンターの職員が訪問し、当該測定機器を一時的に借りて作業を実施している場合や、研究職員が代替的な分析方法で作業を実施している場合もあり、効率的・効果的な研究開発活動の妨げとなっているとのことであつた。また、正規職員に占める再任用職員の割合は年々増加傾向にあり、令和3年度においては、正規職員の約2割となっている。正規職員数の減少も進んでおり、研究職員の高齢化という課題も表面化していると推察される。

【予算上の制約から更新が滞っている研究備品の例】

<①ガスクロマトグラフ質量分析計（GC/MS）>
(取得年月日：平成10年3月7日)



（機器の概要）

化学物質に熱をかけて気化（ガス化）させ、成分ごとに分離させた後、目的の物質かどうかを質量で確認しながら含有量を測る分析機器。ガス化する分子量が数百程度の農薬のような化学物質を測定するための機器として20年前は主流の機器であつた。

（現在の状況に関する質問への回答結果）

現在、残留農薬については、法律の改正により、多成分の化学物質を低濃度に測定することが必要となっており、いずれの分析機関でも、多成分を高感度で分析できる「液体クロマトグラフ質量分析計（LC/MS/MS）」を導入している。農林水産技術総合センターの古いGC/MSでは、まず低濃度の分析が不可能である。また、新しい農薬のほとんどが、LC/MS/MSでの測定を前提に分析法が公開されている。このため、**毎回、西日本農業研究センター四国拠点まで出向き、LC/MS/MSを借りて農薬分析を行っているが、コロナ禍で機器の借用も制限されるなど研究が滞る事態も生じている。必要性のある近隣府県は既に導入済で、兵庫県のみが借用しており、当該機器の貸し出し制度の廃止が検討されているような憂慮すべき状況**である。

＜②超音波洗浄機＞

(取得年月日：昭和62年4月1日)



(機器の概要)

化学分析後のガラス器具類を超音波で洗浄する機器であり、超音波を使用するため、ガラス器具についての汚れや化学成分を効率的に、節水しながら省力で洗い落とすことが可能である。

(現在の状況に関する質問への回答結果)

現在、**超音波発生装置が故障しているため、ガラス器具類を手洗いで洗浄している**。化学成分がガラス器具類に残らないようにしっかりと洗い落とす必要があるため、細心の注意を払いながら洗浄しており、**労力や洗浄時間、水量も余分にかかっている**。

農林水産技術総合センターにおいても、事務作業の効率化、産学官連携による共同研究体制の構築と外部資金の獲得（受託研究等）、さらには、「試験研究費用の見える化」等を積極的に推進する必要があるが、試験研究活動を継続的に実施する上では、試験研究基盤の強化が最も重要であり、「ヒト」「モノ」「カネ」が良質な試験研究成果の源泉となることは言を俟たない。県の農林水産業の振興に重要な役割を担うことから、農林水産技術総合センターの充実化に向けた対応を図ることが望まれる。その場合、県の財政上の制約等があることも予想されることから、例えば、研究費用をクラウドファンディングによって広く県民から募るなど、県民参加型の試験研究に取り組むことも検討すべきである。【意見－25】

【農林水産技術総合センター 事業費推移】

(単位：千円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人件費	1,989,661	1,957,298	1,915,358	1,968,287	1,923,390
試験研究費	379,275	349,364	363,684	414,158	426,931
事業費	54,141	53,824	49,444	49,152	55,824
施設維持費	258,648	222,958	202,119	397,658	319,467
合計	2,681,725	2,583,444	2,530,605	2,829,255	2,725,612

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費	1,866,118	1,780,761	1,731,610	1,688,513	1,682,246
試験研究費	520,621	501,965	553,448	394,498	285,844
事業費	53,503	61,497	59,307	63,338	59,422
施設維持費	(注1) 649,578	(注2) 586,102	(注3) 697,476	319,995	374,059
合計	3,089,820	2,930,325	3,041,841	2,466,344	2,401,591

<主な増減要因>

(注1) 但馬牛遺伝資源保管対策事業 (160,950 千円)、船舶整備 (97,200 千円) 等による増加

(注2) 但馬牛遺伝資源保管対策事業 (381,630 千円) 等による増加

(注3) 但馬牛遺伝資源保管対策事業 (229,640 千円)、船舶整備 (112,500 千円) 等による増加

【農林水産技術総合センター 職員数推移】

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
正規職員 (A)	260	253	244	238	236
うち、再任用 (B)	16	16	16	14	16
非正規職員	59	66	78	80	76
計	319	319	322	318	312
再任用比率 (B ÷ A)	6.2%	6.3%	6.6%	5.9%	6.8%

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
正規職員 (A)	238	236	234	235	238
うち、再任用 (B)	25	33	39	43	46
非正規職員	126	125	128	131	135
計	364	361	362	366	373
再任用比率 (B ÷ A)	10.5%	14.0%	16.7%	18.3%	19.3%

(注1) 各年度 4 月 1 日現在の数値である。

(注2) 正規職員にはフルタイム再任用職員 (定数内) 及び短時間再任用職員 (定数外) を含む。

(注3) 平成 29 年度における増加は、「農場等管理事務補助員」(日額の非常勤職員) の計上によるものである。

(注4) 令和元年度以前の非正規職員は、臨時職員及び非常勤嘱託員のうち令和 2 年度以降会計年度任用職員に移行した者の数を計上している。

(注5) 令和 2 年度以降の非正規職員は、臨時職員及び会計年度任用職員の数計上している。

(2) 森林林業技術センター

農林水産技術総合センターでは、「ひょうご農林水産ビジョン 2025」がめざす「ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開」の実現を支える技術開発・普及に取り組んでおり、地方創生拠点整備交付金を活用し、平成 29 年度から県内農林水産業における生産性向上や所得向上に繋がる先導的な施設整備を実施した。当包括外部監査においては、森林林業技術センターの現地視察の際、地方創生拠点整備事業（以下、「拠点整備事業」という。）により整備した施設及び備品の現物確認を行った。そのため、現地調査の際には、令和 2 年度の調査に加え、平成 29～30 年度に執行された拠点整備事業に係る調査も併せて実施した。

【視察施設写真】

< 特殊林産作業舎 >



< 種子乾燥舎 >



< 天然乾燥舎 >



< 木材利用実験棟 >



<人工乾燥舎>



① 入札方法の適正性について

森林林業技術センターでは、前述の拠点整備事業として一般競争入札を実施し、以下の物品を購入している。当該入札は、結果的に各物品につき1者（A社又はB社）しか応札せず、それぞれ同社（A社又はB社）が落札した。

本件では、森林林業技術センターは、**応札したA社又はB社のみから下見積りを徴取しており、当該下見積り金額を参考にして予定価格を決定し、入札が実施されている。**また、**入札公告期間については7日間と非常に短期間に設定されていた。**

【拠点整備事業で購入した物品（抜粋）】

（単位：千円（税抜））

業者名	購入物品名	下見積り金額	予定価格	購入金額	入札公告期間（日）	入札日	納品期限日
A社	分析走査クライオ電子顕微鏡一式	21,252	21,252	21,252	平成30年10月9日 ～平成30年10月15日 (7日)	平成30年 10月23日	平成31年 3月28日
B社	製材機送材車一式	30,420	27,238	27,000	平成30年11月16日 ～平成30年11月22日 (7日)	平成30年 12月3日	平成31年 3月29日
B社	自動四面鉋盤一式	19,065	17,158	16,800	平成30年11月16日 ～平成30年11月22日 (7日)	平成30年 12月3日	平成31年 3月29日
B社	クロスカットソー一式	3,968	3,571	3,200	平成30年11月16日 ～平成30年11月22日 (7日)	平成30年 12月3日	平成31年 3月29日
B社	自動一面鉋盤一式	3,200	2,880	2,500	平成31年1月30日 ～平成31年2月5日 (7日)	平成31年 2月14日	平成31年 3月29日
合計		77,905	72,099	70,752			

ここで、県の財務規則第 85 条第 4 項では、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。」とされている。従って、競争入札を実施するにあたり、予定価格を決定するには、過去の入札事例や他の都道府県の事例等を参考に決定する必要があると考えられる。しかし、入札案件によっては、過去の事例がない、仕様が複雑、又は現地・現物確認を実施しなければ見積りが困難といった特別な条件等が存在する場合もある。そのような状況で、**下見積りを特定の業者 1 者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、入札予定価格を予測することが可能となり、他の入札参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となり、入札の透明性、公平性が確保されていない。**【指摘事項－28】

従って、**競争入札を実施するにあたり、予定金額を決定するには、過去の入札事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要があり、下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。**【意見－26】

また、入札公告について、県の財務規則第 83 条第 1 項では、「契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、法令に定めのあるもののほか、その入札期日…（略）…の前日から起算して少なくとも 10 日前までに県公報、新聞、掲示その他の方法により、次に掲げる事項を公告しなければならない。」、同条第 2 項では、「前項の場合において、緊急やむを得ない理由のあるときは、同項に規定する期間を 5 日まで短縮することができる。」と規定されている。しかし、**拠点整備事業により購入した物品に係る入札については、入札日から納品期限日まで約 4～5 ヶ月（自動一面飽盤一式を除く。）あった点及び当該物品を取り扱う業者は数社のみであった点を勘案すると、他の業者に本入札案件を広く知らしめるために、入札公告期間を十分に確保して、より競争性が確保された入札を実施すべきであった。**【指摘事項－29】

従って、**今後、森林林業技術センターで入札を実施する際には、各入札案件の諸条件に照らし、入札公告期間をどの程度確保すべきかどうかを慎重に検討し、入札の競争性を十分に確保するような措置を講じるべきである。**【意見－27】

② 入札方法の適切性及び予定価格の決定方法について

県の財務規則第 96 条では、随意契約を行う場合の財産の買入れに係る予定価格の限度額は、160 万円未満とされている。森林林業技術センターにおいては、下表の物品について、当該規則に従い、随意契約により購入しているが、いずれも購入金額は 160 万円に近い金額となっていた。

【森林林業技術センターが購入した物品】

No	年度	購入物品名	購入金額（税込）	購入業者
1	令和2年度	プレハブ冷凍庫	1,595,000円	A社
2	令和2年度	グロースチャンバー（人工気象器）	1,595,000円	A社
3	平成30年度	せん断クリーブ試験機	1,591,405円	B社

＜見積りの状況＞

(i) プレハブ冷凍庫

(ア) 下見積り

下記のとおり、**A社のみから下見積りを徴取**し、当該下見積り金額（1,595,000円）を予定価格としている。

（単位：円（税込））

業者	下見積り金額	予定価格
A社	1,595,000	1,595,000

(イ) 相見積り

下記のとおり、下見積りを徴取したA社を含む2者から見積書を徴取した結果、下見積りを徴取したA社の見積金額が最低金額であったことから、A社に決定した。

（単位：円）

業者	見積金額（税抜）	見積金額（税込）	結果
A社	1,450,000	1,595,000	決定
C社	1,700,000	1,870,000	
2者平均	1,575,000	1,732,500	

(ii) グロースチャンバー（人工気象器）

(ア) 下見積り

下記のとおり、**A社のみから下見積りを徴取**し、当該下見積り金額（1,595,000円）を予定価格としている。

（単位：円（税込））

業者	下見積り金額	予定価格
A社	1,595,000	1,595,000

(イ) 相見積り

下記のとおり、下見積りを徴取したA社を含む3者から見積書を徴取した結果、下見積りを徴取したA社の見積金額が最低金額であったことから、A社に決定した。

(単位：円)

業者	見積金額（税抜）	見積金額（税込）	結果
A社	1,450,000	1,595,000	決定
D社	1,640,000	1,804,000	
E社	1,580,000	1,738,000	
3者平均	1,556,666	1,712,333	

(iii)せん断クリーブ試験機

(ア)下見積り

下記のとおり、**B社のみから下見積りを徴取し**、当該下見積り金額（1,591,405円）を予定価格としている。

(単位：円（税込）)

業者	下見積り金額	予定価格
B社	1,591,405	1,591,405

(イ)相見積り

下記のとおり、下見積りを徴取したB社を含む3者から見積書を徴取した結果、下見積りを徴取したB社の見積金額が最低金額であったことから、B社に決定した。

(単位：円)

業者	見積金額（税抜）	見積金額（税込）	結果
B社	1,473,524	1,591,405	決定
F社	1,824,579	1,970,545	
G社	1,719,633	1,857,203	
3者平均	1,672,578	1,806,384	

上表のとおり、**予定価格を決定するに際して特定の業者1社のみから下見積り金額を徴取**しているが、相見積りに参加した他業者はいずれも160万円以上の金額（税込）で応札しており、**相見積りの結果、下見積り業者がいずれも落札決定**していた。

下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、予定価格を予測することが可能となり、他の参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となり、入札の透明性、公平性が確保されていない。【指摘事項-30】

また、上記事案については、前述の農林水産技術総合センター（本所）の事案とは異なり、下見積り金額と予定価格は同額に設定されていることから、任意の掛け率を設定することによって予定価格が変動するという事象は発

生していない。しかし、下見積りを徴取した業者（A社及びB社）以外の業者（C社～G社）の見積金額は、いずれも160万円以上となっており、仮に当該業者（C社～G社）から下見積りを徴取していた場合には、随意契約ではなく、競争入札が行われていたと考えられる事案である。このように、**下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合、下見積り金額によっては、本来は競争入札に付すことが適当と考えられる事案であるにも関わらず、契約形態を随意契約とすることが可能となることから、適切とは言えない。**【指摘事項－31】

予定価格を決定する際には、必ず複数業者から下見積りを徴取し、その上で適正な予定価格に基づいて、契約事務の執行に努めるべきである。【意見－28】

③ 期末手当の過大支給について

会計年度任用職員の内、基本報酬の支給形態が日額の職員に対する期末手当は、以下の方法に基づき算定することとされている。

【支給額の算定方法】

支給額＝
期末手当基礎額×期別支給割合×在職期間割合（1円未満の端数は切り捨て）

また、上記算定方法のうち、期末手当基礎額については、以下の算式により算定することとされている。

【期末手当基礎額の算定方法】

期末手当基礎額＝
(基本報酬＋地域手当)×21×(基準日以前6月以内の在職期間の勤務日数)
÷基準日以前6月以内の在職期間の常勤職員の勤務日数)

当包括外部監査において、上記の算定方法に基づき適切に期末手当が算定されているかを確認した結果、**令和2年12月に支給された会計年度任用職員期末手当に関して、担当者が出勤簿から「基準日以前6月以内の在職期間の勤務日数」を集計する際に、本来の勤務日数よりも誤って多く集計したことから、期末手当が過大に計算されている事案が発見された。**【指摘事項－32】

勤務日数の集計誤りの結果、対象職員に対して期末手当が4,210円過大に支給され、所得税が479円過大に徴収されていることから、速やかに返還等の処理を行う必要がある。【意見－29】また、**担当者以外の者によるチェックを強**

化するなど、期末手当の算定が適切に行われる体制を整備すべきである。【意見-30】

【賞与過大支給額の算定】

	勤務日数	期末手当支給額	所得税	差引支給額
実際支給分(①)	60日	93,777円	9,574円	84,203円
本来(②)	57日	89,088円	9,095円	79,993円
差額(①-②)	3日	4,689円	479円	4,210円

(3) 但馬水産技術センター

① 船舶検査修繕整備入札について

農林水産技術総合センターでは、**漁業調査船**を3隻（「新ひょうご」、「ちどり」、「たじま」）保有しており、この内、「たじま」は但馬水産技術センターにおいて**運営、管理**している。「たじま」の概要は以下のとおりである。

【漁業調査船「たじま」概要】

項目	内容
建造	起工：平成21年1月19日、竣工：平成21年7月28日
船体	船型：長船首楼一層甲板線 総トン数：199トン、全長：44.50m、長さ（登録）：36.05m、幅（型）：7.60m、深さ（型）：3.20m 最高走力：14.67ノット、航海走力：13.00ノット、航続距離：3,100浬
機関	推進機関：ニイガタ6MG26HLX-5 1基 推進器：大直径4翼ハイスキュー可変ピッチプロペラ 1台
定員	23名（船員13名、研究員4名、研修員6名）

【漁業調査船「たじま」写真】

<外観①>



<外観②>



<内観①>



<内観②>



但馬水産技術センターでは、船舶安全法第5条の規定に基づく船舶中間検査を受検するため、令和2年度において、漁業調査船「たじま」第3回中間検査修繕整備に係る入札事務を実施している。入札に関するスケジュールは、以下のとおりである。

【漁業調査船「たじま」第3回中間検査修繕整備に係る入札スケジュール】

入札公告期間	入札説明書等の交付	質問受付及び質問書回答(閲覧)	入札日	契約日	履行期間
令和2年9月1日 ～ 令和2年9月23日	令和2年9月1日 ～ 令和2年9月23日	令和2年9月11日 ～ 令和2年9月15日	令和2年10月7日	令和2年10月12日	令和2年10月13日 ～ 令和2年12月18日

但馬水産センターでは、上記の入札事務を実施するに際して、**A社のみから下見積りを徴取**している。A社からの下見積りは、但馬水産技術センターが作成した「令和2年度 第3回 中間検査修繕整備工事仕様書」の詳細な工事仕様ごとに金額を記載する方式で作成されている。当該下見積りの金額を参考にして設計金額、予定価格を決定しているが、**設計価格及び予定価格は下表のとおり、下見積りの金額と同額**となっている。

【A社からの下見積りの金額、設計金額及び予定価格】

(単位：千円)

	下見積り	設計金額	予定価格
船体部	43,082	43,082	/
機関部	52,734	52,734	
消費税	9,581	9,581	
合計	105,397	105,397	105,397

【A社からの下見積りの金額の内訳】

(単位：千円)

項目		金額
船体部	塗装工事	7,406
	検査工事	18,902
	一般工事	9,936
	航海漁撈一般機器整備工事	416
	調査漁撈機器	6,422
	計	43,082
機関部	主機関工事	18,171
	諸補機類工事	10,062
	軸系装置工事	6,890
	発電機関工事	6,980
	その他工事	10,631
	計	52,734
消費税		9,581
合 計		105,397

また、但馬水産技術センターでは、入札事務を実施するに際し、入札スケジュール、設計価格等を決裁しているが、当該決裁書には見込対象業者名簿が添付されている。見込対象業者は、「物品関係入札参加資格者名簿内、『船舶・車両類（船舶部品及び修理）』を希望している者のうち、ドッグを有し仕様書記載の点検・整備が可能な業者」の条件に合致する者とされており、下見積りを徴取したA社を含む3社が名簿に記載されている。**入札には、当該名簿に記載された業者の内、A社を含む2社が参加したものの、A社以外の1社（B社）は予定価格を超過し、結果としてA社が予定価格に極めて近似した価格で落札した。**

【本事案の予定価格と入札価格】

(単位：千円 (税込))

予定価格	入札価格	
	A社	B社
105,397	104,500 (99.1%)	112,200

(注) 括弧内は落札率（入札価格÷予定価格）

県の財務規則第85条第4項では、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履

行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。」とされている。従って、**競争入札を実施するにあたり、設計金額を決定する際には、過去の入札事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要がある**と考えられる。しかし、入札案件によっては、過去の事例がない、仕様が複雑、又は現地・現物確認を実施しなければ見積りが困難といった特別な条件等が存在する場合もある。そのような状況で下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り書の金額に基づき、入札予定価格を予測することが可能となり、他の入札参加予定業者に比べて圧倒的に情報優位となる。この点については、過去において総務省から契約における実質的な競争性の確保に関する調査結果資料が公表されており、その中で以下の見解が示されている。

【契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査（平成21年11月）】（一部抜粋）

各府省における予定価格の設定方法をみると、市場価格、他機関で調達した同一又は類似の物品の契約井金額を収集するなどにより適正な予定価格を設定しようと努めている例がある。一方、**複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず一者からしか徴取していない例など、予定価格の設定が適切に行われていない例がある。**

【契約における実質的な競争性の確保に関する調査—役務契約を中心として—結果報告書（平成26年11月）】（一部抜粋）

「行政効率化推進計画」において、「**参考見積を徴収する場合には、原則として複数の業者から聴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める**」こととされた。（略）効率的な予算進行を推進する観点から、予定価格については、市場価格、他の機関の契約金額等の情報を可能な限り収集し、それらを踏まえて適切に設定する必要がある。

但馬水産技術センターが下見積りを1者のみから徴取した理由は、漁業調査船の検査という特殊な案件であり、業務実施可能な業者が限られているとのことであるが、見込対象業者が複数者存在することを鑑みれば、A社以外にも下見積りを依頼することは可能であったと考えられる。また、下見積りの金額をそのまま設計価格として利用するのではなく、漁業調査船を有する他の都道府県の情報を参考にすることも十分可能であったと考えられる。

従って、**特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額をそのまま設計金額、予定金額として利用していることは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らして適切ではない。**【指摘事項－33】。

競争入札を実施するにあたり、設計金額を決定する際には、過去の入札事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要があり、下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。【意見-31】

なお、但馬水産技術センターでは、上記以外にも、機械警備業務、庁舎清掃業務、除雪等作業業務等を委託する際、特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額をそのまま参考予算として利用し、その後、見積り合わせを実施したものの、結果的に、下見積りを徴取した業者が選定されている。従って、**県農政環境部は、但馬水産技術センターが実施する入札事務（見積り合わせを含む）に関して、透明性、公正性、公平性を確保するよう指導を強化すべきである。【意見-32】**

② 備品の管理について

但馬水産技術センターでは、令和2年度において、以下の備品を購入している。

【購入備品一覧】

(単位：千円)

名称	金額
漁獲・操業モニタリングシステム一式	642
ワイヤレス水温・深度計	550
漁場環境計測機器（小型メモリー流速計）	854

購入した備品は漁場の調査等に使用するため、全て民間の漁業関係者へ貸し出されているが、貸出備品を管理するための貸出簿は整備されていない。【指摘事項-34】また、**民間の漁業関係者が使用した際、破損等の可能性があるものの、貸出時に漁業関係者と覚書等を交わしていないことから、責任関係が不明瞭となっている。【指摘事項-35】**

従って、**但馬水産技術センターでは、購入した備品を民間の漁業関係者へ貸し出す際は、覚書等を交わすとともに、貸出状況を管理するための貸出簿を適切に整備すべきである。【意見-33】**

4. 指定管理施設

(1) 但馬牧場公園（指定管理者：新温泉町）

但馬牧場公園は、牧場公園条例に基づき設置された県立公園であり、施設の概要は以下のとおりである。

【施設概要】

1. 設置目的
但馬の緑豊かな自然を活かし、世界に誇る銘牛「但馬牛」のPRと生産拠点として、また動物や自然とのふれあいを通じて安らぎと憩いの場を提供し、四季を通じた都市と農村の交流促進により地域の活性化を図る。
2. 開園日
平成6年10月1日
3. 管理運営
新温泉町（県から指定管理（平成18年度以降））
4. 主な施設
 - (1) ビジターハウス：イベントホール、農産加工室、事務室等
 - (2) 但馬牛博物館：但馬牛に関する資料の展示
農業遺産体験館：日本農業遺産に認定された美方郡但馬牛等に関する資料の展示
 - (3) 動物舎：大動物舎（但馬牛）、小動物舎（羊、山羊等）、動物ふれあい広場
 - (4) 放牧地：夏は但馬牛の放牧及び野外活動の場、冬はスキー場
 - (5) ふるさと交流会館：レストラン等
 - (6) まきばの宿：宿泊施設
 - (7) その他：花園、展望台、テニスコート等
5. 職員
15名（令和3年4月1日現在）
6. 来園者数
97千人（令和2年度）

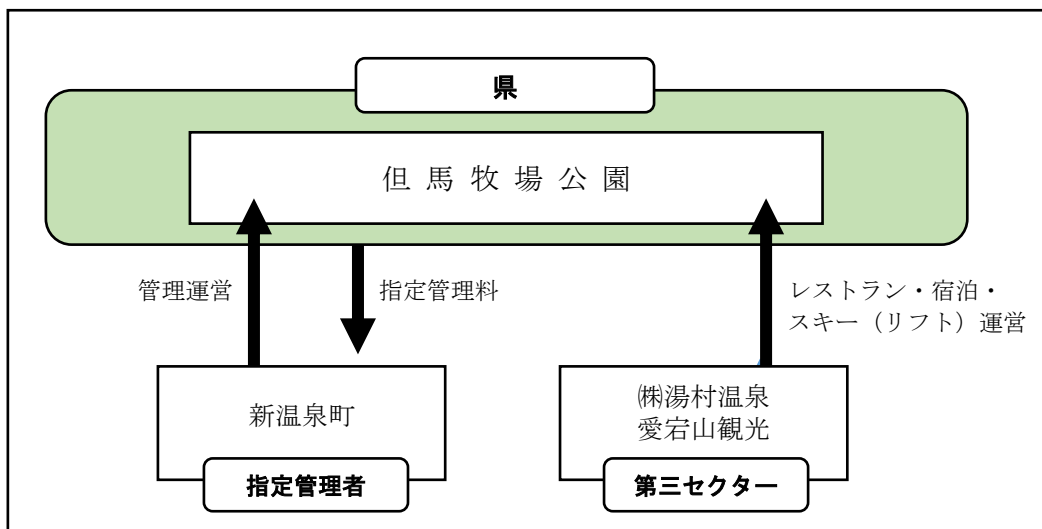
【兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例】（一部抜粋）

（設置）

第1条 豊かな自然の中で、但馬牛の生産の振興を図るとともに、広く県民に動物とふれあうことのできる憩いの広場を提供することにより、地域間の交流を促進するため、兵庫県立但馬牧場公園（以下「牧場公園」という。）を置く。

県では、但馬牧場公園の運営管理について、但馬牛をはじめとする動物や四季折々の植物の管理や様々なイベントの企画・運営を効率的に運営することを目的に、**新温泉町を指定管理者に指定**している。当公園の指定管理者は、「(当公園の)近隣施設との一体的な管理運営により効果的な運営が図られることから、第3次行革プランに基づき、公募によらず、現行管理者である新温泉町を引き続き指名する」との選定理由により、開園時より新温泉町が継続して選定されている。なお、(株)湯村温泉愛宕山観光は、新温泉町・その他団体・個人が出資している第三セクターであり、当公園内のレストラン・宿泊施設の運営管理・スキー（リフト）の運営管理を行っている。

【関係図】



【指定管理施設写真】

<公園全景>



<ビジターハウス>



<農産物加工室>



<牛舎>



① 実績報告書の記載について

(i) 収入の記載について

「兵庫県立但馬牧場公園の管理に関する基本協定書」では、県は、指定管理業務の対価として指定管理者（新温泉町）に対して指定管理料を支払うとともに、指定管理者（新温泉町）は牧場公園条例第4条に掲げる施設の利用に係る料金（利用料金）を収受し、指定管理者の収入とするとされている。

また、指定管理者（新温泉町）は指定管理業務の終了後に事業報告書を提出する必要があり、それと併せて経費の精算が行われることとなる。当該精算は、指定管理料、利用料金及びその他の収入をあわせた総収入から本業務に要した経費を差し引いて実施することとされている。従って、**事業報告書に添付される収支に係る実績報告書には、指定管理料、利用料金及びその他の収入をあわせた総収入を記載する必要があるが、指定管理者（新温泉町）から提出された実績報告書には県から収受した指定管理料のみが記載されており、利用料金等の収入の記載が漏れていた。**【指摘事項－36】

県は、指定管理者に対して、実績報告書には指定管理料、利用料金及びその他の収入をあわせた総収入を記載するよう指導すべきである。【意見－34】

【兵庫県立但馬牧場公園の管理に関する基本協定書】（一部抜粋）

（指定管理料の支払）

第9条 甲は、本業務実施の対価として乙に指定管理料を支払うものとする。

（略）

（利用料金の額）

第10条 乙は条例第4条に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受し、これを乙の収入とする。

（略）

（年度事業報告）

第20条 乙は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定に基づき、年度終了後30日以内に、**事業報告書を提出**しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 本業務の実施状況
- (2) **本業務の処理に係る収支の状況**
- (3) その他甲が必要と認める事項

（施設管理運営費の精算）

第21条 乙は、毎年度、前条の事業報告と併せて本業務に要した経費の精算を行う。

2 **精算は、指定管理料、利用料金及びその他の収入を合わせた総収入から本業務に要した経費を差し引いて行い、精算の結果、残額が生じた場合は、甲は、乙に対して期限を定めて指定管理料の返還を命じるものとする。**

(ii) 実績額の集計方法及び報告について

指定管理者（新温泉町）から提出される年度の実績報告書には、費用の内訳

が記載された月別実績表が添付されている。下表のとおり、**月別実績表とその根拠資料であるエクセル管理表を照合した結果、合計額が9,245円相違していた。**【指摘事項-37】また、**実績報告書上の精算額は、実績額が報告されておらず、契約額に合わせた金額で報告されていた。**【指摘事項-38】

エクセル管理表は、伝票ごとに集計していることから、数が多く非常に煩雑である。また、個別集計項目も多岐にわたること及び費用項目間の振替や月別実績表への集計転記は担当者の判断に任せられていることから、集計ミスのおそれもあり適切ではない。このような**属人的な集計方法ではなく、エクセル管理表の各集計項目について、まず県の様式である実績報告書及び月別実績表の項目と一致させ、対応関係を明確化することが必要である。**その上で、**集計方法をルール化し、担当者の異動があっても容易に集計可能な体制を整備すべきである。**【意見-35】

また、**エクセル管理表によって集計された金額は、但馬牧場公園における実績額であることから、契約額に合わせた精算額に調整するのではなく、当該実績額を報告すべきである。**【意見-36】

【実績報告書】

(単位：円)		(単位：円)	
区分	金額	区分	金額
契約額	94,800,000	施設維持費	24,612,887
精算額	94,800,000	博物館機能強化費	4,145,293
差引額	0	その他経費	5,106,765
		人件費	60,935,055
		合計	94,800,000

【費用項目の比較（人件費を除く）】

(単位：円)			
区分	実績報告書及び月別実績表①	エクセル管理表②	差額①-②
施設維持費	24,612,887	24,577,087	35,800
博物館機能強化費	4,145,293	4,145,293	-
その他経費	5,106,765	5,140,120	△33,355
人件費 ^(注1)	-	^(注2) 11,690	△11,690
小計	33,864,945	33,874,190	△9,245

(注1) エクセル管理表上、一部の人件費を集計している。

(注2) 11,690円以外の人件費は、別資料より集計し、報告されている

- ② 農産加工体験時に利用者から徴収する利用料金等の管理について
 但馬牧場公園では、利用者が農産加工体験を実施することが出来るが、その際、指定管理者（新温泉町）は、利用者から以下の利用料と材料費を徴収している。

【利用料（加工室に入る利用者全員から徴収）】

< 共同利用 >

区分	使用料	
	大人	小人（就学前～中学3年生）
農産物加工室	1人1回につき 150円	1人1回につき 70円
	70歳以上1人1回につき 50円	

< 専門利用（団体） >

区分	使用料		
	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで
農産物加工室	3,800円	5,000円	8,800円

【材料費】（一部抜粋）

体験メニュー	材料費	体験メニュー	材料費
そば打ち	350円	パンケーキ作り	500円
うどん打ち	300円	もちつき	3,000円（白もち）
ソーセージ作り	1,000円		3,500円（草もち）
パフェ作り	350円		650円（あんこ追加）
ちくわ作り	300円	かしわもち作り	450円
ピザ作り	450円		

徴収した利用料については、事務所の金庫に保管後、週に一度集金のために訪問する金融機関の担当者へ提出され、新温泉町会計管理者名義で開設されている専用口座へ預け入れられる。一方、**加工体験希望者から徴収した材料費については、新温泉町会計管理者名義の専用口座ではなく、職員個人の名義で開設された簿外口座へ預け入れ、管理されていた。当該取扱いは、長年にわたり続けられていたものであり、簿外口座の預金残高は1,116千円（令和3年9月10日時点）となっていた。【指摘事項-39】**このような取扱いを実施した経緯や理由について担当者に確認したものの、7～8年以上前から行われているものであり、詳細な経緯や理由については不明とのことであった。また、**簿外口座から支出された取引内容を確認した結果、農産加工体験に使用する材料の購**

入代金以外の経費の支払に利用されている事例（インターネット通信料、加工体験に関する意見交換時の昼食代等）が複数確認された。【指摘事項－40】

指定管理者（新温泉町）が利用者から徴収する材料費は牧場公園条例に定められたものではないため、暫定的に職員個人の名義で開設した簿外口座での管理を行っていた可能性はあるものの、材料費の購入代金以外の目的で支出されている事実も確認されており、不適切な管理であると言わざるを得ない。**県は、指定管理者（新温泉町）に対して、簿外口座による管理を早急に中止し、適切な管理方法を実施するよう指導すべきである。【意見－37】**

③ 支出決定書について

但馬牧場公園においては、支出決定の際、支出負担行為兼支出決定書が2部発行（決裁用・控え用）される。決裁用の支出負担行為兼支出決定書については、起票者印及び上席者の承認印が押印され、請求書の原本とともに、新温泉町へ送付され、支払いが行われる。しかし、**但馬牧場公園において保管される支出負担行為兼支出決定書（控え用）には、起票者印及び上席者の承認印が押印されていなかった。【指摘事項－41】**

これは、指定管理者（新温泉町）の事務手続に従った事務処理であるが、支出負担行為兼支出決定書は、但馬牧場公園における支出伝票の原本に相当するものであるため、起票者印及び上席者の承認印のある書類を保管するよう事務処理方法の変更を検討すべきである。【意見－38】

④ 県有財産の管理について

県では、指定管理者である新温泉町との間で3年度ごとの更新によって、以下のとおり、「兵庫県立但馬牧場公園の管理に関する基本協定書」を締結しており、各年度の指定管理料等を定めるために「兵庫県立但馬牧場の管理に関する年度協定書」を締結している。

【兵庫県立但馬牧場公園の管理に関する基本協定書】（一部抜粋）

兵庫県（以下「甲」という。）と新温泉町（以下「乙」という。）とは、兵庫県立但馬牧場公園（以下「牧場公園」という。）の管理に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（略）

第5章 財産等の維持管理

（財産等）

第13条 牧場公園の財産等の内訳は、別記2の財産目録（「土地一覧」「建物一覧」「工作物一覧」「備品等一覧」）のとおりとする。

（財産等の維持管理）

第14条 乙は、前条の財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、甲の承認を得た場合の

ほか、牧場公園の目的以外に使用してはならない。

- 2 乙は、前項の規定に違反して、その財産等を滅失又はき損したときは、甲に対してその損害を賠償する責を負うものとする。
- 3 甲は、この協定の締結後、前条の財産等に増減が生じた場合は、その都度乙に通知するものとし、これにより、前条の財産目録に追加変更があったものとみなす。

「兵庫県立但馬牧場公園の管理に関する基本協定書」第 13 条では、当該協定書の別記において、但馬牧場公園内の県有財産を「財産目録」として記載し、同第 14 条では、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理することを求めている。

「財産目録」は、基本協定書の締結時に、但馬牧場公園の担当者が現物を確認した上で県畜産課（肉用牛振興班）へ提出されることにより基本協定書の別記資料として確定する。しかし、県畜産課（肉用牛振興班）より、県による定期的な財産目録と県有財産の現物との照合作業は実施していない旨の説明を受けたため、**当包括外部監査における現地調査時に財産目録と県有財産の現物との照合作業を実施した結果、財産目録に記載している県有財産について、現物を確認できない事例が散見された。【指摘事項－42】**

【財産目録に記載している県有財産のうち、現物を確認できなかったもの】

(単位：円)

品目	単価	数量	金額
圧搾機	1,030,000	1	1,030,000
カップシーラー	648,900	1	648,900
打栓機	370,800	1	370,800
芝刈機	467,105	1	467,105

(注) 上表には当包括外部監査の現地調査前に、事前に県畜産課の担当者が現物確認を行った結果も含まれている。

また、**但馬牧場公園において管理している固定資産管理資料を閲覧した結果、令和 2 年度に取得した備品であるにも関わらず、令和 3 年度に更新された財産目録に記載されていない備品が発見された。【指摘事項－43】**

【令和 2 年度に取得しているが、令和 3 年度の財産目録に記載がなかった県有財産】

(単位：円)

品目	単価	数量	金額
業務用アルミ圧力鍋 24L (ホクア)	123,750	1	123,750

なお、県では県有財産としての「備品」の範囲や管理方法等につき、財務関

係通達等として「備品管理要領」及び「備品管理要領の取扱いについて」を以下のとおり定めている。

【備品管理要領】（一部抜粋）

（備品の範囲）

第2条 財務規則別表第6の備品の分類に属する物品とは、使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格（以下「取得価格」という。）が、100,000円以上のものをいう。

（略）

（備品の整理）

第5条 物品管理者は、備品整理票（様式第1号）を各備品に貼付し、整理するものとする。

（備品の出納）

第6条 出納員は、財務規則様式第86号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。

【備品管理要領の取扱いについて】（一部抜粋）

第3 備品の出納に関する事項（第6条）

- 1 備品出納簿は、年度を超えて使用することができるものとする。ただし、この場合にあっては、年度毎に現物と照合のうえ、出納状況を集計しておくものとする。

これによると、使用耐用期間が1年以上で取得価格100,000円以上の物品が県有財産として管理すべき「備品」となり、該当する物品は、備品出納簿において当該現物と照合の上整理（記載）し、さらに当該備品に備品管理票を貼付し管理する必要がある。

しかし、当包括外部監査における現地調査の際に現物確認を実施した結果、備品管理票を貼付していない備品が散見された。【指摘事項-44】

【財産目録に記載している県有財産のうち、備品管理票を貼付していなかったもの】

（単位：円）

品目	単価	数量	金額
除雪機	1,757,000	1	1,757,000
除雪機	1,621,000	1	1,621,000
小型除雪機	451,500	1	451,500

また、上表の除雪機が保管されている倉庫内には、新温泉町が所有する除雪機も保管されていたが、県有財産に「備品管理票」が貼付されていないため、客観的に県有財産と新温泉町が所有する財産との判別が難しい状況にあった。以上を踏まえると、指定管理者（新温泉町）が、但馬牧場公園の財産等に関し

て、基本協定書等に基づく適切な管理を実施しているとは言い難い。【指摘事項－45】

従って、指定管理者（新温泉町）は、県との基本協定書に基づく適切な管理を徹底する必要がある、県は、指定管理者（新温泉町）への指導・監督を適時、適切に実施すべきである。【意見－39】

【備品写真】

<小型除雪機>



<除雪機>



（県有財産：2台、新温泉町所有：1台）
→県有財産と新温泉町が所有する財産との判別が難しい状況であった。

なお、当包括外部監査において、財産目録と備品出納簿との照合作業を実施した結果、備品出納簿には、重要物品である但馬牧場公園内の但馬牛博物館の展示品や車両を除き、財産目録の備品等一覧に記載している備品の登録が漏れていることが判明した。従って、県畜産課は、県有財産の管理等について、県が定める財務関係通達等に反した取扱いを行っており、適切な財産管理が行われているとは言い難い。【指摘事項－46】

県は、財務関係通達等の「備品管理要領」及び「備品管理要領の取扱いについて」に従い、但馬牧場公園において保有する県有財産の現物確認を実施し、「備品出納簿」を適時、適切に見直す必要がある。【意見－40】

⑤ 県による指定管理者の指導・監督について

上記のとおり、当包括外部監査の現地調査の結果、指定管理者（新温泉町）が実施する事務について、改善すべき事項が散見された。当該事項は、本来であれば、県が、指定管理者へのヒアリングや現地調査等を通じて確認を行い、改善に向けた指導を適宜実施しておくべき事項ばかりである。特に、簿外通帳が存在していた点については、不正や横領等のリスクを常に抱えていたことを

示唆し、指定管理者としての適格性にも影響を与えかねない事案である。従って、当包括外部監査の結果からは、県の指定管理者（新温泉町）に対する指導は、形式的で不十分であったと言わざるを得ない。【指摘事項－47】また、「指定管理者制度導入施設の管理運営評価に係るガイドライン」に基づき、指定管理者に対する評価を行っており、令和2年度の評価を「A（良）」（適正である）としているが、改善すべき事項が散見された事実を鑑みれば、甘い評価を行っていると言わざるを得ない。【指摘事項－48】

県は、指定管理者（新温泉町）の事務が適切に行われるよう、指定管理者に対する指導・監督を強化すべきである。【意見－41】また、県は、指定管理者（新温泉町）の管理事務所への訪問やヒアリング等を積極的に実施することで、管理運営状況を適切に把握し、厳正かつ批判的な評価を実施すべきである。【意見－42】

【評価基準（目安）】

〔施設所管課による総合評価（総合評価値）の基準（目安）〕

- S（優）：適正であり、優れた実績を挙げている。
- A（良）：適正である。
- B（可）：概ね適正であるが、一部改善を要する。
- C（不可）：改善が必要である。

(2) あわじ花さじき（指定管理者：兵庫県園芸・公園協会）

「あわじ花さじき」は、花の島にふさわしい名所として、平成 10 年 4 月に淡路島に開園された公園であり、開園から 20 年を迎え、来園者の利便性の向上を図るため、便益施設（地域特産物等販売所、レストラン、トイレ等）をリニューアルし、令和 2 年 3 月に「兵庫県立公園あわじ花さじき」としてリニューアルしている。なお、県立公園化に当たり、県は、「兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例」及び「兵庫県立公園あわじ花さじき管理規則」を制定している。

施設の概要及び来園者数の推移は以下のとおりである。

【施設概要】

住 所	兵庫県淡路市楠本字上山 2805 番 7
敷地面積	153,113 m ²
主要施設	<ul style="list-style-type: none"> ・花畑（約 130,000 m²） ・便益施設（1,151 m²（RC 造、地上 2 階建） <ul style="list-style-type: none"> 1 階：地域特産物等販売所、トイレ、公園事務所 2 階：レストラン 屋上：展望スペース、空中回廊 ・駐車場（約 200 台分）
入園料金	無料
駐車料金	長さ 7 m 以上の自動車：1,600 円/回、その他の自動車：200 円/回

【来園者数の推移】

（単位：人、％）

年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
来園者数	557,500	411,300	305,000	293,000	286,400	342,600	320,400	306,100
対前年比	-	73.8	74.2	96.1	97.7	119.6	93.5	95.5

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来園者数	332,009	381,174	379,550	459,390	449,900	428,710	450,710	465,130
対前年比	108.5	114.8	99.6	121.0	97.9	95.3	105.1	103.2

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
来園者数	675,440	766,810	762,240	876,130	710,062	735,436
対前年比	145.2	113.5	99.4	114.9	81.0	103.6

【指定管理施設写真】

<花さじきテラス館>



<花畑>



<レストラン>



<地域特産物等販売所>



① 指定管理料について

県は、県立公園あわじ花さじきの運営については指定管理者制度を採用し、兵庫県園芸・公園協会を指定管理者として非公募により指定している（指定期間：令和2年3月5日～令和4年3月31日）。なお、同協会を指定管理者として指名した理由は、以下のとおりとしている。

【兵庫県園芸・公園協会を指定管理者とする理由】

- 1 あわじ花さじきの開園（平成10年）以来、20年以上にわたり、植栽管理業務を受託し、多くの入園者が訪れる魅力ある花畑を運営してきた実績を有し、海からの強風にさらされる厳しい環境のもとで、広大な花畑を年間を通じて安定的に植栽管理できる技術を有する県内唯一の団体である。
- 2 あわじ花さじき整備の安全対策工事の設計や整備工事期間中の仮設建築物（直売所・売店、事務所）の運営にも携わっており、地元との調整を適切に行うなど、地元からの信頼も厚く、円滑な公園の管理運営が期待できる。
- 3 多くの公園施設の指定管理者としての実績を有し、現在管理を行っている近隣公園（淡路島公園、あわじ石の寝屋緑地、国営明石海峡公園、淡路佐野運動公園）と連携した一体的なイベント開催等により、北淡路地域のさらなる地域振興が期待できる。

〔「特定の者を指名する施設」の要件：指定管理者の公募に関するガイドライン〕

①高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設

②施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設

- ③隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設
④地域住民が管理運営に主体的に参画している施設

県は、令和2年3月5日付で指定管理者との間で「兵庫県立公園あわじ花さじきの管理に関する基本協定書」を締結し、指定管理料については、指定管理者との間で締結する年度協定書により定めることとしている。

県が、指定管理者との間で締結した令和元年度及び令和2年度の年度協定書の主な内容は、以下のとおりである。

【年度協定書の概要（令和元年度・令和2年度）】

項目	令和元年度	令和2年度
協定期間	令和2年3月5日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月31日
指定管理料	8,000,000円（内消費税額：727,272円）	（当初）100,000,000円 （内消費税額：9,909,909円） （変更後）131,000,000円 （内消費税額：11,909,091円） ^{（注）}
対象経費	施設維持費、 運営事業費 、人件費（15名）、 駐車料金徴収費、その他経費	施設維持費、人件費（15名）、北淡路土地改良 区賦課金

（注）令和2年4月1日付で令和2年度に係る年度協定を締結しているが、令和3年3月4日付で変更協定を締結し、指定管理料を変更している。

（i）年度協定の積算の合理性について

令和元年度の指定管理料は8,000千円とされているが、その積算根拠は以下のとおりである。県は、令和2年度当初予算額を基礎とし、費目ごとに日割り（令和元年度指定管理期間：令和2年3月5日～令和2年3月31日（27日間））又は月割りにより算出している。

（単位：千円）

項目		金額	備考
支出	人件費	3,705	
	施設維持費	8,570	
	運営事業費	1,174	
	支出合計	13,449	①
収入	施設使用料、利用料金等	4,761	②
差引		8,688	③=①-②
県執行	オープニング式典、課事務費等	688	④
指定管理料		8,000	③-④

一方、兵庫県園芸・公園協会は、令和元年10月7日付で指定管理者指定申

請書を県に提出しているが、指定期間中の収支予算は以下のとおりとされている。なお、令和2年1月に利用料金制の導入が決定したため、指定申請書の収支予算書（下表）には料金徴収や現金取扱いに係る経費は積算されていない。

【令和元年度～令和3年度収支予算書（あわじ花さじき管理運営部分のみ抜粋）】

（単位：千円）

科目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	希望委託額	4,219	148,548	148,548
	施設使用料（1F）	474	5,695	5,695
	施設使用料（2F）	329	3,948	3,948
収入合計		5,022	158,191	158,191
支出	人件費	2,184	50,672	50,672
	管理費	2,838	107,519	107,519
	消耗品費	500	2,500	2,500
	光熱水費	675	8,600	8,600
	委託料	1,410	62,518	62,518
	賃借料	35	4,390	4,390
	原材料費	-	17,700	17,700
	租税公課	218	5,369	5,369
	その他	-	6,442	6,442
支出合計		5,022	158,191	158,191

民間の事業者を指定管理者に選定する場合、応募時の提案内容に指定管理期間における指定管理料も含まれており、民間事業者との間で締結される指定管理料は当該金額を上限として設定されることが通常である。また、利用料金制の導入など指定管理業務の仕様変更があった場合、それを踏まえた収支予算書を提示させた上で、その額を上限とした指定管理料を検討することが必要である。

しかし、**県は、兵庫県園芸・公園協会に対して仕様変更後の収支予算書を提出させておらず、あわじ花さじきに係る令和元年度の指定管理料（8,000千円）は利用料金制を考慮した兵庫県園芸・公園協会の希望委託額を踏まえて決定されたものではないことから、指定管理料の設定に指定管理者の提案が活用されていない。【指摘事項－49】**

従って、**県は、指定管理者からの提案を踏まえ、適切に指定管理料を設定する必要がある。【意見－43】**

(ii) 指定管理料の対象経費について

令和元年度及び令和2年度の指定管理料の対象経費は上表のとおりであるが、**令和元年度では対象経費として明記されていた「運営事業費」が、令和2年度では対象経費から除外**されている。この点について、県に質問した結果は、以下のとおりである。

【県からの回答】

- ・ 県立公園あわじ花さじきの指定管理経費は、県が指定管理者に支出する指定管理料と、駐車料金収入などの利用料金を充てることとしている。(兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例)
- ・ 指定管理料は、施設の維持管理に最低限必要な経費に優先的に充てさせるため、令和2年度の年度協定書第2条第3項では「施設維持費」「人件費」「北淡路土地改良区賦課金」と用途を列記し、運営事業費等には利用料金収入を充てさせている。
- ・ 令和元年度の指定管理については、
 - ①期間が令和2年3月5日～3月31日(27日間)と短期間であり、施設運営に必要な運営事業費がその期間の利用料金収入で十分賄えるか不透明であること
 - ②新型コロナウイルス感染症の発生により、利用料金収入の見込みが不透明であること
 - ③利用料金制の導入は指定管理者の募集以降に決まったことであり、指定管理者に十分な体制が整っていなかったことから、令和元年度については、指定管理者と協議の上、指定管理料の用途として運営事業費等も含めて積算した。

「兵庫県立公園あわじ花さじき管理業務仕様書」において、指定管理者が実施する業務として維持管理業務、運営業務、普及啓発業務及び自主事業を明記している。この中の「運営業務」は、**利用料金の徴収及び還付に関する業務、花畑等の植栽に関する業務、園内案内・利用案内・接遇業務等、指定管理業務の中心的な業務であるにもかかわらず、指定管理料の対象経費として認めないことは不合理である。【指摘事項-50】**また、**形式的には、指定管理料を運営事業費に充当することは協定書に違反することとなるが、県は、指定管理者が指定管理料を運営事業費に充当していないことを資料等に基づき明確に確認していない。【指摘事項-51】**

指定管理業務の中心的な業務である「運営業務」に係る費用を指定管理料の対象経費から取って除外する理由は見当たらず、また、指定管理者が運営事業費に指定管理料を全く充当していないことは想像し難いことから、県は、指定管理料の対象経費として「運営事業費」を追加すべきである。【意見-44】

② 財産目録の変更

「兵庫県立公園あわじ花さじきの管理に関する基本協定書」第11条第3項において、指定管理者が管理すべき財産が明記されており、第4項では、当該財産に増減が生じた場合には、県は、指定管理者に対して通知することが定められている。

【兵庫県立公園あわじ花さじきの管理に関する基本協定書】（一部抜粋）

（財産の取扱い）

- 第11条 乙は、財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、甲の承認を得た場合のほか、本施設の目的以外に使用してはならない。
- 2 乙は、前項の規定に違反して、財産を滅失又はき損したときは、甲に対してその損害を賠償する責を負うものとする。
- 3 第1項の財産の内訳は、別記3の財産目録のとおりとする。
- 4 甲は、この協定の締結後、第1項の財産に増減が生じた場合は、その都度乙に通知するものとし、これにより、前項の目録に追加変更があったものとみなす。

（注）上記の条項上、甲は県、乙は兵庫県園芸・公園協会を指す。

上記協定書は、令和2年3月5日付で締結されていることから、締結日以降に財産に増減が生じた場合には、県は兵庫県園芸・公園協会に対して財産の増減の内容を通知する必要がある。**基本協定書締結以降、例えば、駐車料金徴収ゲート、防風壁等が新たに設置されており、財産に増減が生じていることから、基本協定書第11条第4項に基づき県は指定管理者に対して通知を行う必要があるが、県は書面による通知を行っていない。【指摘事項-52】**

この点について、県からは以下の回答を得た。

【県からの回答】

- ・県から指定管理者へ口頭により通知した。
- ・施設運営と工事を一体的に進める必要性から、指定管理者にゲート設置工事委託、完成検査を含む事業を実施させており、ゲートの運用開始と同時に指定管理の対象となる認識を共有していた。

しかし、そもそも基本協定書に財産を明記する理由は、指定管理者が管理すべき財産の範囲を明確化し、滅失又は毀損した場合の責任や修繕等の費用の負担範囲等を明らかにすることにある。従って、基本協定書の重要な内容の変動である財産の異動を口頭による通知のみで実施することは、明らかに手続上の不備があると言わざるを得ない。

県は、追加工事等により基本協定書に定める財産に増減が生じた場合には、基本協定書第11条第4項に従い、指定管理者に対して適時に書面による通知を发出すべきである。【意見-45】

③ 委託契約について

県は、県立公園あわじ花さじきの整備事業を進める中で、主に以下の請負・委託契約を締結している。

No.	名称	契約方式	当初契約日	変更契約日	(注1) 契約金額	契約先
1	便益施設棟外新築工事に係る実施設計業務委託契約	指名競争入札	平成29年6月20日	平成29年7月18日 平成30年3月16日 平成30年3月26日 平成30年9月14日 平成30年12月25日	19,799 (18,921)	(株)A
2	便益施設棟外建築工事請負契約	随意契約(注2)	平成30年9月25日	平成31年3月29日 令和元年11月18日	442,590 (433,998)	B(株)
3	便益施設棟外電気設備工事請負契約	制限付き一般競争入札	平成30年10月5日	平成31年3月5日 令和元年11月28日	59,552 (59,298)	(株)C
4	便益施設棟外機械設備工事請負契約	制限付き一般競争入札	平成30年10月5日	平成31年3月25日 令和元年7月1日 令和元年11月21日	120,202 (114,728)	(株)D
5	便益施設棟外昇降機設備工事請負契約	指名競争入札	平成31年1月22日	平成31年3月25日	13,284	E(株)
6	安全対策及び敷地造成等業務委託	随意契約	平成30年10月5日	平成31年3月25日 令和元年11月20日	257,242 (257,242)	兵庫県土地開発公社
7	駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託	随意契約	令和2年4月1日	令和2年5月11日	4,279 (3,300)	兵庫県園芸・公園協会
8	駐車料金徴収ゲート設置に係る工事受託業務委託	随意契約	令和2年4月1日	令和2年5月11日	72,576 (69,076)	兵庫県園芸・公園協会

(注1) 最終契約金額を記載している(括弧内は当初契約金額)。

(注2) 入札を2度実施したものの、落札者がいなかったため、随意契約により契約締結している。

(i) 料金徴収ゲート設計・積算業務委託について

県は、令和2年4月1日付で兵庫県園芸・公園協会との間で県立公園あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託契約を随意契約により締結している(上表のNo.7)。随意契約の理由及び根拠条項は、以下のとおりとされている。

【随意契約の理由】

以下の理由から、本件業務を受託可能な者は（公財）兵庫県園芸・公園協会に限られるため、地方自治法第 234 条第 2 項に基づき随意契約を締結する。

- 1 あわじ花さじきの管理に長年携わり、来園者の動線や施設の現状を熟知している。
 - ・（公財）兵庫県園芸・公園管理協会（以下、協会）は、令和 2 年 3 月 5 日から県立公園あわじ花さじきの指定管理者として現在同施設を運営・管理している。また、平成 10 年のあわじ花さじきの開園から現在までの 20 年以上、あわじ花さじきの管理を実施しており、来園者の動線を正確に把握している。
 - ・今回の設計では、来園者の安全を確保しつつ、工事の妨げとならない場所への設置を計画する必要があることから、来園者の動線や施設の現状を踏まえた設計が必須である。
- 2 **あわじ花さじきリニューアルにかかる駐車場整備（造成工事）の設計・積算業務の実績を有する。**
 - ・協会は、平成 30 年に兵庫県と委託契約した「**県立公園あわじ花さじき（仮称）に係る駐車場整備（造成工事）及び仮設建築物設計・積算業務委託**」の実績を有しており、あわじ花さじき駐車場の地形、性質等を正確に把握している。本業務は令和 2 年中に工事を完了させ駐車場料金徴収システムを稼働させるために迅速に対応していく必要があり、迅速・柔軟に対応していくためには駐車場及び施設全体の現状を正確に把握している必要がある。
- 3 県立公園における土木工事の施工、設計・積算の実績を有する。
 - ・協会は、兵庫県内の都市公園等の健全な利用を図ること等を目的として設立された唯一の団体であり、公園の管理だけでなく、公園の工事の設計・積算についても十分な実績を有しノウハウの蓄積がある。
 - ・また、協会は本県の積算単価を用いた設計システムを活用可能であることに加え、積算成果に対して守秘義務を負い、且つ、積算基準書等の図書を保持し、積算業務を熟知している。

【随意契約根拠条項】

- 1 地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
 - 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造・修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
- 2 財務規則の運用について 第 5（2）ア
政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する事例はおおむね次のとおりであること。
 - ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- 3 随意契約取扱要領 第 2（2）カ

第 2（審査の適用除外）

要綱第 4 条第 3 項に規定する審査会の審査を要しない随意契約は、次のとおりとする。

（2）次に掲げる契約で相手方が 1 者に限定されるもの

カ 県の事業の目的と同一の設立目的又は事業目的を有する団体との当該事業の委託契約

上記のとおり、県は、随意契約の理由として、兵庫県園芸・公園協会の管理実績に加えて、設計・積算業務の実績を挙げている。兵庫県園芸・公園協会が提出した見積書の内容は以下のとおりであるが、**見積金額の大半を占め、かつ、本委託業務の主たる業務である設計業務は外部委託**とされている。

【県立あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務】

(単位：円)

費目・工種・種別・細目	数量	単位	金額	備考
(1)設計業務(外部委託)				
業務価格計	1	式	2,570,000	
(2)工事費積算(直営)				
積算費	1	式	378,600	
(3)事務費				対象額
発注事務費	1	式	51,400	2,570,000 再委託業務費の2%
業務価格			3,000,000	
消費税相当額	1	式	300,000	
業務価格計			3,300,000	

県は、兵庫県園芸・公園協会が、県立公園あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託契約の主要な部分である設計業務を再委託する予定であることを予め把握しているにも関わらず、随意契約の理由の一つとして設計業務の実績を有するという点を挙げていることは、合理性を欠くものである。【指摘事項-53】

また、県立公園あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託契約書第9条では、「再委託の禁止」規定があり、前半部で「委託事務の内容の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とされている。この趣旨は、受託者が実質的に何ら関与することなく第三者に委託すること、所謂「丸投げ」を禁止しているものである。この点、兵庫県園芸・公園協会は、委託業務の内、工事費積算業務については自らが行うことから、委託事務の内容の「全部」を第三者に委任しておらず、形式的には「再委託の禁止」規定には抵触しないとも考えられる。しかし、他の自治体では、県では作成されていない再委託に関するガイドライン等を定め、その中で業務の全部又は主要な部分もしくは概ね契約金額の50%以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせることを原則禁止しているところも少なからず見受けられる。本事案の場合、**契約金額の80%以上を占め、かつ、委託業務の主要な部分を再委託**することとされていることから、「再委託の禁止」

規定の実質的な趣旨を逸脱している可能性は否定できない。

また、同条後半部では、「ただし、甲の承諾を得た場合には、この限りではない。」とされ、県の事前承諾を得た場合には、再委託が認められる内容となっている。県は、兵庫県園芸・公園協会との契約に際して、同協会から提出された見積書を添付した上で、決裁承認を得ていることから、再委託に関する事前承諾を行っているとも言える。しかし、この場合にも、発注者側において予め再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力等について審査し、承認を行うことが必要と考えられるが、契約締結の決裁からそのような手続が行われたことを読み取ることができず、事前承諾に至るまでの手続は不十分である。

従って、**兵庫県園芸・公園協会が県立公園あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託契約の主要な部分である設計業務を再委託していることは、委託契約書第9条に照らして、疑問が残る。【指摘事項-54】**

県は、民間活用の可能性や再委託の状況などを十分に検証した上で、兵庫県園芸・公園協会による再委託でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭にすることで、公平性や透明性を確保する必要がある。【意見-46】

(ii) 契約金額について

本業務の契約締結に際して、県は、令和2年4月1日付で決裁書を作成しており、当該決裁書では、以下のとおりとされている。

【県立公園あわじ花さじき駐車場料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託に係る委託契約書の締結について（伺い）】（一部抜粋）

本文

このことについて、（公財）兵庫県園芸・公園協会理事長 石井孝一から見積書の提出がありましたので、下記のとおり委託することとします。

ついては、別案1により委託契約を締結するとともに、別案2により（公財）兵庫県園芸・公園協会理事長あて通知します。

- 1 業務名：県立公園あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務
- 2 委託先：（公財）兵庫県園芸・公園協会 理事長 石井 孝一
明石市明石公園 1-27
- 3 契約内容：契約書（案1）のとおり（2部施行）
- 4 契約金額：3,300,000円（うち取引に係る消費税額300,000円）
- 5 契約方法：随意契約（根拠：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
財務規則の運用について11（2）ア

（略）

県は、契約の締結に当たり、兵庫県園芸・公園協会より見積書を手入してい

るが、決裁書上は、見積金額が適切で合理的であることを検討した事実は確認できない。【指摘事項－55】また、当該業務については、業務内容が追加（駐車場照明設計等の追加）されたことにより、契約金額は979千円増額となり、その結果、4,279千円（うち取引に係る消費税額389千円）に変更されている。**県は、契約の変更に際して、兵庫県園芸・公園協会より見積書を入手しているが、当初契約と同様、見積金額が適切で合理的であることを検討している形跡は確認できない。【指摘事項－56】**

当該業務は、県の外郭団体との随意契約により委託されている。**県は、合理的な理由に基づき、外郭団体との随意契約により業務を委託する場合には、契約金額を含め、取引の公正性、公平性、透明性をより一層確保する必要がある。**

【意見－47】

④ 売上納付金に対するチェックについて

県は、あわじ花さじきの県立公園化に際して便益施設（地域特産物等販売所、レストラン、トイレ等）をリニューアルしている。この内、**地域特産物等販売所、レストランについては、兵庫県園芸・公園協会が外部の業者へ運営を委託している。兵庫県園芸・公園協会は、営業委託契約書に基づき、委託業者から施設占有料を収受する他、月間の売上総額（税抜）の3.0%相当額（円未満切捨て）に消費税を加算した金額を売上納付金として収受している。**

【営業委託契約書（地域特産物等販売所分）】（一部抜粋）

（売上納付金等の納付）

第5条 受注者は、次の経費のうち、（1）については翌月末日までに、また（2）については翌々月末日までに発注者の指定する口座に振り込むものとする。

（1）前条の売上報告書に基づき、売上納付金として月間の売上総額（税抜）の3.0%相当額（円未満切捨て）に消費税を加算した金額

（略）

【営業委託契約書（レストラン分）】（一部抜粋）

（売上納付金等の納付）

第5条 受注者は、次の経費のうち、（1）については翌月末日までに、また（2）については翌々月末日までに発注者の指定する口座に振り込むものとする。

（1）前条の売上報告書に基づき、売上納付金として月間の売上総額（税抜）の3.0%相当額（円未満切捨て）に消費税を加算した金額

（略）

日々の売上代金及びレシートは、委託業者から兵庫県園芸・公園協会には提出されておらず、兵庫県園芸・公園協会は、委託業者から対象月の売上高が記載された売上報告書を毎月入手し、これに基づき売上納付金の請求書を作成し

ている。従って、本来、兵庫県園芸・公園協会は、委託業者から売上報告書とともに関連資料（ジャーナルのコピー等）を入手することで、売上報告書に記載された売上高が正確であることを確認する必要があるが、このような手続は行われていない。【指摘事項－57】

兵庫県園芸・公園協会は、売上納付金を適切に請求するために、委託業者から売上報告書とともに関連資料（ジャーナルのコピー等）を毎月入手し、売上報告書に記載された売上高が正確であることを確認すべきである。【意見－48】

⑤ 警備委託業務について

兵庫県園芸・公園協会では、令和2年2月28日付で民間会社との間で**警備委託契約を締結**している。当該契約の概要は以下のとおりである。

【警備委託契約概要】

項目	内容
名称	県立公園あわじ花さじき警備委託
履行場所	淡路市楠本あわじ花さじき内
履行期間	令和2年3月1日～令和3年3月31日
業務委託料	平日 : 1名につき日額 15,000 円（消費税別） 日・祝日 : 1名につき日額 18,000 円（消費税別）

上記契約については、見積合わせにより業者を選定しているが、見積合わせを実施する際に作成された決裁書・報告書（起案日：令和2年1月27日）において、業者選定に関する以下の報告が行われている。

【決裁書・報告書（標題：あわじ花さじき警備委託の見積合わせについて（伺））（一部抜粋）

<p>1. 業者選定について 淡路島内で県登録のある業者は1者のみで、島内で実績の多い登録外業者も対象に含めて、入札参加への資格を問う調査を実施した。結果、入札参加希望者は1者（A社）のみであったため、島外の近隣（神戸市や明石市）業者へ範囲を広げ電話で聞き取り調査を行った。人材不足や派遣手段等の問題から、参加の意思があったのは1社（B社）のみであった。 これ以上範囲を広げても現実的に業務遂行が困難であることから、希望のあった2者での見積合わせを行い決定する。</p>

上記のとおり、過年度では3者で実施する見積合わせが多い中2者となり、また、数多くの業者から見積合わせへの参加を断られた理由は、人材不足や派遣手段など業者側の要因も影響していると考えられるが、本契約が**単年度契約**（指定管理期間開始時期の影響により、上記契約は1年2ヶ月の契約期間となっているが、令和3年度は1年間の契約となっている）であり、**委託料総額も**

限定されることから、業者にとっては見積合わせに参加する魅力に乏しい業務と捉えられた可能性は否定出来ない。

従って、兵庫園芸・公園協会は、警備業務の委託に関して、例えば契約期間を指定管理期間として複数年契約にするなど、契約内容を業者にとって参入意欲が沸く内容に見直し、より多くの業者が見積合わせへ参加し易くすることで、競争性をより一層高める努力をすべきである。【意見－49】

⑥ 実績報告の記載内容について

あわじ花さじきの指定管理者として業務を受託している兵庫県園芸・公園協会は、基本協定書第 20 条に基づき、年度末に事業報告書を県に提出しているが、その事業報告書の業務収支の状況に営業委託契約書第 5 条にある以下の(1)及び(2)の収支を含めずに報告していた。

【営業委託契約書】（一部抜粋）

※レストラン、産地直売所ともに同様のため、レストラン分のみ記載する。
(略)

(売上納付金等の納付)

第 5 条 受注者は、次の経費のうち、(1)については翌月末日までに、また(2)については翌々月末日までに発注者の指定する口座に振り込むものとする。

(1) 前条の売上報告書に基づき、売上納付金として月間の売上総額(税抜)の 3.0%相当額(円未満切捨て)に消費税を加算した金額

(2) 受注者が直接使用する以下の経費

- ①電気料金 2階に係る従量料金
- ②上下水道料金 2階部分に係る従業料金
- ③機械警備費用 使用するエリア(別紙3)を面積按分した相当額

ここで、基本協定書第 20 条第 1 項(2)においては、事業報告書に本業務の処理に係る収支の状況を記載するとあり、同協定書第 3 条第 1 項及び第 2 項及び管理業務仕様書 2 業務内容(4)を踏まえると、**本業務には自主事業が含まれている**と考えられる。

また、指定管理業務に係る兵庫県園芸・公園協会の指定管理者指定申請書においても自主事業を実施する旨が明記されており、県としても自主事業に対する収支の状況は当然に把握すべき事項と言える。

以上より、事業報告書の収支の状況には、自主事業に係る全ての収支の状況を記載すべきであり、自主事業であるレストラン及び地域特産物等販売所に係る収支が含まれていない現状の事業報告書は、不適切である。【指摘事項－58】

事業報告書は、県が指定管理業務の運営について適正に行われているかを確認するための重要な報告書であるため、兵庫県園芸・公園協会は、県と事業報

告書に記載すべき項目について協議を行い、適正な事業報告書の提出に努めるべきである。【意見－50】

【兵庫県立公園あわじ花さじきの管理に関する基本協定書】（一部抜粋）

兵庫県（以下「甲」という。）と公益財団法人兵庫県園芸・公園協会（以下「乙」という。）とは、兵庫県立公園あわじ花さじき（以下「本施設」という。）の管理に関し、次のとおり基本協定を締結する。
（略）

（管理運営業務）

第3条 甲は、兵庫県立公園あわじ花さじき条例第3条の規定に基づき、次の業務（以下「本業務」という。）を乙に行わせる。

- （1）花を植栽し、県民に花とふれあう場を提供すること。
- （2）県民に花に関する知識の普及を行うこと。
- （3）花に関する体験及び学習のために施設を県民の利用に供すること
- （4）前3号に掲げるもののほか、あわじ花さじきの目的を達成するために必要な業務

2 前項の業務の細目は、別記1の管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（略）

（事業報告書）

第20条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項の規定に基づき、会計年度終了後速やかに、次の各号に示す事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- （1）本業務の実施状況
- （2）**本業務の処理に係る収支の状況**
- （3）事業報告に係る対象年度の乙の経営の状況
- （4）その他甲が必要と認める事項

（略）

【兵庫県立公園あわじ花さじき管理業務仕様書】（一部抜粋）

本仕様書は、兵庫県立公園あわじ花さじき（以下「あわじ花さじき」という。）の管理運営業務を行うにあたり、指定管理者が実施すべき事項について定める。

1 事業実施方針

（略）

2 業務内容

- （1）維持管理業務
- （2）運営業務
- （3）普及啓発業務
- （4）**自主事業**

⑦ 事業報告書に係る収支の同額記載について

指定管理業務の収支状況報告は、通常、事業報告書において行われ、指定管理業務仕様書において明記された業務範囲から生じた全ての収支を記載することを基本とする。全ての収支を正確に報告しなければ、指定管理業務に係る実際の収支が見えず、指定管理期間の翌年度以降において、適正な指定管理料を算出することが困難となり、県と指定管理者の双方にデメリットが生じる。

兵庫県園芸・公園協会から提出された令和2年度の事業報告書を閲覧した結果、業務収支状況において、維持管理・運営費区分の消耗品費を調整することで、収入額と支出額が同額になるように報告していた。【指摘事項－59】

実績報告書は、収入額と支出額を同額として報告するものではなく、実際の支出額を実績額として報告すべきものであり、そもそも支出額が収入額と同額になる可能性は極めて低いと考えられる。従って、今後は、兵庫県園芸・公園協会は、実績報告書において実際の支出額を報告すべきである。【意見－51】

【業務収支状況】

(単位：円)

区分	科目	精算額
事業収入	指定管理料収入	131,000,000
	駐車料金収入他	36,083,069
収入計		167,083,069

区分	科目	精算額
維持管理・運営費	消耗品費 他 16 科目	93,376,583
人件費	給与手当 他 4 科目	73,706,486
支出計		167,083,069

⑧ 現物管理について

あわじ花さじきでの現地調査時に、公有財産台帳、令和元年3月5日付け基本協定書の財産目録及び兵庫県園芸・公園協会の備品台帳に係る現物管理についての確認を実施した。

(i) 工作物について

工作物について、基本協定書別記3にある財産目録と公有財産台帳との整合性を確認した結果、対応関係が不明なものが散見された。【指摘事項－60】

また、駐車場精算機や遮断バー等の徴収ゲート設置に係る工作物について、公有財産台帳へ未登録の状況であった。【指摘事項－61】

県の担当者に聴取した結果、給水設備、空調設備、電気設備、防火水槽及び自転車置場等については、整備費が建物一式に含まれ個々の整備費が区別できないため、公有財産台帳上、建物に含まれているとのことであったが、**諸標や駐車場表示板等は公有財産台帳上登録されておらず、整備状況が杜撰であるため、駐車場精算機や遮断バー等の徴収ゲートの取扱いを含め、再調査を行い、対応関係を明確にした上で、速やかに登録すべきである。【意見－52】**

【工作物の状況】

財産目録		公有財産台帳		
種類及び名称	数量	種目	名称・仕様・構造	数量
電気設備	1	電気設備	鋼製支柱、配管、配線他	1個
給水設備	1			
空調設備	1			
電気設備	1			
防火水槽	1			
展望デッキ	1	雑工作物	展望デッキ、木柵、表示板、木道、階段	1個
拡張デッキ	1	望楼	拡張デッキ・鉄骨階段	1個
鉄骨階段	1			
渡り廊下	1	橋りょう	渡り廊下（空中回廊）	1個
掲揚柱	1	国旗掲揚柱	金属柱	1個
伸縮門扉（空中回廊）	1	門	金属製伸縮門扉	1個
照明設備	1			
照明設備	3	照明設備	金属製	3本
諸標	2			
駐車場表示板	10			
自転車置場	1			

(ii) 備品について

兵庫県園芸・公園協会の備品台帳にある備品について、財産目録の登録状況を確認した結果、未登録の備品が散見された。【指摘事項-62】

県は、基本協定書上の財産目録への登録の際には、登録漏れがないかどうかについて確認を徹底すべきである。【意見-53】

【備品の状況】

分類コード	整理番号	品名
17-171-106	1	動力噴霧機
17-105-105	2	シュレッダー
17-171-101	3	耕耘機
17-171-101	4	トラクター（中古品）
17-171-102	5	播種機 クリーンシーダー
11-105-109	6	デジタルカメラ
17-171-106	7	動力噴霧機
17-171-101	8	二輪中耕機
17-171-900	9	フレールモア

分類コード	整理番号	品名
17-171-101	10	トラクター
17-171-102	11	播種機
17-171-900	12	フライングモア
11-105-109	13	デジタル一眼レフカメラ
17-171-101	14	杭打ち機
17-171-101	15	スーパー
17-171-107	16	冷蔵庫（種子保冷库）
17-171-101	17	ハンマーナイフモア（手押し式）
11-103-101	18	据置式中型金庫
17-171-900	19	乗用芝刈機

（出典：兵庫県園芸・公園協会の備品台帳（あわじ花さじき））

また、財産目録に記載されている県旗（紐付き）が、兵庫県園芸・公園協会の備品台帳には登録されていなかった。【指摘事項－63】

兵庫県園芸・公園協会は、備品台帳と財産目録の整合性について、今一度確認するとともに、今後も定期的に整合性を確認すべきである。【意見－54】

財産目録		兵庫県園芸・公園協会 備品台帳
品目	数量	
県旗（紐付き）	1	登録なし

⑨ 県による指定管理者の指導・監督について

上記のとおり、当包括外部監査での現地調査の結果、指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）が実施する事務について、改善すべき事項が散見された。当該事項は、本来であれば、県が、指定管理者へのヒアリングや現地調査等を通じて確認を行い、改善に向けた指導を実施しておくべき事項ばかりである。特に、指定管理者から提出される書類の内、最も重要な実績報告書の記載について、収支報告に不備が散見されている点は、非常に大きな問題である。従って、当包括外部監査の結果からは、県の指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）に対する指導は、形式的で不十分であったと言わざるを得ない。【指摘事項－64】
また、「指定管理者制度導入施設の管理運営評価に係るガイドライン」に基づき、指定管理者に対する評価を行っており、令和2年度の評価について、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら県と協力して施設を運営し、入園者数の確保にも取り組んだ実績を踏まえ、「A（良）」（適正である）としているが、収支報告を始め、改善すべき事項が散見された事実を鑑みれば、甘い評価を行っていると言わざるを得ない。【指摘事項－65】

県は、指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）の事務が適切に行われるよう、指定管理者に対する指導・監督を強化すべきである。【意見－55】 さらに、県は、指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）の管理事務所への訪問やヒアリング等を積極的に実施することで、管理運営状況を適切に把握し、厳正かつ批判的な評価を実施すべきである。【意見－56】

【評価基準（目安）】

〔施設所管課による総合評価（総合評価値）の基準（目安）〕

- S（優）：適正であり、優れた実績を挙げている。
- A（良）：適正である。
- B（可）：概ね適正であるが、一部改善を要する。
- C（不可）：改善が必要である。

5. その他の個別事業

(1) **事業No.2** 兵庫みどり公社運営費補助（楽農生活推進費）【総合農政課】

事業名	兵庫みどり公社運営費補助（楽農生活推進事業）	事業No.	2
施策区分 （※1）	「農」への積極的な関わりの推進		
根拠法令・規程・要綱	農政環境部補助金交付要綱		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他（ ）		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他（ ）		
担当課・班名	総合農政課楽農生活室・楽農生活班		
施策区分 （※2）	本庁 ・ 地方機関等（ ）		

（※1）農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

（※2）地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

1. 事業の目的
兵庫楽農生活センターで実施する楽農学校事業等をより円滑に展開するため、兵庫みどり公社に県から派遣されている職員等の人件費を助成することで、同公社の事務執行体制の確立と円滑な事業の推進を図る。
2. 事業の内容
楽農生活推進のために要する職員の人件費（給料、職員手当、共済費等）を助成する。

<予算実績>

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	39,501	34,987	35,868
最終予算額	36,010	38,578	40,770
決算額（※3）	36,010	36,430	40,543
差額 （内、翌年度への繰越額）	0	2,148	227

（※3）事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

当事業は、楽農生活推進事業を実施する際に必要となる兵庫みどり公社の職員の人件費の一部を補助しているが、その内訳は以下のとおりである。楽農生活の推進について、兵庫みどり公社は、兵庫楽農生活センターの指定管理の受託、楽農学校事業を実施するなど、県からの受託業務や県と共同、県を補完する業務に積極的に取り組んでいる。そのため、県は、兵庫みどり公社の事務執行体制の確立と円滑な事業の推進のため、兵庫みどり公社が負担する当該センターの運営に関わる全人員（役員を含む）の人件費を補助対象としている認識のもと、補助金を支給したとのことである。

(単位：千円)

区分	人数	補助対象		補助対象外	
		項目	金額	項目	金額
派遣職員(注1)	5	時間外手当、勤勉手当、通勤手当、管理職手当・共済費等の一部	14,328	給料・地域手当、扶養・住居・単身赴任手当、共済費等の一部	32,607
OB職員(注2)	2	全額(給料・地域手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、社会保険料等)	14,824	—	—
再任用職員(注3)	3	勤勉手当、通勤手当、時間外手当、社会保険料等	2,583	給料・地域手当、期末手当	9,159
非常勤嘱託員(注4)	4	全額(給料、通勤手当、社会保険料等)	8,806	—	—
計	14		40,543		41,766

(注1) 副センター長、楽農学校課長、総務課課長補佐、楽農交流課課長補佐、楽農交流課主事

(注2) **常務理事兼センター長**、次長兼総務課長

(注3) 楽農推進専門員、就農推進専門員

(注4) 総務課嘱託員、楽農学校課嘱託員

① 役員報酬への補助金支給について

令和2年度農政環境部補助金交付要綱別表では、楽農生活推進事業の補助対象経費は、「楽農生活の推進のために要する**職員の給料、職員手当、共済費等**」とされ、役員を含む全人員が対象とはされていない。

ここで、支給対象者の内訳を確認すると、**支給対象者のOB職員の内1名は、常務理事**である。法律上、理事は役員として位置付けられ、兵庫みどり公社の定款第23条においても同様の取扱いが行われている。従って、**当該者は、兵庫みどり公社の「役員」に該当**する。一方、当該者は、兵庫楽農生活センター長を兼務していることから、職員としての身分も有しており、所謂使用人兼務役員に該当するとも考えられる。しかし、「令和2年度 兵庫楽農生活センター事務分掌表」を確認した結果、「施設の整備・管理、事業運営の総括に関すること」という分掌事務の主担当者は副センター長、副担当者はセンター次長とされており、事業遂行上の実務的な権限は、副センター長、センター次長に移譲されていると考

えられる。また、「副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員」については、使用人兼務役員には該当しないと考えられることから（参考：法人税法施行令第71条）、当該者に対して支給される給料等の全額を職員としての労働の対価と取扱うことは不合理である。

以上より、兵庫みどり公社の役員である常務理事の給料等は、「職員の給料等」には該当せず、補助対象経費とはならない。また、補助事業のみに関与しているわけではないため、支給される給料等の全額を補助事業の対象とすることはできない。従って、兵庫みどり公社常務理事兼センター長の給料等の全額を補助対象経費とした補助金の支給は、令和2年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。【指摘事項-66】

現状では、前述の県の認識と補助金交付要綱との間に齟齬が生じていることとなるため、県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助金交付要綱を見直す際には、楽農生活推進事業に関わる役員を含む全人員の人件費を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。【意見-57】

【令和2年度農政環境部補助金交付要綱】別表（第2条）

補助事業名	楽農生活推進事業
補助事業の目的	楽農学校事業等をより円滑に展開するために、公益社団法人兵庫みどり公社に県から派遣されている職員等の人件費を助成することで、同公社の事務執行体制の確立と円滑な事業の推進を図る。
補助事業の対象となる者	公益社団法人兵庫みどり公社
補助事業の対象となる経費	楽農生活の推進のために要する職員給料、職員手当、共済費等
補助率	10/10以内
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	第19条、第22条第2項
その他の事項	補助金交付決定通知書（様式第2号）の6の補助金交付の条件は、「総合農政課関係補助事業交付の条件」による。

【兵庫みどり公社定款】（一部抜粋）

第23条 この法人には次の役員を置く。 （1）理事 14名以上18名以内 （2）監事 3名以内

【令和2年度 兵庫楽農生活センター事務分掌表】（一部抜粋）

【総務課】		
分掌事務	担当割	
	主	副
1. 施設の整備・管理、事業運営の統括に関すること 2. 楽農生活研修、取材対応等に関すること	副センター長	次長

(2) **事業No.3** 中山間地域等直接支払交付金【総合農政課】

事業名	中山間地域等直接支払交付金	事業No.	3
施策区分 (※1)	集落の活性化と雇用・所得の拡大		
根拠法令・規程・要綱	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 中山間地域等直接支払交付金実施要領		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	総合農政課楽農生活室・楽農生活班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 (農林振興事務所)		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

1. 事業の目的
中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する。
2. 事業の内容
中山間地域において、集落等を単位に、農用地等を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	758,190	760,596	760,596
最終予算額	756,146	758,003	800,238
決算額 (※3)	756,145	758,002	799,174
差額 (内、翌年度への繰越額)	1	1	1,064

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みを言う。

【制度概要（県の場合）】

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域等において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ①通常地域：「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」「棚田地域振興法」によって指定された地域
- ②特認地域：「棚田地域振興法」によって指定された地域を除く①の地域に地理的に隣接する集落、農林統計上の中間・山間農業地域等

(2) 対象農用地

- ①急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ②緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③小区画・不整形な田
- ④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤特認地域は、急傾斜農地（田：1/20以上、畑：15°以上）のみ

2. 対象者

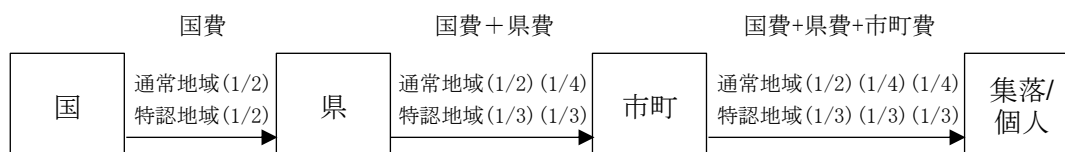
集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者

3. 交付単価

(単位：円/10a)

地目	区分	交付単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500
草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（8°以上）	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
	緩傾斜（8°以上）	300

4. 交付金交付の流れ



(※) ()内は負担割合

- ① 市町から提出された交付申請書の確認について（豊岡農林水産振興事務所）
 豊岡農林水産振興事務所では、兵庫県中山間地域等直接支払交付金要綱に基づき、豊岡市、香美町及び新温泉町から交付金交付申請書を受領している。交付金交付申請書には関係書類（収支予算書等）が添付されており、各市町は当該添付書類に基づき算定された額を申請することとなる。

3市町（豊岡市、香美町及び新温泉町）から提出された交付金交付申請書及び関係書類を確認した結果、豊岡農林水産振興事務所は、交付金交付申請書に記載された交付申請額と関係書類（収支予算書等）に記載された交付金の額が相違していることを看過し、「審査の結果適正と認められます」と誤った判定を行っていた。【指摘事項－67】

県は、各市町から提出される書類に記載誤り等がないか否かを適切に確認し、記載誤り等が発見された場合は、各市町へ修正を指示する等、適切に対応すべきである。【意見－58】

【3市町（豊岡市、香美町及び新温泉町）から提出された申請書等の記載内容】

市町名	区分	交付申請書日付	交付申請書記載額	関係書類記載額
豊岡市	当初申請	令和2年11月5日	26,331,218円	34,270,281円
	変更申請	令和3年1月8日	30,554,080円	34,270,281円
香美町	当初申請	令和2年11月5日	35,898,609円	46,722,281円
	変更申請	令和3年1月8日	41,655,817円	46,722,281円
新温泉町	当初申請	令和2年11月5日	48,228,254円	62,769,474円
	変更申請	令和3年1月8日	55,962,851円	62,769,474円

(3) **事業No.4 農業技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】**

事業名	農業技術センター維持運営及び試験研究費	事業No.	4
施策区分 (※1)	土地利用型作物（米・麦・大豆）のブランド力向上 畜産物のブランド力と生産力の強化		
根拠法令・規程・要綱	行政組織規則第 225 条		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他（ ）		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他（ ）		
担当課・班名	総合農政課・農林水産政策班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等（農林水産技術総合センター（本所）、北部農業技術センター、淡路農業技術センター）		

(※1) 農林水産ビジョン 2025 の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

< 事業概要 >

1. 事業の目的
県の農林水産業を支える試験研究機関として、ひょうご農林水産ビジョン 2025 がめざす「ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開」の実現に向け、第 4 期中期業務計画（平成 28～令和 2 年度）に基づき、現場の課題解決に向けた技術の開発と普及を目指し、試験研究及び事業を実施する。
2. 事業の内容
(1) 施設の維持管理（庁舎清掃・警備等の業務委託、施設修繕、備品の管理等）
(2) 原種農場の運営（原種ほ設置の業務委託等）
(3) 試験研究の実施（受託試験研究、県単試験研究、試験研究課題等の企画検討等）

< 予算実績 >

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	1,034,482	821,167	814,945
最終予算額	1,199,787	684,325	671,419
決算額 (※3)	1,140,241	675,254	662,149
差額 (内、翌年度への繰越額)	59,546 (58,943)	9,071	9,270

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「－」としている。

< 指摘事項又は意見 >

3 (1) 参照

(4) **事業No.5** 森林林業技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】

事業名	森林林業技術センター維持運営及び試験研究費	事業No.	5
施策区分 (※1)	林業の収益性向上		
根拠法令・規程・要綱	行政組織規則第 225 条		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	総合農政課・農林水産政策班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 (森林林業技術センター)		

(※1) 農林水産ビジョン 2025 の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

< 事業概要 >

<p>1. 事業の目的</p> <p>県の農林水産業を支える試験研究機関として、ひょうご農林水産ビジョン 2025 がめざす「ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開」の実現に向け、第4期中期業務計画（平成 28～令和 2 年度）に基づき、現場の課題解決に向けた技術の開発と普及を目指し、試験研究及び事業を実施する。</p> <p>2. 事業の内容</p> <p>(1) 施設の維持管理（庁舎清掃・警備等の業務委託、施設修繕、備品の管理等）</p> <p>(2) 試験研究の実施（受託試験研究、県単試験研究等）</p>

< 予算実績 >

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	37,006	38,868	32,859
最終予算額	46,823	33,410	34,655
決算額 (※3)	46,818	32,890	34,399
差額 (内、翌年度への繰越額)	5	520	256

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

< 指摘事項又は意見 >

3 (2) 参照

(5) **事業No.6** 水産技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】

事業名	水産技術センター維持運営及び試験研究費	事業No.	6
施策区分 (※1)	水産資源の増殖・適正管理		
根拠法令・規程・要綱	行政組織規則第 225 条		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	総合農政課・農林水産政策班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 (水産技術センター、但馬水産技術センター)		

(※1) 農林水産ビジョン 2025 の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

< 事業概要 >

<p>1. 事業の目的</p> <p>県の農林水産業を支える試験研究機関として、ひょうご農林水産ビジョン 2025 がめざす「ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開」の実現に向け、第4期中期業務計画（平成 28～令和 2 年度）に基づき、現場の課題解決に向けた技術の開発と普及を目指し、試験研究及び事業を実施する。</p> <p>2. 事業の内容</p> <p>(1) 施設の維持管理（庁舎清掃・警備等の業務委託、施設修繕、備品の管理等）</p> <p>(2) 試験研究の実施（受託試験研究、県単試験研究等）</p>

< 予算実績 >

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	250,542	192,835	275,556
最終予算額	239,635	178,062	255,281
決算額 (※3)	239,276	175,524	244,462
差額 (内、翌年度への繰越額)	359	2,538	10,819 (5,660)

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

< 指摘事項又は意見 >

3 (3) 参照

(6) **事業No.7** 新規就農者確保事業【農業経営課】

事業名	新規就農者確保事業	事業No.	7
施策区分 (※1)	多様な担い手の育成・確保		
根拠法令・規程・要綱	農政環境部補助金交付要綱		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	農業経営課・担い手対策班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 (農林振興事務所)		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的</p> <p>県の基幹的農業従事者の平均年齢は69.9歳(平成30年)と全国平均を3.3歳上回っており、高齢化の進展が深刻な状況となっている。こうしたことから、県においては、年間300人の新規就農者を育成・確保することが必要であると試算しており、新規就農者確保事業の実施により、新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。</p> <p>2. 事業の内容</p> <p>次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修(2年以内)を後押しする資金及び就農直後(5年以内)の経営確立を支援する資金を交付する。</p>

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	525,002	499,502	465,002
最終予算額	315,248	300,612	371,283
決算額 (※3)	302,662	298,608	357,948
差額	12,586	2,004	13,335
(内、翌年度への繰越額)	(0)	(0)	(0)

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

- ① 市町から提出される補助事業実績報告書の確認手続について（洲本農林水産振興事務所）

各県民局では、新規就農者確保支援事業に関して、補助金交付要綱に基づき各市町より実績報告書を入手しており、洲本農林水産振興事務所では、南あわじ市、洲本市及び淡路市の3市が対象となる。

当包括外部監査において、上記3市からの実績報告書を確認した結果、**南あわじ市については実績報告書及び収支計算書に加えて、新規就農者が各市町に提出した「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」を入手していたが、洲本市及び淡路市については「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」を入手していなかった。**【指摘事項－68】新規就農者に対する補助金交付金額は、原則として1,500千円であるが、前年の総所得等が一定金額を超える場合には減額されることとされている。「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」は、前年の総所得等を含め、交付金額の算定過程を示す重要な書類であり、市町からの実績報告書の内容を確認する上では、必ず入手すべき書類と言える。

従って、**洲本農林水産振興事務所は、各市町より新規就農者確保支援事業に係る実績報告書を入手する際には、「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」もあわせて入手すべきである。**【意見－59】

(7) **事業No.14** 兵庫みどり公社運営費補助（農地中間管理事業費）【農業経営課】

事業名	兵庫みどり公社運営費補助	事業No.	14
施策区分 (※1)	農地の集積・集約化と農業用水の確保		
根拠法令・規程・要綱	農政環境部補助金交付要綱		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	農業経営課・集落農業活性化班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 ()		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的 農地中間管理機構事業その他農業構造の改善及び農村地域の秩序ある開発整備を促進し、県の農業振興と調和ある県土の発展に寄与することを目的に設立された兵庫みどり公社の職員の内、県派遣職員の人件費等を補助することで、同公社の事務執行体制の確立と事業の円滑な執行を確保する。</p> <p>2. 事業の内容 兵庫みどり公社の職員のうち、農業関係の県派遣職員の人件費等を補助する。</p>
--

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	62,098	61,190	63,717
最終予算額	61,393	64,139	61,470
決算額 (※3)	61,344	63,973	61,470
差額 (内、翌年度への繰越額)	49	166	0

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

農地中間管理事業とは、高齢化や後継者不在などの理由で耕作不能となった農地を借り受け、担い手となる農家に当該農地を貸し付ける制度であり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の中間的受け皿組織として、各都道府県には農地中間管理機構を設置することが求められている。この点、県では、兵庫みどり公社が県知事から兵庫県農地中間管理機構として指定を受けている。

当事業は、農地中間管理事業を実施する際に必要となる兵庫みどり公社の職員の人件費及び事業推進費、並びに、兵庫みどり公社の健全な経営に必要な職員等の人件費を補助している。この内、兵庫みどり公社の健全な経営に必要な職員等の人件費の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	人数	補助対象		補助対象外	
		項目	金額	項目	金額
派遣職員(注1)	5	全額(給料・地域手当、扶養・住居手当等、期末手当、勤勉手当、通勤交通費、時間外手当、共済費等、管理職・単身赴任等)	51,586	—	—
OB職員(注2)	1	全額(給料・地域手当、期末手当、通勤交通費、共済費等)	8,954	—	—
再任用職員(注3)	1	勤勉手当、通勤交通費、時間外手当、共済費等	928	給料・地域手当、期末手当	3,317
計	7		61,470		3,317

(注1) 農地活性化課長、**企画経営部管理課長**、農地管理課長、農地管理課員

(注2) **副理事長**

(注3) **経営課員**

① 役員報酬への補助金支給について

令和2年度農政環境部補助金要綱別表では、農地中間管理機構集積等支援事業については、以下の内容が定められており、県は、上記の補助金は、補助事業の対象経費の内、「兵庫みどり公社運営費補助」に該当するとしている。

【令和2年度農政環境部補助金交付要綱】別表（第2条）

補助事業名	農地中間管理機構集積等支援事業
補助事業の目的	農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約、その他農業構造の改善及び農業の振興と調和ある県土の発展を図ること、並びに公益財団法人兵庫みどり公社の健全な運営を図ること。
補助事業の対象となる者	公益財団法人兵庫みどり公社
補助事業の対象となる経費	農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約の促進等のために必要な経費とする。 1 農地中間管理機構集積等支援事業 (1) 農地管理改善費 (2) 農地集約推進員（嘱託）配置費 (3) 農地集約化協力員（嘱託）配置費 (4) 農地集積調整推進費 (5) 農地中間管理機構集積推進事業費 2 兵庫みどり公社運営費補助
補助率	10/10 以内
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	補助金交付決定書（様式第3号）の6の補助金交付の条件は、「農業経営課関係補助事業補助金交付の条件」による

上記のとおり、当該補助金の対象経費には、兵庫みどり公社副理事長の人件費が全額含まれている。しかし、補助対象経費の「兵庫みどり公社運営費補助」という記載は抽象的であり、具体的な経費を明示しているものではないため、兵庫みどり公社副理事長の人件費が補助対象経費か否かが明確ではなく、補助金支給の根拠としては薄弱である。

また、当該者が兵庫県農地中間管理機構長を兼任していることを理由に、農地中間管理事業に従事した労働の対価として兵庫みどり公社の副理事長の人件費を全額補助対象としているが、兵庫みどり公社の「副理事長」という職制上の地位を有している以上、補助事業以外の事業（例：法人全体の運営等）に全く関与していないとは考えられず、不合理である。

以上より、県は、兵庫みどり公社副理事長の給料等の全額を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和2年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。【指摘事項－69】

県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助交付要綱を見直す際には、役員である兵庫みどり公社副理事長の給料等の全額を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。【意見－60】

② 管理部門の職員人件費への補助金支給について

上記のとおり、**当該補助金の対象経費には、兵庫みどり公社企画経営部管理課長の人件費が全額、企画経営部経営課員の人件費の一部が含まれている。**しかし、補助対象経費の「兵庫みどり公社運営費補助」という記載は抽象的であり、具体的な経費を明示しているものではないため、企画経営部管理課長の人件費が補助対象経費か否かが明確ではなく、補助金支給の根拠としては薄弱である。

また、「公益社団法人兵庫みどり公社事務分掌規程」を確認した結果、当該者が所属する「企画経営部管理課」「企画経営部経営課」は、総務、人事、経理、経営企画等の間接業務を担う管理部門に位置付けられる部署であり、所掌事務として、農地中間管理事業及びそれに類すると認められる事業は明記されていない。企画経営部管理課長として、農地中間管理機構集積等支援事業の一部に関与している可能性はあるが、当該者に対して支給される給料等の全額を農地中間管理機構集積等支援事業に従事した労働の対価と取扱うことは不合理である。

以上より、**県は、兵庫みどり公社企画経営部管理課長の給料等の全額を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和2年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。【指摘事項-70】**

企画経営部経営課員についても、補助対象経費の「兵庫みどり公社運営費補助」という記載は抽象的であり、具体的な経費を明示しているものではないため、企画経営部経営課員の人件費が補助対象経費か否かが明確ではなく、補助金支給の根拠としては薄弱である。

以上より、**県は、兵庫みどり公社企画経営部経営課員に対して支給される勤労手当、通勤交通費、共済費等を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和2年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。【指摘事項-71】**

県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載するとともに、支給対象者の業務の従事状況を適切に確認すべきである。【意見-61】

【公益社団法人兵庫みどり公社事務分掌規程】（一部抜粋）

第2条 企画経営部管理課の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総会、理事会、監査及び会計監査人に関すること
- (2) 文書の受付、発送、編さん及び保存に関すること
- (3) 社印の保管に関すること
- (4) 人事、給与、服務、福利厚生及び旅費に関すること
- (5) 労働協約の締結に関すること
- (6) 職員就業規則及び技術員就業規則の改廃に関すること

- (7) 登記に関する事（園芸団地課及び農地管理課の所掌するものは除く。）
- (8) 税務に関する事
- (9) 予算及び決算に関する事
- (10) 資金計画の策定、調達及び運用に関する事
- (11) 会計経理に関する事
- (12) 出納に関する事
- (13) 財産目録等の県への報告に関する事
- (14) 入札参加者審査会の運営に関する事及び契約事務の審査に関する事
- (15) 固定資産の購入（借入れを含む。）、管理及び処分に関する事（ただし、事業用地に係るものを除く。）
- (16) 物品の購入、処分及び保管に関する事
- (17) 職員の研修及び各種資格取得に関する事
- (18) 事務のOA化に関する事
- (19) 情報公開に関する事
- (20) 関係機関、団体等との連絡調整に関する事
- (21) その他、他部及び事務所の所掌に属しない事

第3条 **企画経営部経営課**の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 新規事業の策定に関する事
- (2) 公社経営の基本計画の策定及び見直しに関する事
- (3) 定款その他諸規程の制定及び改廃の総括に関する事
- (4) 入札（見積）参加者名簿に関する事
- (5) 県の公社事業貸付金にかかる資金計画の策定、資金の借入、実績報告の総括に関する事
- (6) 公益法人認定内容の変更に係る取りまとめに関する事
- (7) 重要な懸案事項解決のための進行管理に関する事
- (8) 各事業共通する事務の調整に関する事
- (9) 広報及びホームページに関する事
- (10) 顧問会議に関する事
- (11) 「みどりの会（OB会）」の事務局に関する事

(8) **事業No.19** 野菜産地総合整備対策事業【農産園芸課】

事業名	野菜産地総合整備対策事業	事業No.	19
施策区分 (※1)	野菜等園芸作物の生産拡大		
根拠法令・規程・要綱	産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱 農政環境部補助金交付要綱		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	農産園芸課・農産班 (野菜担当)		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 (農林振興事務所)		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的 都市近郊に立地し、多様な自然環境に恵まれた本県の特性を最大限に活かせるよう、高品質で安定した野菜の生産及び出荷体制の確立を目指し、生産拡大や省略化に寄与する共同利用施設等の整備を支援する。</p> <p>2. 事業の内容 (1) 補助対象 共同利用施設、生産管理用機械等 (2) 事業主体 農業協同組合、市町、農業法人、営農集団 等 (3) 補助率 1/2以内 (4) 備考 国庫事業(強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業)を活用して実施</p>
--

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	401,195	710,473	135,000
最終予算額 (2月経済対策補正分)	74,043 (315,973)	614,592	67,037 (112,000)
決算額 (※3)	63,070 (0)	497,413	56,096 (0)
差額 (内、翌年度への繰越額)	10,973 (315,973)	117,179	10,941 (112,000)

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

- ① 補助金事業実績報告書の記載誤りについて（洲本農林水産振興事務所）
野菜産地総合対策事業において、令和2年度に以下の補助金が交付されている。

項目	内容
補助事業名	平成31年度産地競争力強化総合対策事業 ^(注)
事業場所	淡路市
間接補助事業者名	株式会社A
事業種目	集出荷貯蔵施設
補助対象事業費	82,500,000円
補助金交付決定額	31,025,000円
交付決定年月日	令和2年2月5日
事業完了年月日	令和2年5月25日
事業検査年月日	令和2年5月25日

(注) 令和2年4月8日付で歳出予算の繰越が承認されている。

上記事業について、補助事業者（株A）は、当初、補助金と自己資金を使用することにより施設を整備する事業計画を提出していたが、その後、補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける事業計画へ変更している。

淡路市から提出された補助事業実績報告書を確認した結果、(別紙様式1号)産地競争力強化総合対策事業実績書の注書において「補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、備考欄に『融資該当有』と記入の上、別紙様式1-2号を作成し添付すること」とされているが、洲本農林水産振興事務所は、備考欄には「融資該当有」との記載は無く、又、別紙様式1-2号が添付されていないことを看過していた。【指摘事項-72】

洲本農林水産振興事務所は、補助事業実績報告書を受領した際には、注書等の内容も含め、記載が適切に行われているか否かを慎重に確認すべきである。

【意見-62】

【別紙様式 1 - 2号】

補助対象物件を担保に供し、制度融資から融資を受ける場合の融資の内容					補助対象物件を担保に供し、制度融資以外から融資を受ける場合の融資の内容				
制度融資名	金融機関名	融資を受けようとする金額	償還年数	その他	融資名	金融機関名	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

(9) **事業No.22** 県立公園あわじ花さじき整備事業【農産園芸課】

事業名	県立公園あわじ花さじき整備事業	事業No.	22
施策区分 (※1)	「農」を支える交流・定住の促進		
根拠法令・規程・要綱	兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	農産園芸課・農産班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 ()		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的</p> <p>当該施設は、明石海峡大橋の開通や淡路花博を機に、花の島にふさわしい花の名所づくりを通し、地域景観の美化と農業振興を目的として整備したが、今後は「あわじ花さじき」が淡路地域にもたらす経済効果や地域活性化への高い貢献度に注目し、設置及び管理に関する条例に基づく県立公園として整備する。</p> <p>2. 事業の内容</p> <p>令和2年3月5日の県立公園としてのリニューアルオープンに向け、便益施設棟や展望用の空中回廊等を整備した。また、県立公園化に合わせて利用料金を徴収することとなり、駐車場に料金徴収ゲートを整備した。さらに、県立公園として長期にわたり安定的な運営を実施できるようにするため、恒久的な農機具庫・作業員詰所の整備を進める。</p>

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	722,033	6,994	6,166
最終予算額	722,033	60,349	26,166
決算額 (※3)	—	—	—
差額 (内、翌年度への繰越額)	0 (470,500)	53,355 (53,355)	20,000 (0)

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「—」としている。

<指摘事項又は意見>

4 (2) 参照

(10) **事業No.23** 県立公園あわじ花さじき管理運営費【農産園芸課】

事業名	県立公園あわじ花さじき管理運営費	事業No.	23
施策区分 (※1)	「農」を支える交流・定住の促進		
根拠法令・規程・要綱	兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	農産園芸課・農産班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 ()		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的 「あわじ花さじき」は平成10年の開園後、“花のスポット”として広く認知されるとともに、地域の活性化にも貢献している。開園から20年が経過したことを契機に、来園者の利便性の向上を図るため、便益施設をリニューアルし、条例設置の県立公園として適正な維持管理を行う。</p> <p>2. 事業の内容 令和2年3月5日～令和4年3月31日の2年1ヶ月間、兵庫県園芸・公園協会を指定管理者として、施設運営管理を委託する。</p>
--

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	0	0	107,470
最終予算額 (内、国庫〔コロナ臨時交付金〕)	0	8,188	132,402 (22,966)
決算額 (※3)	—	—	—
差額 (内、翌年度への繰越額)	0	8,188 (0)	24,932 (0)

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「—」としている。

<指摘事項又は意見>

4 (2) 参照

(11) **事業No.25 但馬牧場公園管理運営費【畜産課】**

事業名	但馬牧場公園管理運営費	事業No.	25
施策区分 (※1)	畜産物の生産力とブランド力の強化		
根拠法令・規程・要綱	兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 (一部国庫)		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	畜産課・肉用牛振興班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 ()		

(※1) 農林水産ビジョン 2025 の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

< 事業概要 >

<p>1. 事業の目的 美方郡新温泉町に位置する但馬牧場公園は平成6年10月に開園し、但馬牛のPRや都市農村交流の拠点として機能している。県では効率的に運営するために、但馬牛をはじめとする動物や四季折々の植物の管理やさまざまなイベントの企画、運営を新温泉町に委託し、安全で快適な公園施設を県民に提供する。</p> <p>2. 事業の内容 (1) 人件費 (2) 施設維持費 (3) 但馬牧場公園機能強化費 (4) その他の経費(印刷費、管理運営協議会費等)</p>
--

< 予算実績 >

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	83,047	82,247	91,290
最終予算額	86,080	84,596	94,800
決算額 (※3)	86,080	84,596	94,800
差額 (内、翌年度への繰越額)	0	0	0

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

< 指摘事項又は意見 >

4 (1) 参照

(12) **事業No.27** 森林組合機能強化資金貸付金【林務課】

事業名	森林組合機能強化資金貸付金	事業No.	27
施策区分 (※1)	林業の収益性向上		
根拠法令・規程・要綱	森林組合機能強化資金貸付要綱 (年度要綱)		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	林務課・林政調整班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 ()		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的 森林所有者の協同組織として活動している森林組合系統組織の事業活動を強化し、中核的担い手として育成するため、森林整備をはじめ木質バイオマス発電用燃料を含む木材生産等について低利の運転資金の貸付けを行う。</p> <p>2. 事業の内容 兵庫県森林組合連合会へ低利の事業資金を貸し付け、自己の事業に活用するとともに一部を森林組合の事業に必要な資金として転貸する。</p>

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	400,000	700,000	800,000
最終予算額	400,000	700,000	800,000
決算額 (※3)	400,000	700,000	800,000
差額 (内、翌年度への繰越額)	0	0	0

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

① 事業実績報告書の確認手続について

県は、兵庫県森林組合連合会から実績報告書が提出された後、内容の確認を実施している。担当者に聴取した結果、兵庫県森林組合連合会への貸付分に係る実績については各根拠資料との確認作業を実施しているが、各森林組合への転貸分に係る実績については転貸の事実のみの確認にとどまり、実績については、内容を確認していないとのことであった。

実績報告書に添付されている総括表について、転貸先森林組合の実績を確認した結果、「森林の整備」の事業量と事業費について、合計量・合計額の記載が誤っており、また、事業費総額の合計額も誤った記載が行われていた。【指摘事項－73】

現状、**森林組合機能強化資金貸付要綱上、実績報告の調査は必須項目となっていないが、貸付金が800,000千円と多額であり、貸付に係る債権の管理や保全のために実績報告の調査は必須と考えられるため、要綱上、実績報告の調査を必須項目として明記し、調査方法についても整備すべきである。【意見－63】**

【総括表（抜粋）】

(単位：千円)

実施主体	事業の種類	実施組合	事業量	事業費	借入実行額
兵庫県森林組合連合会	①森林の整備	1	23ha	55,536	10,000
	除間伐	1	23ha	55,536	10,000
	④木材の共同販売	1		967,706	700,000
	一般素材	1	7,747m ³	86,646	50,000
	バイオマス用（生野）	1	58,659t	513,993	500,000
	バイオマス用（赤穂）	1	33,645t	367,067	150,000
転貸先森林組合	①森林の整備	2	(注1) 600ha	(注2) 155,000	60,000
	植栽				
	下刈				
	除間伐	2	200ha	150,000	60,000
	枝打ち				
	作業道開設				
	その他				
	②木材の生産	1	6,000m ³	50,000	30,000
	一般用材	1	6,000m ³	50,000	30,000
	パルプ材				
	その他				
	③共同利用施設の整備				
合計			(注3) 1,225,562	800,000	

(注1) 正しくは「200ha」であるが、実績報告書では「600ha」と報告されている。

(注2) 正しくは「150,000」であるが、実績報告書では「155,000」と報告されている。

(注3) 正しくは「1,223,062」であるが、実績報告書では「1,225,562」と報告されている。

【森林組合機能強化資金貸付要綱】（一部抜粋）

（実績報告）

第8条 連合会は、資金を借り入れた日の属する会計年度の終了後、速やかに当該資金に係る実績報告書（様式第2号）、その他必要な事項に関する報告書を知事に提出しなければならない。

（調査）

第9条 知事は、貸付けに係る債権の管理又は保全のため、必要があると認めたときは、連合会に対して必要な報告を求め、又は関係書類について調査することができる。

（略）

② 木質バイオマス事業への貸付について

（i）貸付目的について

上記の総括表のとおり、兵庫県森林組合連合会への貸付金 800 百万円の内、**700 百万円は木材の共同販売事業費（主に木質バイオマス事業用）に係る貸付金**である。

ここで、木質バイオマス事業とは、林業の再生や地域経済の活性化、再生可能エネルギーの普及・拡大を図ることを目的として、バイオマスエネルギー材（以下、「be 材」という。）の搬出から燃料チップの製造及び発電までの一連の工程を一体で行う事業であり、「兵庫モデル」と称されている。当該事業については、県、朝来市、兵庫県森林組合連合会、兵庫みどり公社、民間企業が協働で取り組んでいる。兵庫県森林組合連合会は、兵庫みどり公社の協力のもと、be 材の搬出や仕組みづくり・運用及び be 材供給センターの建設・運用までを、民間企業は、発電所の建設・運用を、県及び朝来市は、事業運営に必要な指導助言・協力をを行い、「兵庫モデル」の広報活動を実施している。

しかし、以下の原因により**木質バイオマス事業の収支は低迷**しており、それに伴い**県の貸付も増加の一途を辿っている**。

【木質バイオマス事業の経営成績の推移】

（単位：千円）

項目	平成 30 年 6 月期	令和元年 6 月期	令和 2 年 6 月期	令和 3 年 6 月期
事業総収益	532, 597	682, 797	724, 730	739, 851
事業総費用	643, 805	729, 974	756, 320	840, 044
事業総利益	△111, 208	△47, 176	△31, 589	△100, 193
事業管理費	2, 562	5, 757	4, 675	4, 320
事業利益	△113, 770	△52, 934	△36, 265	△104, 513

（注）兵庫県森林組合連合会の損益計算書（加工事業）の数値を記載している。なお、県によると、木質バイオマス事業に係る収益費用の一部は、損益計算書（加工事業）以外の事業区分にも計上されているとのことであるが、上表には反映していない。

【収支悪化の主な原因】

原因①：材料高騰により各森林組合からなる協議会からの原木集荷等が低調で、割高な協議会外からの原木等を入荷せざるをえない。
 原因②：納入したチップの水分率が高く、エネルギーが低いため原木消費量が增大し、売上原価が高騰している
 原因③：その他（規格外チップの混入による発電停止の補償、チップのエネルギー不足等）

そのため、兵庫県森林組合連合会は、平成 30 年 12 月に木質バイオマス事業の収支改善を図るべく、製造チップ買取価格の改定、原木価格対策、チップの品質向上対策を講じることで令和 5 年度の単年度黒字達成、令和 18 年度の累計収支の黒字化を目指す改善計画を策定している。しかし、**木質バイオマス事業が黒字化するまでの当面の運転資金不足分については、県が貸付を増額して対応している。**

【バイオマス事業改善計画（平成 30 年 12 月策定）】（一部抜粋）

（単位：千円）

	① チップ製品 売上	② 売電事業 収入	③=①+② 収入計	④ 支出 ^(注3)	⑤=③-④ 差引	⑥ 施設整備等 に係る 資金返済	⑦=⑤-⑥ 年間収支	⑧ 年度末時点 累積収支	⑨ 県貸付額
平成 26 年	0	0	0	35,417	△35,417	0	△35,417	△35,417	0
平成 27 年	0	0	0	150,528	△150,528	0	△150,528	△185,945	200,000
平成 28 年	402,885	0	402,885	355,654	47,231	0	47,231	△138,714	200,000
平成 29 年	532,598	0	532,598	606,903	△74,305	28,060	△102,365	△241,079	250,000
平成 30 年	582,903	0	582,903	723,121	△140,218	35,230	△175,448	△416,527	^(注1) 300,000
令和元年	719,255	0	719,255	779,349	△60,094	35,230	△95,324	△511,851	550,000
令和 2 年	728,900	12,000	740,900	800,391	△59,491	35,230	△94,721	△606,572	^(注2) 650,000
令和 3 年	738,546	12,000	750,546	799,212	△48,666	35,230	△83,896	△690,468	700,000
令和 4 年	748,191	12,000	760,191	776,813	△16,622	21,420	△38,042	△728,510	750,000
令和 5 年	757,837	12,000	769,837	759,935	9,902		9,902	△718,608	750,000
令和 6 年	767,482	20,607	788,089	762,523	25,566		25,566	△693,042	700,000
令和 7 年	772,737	43,062	815,799	762,183	53,616		53,616	△639,426	650,000
令和 8 年	772,737	51,858	824,595	760,698	63,897		63,897	△575,529	600,000
令和 9 年	772,737	50,878	823,615	760,498	63,117		63,117	△512,412	550,000
令和 10 年	772,737	49,604	822,341	758,498	63,843		63,843	△448,569	450,000
(略)									
令和 18 年 累計								76,711	0

（注 1）平成 30 年度において、年度内資金不足額約 400 百万円に対して、県貸付額は 300 百万円であり、貸付額が約 100 百万円不足見込みであるが、兵庫県森林組合連合会の手持ち資金により対応

- (注2) 表中の貸付額は、木質バイオマス事業に係る貸付額であり、それ以外に森林組合への転貸資金等として150百万円が県から兵庫県森林組合連合会に対して貸し付けられる。その結果、令和2年度での兵庫県森林組合連合会に対する貸付金は800百万円となる。
- (注3) チップ購入支払額、その他経費(人件費等)

兵庫県森林組合連合会への貸付金は、同連合会が策定した改善計画上の年間収支(上表の⑦)と年度末時点累積収支(上表の⑧)に基づき算定されている。また、改善計画上の年間収支は、チップ製品売上等の収入(上表の③)からチップ購入支払額等の支出(上表の④)を控除し、さらに「施設整備等に係る資金返済」(上表の⑥)を控除して算定されている。「施設整備等に係る資金返済」は、兵庫県森林組合連合会が木材供給センターを整備した際の外部金融機関からの借入金の返済を意味する。従って、**平成29年度から令和4年度にかけて県の貸付金は500百万円増加する予定**であるが、この内、**162百万円(=上表の平成30年度～令和4年度の「施設整備等に係る資金返済」合計金額)は外部金融機関からの借入金への返済に充当**されることになる。これは、兵庫県森林組合連合会にとっては、外部金融機関から県へ借り換えを行うことと同じ効果を生む。

県の貸付金が外部金融機関への返済資金に充当される点について、県の担当者に確認した結果、令和2年度森林組合機能強化資金貸付要綱第2条「貸付対象は、森林の整備、木材の生産、共同利用施設の整備・運営及び木材の共同販売に必要な費用とする。」の共同利用施設の整備に係る費用に該当すると認識していたとのことであった。しかし、**外部金融機関からの借入金の返済は「費用」とは言えず、令和2年度森林組合機能強化資金貸付要綱第2条に定める貸付対象(共同利用施設の整備に係る費用)には該当しない。従って、県は、兵庫県森林組合連合会に対して、外部金融機関からの借入金の返済という要綱に定める目的以外の用途のために多額の貸付を行っていることになり、不適切である。【指摘事項-74】**

後述のとおり、兵庫県森林組合連合会に対して資金を貸し付けること自体を否定するものではないが、**県は、森林組合機能強化資金貸付要綱に定める目的のみを対象とした貸付へ速やかに是正すべきである。【意見-64】**

【令和2年度森林組合機能強化資金貸付要項】(一部抜粋)

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、次に掲げる条件で連合会に資金を貸し付ける。

- (1) 貸付額は、800,000,000円以内とする。
 - (2) **貸付対象は、森林の整備、木材の制裁、共同利用施設の整備・運営及び木材の共同販売に必要な費用とする。**
 - (3) 貸付期間は、貸付けの日から令和3年3月31日までとする。
 - (4) 貸付利率は、年0.3%とする。ただし、県が必要と認めるときは、別に定めるものとする。
- (略)

(ii) 貸付金の回収可能性について

兵庫県森林組合連合会の過去4年間の決算推移は、下表のとおりである。令和元年度において、兵庫県森林組合連合会を含めた4団体共同で、老朽化していた兵庫県林業会館の建て替えを行ったことから(平成31年1月竣工)、令和元年6月期の総資産が大きく増加している。総事業費808百万円であるが、県、林野庁及び環境省から253百万円の補助を受けており、県は80百万円の補助金を交付している。兵庫県森林組合連合会の建物取得価額は277百万円(取得価額から補助金を控除した残額の内、持分割合(専有面積割合)に相当する額)であり、兵庫県森林組合連合会は建設資金として250百万円を外部の金融機関から借り入れている。その結果、上記の**県からの借入金も含め、令和2年度末(令和3年6月末)時点の借入金残高は、1,130百万円にのぼる。また、木質バイオマス事業の不振等により、4年連続で事業赤字**(一般企業の「営業赤字」に相当)、**経常赤字など、経営状態も芳しくない。**事業総収益(一般企業の「売上高」に相当)に対する借入金の割合が継続的に60%を超えており、また、事業損益が継続的に赤字となっている状況等に照らすと、be材供給センターの建設と兵庫県林業会館の建て替えが偶然同時期に行われたとは言え、**過剰債務**に陥っている可能性は否定できず、**資金繰りがこれまで以上に悪化するリスク**はある。

県は、木質バイオマス事業に関する改善計画の進捗状況については、兵庫県森林組合連合会の担当者と定期的に打ち合わせをする等により確認しているが、兵庫県森林組合連合会全体として多額の借入金を計上している状況を鑑みれば、兵庫県森林組合連合会全体の資金繰りについても定期的に確認を行い、借入金の返済能力に問題が生じていないかを検証するなど、債権管理手続を強化すべきである。【意見-65】

【兵庫県森林組合連合会の決算推移】

(単位：千円)

項目	平成30年6月期	令和元年6月期	令和2年6月期	令和3年6月期
事業総収益	1,354,796	1,502,713	1,739,508	1,851,041
事業総損益	△36,649	26,769	56,725	△3,213
事業損益	△123,216	△52,949	△18,328	△79,582
経常損益	△120,599	△55,602	△16,259	△78,211
当期損失金	△140,173	△49,598	△14,468	△70,125
総資産	1,113,685	1,636,537	1,650,406	1,604,779
負債	721,370	1,293,821	1,650,406	1,346,657
(内、借入金)	(564,006)	(1,107,110)	(1,128,580)	(1,130,050)
純資産	392,314	342,716	328,248	258,122
(内、利益剰余金)	(291,298)	(241,699)	(227,231)	(157,105)
借入金÷事業総収益	41.6%	73.7%	64.9%	61.0%

(iii) オーバーナイト貸付

オーバーナイト貸付とは、一般会計から第三セクター等に貸し付けた短期貸付金について、年度末に一旦全額返済させ、翌年度初日に再度貸し付けるものであり、その間、第三セクター等は、民間の金融機関から1泊2日で資金を借り入れることとなる。このように、年度末日を超えるための取引であることから、「オーバーナイト」と呼ばれている。

兵庫県森林組合連合会に対する貸付金は、毎年度4月1日に貸付が行われ、3月31日に回収されるため、県は、年後末時点では、兵庫県森林組合連合会に対して貸付金を有していないが、民間の金融機関から借入を行っている期間を除けば継続的に貸付金は存在し、また、貸付及び回収行為が反復的・継続的に行われていることから、実質的には長期貸付金である。県が兵庫県森林組合連合会と一体となって「兵庫モデル」として木質バイオマス事業を推進していることは理解できるものの、資金繰りに窮する兵庫県森林組合連合会に対する貸付金が「オーバーナイト」によって単年度貸付金として処理されることから、県の財産に関する調書において債権として計上されないなど、**県の財政状態を適切に反映しなくなるとともに、債権として計上されないため、将来の貸倒リスクについても表示されない。**

この点、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書」(平成27年12月 総務省自治財政局地方債課・財務調査課)では、反復かつ継続的な短期貸付を行わなければならない状況が固定化しているのであれば、実態に即して、長期貸付又は補助金の交付等による対応を検討することも必要であることや、一概に不適切な財政運営であるとは言えないが、

規律ある財政運営のためには、地方公共団体の実質的な財政負担リスクを客観的に把握するとともに、実態に即した財政運営が行われるよう、必要に応じて長期貸付等への切り替えを促すべきであることが指摘されている。

従って、**県は、兵庫県森林組合連合会に対する貸付金について、貸付目的や資金用途を再度整理するとともに、木質バイオマス事業に係る計画の進捗状況や今後の見通しを踏まえた上で要支援額を把握し、県の財政状態及び将来の貸倒リスクを適切に表示するためにも、長期貸付等への切り替えを検討すべきである。【意見－66】**

【「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書」(平成 27 年 12 月 総務省自治財政局地方債課・財務調査課)】(一部抜粋)

オーバーナイトは、経営難の第三セクター等への経営支援のために行われる場合もあるが、第三セクター等の資金調達コスト(金利負担)軽減や、地方公共団体と第三セクター等が協調して行う制度融資(中小企業等への低利融資)などのために行われる場合もある。ただし、第三セクター等の経営状況が急に悪化し、年度末の返済原資を工面できなくなった場合には、地方公共団体に対する返済が滞るおそれがあり、貸付を行っている地方公共団体が一定の財政負担リスクを負っているという点では、単コロと同様である。また、その財政負担リスクは、現行制度上、健全化判断比率としては捉えられておらず、潜在化しているという点でも、単コロと同様である。

オーバーナイトを行っている理由は様々であるが、**反復的かつ継続的な短期貸付を行わなければならない状況が固定化しているのであれば、実態に即して、長期貸付又は補助金の交付等による対応を検討することも必要**であると考えられる。また、オーバーナイトは、単コロとは異なり、毎年度の返済が出納整理期間に行われているわけではないから、**一概に不適切な財政運営であるとは言えないが、規律ある財政運営のためには、地方公共団体の実質的な財政負担リスクを客観的に把握できるよう、制度的に手当てすることが必要**であると考えられる。

そこで、**オーバーナイトを行っている地方自治体に対しては、実態に即した財政運営が行われるよう、必要に応じて長期貸付等への切り替えを促すべき**である。

(13) **事業No.28** 森林組合等経営基盤強化対策事業【林務課】

事業名	森林組合等経営基盤強化対策事業	事業No.	28
施策区分 (※1)	林業の収益性向上		
根拠法令・規程・要綱	農政環境部補助金交付要綱		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	林務課・林政調整班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 ()		

(※1) 農林水産ビジョン 2025 の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

< 事業概要 >

<p>1. 事業の目的 森林組合系統組織の指導等に要する経費を補助することにより、森林組合系統組織の経営基盤強化を図るとともに、利用間伐の推進に必要な施行の集約化を図るための取組と検証を重点的に行い、森林の適正な整備と県産木材の安定供給体制の構築を進めることを目的とする。</p> <p>2. 事業の内容 1 森林組合系統組織指導事業 (1) 専任指導職員設置 (2) 森林組合改革プラン推進 (3) 広報活動 (4) 森林組合統計書作成 2 森林組合育成強化対策事業 (1) 森林組合役職員研修の開催 (2) 森林組合への専門家派遣</p>

< 予算実績 >

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	2,374	2,226	2,226
最終予算額	2,374	2,226	2,226
決算額 (※3)	2,374	2,174	2,174
差額 (内、翌年度への繰越額)	0	52	52

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

① 補助事業実績報告書の不備及び誤りについて

当事業の補助事業実績報告書を閲覧し、各事業の実績と根拠資料を照合した結果、以下のとおり、不備及び誤りが散見された。

森林組合系統組織指導事業のうち、森林組合改革プラン推進に係る個別指導員の旅費及び森林組合育成強化対策事業のうち、その他研修に係る個別指導員の旅費について、支出額（実績額）と収入額（予算額）を一致させるために、実際の支出額よりも過少に報告されていた。【指摘事項－75】

また、**森林組合育成強化対策事業のうち、経営者育成研修に係る専門家派遣料を税抜金額で報告すべきであるにも関わらず税込金額で報告され、職員経費の人数換算を5.5日で報告すべきところ2日で報告された結果、実際の支出額よりも過少に報告されていた。【指摘事項－76】**

以上のように、**令和2年度農政環境部補助金交付要綱第13条において、実績報告に係る書類の審査が義務付けられているにも関わらず、実績報告のチェック漏れが散見されており、実績報告書に係る県の確認作業が不十分である。【指摘事項－77】**

実績報告書は、収入額と支出額を同額として報告するものではなく、実際の支出額を実績額として報告すべきものであり、そもそも支出額が収入額と同額になる可能性は極めて低いと考えられる。今後は、実績報告書において実際の支出額を報告すべきである。【意見－67】

また、上記検証の結果、**実績報告書上の金額が実績額よりも過少であり、補助金の返還等は不要と判断される事案であるが、仮に過大申告であった場合、県への返還が必要になった恐れもある。従って、県は、実績報告書に係る確認体制を強化すべきである。【意見－68】**

【収支決算書】

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
森林組合系統組織指導事業	3,120,000	補助金	2,174,000
森林組合育成強化対策事業	1,228,000	県森連負担金	2,174,000
合計	4,348,000	合計	4,348,000

【実績報告書の内訳】

(単位：円)

事業名	事業区分	実績報告書 ①	実際の支出額 ②	差額 (①-②)	
森林組合系 統組織指導 事業	専門指導員設置費	2,180,000	2,180,000	0	
	森林組合改革プラン推進	639,000	640,376	△1,376	(注1)
	広報活動	96,900	96,900	0	
	森林組合統制書作成	204,100	204,100	0	
	小計	3,120,000	3,121,376	△1,376	
森林組合育 成強化対策 事業	経営者育成研修	1,157,800	1,158,950	△1,150	(注2)
	専門家派遣料	1,100,000	1,000,000	100,000	
	職員経費	57,800	158,950	△101,150	
	その他研修	70,200	78,188	△7,988	(注3)
	小計	1,228,000	1,237,138	△9,138	
合計		4,348,000	4,358,514	△10,514	

(注1) 支出額(実績額)と収入額(予算額)を一致させるために、実際の支出額よりも過少に報告

(注2) 経営者育成研修に係る専門家派遣料を税抜金額で報告すべきであるにも関わらず税込金額で報告、また、職員経費の人数換算を5.5日で報告すべきところ2日で報告

(注3) 支出額(実績額)と収入額(予算額)を一致させるために、実際の支出額よりも過少に報告

【令和2年度農政環境部補助金交付要綱】(一部抜粋)

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受ける時を含む。以下同じ。)又は交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第8号)及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

(額の確定)

第13条 知事は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額が確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(略)

(14) **事業No.31** 兵庫県産木材利用促進特別融資事業【林務課】

事業名	兵庫県産木材利用促進特別融資事業	事業No.	31
施策区分 (※1)	新たな需要開拓による県産木材の利用促進		
根拠法令・規程・要綱	兵庫県産木材利用促進特別融資制度要綱 兵庫県産木材利用促進特別融資制度実施要領		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	林務課・木材利用班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 ()		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

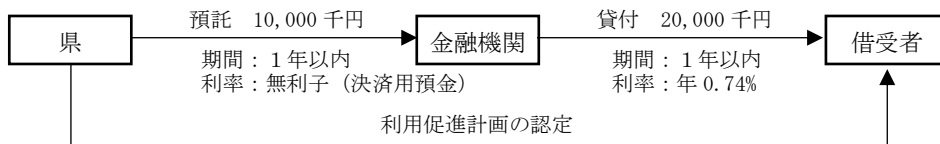
<事業概要>

1. 事業の目的

県産木材の利用拡大を図ろうとする製材業者、木質バイオマス燃料の増産と安定的な供給体制の確立を図ろうとする素材生産業者等、補助事業を活用して高性能林業機械等を導入し、原木生産力の強化を図ろうとする素材生産業者に対し、事業に必要な運転資金や機械購入に必要な資金を低利で融資することによって、経営の安定化と県産木材の利用拡大を図る。

2. 事業の内容

- (1) 融資対象：利用促進計画の認定を受けた県内の製材業者
- (2) 融資条件：ア 融資限度額 一般：50,000,000円（1事業者当たり）
イ 融資枠 一般：200,000,000円
- (3) 融資利率：各金融機関の短期プライムレート÷2
（例：短プラ1.475%の場合⇒0.74%）
- (4) 制度の仕組み



< 予算実績 >

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	100,000	100,000	100,000
最終予算額	38,285	31,375	14,935
決算額 ^(※3)	38,285	31,375	14,935
差額 (内、翌年度への繰越額)	61,715 (0)	68,625 (0)	85,065 (0)

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

< 指摘事項又は意見 >

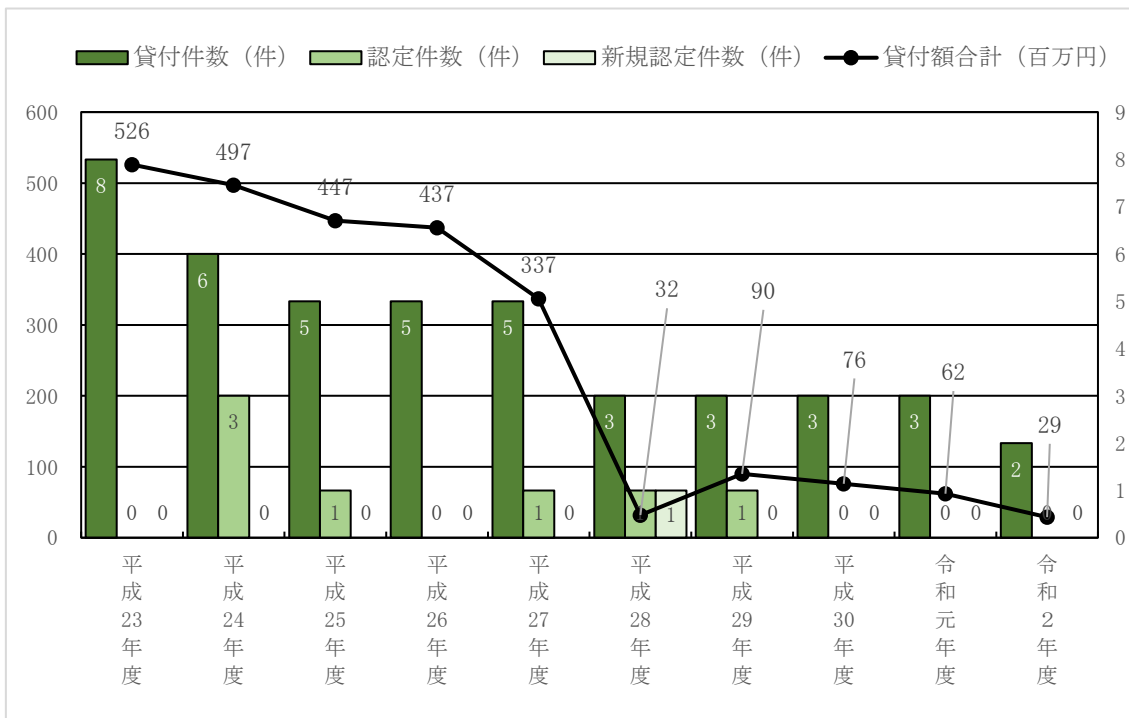
本事業は、県の単独事業として製材業者や素材生産業者等に対して、事業に必要な運転資金や機械購入に必要な資金を低利で融資する事業である。下表は、過去 10 年の貸付実績件数と計画認定件数の推移表とグラフであるが、貸付実績件数と計画認定件数ともに年々減少しており、特に平成 28 年度以降は、一部の事業者が国庫事業である木材産業等高度化推進事業（監査対象事業 No. 30）の利用に切り替えたこともあり、**貸付金額自体が激減**している。なお、**新規認定は過去 10 年で平成 28 年度に 1 件あったのみ**である。

【過去 10 年の貸付実績件数と計画認定件数の推移】

業者	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
貸付額合計 (百万円)	526	497	447	437	337	32	90	76	62	29
貸付件数 (件)	8	6	5	5	5	3	3	3	3	2
認定件数 (件) ^(※)	0	3	1	0	1	1	1	0	0	0
新規認定件数 (件)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

(※) 更新を含む

【過去10年の貸付実績件数と計画認定件数の推移】



【融資制度の種類】

	県産木材利用促進資金	木質バイオマス燃料安定供給促進資金	高性能林業機械等導入促進資金
融資利率	各金融機関の短期プライムレートの1/2	各金融機関の短期プライムレートの1/2	各金融機関の短期プライムレートの1/2
融資の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・5年後に従業員一人当たりの県産木材の取扱量が増大すること ・県産木材の取り扱い量 1,000 m³以上 3,000 m³未満 	木質バイオマス燃料の安定取引にかかる協定を5年間以上締結していること	3年目の素材生産計画量が兵庫県林業・木材産業構造改革プログラムの素材生産量に対応する伸び率以上の伸び率であること
融資限度額	50,000 千円 (1事業者あたり)	50,000 千円 (1事業者あたり)	20,000 千円 (1台あたり)
融資期間	1年以内	1年以内	10年以内

また、当初予算 100,000 千円に対して、ここ数年の実績額は約 10,000～30,000 千円となっており、事業予算が多く残っている状態が続いている。

予算を有効活用するために、過年度における事業の有効性評価を実施し、今後の木材需要を考慮した上で、融資制度の種類や条件等を再検討するなど、兵庫県産木材利用促進特別融資事業制度の見直しを図るべきである。【意見-69】

(15) **事業No.32** 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業【林務課】

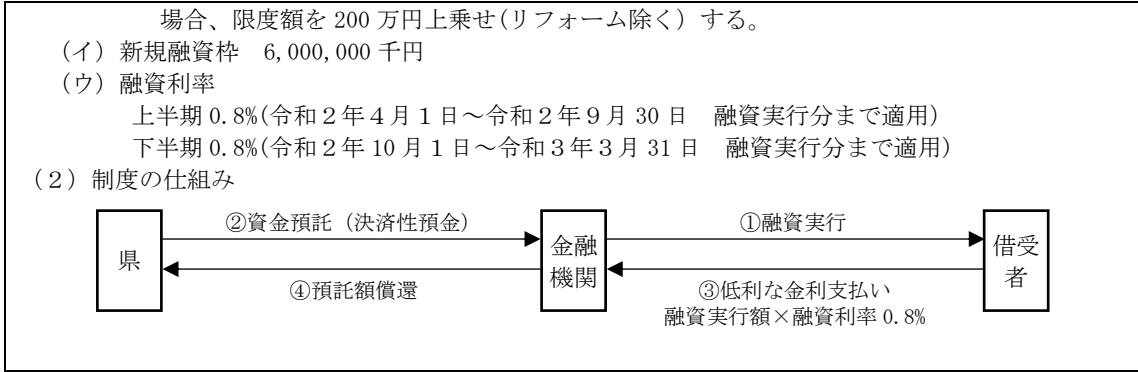
事業名	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	事業No.	32
施策区分 (※1)	新たな需要開拓による県産木材の利用促進		
根拠法令・規程・要綱	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度要綱 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度実施要領		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	林務課・木材利用班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 ()		

(※1) 農林水産ビジョン 2025 の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

< 事業概要 >

<p>1. 事業の目的</p> <p>県産木材を使用した木造住宅を建築する者又は県産木材の内装材を活用してリフォームを行う者、かつ県産粘土瓦を使用する者や環境に配慮された住宅を建設する者に対して、金利負担を軽減することで、県産木材を使用した木造住宅の建設及び住宅の内装木質化を促進するとともに、県産粘土瓦、環境配慮型住宅の活用促進を図る。</p> <p>2. 事業の内容</p> <p>(1) 制度内容</p> <p>ア 融資対象</p> <p>①県内に県産木材を 50%以上使用した自ら居住するための木造住宅を新築、新築購入、増改築する者</p> <p>②県内に自ら居住する住宅に県産木材の内装材を 30 ㎡以上使用してリフォームする者</p> <p>③①または②かつ県産粘土瓦を 50 ㎡以上使用する者</p> <p>④①または②かつ兵庫県環境配慮型住宅を建設する者</p> <p>⑤①かつ県産木材を 80%以上使用し高強度梁仕口「TajimaTAPOS」技術を活用する者</p> <p>イ 融資条件</p> <p>(ア) 融資限度額</p> <p>(新築・増改築)</p> <p>①県産木材使用割合が 50%以上 60%未満の場合、100 万円以上 1,500 万円以内</p> <p>②県産木材使用割合が 60%以上 80%未満の場合、100 万円以上 2,000 万円以内</p> <p>③県産木材使用割合が 80%以上の場合、100 万円以上 2,300 万円以内</p> <p>償還期間 35 年以内</p> <p>(リフォーム)</p> <p>県産木材の内装材を 30 ㎡以上使用、100 万円以上 500 万円以内、償還期間 10 年以内</p> <p>(※) 新築・増改築、リフォームとも県産粘土瓦を 50 ㎡以上使用の場合、限度額を 200 万円上乗せ、兵庫県環境配慮型住宅を建築した場合、限度額を 500 万円(リフォーム 200 万円) 上乗せする。また、県産木材を 80%以上使用し、高強度梁仕口「Tajima TAPOS」技術を活用した</p>



< 予算実績 >

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	26,568,590	26,723,600	26,760,020
最終予算額	22,120,700	22,187,820	22,120,750
決算額 ^(※3)	22,120,700	22,187,820	22,120,750
差額 (内、翌年度への繰越額)	4,447,890 (0)	4,535,780 (0)	4,639,270 (0)

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

< 指摘事項又は意見 >

当事業における融資限度額の条件は、以下のとおりとされている。

(新築・増改築)

① 県産木材使用割合が50%以上60%未満の場合、100万円以上1,500万円以内
② 県産木材使用割合が60%以上80%未満の場合、100万円以上2,000万円以内
③ 県産木材使用割合が80%以上の場合、100万円以上2,300万円以内

また、県産木材利用割合別での融資限度額及び融資認定件数については、下表のとおりである。

【融資限度額及び融資認定件数（令和2年度）】

県産木材利用割合	50%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上
融資限度額（万円）	1,500	2,000	2,300
融資認定件数（件）	1	17	34

令和2年度においては、融資限度額2,300万円である80%以上の県産木材利用割合で融資認定が最も多かった。

ここで、国土交通省が発表している令和2年度住宅市場動向調査報告書によれ

ば、注文住宅及び新築世帯の住宅建築資金（土地購入資金は除く）の全国平均と三大都市圏平均は、下表のとおりである。

【注文住宅】

(単位：万円)

	住宅建築費 ①	自己資金 ②	住宅ローン (①-②)
全国	3,168	848	2,320
三大都市圏	3,383	1,057	2,326

【新築世帯】

(単位：万円)

	住宅建築費 ①	自己資金 ②	住宅ローン (①-②)
全国	3,184	735	2,449
三大都市圏	未公表	未公表	未公表

また、住宅建築資金と土地購入資金をあわせた購入資金の総額は下表のとおりである。

(単位：万円)

	購入資金総額 ①	自己資金 ②	住宅ローン (①-②)
全国	4,606	1,197	3,409
三大都市圏	5,359	1,654	3,705

当該融資事業の融資限度額は、平成15年度において、住宅建築資金1,500万円から2,000万円へ見直しが行われているが、それ以降は上乗せ条件の活用による融資額の加算の見直しが行われているのみで、抜本的な融資限度額の見直しは行われていない。また、現行の融資事業は、土地購入資金は含まれておらず、土地購入希望者は他の融資制度と併用せざるを得ない状況である。さらに、担当者に聴取した結果、当該融資事業を活用する利用希望者から融資限度額の引き上げに関する要望が数多くあるとのことであった。

住宅を新築する場合、一般的には、土地を併せて購入し、当該土地と住宅購入資金の総額を基礎として住宅ローンを組むことが多く、住宅建築費のみを融資対象とする現行の制度は、利用者にとっては魅力が乏しく、活用しづらい制度となっている可能性がある。県民にとってより魅力のある、活用し易い融資事業とするため、融資対象として土地の購入資金も含めることが出来ないか、現行の限度額が市場のニーズに対応しているかどうか等、様々な角度から制度内容の見直しを検討すべきである。【意見-70】

(16) **事業No.34** 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業【林務課】

事業名	針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業	事業No.	34
施策区分 (※1)	森林の多面的機能の維持・向上		
根拠法令・規程・要綱	県民緑税条例 農政環境部補助金交付要綱		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	林務課・木材利用班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 (農林振興事務所)		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

< 事業概要 >

<p>1. 事業の目的 高齡人工林の部分伐採を促進し、広葉樹を植栽することにより、樹種、林齡が異なる多様な森林の整備を行い、森林の水土保全能力を高める。</p> <p>2. 事業の内容</p> <p>(1) 対象森林 概ね15～30ha。高齡人工林の割合；概ね46年生以上の人工林が大半を占める森林。(市町有林、公社分収林は可。国有林、県有林、森林総研分収林は除外する。)</p> <p>(2) 目標森林 「災害に強い森づくり指針」に基づき、群状・帯状に混交率20～50%程度の広葉樹林を配置した、樹種・林齡の異なる針葉樹林と広葉樹林の複層混交林とする。 このため、高齡人工林の概ね3割以上(緊急対策型は3割以上かつ3ha以上)を部分伐採・搬出し、その伐採跡地の概ね3割以上(緊急対策型は3割以上かつ3ha以上)に広葉樹を植栽する。</p> <p>(3) 対象事業 作業道開設、歩道整備、案内板等設置、地拵え、簡易土留工の設置、鹿防護柵設置、広葉樹(シカ不嗜好性植物等)植栽、被災作業道の復旧(当事業で開設した作業道に限る)(部分伐採・搬出、スギ・ヒノキ苗木の植栽、下刈等保育は補助の対象外)</p> <p>(4) 事業主体 市町(実施主体：森林組合、森林所有者、ひょうご農林機構等)</p> <p>(5) 負担区分 定額10/10 (予算の範囲内、実行経費以下)</p> <p>(6) 保全管理協定 市町の斡旋後、森林管理計画書に基づく10年間の保全管理協定を締結</p> <p>(7) 事業期間 【通常型】原則3年以内(例)1年目：調査、2年目：作業道開設、3年目：植栽 【緊急対策型】原則1年以内(例)1年目：作業道開設、植栽</p>
--

< 予算実績 >

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	290,000	295,205	295,205
最終予算額	274,842	277,468	281,030
決算額 ^(※3)	260,333	275,799	278,103
差額 (内、翌年度への繰越額)	14,508	1,668	2,926

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

< 指摘事項又は意見 >

① 事業の遂行状況報告について

(i) 加東農林振興事務所（北播磨県民局）

「針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業実施要領」第 16 において、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業を実施するに当たっては、各農林振興事務所は 10 月末現在の事業の遂行状況を市町長から提出させ、補助金交付状況等を追記の上、11 月 9 日までに県農政環境部長に報告することとされている。

しかし、**加東農林振興事務所において、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業の報告状況を確認した結果、県農政環境部長へ遂行状況報告書が提出されていなかった。【指摘事項-78】**

担当者に聴取した結果、令和 2 年 10 月 31 日時点において、下表の 3 地域ではいずれも進捗がなかったため、提出していなかったとのことであった。しかし、下表の八千代区俵田及び同地区大屋における事業の着手年月日は、令和 2 年 10 月 31 日より前であり、いずれも進捗があったと想定される。

なお、当包括外部監査で現地調査を行った農林水産振興事務所のうち、加東農林振興事務所及び光都農林振興事務所以外の他の農林振興事務所では、進捗がない場合でも進捗 0%として報告が行われていた。

県は、加東農林振興事務所に対して 10 月末現在の遂行状況報告書の提出状況を確認し、提出されていない場合には、適時、適切に提出するよう指導を徹底すべきである。【意見-71】

なお、**事務手続を簡略化する上で、事業の進捗がない場合には進捗状況報告書の提出を省略する取扱いとすることに異論はないが、それに当たっては、進捗がない場合には省略可能である旨を実施要領に明記する、又は、省略した旨を県農政環境部長に報告すべきである。【意見-72】**

地域名	八千代区俵田	八千代区大屋	加美区棚釜
交付決定年月日	令和2年8月17日	令和2年9月17日	令和2年10月30日
着手年月日	令和2年8月17日	令和2年10月23日	令和2年11月2日
事業費（円）	13,102,000	20,180,000	3,976,000
事業内容	・案内板・標識等 ・鹿害防護施設 ・広葉樹植栽等	・作業道開設	・作業道開設

【針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業実施要領】（一部抜粋）

針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業実施要領
(略)
(事業の遂行状況把握)
第16 局長等は、10月末日現在の遂行状況報告について、遂行状況報告書（様式第9号）を市町村から提出させ、補助金交付状況等を追記の上11月9日までに部長に報告する。
(略)

(ii) 光都農林振興事務所（西播磨県民局）

「針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業実施要領」第16において、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業を実施するに当たっては、各農林振興事務所は10月末現在の事業の遂行状況を市町長から提出させ、補助金交付状況等を追記の上、11月9日までに県農政環境部長に報告することとされている。

しかし、**光都農林振興事務所において、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業の報告状況を確認した結果、市町村へ遂行状況報告書の提出を求めておらず、また、県農政環境部長に対する報告も行われていなかった。【指摘事項-79】**

担当者に聴取した結果、過去より提出及び報告を行っていないことであるが、実施要領では県農政環境部長への提出が明記されており、また、下表3地域における事業の着手年月日は令和2年10月31日より前であり、いずれも進捗があったと想定されることから、明らかに実施要領に違反している。

なお、当包括外部監査で現地調査を行った農林水産振興事務所のうち、光都農林振興事務所及び加東農林新振興事務所以外の他の農林振興事務所では、進捗がない場合でも進捗0%として報告が行われていた。

県は、光都農林振興事務所に対して10月末現在の遂行状況報告書の提出状況を確認し、提出されていない場合には、適時、適切に提出するよう指導を徹底すべきである。【意見-73】

なお、事務手続を簡略化する上で、事業の進捗がない場合には進捗状況報告書の提出を省略する取扱いとすることに異論はないが、それに当たっては、進捗がない場合には省略可能である旨を実施要領に明記する、又は、省略した旨を県農政環境部長に報告すべきである。【意見－74】

地域名	塩田	与位	上ノ下第3
着手年月日	令和2年6月19日	令和2年8月20日	令和2年9月1日
事業費（円）	19,055,000	23,362,000	18,739,000
事業内容	・作業道開設等	・作業道開設 ・案内板・標識等 ・鹿害防護施設 ・広葉樹植栽等	・作業道開設等

【針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業実施要領】（一部抜粋）

針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業実施要領
（略）
（事業の遂行状況把握）
第16 局長等は、10月末日現在の遂行状況報告について、遂行状況報告書（様式第9号）を市町村から提出させ、補助金交付状況等を追記の上11月9日までに部長に報告する。
（略）

(17) **事業No.35** 兵庫みどり公社運営費補助（森林整備推進費）【林務課】

事業名	兵庫みどり公社運営費補助	事業No.	35
施策区分 (※1)	林業の収益性向上		
根拠法令・規程・要綱	農政環境部補助金交付要綱		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	林務課・林政調整班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 ()		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的 兵庫みどり公社の経営上の懸案である資金調達や経営改善計画の推進、指定管理業務の受託や災害に強い森づくりなど多岐にわたる業務に対応するため同公社職員費を助成することにより、同公社の事務執行体制の確立と円滑な事業の推進を図る。</p> <p>2. 事業の内容 兵庫みどり公社職員の給料、職員手当、共済費等職員費の助成</p>
--

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	17,204	18,148	23,656
最終予算額	18,127	23,595	23,545
決算額 (※3)	18,122	23,587	23,521
差額 (内、翌年度への繰越額)	5	8	23

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

当事業は、兵庫みどり公社の職員の人件費の一部を補助しているが、その内訳は以下のとおりである。県は、分収造林事業の実施、三木山森林公園や楽農生活センターの指定管理、災害に強い森づくりの展開など、県から受託、県と共同、県を補完・支援する多岐にわたる業務を円滑に推進する事務執行体制の確立のために、兵庫みどり公社理事長等の役員及び顧問に対する人件費の全額を補助対象としている認識のもと、補助金を支給したとのことである。

(単位：千円)

区分	人数	補助対象		補助対象外	
		項目	金額	項目	金額
理事長	1	全額(給料、地域手当、期末手当、通勤手当、共済費)	8,276	—	—
常務理事	1	全額(給料、地域手当、期末手当、通勤手当、共済費)	9,214	—	—
監事	1	全額(給料、通勤手当、共済費)	3,800	—	—
顧問(注2)	1	全額(給料、通勤手当)	1,232	—	—
計	4		22,521		

(注1) 当事業では、上記の人件費補助の他、ホームページ改修費(スマートフォン対応)に対して、1,000千円の補助金が支給されている。

(注2) 兵庫みどり公社元副理事長であり、兵庫みどり公社は令和2年4月1日付で顧問を委嘱している。委嘱期間は令和2年4月1日～令和2年6月30日である。なお、兵庫みどり公社では、社会保険の取扱いを確認するため、社会保険労務士に確認した結果、顧問は役員でも従業員でもないとの見解を得ている。

① 役員報酬及び顧問報酬への補助金支給について

令和2年度農政環境部補助金交付要綱別表では、兵庫みどり公社運営事業の補助対象経費は、『補助事業の目的』欄1・2に記載している**職員の給料、職員手当、共済費等職員費**とされ、理事長等の役員及び顧問は対象とはされていない。

ここで、支給対象者の内訳を確認すると、**支給対象者の内、2名は理事(理事長・常務理事)、1名は監事**である。法律上、理事及び監事は役員として位置付けられ、兵庫みどり公社の定款第23条においても同様の取扱いが行われている。従って、当該者は、**兵庫みどり公社の「役員」に該当**する。また、常務理事については、当該者は経営改善業務を担当し、筆頭常務理事として位置付けられ、経営全般を管理することや、前述の点(参考:法人税法施行令第71条)からは、使用人兼務役員には該当しないと考えられる。

以上より、**兵庫みどり公社の役員である理事長、常務理事及び監事の給料等は、「職員の給料等」には該当せず、補助対象経費とはならない。従って、兵庫みどり公社理事長、常務理事及び監事の給料等の全額を補助対象経費とした補**

助金の支給は、令和2年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。【指摘事項－80】

また、**支給対象者の内、1名は兵庫みどり公社の顧問であり、県は、顧問に対する報酬・通勤交通費を補助対象経費として補助金を支給している。しかし、顧問は、兵庫みどり公社の役員でもなければ、職員でもないことから、顧問に対する報酬等は「職員の給料等」に当然該当せず、補助対象経費とはならない。従って、兵庫みどり公社顧問の報酬・通勤交通費を補助対象経費とした補助金の支給は、令和2年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。**

【指摘事項－81】

現状では、前述の県の認識と補助金交付要綱との間に齟齬が生じていることになるため、**県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助金交付要綱を見直す際には、兵庫みどり公社理事長等の役員の人件費を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。【意見－75】**

【令和2年度農政環境部補助金交付要綱】別表（第2条）

補助事業名	公益社団法人兵庫みどり公社運営事業
補助事業の目的	1. 公益社団法人兵庫みどり公社の経営上の懸念である資金調達や経営改善計画の推進、指定管理業務の受託や災害に強い森づくりなど多岐にわたる業務に対応するため同公社職員費及び運営費を助成することにより、同公社の事務執行体制の確立と円滑な事業の推進を図る。 2. 森林の防災機能を高め、県土の安全・安心な環境の創出を図る「災害に強い森づくり」について早期・計画的な事業執行を行うため、同公社に職員費を助成することにより、円滑な事業の推進を図る。
補助事業の対象となる者	公益社団法人兵庫みどり公社
補助事業の対象となる経費	1. 上記「補助事業の目的」欄1・2に記載している 職員の給料、職員手当、共済費等職員費 （公益法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定に基づくものを除く） 2. 運営費（ホームページのスマホ対応化に要する経費）
補助率	10/10以内
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	第19条、第22条第2項
その他の事項	補助金交付決定通知（様式第2号）の6の補助金交付の条件は、「林務課関係補助事業補助金交付の条件」による。

【兵庫みどり公社定款】（一部抜粋）

第23条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上18名以内
- (2) 監事 3名以内

(18) **事業No.38** 県民緑基金積立金【豊かな森づくり課】

事業名	県民緑基金積立金	事業No.	38
施策区分 (※1)	その他経費（繰出金・積立金等）		
根拠法令・規程・要綱	県民緑税条例		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他（ ）		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他（基金の積み立て）		
担当課・班名	豊かな森づくり課・森づくり整備班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等（ ）		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的 県では、豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から県民緑税を導入し、県民緑税を適切に管理するための県民緑基金を設置する。</p> <p>2. 事業の内容 平成18年度から県民緑税条例第6条に規定する額を基金として積み立てる。</p>
--

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	2,492,283	2,524,460	2,570,663
最終予算額	2,523,651	2,564,866	2,561,835
決算額 (※3)	2,523,650	2,564,846	2,561,768
差額 (内、翌年度への繰越額)	1	20	67

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

県では、豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成 18 年 4 月 1 日に県民緑税条例を施行し、**平成 18 年度から「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を導入**している。県民緑税は、「災害に強い森づくりのための事業」等の県民緑税条例第 4 条に定める事業に用途が限定されており、当該事業を早期かつ計画的に推進し、県民緑税を適切に管理するため、**県民緑基金**を設置している。

県民緑税の概要は以下のとおりである。なお、**県民緑税の課税期間は令和 2 年度までの計画**であったが、森林整備・都市緑化を今後も計画的に進めていく必要があることから、**令和 7 年度まで 5 年間延長**している。

【県民緑税の仕組み】

課税方式	県民税均等割の超過課税					
納税義務者	個人：1 月 1 日現在で県内に住所等を有する人（一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない者は対象外） 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等					
超過税率（年額）	個人：800 円（個人県民税均等割の標準税率年 1,000 円に上乘せ） ※別途、臨時特例法に基づく東日本大震災の復興特例加算分として年 500 円を加算（平成 26 年度～令和 5 年度） 法人：超過税率は標準税率の均等割額の 10%相当額					
	資本金等の額	1 千万円以下	1 千万円超 1 億円以下	1 億円超 10 億円以下	10 億円超 50 億円以下	50 億円超
	超過税率	2,000 円	5,000 円	13,000 円	54,000 円	80,000 円
課税期間	5 年間（課税期間を経過する時点で、事業の成果や社会情勢により見直しを検討） 個人：令和 3 年度分～令和 7 年度分 法人：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分					
納付方法	個人：個人住民税（県民税）と併せて納付 ・給与所得者：給与からの引き去り ・それ以外の事業所得者等：市町から送付される納税通知書により納付 法人：法人県民税の申告の際に、標準税率の県民税均等割額に併せて納付					
税収の用途	県民緑税条例第 4 条において、以下の事業に用途が限定されている。 ・災害に強い森づくりのための事業 ・動物と共生する森づくりのための事業 ・県民が行うまちなみ緑化を支援するための事業 ・その他森林及び都市地域のみどりの保全及び再生のための事業					
他の自治体の状況	全国では 37 府県、1 市において緑税を導入しており、個人及び法人から徴収している自治体は 35、個人のみから徴収している自治体は 3 である。また、個人からの徴収額は 300 円～1,200 円となっている。					

【税込額等（個人）の推移】

(単位：千人、百万円)

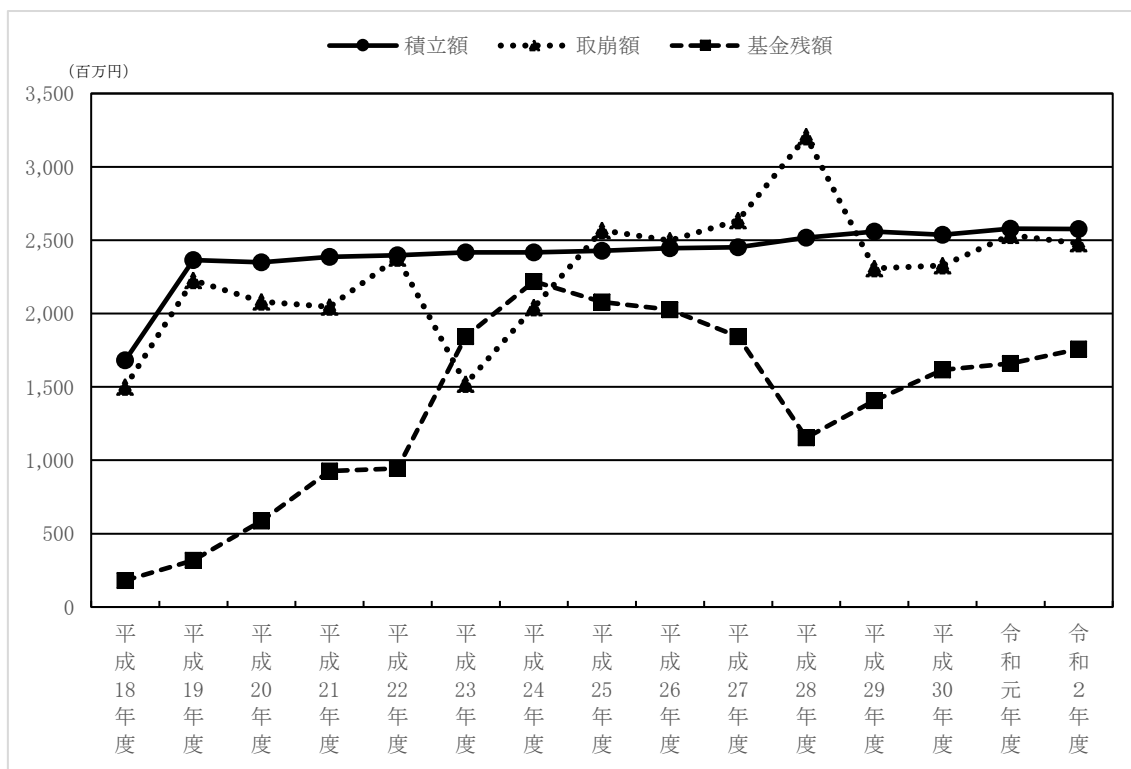
年度	個人数	個人金額	法人数	法人金額
平成 25 年度	2,537	1,992	100	436
平成 26 年度	2,545	2,001	101	441
平成 27 年度	2,551	2,009	102	441
平成 28 年度	2,585	2,038	104	455
平成 29 年度	2,608	2,051	105	455
平成 30 年度	2,635	2,073	107	459
令和元年度	2,661	2,103	108	462

(注 1) 個人数及び法人数は納税義務者数であり、滞納等により実際の納税者数とは異なる。

(注 2) 個人金額及び法人金額は実際に納税があった額

平成 18 年度から令和 2 年度までの県民緑基金の積立額、取崩額及び基金残額並びに直近 5 ヶ年の推移は以下のとおりである。

【県民緑基金の積立額、取崩額及び残額の推移】



【直近5カ年の推移】

<積立額>

(単位：百万円)

事項	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
積立額	2,499	2,541	2,523	2,565	2,561
運用益	18	19	14	14	14
計	2,516	2,560	2,538	2,579	2,576

<取崩額>

(単位：百万円)

事業名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
災害に強い森づくり	緊急防災森林整備	1,309	567	676	713	687
	針葉樹林と広葉樹林の混交整備	310	321	260	276	278
	里山防災林整備	525	508	503	517	535
	野生動物共生林整備	377	315	293	298	305
	住民参画型森林整備	55	23	24	28	21
	都市山防災林整備	13	60	60	61	68
	小計	2,590	1,793	1,817	1,892	1,894
県民まちなみ緑化事業	617	515	512	643	584	
計	3,206	2,308	2,328	2,535	2,478	

<基金残額>

(単位：百万円)

事項	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
残額（単年度） ^(注)	△690	252	209	44	98
残額（累計）	1,154	1,406	1,616	1,659	1,757

(注) 基金残額（単年度）＝各年度の積立額－取崩額

県民緑基金の令和2年度末残額については、1,757百万円（積立累計額：36,106百万円－取崩累計額：34,349百万円）であり、これは、年度の平均積立額2,407百万円（積立累計額：36,106百万円/積立累計期間：15年）の72%に相当する金額である。また、上記グラフのとおり、基金残額は増加傾向にある。この点、**県民緑基金は、5年間という時限措置として導入された県民緑税を財源とする基金である以上、原則として、課税期間終了時点で基金残額は零となるべき性格の基金であり、それを目指して事業を推進する必要がある。しかし、第1期～第3期**

の課税期間終了時点での基金残額を見る限り、決してそのような状況には至っておらず、未利用の基金残額が多額に残っていた。【指摘事項－82】

なお、県は、県民緑税である個人県民税、法人県民税の徴収事務上、課税期間終了後も2年間は税収が生じるため、事業執行計画も課税期間である5年間ではなく、原則として税収が生じる7年間で策定している。

【課税期間終了時点の県民緑基金残額（第1期～第3期）】

(単位：百万円)

	第1期	第2期	第3期
	平成22年度末	平成27年度末	令和2年度末
基金残額	945	1,844	1,757

【各期の事業終了時点の県民緑基金残額（第1期～第3期）】

(単位：百万円)

	第1期終了時点	第2期終了時点	第3期終了時点
基金残額	18	453	352

(注) 第1期及び第2期の基金残額は終了時点の実績、第3期は令和3年度時点の見込

この点、県では、近年多発する豪雨災害等を踏まえ、令和2年度末時点での残額（1,757百万円）を活用し、第3期対策及び第3期追加対策（合計：約1,400百万円）を令和4年度まで実施することとしているため、未利用の基金残額の多くは解消するとのことであった。しかし、過去の実績では、平成25年度以降の基金残額は約1,000～2,000百万円で推移しており、未利用の基金残額が想定どおりに減少するか否かは不透明である。

県民緑基金は、県民緑税という追加的な税を財源として設定された基金である以上、設置目的や用途に従って適切に運用されることは勿論のこと、事実上の目的税を財源とするものであることから、その用途や効果に対する県民の関心は高く、事業を効果的に実施する上では、県民の理解や協力が必要不可欠である。県民緑税は、令和3年度から再び延長されていることから、第3期追加対策事業及び第4期対策事業を的確に遂行するとともに、事業遂行状況や基金残額の推移等に対して、説明責任を果たす必要がある。【意見－76】

(19) **事業No.39** 緊急防災林整備事業（第3期）【豊かな森づくり課】

事業名	緊急防災林整備事業（第3期）	事業No.	39
施策区分 ^(※1)	森林の多面的機能の維持・向上		
根拠法令・規程・要綱	県民緑税条例 農政環境部補助金交付要綱 緊急防災林整備（溪流対策）実施要領		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他（ ）		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他（ ）		
担当課・班名	豊かな森づくり課・森づくり整備班		
施策区分 ^(※2)	本庁 ・ 地方機関等（農林振興事務所）		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流木・土石流が発生するおそれのある危険溪流で、流木・土石流被害を軽減する災害緩衝林整備や簡易流木止め施設等を設置する。 ・ 急斜面の人工林で、土留工の設置やシカ不嗜好性樹種の植栽により土砂流出を防止する。 <p>2. 事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流内の危険木（倒木、枯損木等）の伐採、搬出の実施 ・ スギ・ヒノキ等の大径木化のための本数調整伐を実施 ・ 簡易流木止め施設（鋼製）等の設置 ・ 伐倒木を利用した土留工の設置に要する経費を補助 ・ シカ不嗜好性植物の植栽に要する経費を補助
--

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	648,957	735,563	705,349
最終予算額	679,707	735,984	695,733
決算額 ^(※3)	675,773	713,081	687,043
差額 (内、翌年度への繰越額)	3,934	22,903	8,690

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「－」としている。

<指摘事項又は意見>

① 工事完了後の変更交付決定通知について（洲本農林水産振興事務所）

洲本農林水産振興事務所は、緊急防災林整備（斜面对策）として、補助事業を実施している。下記の工事は、天候不順（寒波による積雪や凍結、暴風等）の日数が続き、現場作業に遅れが生じた結果、新型コロナウイルス感染防止のための自粛期間や緊急事態宣言により作業員の確保が困難となり、事業量を減少した上で、事業を実施したものである。事業主体である洲本市は、事業量が減少したことから、県に対し令和3年2月16日に変更計画書を提出の上、令和3年3月3日に事業を完了している。

事業完了に先立ち変更計画書を提出しているため、県の補助金交付要綱上は問題ない。しかし、洲本市が実施した工事は、変更計画書が提出された2週間以上も前の令和3年1月29日に完了しているにも関わらず、洲本農林水産振興事務所は変更計画書が適切な時期に提出されているかを確認していなかった。【指摘事項－83】

今後は、事業計画の変更が必要となった際、県は事業主体に対して適切な時期に変更申請を行うことを指導するよう留意が必要である。【意見－77】

【事業概要】

補助事業名	令和2年度緊急防災林整備事業		
事業主体	洲本市		
事業地	洲本市千草字千草河内丙 463-9ほか		
補助金額	3,990,000円（変更後：1,729,000円）		
工事期間	令和2年9月30日～令和3年1月29日		
申請年月日	令和2年8月11日	変更交付申請年月日	令和3年2月16日
決定年月日	令和2年8月11日	変更交付決定年月日	令和3年2月16日
事業完了日	令和3年3月26日	事業完了日	令和3年3月3日

(20) **事業No.45** 県単独林道事業（改良型）【治山課】

事業名	県単独林道事業（改良型）	事業No.	45
施策区分 ^(※1)	林業の収益性向上		
根拠法令・規程・要綱	林道規程 兵庫県営林道事業実施要綱		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他（ ）		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 （請負）		
担当課・班名	治山課・治山林道班		
施策区分 ^(※2)	本庁 ・ 地方機関等 （光都農林振興事務所・朝来農林振興事務所）		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的</p> <p>県管理の林道は、森林整備のための骨格的路網としての役割の他に、森林・林業基本法の理念の一つである「都市と山村の共生対流の基盤」としての役割も大きく、近年森林レクリエーションなどのアクセス道としての利用が盛んとなっている。</p> <p>林道の利活用を一層図り、林道利用者の一般車両の走行安全性の確保するため、法面保全、安全施設整備等を実施する。</p> <p>2. 事業の内容</p> <p>地域活性化事業債を活用し、瀨川・氷ノ山線、妙見・蘇武線、三川線、雪彦・峰山線、笠形線、峰山線、須留ヶ峰線、池ノ尾線、千町・段ヶ峰線、千ヶ峰・三国岳線、山東・朝来線、上村・米地線の12路線について、通行車両の走行性・安全性を確保するため、法面保全や安全施設の設置などを中心に林道の機能強化を実施する。</p>
--

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	167,800	170,000	244,000
最終予算額	179,918	240,799	263,543
決算額 ^(※3)	95,137	119,154	102,036
差額	84,781	121,645	161,507
(内、翌年度への繰越額)	(84,777)	(121,640)	(151,544)

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

① 入札方法の見直しについて（朝来農林振興事務所）

令和2年度において朝来農林振興事務所が行った森林基幹道改良事業及び県単独林道整備事業に係る制限付き一般競争入札の関係書類をサンプルベースで確認した結果、以下のとおり、**落札金額が最低制限価格に非常に近い金額で落札されている案件が複数発見**された。

【入札内容1】

事業名称	森林基幹道整備事業（2基改第3号）ほか		
予定価格	16,420,000円	最低制限基本価格	14,430,000円
最低制限価格	14,429,567円	ランダム係数	0.99997
業者名	入札金額		摘要
業者ア	14,432,308円		落札
業者イ	14,433,330円		
業者ウ	14,433,463円		
業者エ	14,590,000円		
業者オ	14,637,315円		
他7社	-		

【入札内容2】

事業名称	県単独林道整備事業（2単基第3-1号）		
予定価格	11,530,000円	最低制限基本価格	10,120,000円
最低制限価格	10,118,178円	ランダム係数	0.99982
業者名	入札金額		摘要
業者カ	10,119,089円		落札
業者キ	10,119,898円		
業者ク	10,120,000円		
業者ケ	10,121,416円		
業者コ	10,121,821円		
業者サ	10,121,821円		
業者シ	10,121,922円		
業者ス	10,121,922円		
業者セ	10,122,125円		
業者ソ	10,123,036円		
業者タ	10,124,351円		
業者チ	10,124,756円		
業者ツ	10,124,857円		
業者テ	10,130,000円		
業者ト	10,131,620円		
業者ナ	10,132,937円		
他11社	-		

【入札内容3】

事業名称	県単独林道整備事業（2単基第8－1号）		
予定価格	9,280,000円	最低制限基本価格	8,120,000円
最低制限価格	8,121,380円	ランダム係数	1.00017
業者名	入札金額	摘要	
業者二	8,121,461円	落札	
業者ヌ	8,122,354円		
業者ネ	8,123,654円		
業者ノ	8,123,735円		
業者ハ	8,123,978円		
業者ヒ	8,123,978円		
他13社	-		

担当者に聴取した結果、外部業者の見積精度が向上しているとのことであったが、言い換えれば、予算の積算方法が業者からは容易に推測可能となっている可能性があるとも言える。

森林基幹道改良事業及び県単独林道整備事業については、入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来の価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。【意見－78】

(21) **事業No.46** 県単自治山事業【治山課】

事業名	県単自治山事業	事業No.	46
施策区分 (※1)	森林の多面的機能の維持・向上		
根拠法令・規程・要綱	治山事業実施要領 県単独県営治山事業実施基準		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 (請負)		
担当課・班名	治山課・治山林道班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 (農林(水産)振興事務所)		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的 国庫補助の対象とならない小規模な山腹荒廃地における治山工事の実施により荒廃した森林の復旧・保全を図る。</p> <p>2. 事業の内容 県単独治山事業：人家5戸以上又は主要公共施設等の保全に必要な治山工事や既治山施設災害復旧工事を、県が実施する。</p>

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	201,600	201,600	201,600
最終予算額	220,768	225,080	149,163
決算額 (※3)	163,013	101,047	97,086
差額 (内、翌年度への繰越額)	57,755 (57,697)	124,033 (123,958)	52,077 (52,059)

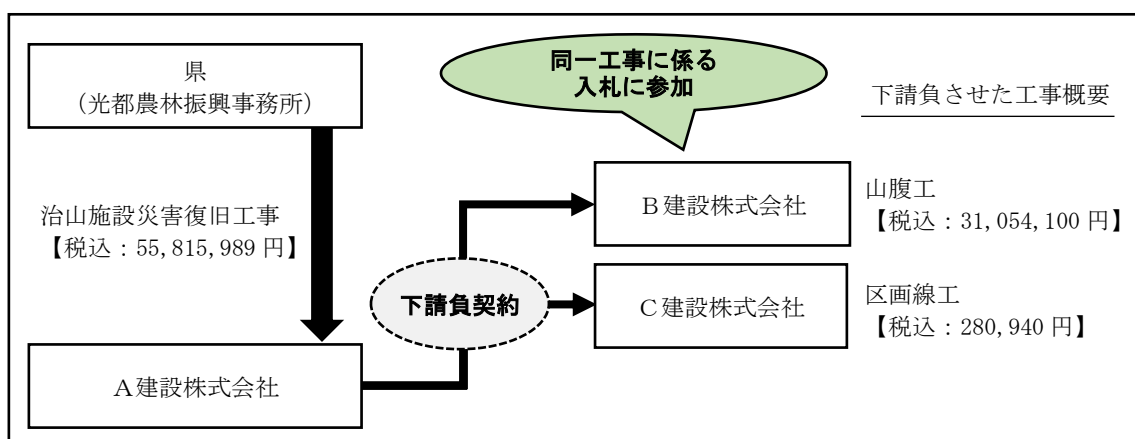
(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

- ① 同一工事に係る入札に参加した業者への下請負について(光都農林振興事務所)
 光都農林振興事務所では、災害を被った治山施設の復旧事業に関して、一般競争入札により選定した施工業者と請負契約を締結しているが、当包括外部監査において、**当該施工業者が、同一工事に係る入札に参加した別の業者に工事の一部を下請負した事案が発見された。**

【同一工事に係る入札に参加した業者へ下請負した工事契約概要】

工事名		契約業者名	契約年月日	契約金額 (税込)
林施災復 第 0101-0-001 号 千種川流域 治山施設災害復旧事業 (31 施第 1 号)		A 建設 株式会社	令和 2 年 9 月 16 日	55,815,989 円
下請業者名	下請負契約 契約年月日	下請負契約金額 (税込)	工事契約全体に 占める割合	下請負させる部 分の工事概要
B 建設株式会社	令和 2 年 9 月 30 日	31,054,100 円	55.6%	山腹工
C 建設株式会社	令和 2 年 9 月 30 日	280,940 円	0.5%	区画線工



同一工事に係る入札に参加した業者に対する下請負契約は、建設業法その他の法律に明確に抵触することはないものの、「公正な競争入札を阻害する恐れがあることから、望ましくない下請負関係」であることを理由として、原則禁止としている自治体が多く見受けられる。

上記の工事案件においても、**元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者と下請負契約を行うことは、仮に工事の一部であったとしても、当初の入札時に自らが提示した価格よりも低い金額で受注することになること、又、入札時に最低制限価格を設定する趣旨から逸脱する結果となる可能性も否定できず、入札の公正性、公平性及び透明性の観点からは、適切であるとは言い難い。【指摘事項-84】**

また、**元請負業者と同一工事に係る入札に参加した別の業者が下請負契約を**

行った内容（山腹工）や、当該契約金額に係る元請負業者が県と契約した金額に占める割合が5割を超えている状況は、外観上、工事の主たる部分、もしくは主たる部分に係る工事の一部について下請負をさせているという疑念が生じ、多くの自治体において懸念する「望ましくない下請負関係」の一例に該当する可能性がある。【指摘事項－85】

県では、同一工事に係る入札に参加した別の業者に対する下請負契約について、禁止通知を含めた規制を特段設けていないが、入札の公平性、公正性及び透明性を確保する観点から、他の自治体の事例等を参考にした上で、下請負契約に関する対応方針の策定を検討すべきである。【意見－79】

(22) **事業No.49** 県単自治山ダム緊急整備事業【治山課】

事業名	県単自治山ダム緊急整備事業	事業No.	49
施策区分 (※1)	森林の多面的機能の維持・向上		
根拠法令・規程・要綱	治山事業実施要領 県単緊急防災事業実施基準		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 (請負)		
担当課・班名	治山課・治山林道班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 (農林(水産)振興事務所)		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

< 事業概要 >

<p>1. 事業の目的 国庫補助の対象とならない荒廃林地の下流などで治山工事を実施することにより、流木・土砂流出防止対策を図る。</p> <p>2. 事業の内容 県単緊急防災事業：荒廃林地下流での流木・土砂流出防止対策が必要な箇所には治山ダムを、崩壊発生源となる山腹斜面には土留工などの山腹工を、県が実施する。</p>

< 予算実績 >

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	1,380,000	780,000	780,000
最終予算額	2,070,000	780,000	780,000
決算額 (※3)	832,000	276,200	382,900
差額 (内、翌年度への繰越額)	1,238,000 (1,237,900)	503,800 (503,700)	397,100 (396,900)

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

① 契約形態の在り方について

(i) 豊岡農林水産振興事務所

豊岡農林水産振興事務所は、**山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務**について、**一般社団法人兵庫県治山林道協会**（以下、「兵庫県治山林道協会」という。）に**随意契約により委託**している。

下記のとおり、随意契約理由には、「兵庫県治山林道協会は兵庫県下で山腹工事及び地すべり防止工事の図面作成等と現場業務に永年従事した実績があり、図面作成等に必要な専門知識、現場業務に必要な技術力と施工全般の管理能力を有する技術者を多数確保している。」とある。確かに、下表のとおり、当該業務に携わっている管理技術者及び現場技術員は長年、森林土木業務に従事しており、知識、経験、ノウハウを兼ね備えた職員で構成されている。

一方、「**民間コンサルタントに山腹工事及び地すべり防止工事の図面作成等や現場業務に精通している者はいない。**」と記載されているが、**豊岡農林水産振興事務所は、民間コンサルタントによる当該業務の実施可能性について特段調査を行っておらず、過去から兵庫県治山林道協会と長年随意契約を締結**しており、本当に民間コンサルタントでは実施不可能なのか大いに疑問が残る。また、従事している管理技術者及び現場技術員の構成を確認した結果、**職員の高齢化も懸念**される状況にあり、当該業務の持続可能性という意味において、民間コンサルタントの活用を考えなければならない時期に来ているとも言える。

さらに、下表のように豊岡農林水産振興事務所における山地災害危険地区のうち未着手である箇所は多数存在していることから、人命に関わる非常に重要な工事である山腹工事及び地すべり防止工事の現場等技術業務委託の担い手数を増やすという観点からも民間コンサルタントの必要性は増していると考えられる。

【管理技術者及び現場技術員の一覧】

職種	年齢	職歴（前職における森林土木業務の従事年数）	治山林道協会での従事年数
管理技術者	68歳	・兵庫県職員として森林土木業務に従事（36年間）	6年間
現場技術員	47歳	・農林振興事務所治山課 技術嘱託員として従事（4年間）	6年間
現場技術員	48歳	・林道協会職員として森林土木業務に従事（28年間）	28年間
現場技術員	64歳	・兵庫県職員として森林土木業務に従事（36年間）	2年間

職種	年齢	職歴（前職における森林土木業務の従事年数）	治山林道協会での従事年数
現場技術員	68歳	・養父市職員として土木業務等に従事（7年間） ・兵庫県みどり公社職員として森林土木業務に従事（8年間）	1年間
現場技術員	77歳	・兵庫県職員として森林土木業務に従事（37年間） ・兵庫県みどり公社職員として森林土木業務に従事（7年間）	1年間

（出典：管理技術者経歴書、現場技術員経歴書）

【山地災害危険地区（豊岡農林水産振興事務所のみ抜粋）】（令和3年3月末時点）

農林振興事務所名	山腹崩壊危険地区		地すべり危険地区		崩壊土砂流出危険地区		計		（参考）危険地区数における着手率
	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	
豊岡	492	196	42	27	1,044	285	1,578	508	32.2%

従って、山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、豊岡農林水産振興事務所は、山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事及び地すべり防止工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。【意見－80】

【随意契約理由】

（1）山腹工事について

①山腹工事は、土砂崩壊により破壊した森林を復旧するために構造物等を設けて、森林の機能を回復・増進することを目的としている。

山腹工事の図面作成等は、崩壊の原因と状況を把握し、山腹基礎工、山腹緑化工、落石防止工に区分される多数の工種の中から現地に最も適合し、かつ、経済的な工種を組み合わせで行わなければならない。さらに、構造物等の配置や規模についても、崩壊地の形状や勾配等を考慮して決定しなければならない。

②山腹工事の施工中には、土質や地下水脈の変化、新たな拡大崩壊等、当初設計では予測できない状況が発生するが、現場においては、このような不測事態に対して、構造物の規格変更や新たな暗渠工、水路工の設置等、臨機かつ、的確な判断が求められることが多い。また、山腹工事の現場は急峻で、資材機材の運搬を索道等で行い、現場作業は人力施工に頼ることが多いため、現場では構造物等の施工順序を決めて、効率的な工程管理を行わなければならない。

③しかし、**治山工事以外の土木工事（土木事務所、土地改良事務所が所管する）では、森林を復旧するための山腹工事はなく、土木工事の現場等技術業務を受託している民間コンサルタントにも山腹工事の図面作成等や現場業務に精通している者はいない。**

一般社団法人兵庫県治山林道協会は、兵庫県下で山腹工事の図面作成等と現場業務に永年従事した実績があり、図面作成等に必要な専門知識、現場業務に必要な技術力と施工全般の管理能力を有する技術者を多数確保している。以上のことを総合すると、山腹工事の現場等技術業務を受託できる相手方は、社団法人兵庫県治山林道協会のみである。

山腹工の工種
山腹基礎工 一のり切工、土留工、埋没工、水路工、暗渠工、張工、法枠工、
アンカー工補強土工、モルタル（コンクリート）吹付工
山腹緑化工 一緑化基礎工一柵工、伏工、軽量のり枠
一植生工一実播工、植栽工
落下防止工 一落石予防工
一落石防護工
一森林造成

(2) 地すべり防止工事

①地すべり工事は、森林等の一部が地下水に起因して大規模に移動する現象を抑制又は抑止するために構造物等を設けて、地すべりの被害の防止を図るとともに森林の機能を回復・増進することを目的としている。

地すべりは、地形、地質、土質、地下水の賦存状態等の素因と、降雨、融雪等の気象条件、地震及び切土等の人為等の誘因との組合せによって生じる複雑な現象であり、地すべり防止工事の図面作成等は、地すべり調査によりその発生機構を解明し、地すべり抑制工、地すべり抑止工に区分される多数の工種の中から、最も効率的かつ、経済的に目標安全率を達成できる工種を組合せて行わなければならない。さらに、工種ごとの施工適地、施工個所数、工種間の干渉の有無、施工順序、所要工期を考慮して工種配置を行う必要がある。

②地すべり防止工事の施工中には、新たな亀裂や崩壊の発生、地盤沈下、突発的な地下水の流出等、当初設計では予測できない状況が発生するが、現場においては、このような不測事態に対して、応急の地下水排除工や押盛土の施工、切土法勾配の変更、工種配置の再検討等、臨機かつ的確な判断が求められることが多い。また、地すべりが多い但馬地域では、3月下旬の融雪期までに工事を完成させなければ、融雪期の地下水の増加による地すべりの拡大崩壊が想定されるため、軟弱で急峻な現場においても、効率的に作業が進むように工程管理を行わなければならない。

③しかし、**治山工事以外の土木工事（土木事務所、土地改良事務所が所管する）では、森林を復旧するための大規模な地すべり防止工事はなく、土木工事の現場等技術業務を受託している民間コンサルタントにも地すべり防止工事の図面作成等や現場業務に精通している者はいない。**

一般社団法人兵庫県治山林道協会は、兵庫県下で地すべり防止工事の図面作成等と現場業務に永年従事した実績があり、図面作成等に必要な専門知識、現場業務に必要な技術力と施工全般の管理能力、工事後の施工効果検証する判断力を有する技術者を多数確保している。以上のことを総合的に判断すると、地すべり防止工事の現場等技術業務を委託できる相手方は、社団法人兵庫県治山林道協会のみである。

地すべり防止工の工種
抑制工一地表水排除工一浸透防止工、水路工、流路工
一地下水排除工一暗渠工、ボーリング暗渠工、集水井工、排水トンネル工
一排土工
一押え盛土工
一ガス排除工
一治山ダム工等
一土留工
抑止工一杭工、シャフト工、アンカー工

(ii) 朝来農林振興事務所

朝来農林振興事務所は、**山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務**について、**兵庫県治山林道協会に随意契約により委託**している。

下記のとおり、随意契約理由には、「兵庫県治山林道協会は兵庫県下で山腹工事及び地すべり防止工事の図面作成等と現場業務に永年従事した実績があり、図面作成等に必要な専門知識、現場業務に必要な技術力と施工全般の

管理能力を有する技術者を多数確保している。」とある。確かに、下表のとおり、当該業務に携わっている管理技術者及び現場技術員は長年、森林土木業務に従事しており、知識、経験、ノウハウを兼ね備えた職員で構成されている。

一方、「民間コンサルタントに山腹工事及び地すべり防止工事の図面作成等や現場業務に精通している者はいない。」と記載されているが、朝来農林振興事務所は、民間コンサルタントによる当該業務の実施可能性について特段調査を行っておらず、過去から兵庫県治山林道協会と長年随意契約を締結しており、本当に民間コンサルタントでは実施不可能なのか大いに疑問が残る。また、従事している管理技術者及び現場技術員の構成を確認した結果、**職員の高齢化も懸念**される状況にあり、当該業務の持続可能性という意味において、民間コンサルタントの活用を考えなければならない時期に来ているとも言える。

さらに、下表のように朝来農林振興事務所における山地災害危険地区のうち未着手である箇所は多数存在していることから、人命にかかわる非常に重要な工事である山腹工事及び地すべり防止工事の現場等技術業務委託の担い手数を増やすという観点からも民間コンサルタントの必要性は増してきていると考えられる。

【管理技術者及び現場技術員の一覧】

職種	年齢	職歴（前職における森林土木業務の従事年数）	治山林道協会での従事年数
管理技術者	68歳	・兵庫県職員として森林土木業務に従事（36年間）	6年間
現場技術員	47歳	・農林振興事務所治山課 技術嘱託員として従事（4年間）	6年間
現場技術員	48歳	・林道協会職員として森林土木業務に従事（28年間）	28年間
現場技術員	64歳	・兵庫県職員として森林土木業務に従事（36年間）	2年間
現場技術員	68歳	・養父市職員として土木業務等に従事（7年間） ・兵庫県みどり公社職員として森林土木業務に従事（8年間）	1年間
現場技術員	77歳	・兵庫県職員として森林土木業務に従事（37年間） ・兵庫県みどり公社職員として森林土木業務に従事（7年間）	1年間

（出典：管理技術者経歴書、現場技術員経歴書）

【山地災害危険地区（朝来農林振興事務所のみ抜粋）（令和3年3月末時点）】

農林振興事務所名	山腹崩壊危険地区		地すべり危険地区		崩壊土砂流出危険地区		計		（参考）危険地区数における着手率
	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	
朝来	320	124	12	7	835	309	1,167	440	37.7%

従って、山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、朝来農林振興事務所は、山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事及び地すべり防止工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。【意見－81】

【随意契約理由】

(1) 山腹工事について

①山腹工事は、土砂崩壊により破壊した森林を復旧するために構造物等を設けて、森林の機能を回復・増進することを目的としている。

山腹工事の図面作成等は、崩壊の原因と状況を把握し、山腹基礎工、山腹緑化工、落石防止工に区分される多数の工種の中から現地に最も適合し、かつ、経済的な工種を組み合わせで行わなければならない。さらに、構造物等の配置や規模についても、崩壊地の形状や勾配等を考慮して決定しなければならない。

②山腹工事の施工中には、土質や地下水脈の変化、新たな拡大崩壊等、当初設計では予測できない状況が発生するが、現場においては、このような不測事態に対して、構造物の規格変更や新たな暗渠工、水路工の設置等、臨機かつ、的確な判断が求められることが多い。また、山腹工事の現場は急峻で、資材機材の運搬を索道等で行い、現場作業は人力施工に頼ることが多いため、現場では構造物等の施工順序を決めて、効率的な工程管理を行わなければならない。

③しかし、**治山工事以外の土木工事（土木事務所、土地改良事務所が所管する）では、森林を復旧するための山腹工事はなく、土木工事の現場等技術業務を受託している民間コンサルタントにも山腹工事の図面作成等や現場業務に精通している者はいない。**

一般社団法人兵庫県治山林道協会は、兵庫県下で山腹工事の図面作成等と現場業務に永年従事した実績があり、図面作成等に必要の専門知識、現場業務に必要な技術力と施工全般の管理能力を有する技術者を多数確保している。以上のことを総合すると、山腹工事の現場等技術業務を受託できる相手方は、社団法人兵庫県治山林道協会のみである。

山腹工の工種

山腹基礎工 一のり切工、土留工、埋設工、水路工、暗渠工、張工、法枠工、アンカー工補強土工、モルタル（コンクリート）吹付工

山腹緑化工 一緑化基礎工一柵工、伏工、軽量のり枠
一植生工一実播工、植栽工

落下防止工 一落石予防工
一落石防護工
一森林造成

(2) 地すべり防止工事

①地すべり工事は、森林等の一部が地下水に起因して大規模に移動する現象を抑制又は抑止するために構造物等を設けて、地すべりの被害の防止を図るとともに森林の機能を回復・増進することを目的としている。

地すべりは、地形、地質、土質、地下水の賦存状態等の素因と、降雨、融雪等の気象条件、地震及び切土等の人為等の誘因との組合せによって生じる複雑な現象であり、地すべり防止工事の図面

作成等は、地すべり調査によりその発生機構を解明し、地すべり抑制工、地すべり抑止工に区分される多数の工種の中から、最も効率的かつ、経済的に目標安全率を達成できる工種を組合せて行わなければならない。さらに、工種ごとの施工適地、施工箇所数、工種間の干渉の有無、施工順序、所要工期を考慮して工種配置を行う必要がある。

②地すべり防止工事の施工中には、新たな亀裂や崩壊の発生、地盤沈下、突発的な地下水の流出等、当初設計では予測できない状況が発生するが、現場においては、このような不測事態に対して、応急の地下水排除工や押盛土の施工、切土法勾配の変更、工種配置の再検討等、臨機かつ的確な判断が求められることが多い。また、地すべりが多い但馬地域では、3月下旬の融雪期までに工事を完成させなければ、融雪期の地下水の増加による地すべりの拡大崩壊が想定されるため、軟弱で急峻な現場においても、効率的に作業が進むように工程管理を行わなければならない。

③しかし、**治山工事以外の土木工事（土木事務所、土地改良事務所が所管する）では、森林を復旧するための大規模な地すべり防止工事はなく、土木工事の現場等技術業務を受託している民間コンサルタントにも地すべり防止工事の図面作成等や現場業務に精通している者はいない。**

一般社団法人兵庫県治山林道協会は、兵庫県下で地すべり防止工事の図面作成等と現場業務に永年従事した実績があり、図面作成等に必要な専門知識、現場業務に必要な技術力と施工全般の管理能力、工事後の施工効果検証する判断力を有する技術者を多数確保している。以上のことを総合的に判断すると、地すべり防止工事の現場等技術業務を委託できる相手方は、社団法人兵庫県治山林道協会のみである。

地すべり防止工の工種

抑制工—地表水排除工—浸透防止工、水路工、流路工
—地下水排除工—暗渠工、ボーリング暗梁工、集水井工、排水トンネル工
—排土工
—押え盛土工
—ガス排除工
—治山ダム工等
—土留工
抑止工—杭工、シャフト工、アンカー工

(iii) 洲本農林水産振興事務所

洲本農林水産振興事務所は、**山腹工事に係る現場等技術業務**について、**兵庫県治山林道協会に随意契約により委託**している。

下記のとおり、随意契約理由には、「兵庫県治山林道協会は兵庫県下で山腹工事現場業務に永年従事した実績があり、必要な技術力と施工全般の管理能力を有する技術者を多数確保している。」とある。確かに、下表のとおり、当該業務に携わっている管理技術者及び現場技術員は長年、森林土木業務に従事しており、知識、経験、ノウハウを兼ね備えた職員で構成されている。

一方、**洲本農林水産振興事務所は、民間コンサルタントによる当該業務の実施可能性について特段調査を行っておらず、過去から兵庫県治山林道協会と長年随意契約を締結**しており、本当に民間コンサルタントでは実施不可能なのか大いに疑問が残る。また、従事している管理技術者及び現場技術員の構成を確認した結果、**職員の高齢化も懸念**される状況にあり、当該業務の持続可能性という意味において、民間コンサルタントの活用を考えなければならない時期に来ているとも言える。

さらに、下表のように洲本農林水産振興事務所における山地災害危険地区

のうち未着手である箇所は多数存在していることから、人命にかかわる非常に重要な工事である山腹工事の現場等技術業務委託の担い手数を増やすという観点からも民間コンサルタントの必要性は増してきていると考えられる。

【管理技術者及び現場技術員の一覧】

職種	年齢	職歴（前職における森林土木業務の従事年数）	治山林道協会での従事年数
管理技術者	62歳	・兵庫県職員として森林土木業務に従事（36年間）	1年間
現場技術員	71歳	・兵庫県職員として土木業務等に従事（41年間） ・兵庫県みどり公社職員として森林土木業務に従事（6年間）	3年間
現場技術員	69歳	・民間会社職員として主に測量業務等に従事（5社計33年間） ・林道協会嘱託員として被害復旧調査事業に従事（1年5ヶ月）	8年間

（出典：管理技術者経歴書、現場技術員経歴書）

【山地災害危険地区（洲本農林水産事務所のみ抜粋）（令和3年3月末時点）】

農林振興事務所名	山腹崩壊危険地区		地すべり危険地区		崩壊土砂流出危険地区		計		（参考）危険地区数における着手率
	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	
洲本	250	117	11	7	287	103	548	227	41.4%

従って、山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、洲本農林水産振興事務所は、山腹工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。【意見－82】

【随意契約理由】

<p>本業務は、県に代わって、山腹工事の現場等技術業務を委託するものである。</p> <p>山腹工事は、土砂崩壊により破壊した森林を復旧するために構造物等を設け、森林の機能を回復・増進することを目的とした工事であり、施工中には土質や地下水脈の変化、新たな拡大崩壊等、当初設計では予測できない状況が発生する可能性が高い。不測事態に対し、構造物の規格変更、工種の増加等、臨機かつ的確な判断が求められることが多く、現場では効率的な工程管理を行わなければならない。</p> <p>（社）兵庫県治山林道協会は、県下で山腹工事の現場業務に永年従事した実績があり、必要な技術力と施工全般の管理能力を有する技術者を多数確保していることから、当該業務を委託できる相手方は、（社）兵庫県治山林道協会のみである。</p>

(iv) 光都農林振興事務所

光都農林振興事務所は、**山腹工事に係る現場等技術業務**について、**兵庫県治山林道協会に随意契約により委託**している。

下記のとおり、随意契約理由には、「兵庫県治山林道協会は兵庫県下で山腹工事現場業務に永年従事した実績があり、必要な技術力と施工全般の管理能力を有する技術者を多数確保している。」とある。確かに、下表のとおり、当該業務に携わっている管理技術者及び現場技術員は長年、森林土木業務に従事しており、知識、経験、ノウハウを兼ね備えた職員で構成されている。

一方、**光都農林振興事務所は、民間コンサルタントによる当該業務の実施可能性について特段調査を行っておらず、過去から兵庫県治山林道協会と長年随意契約を締結**しており、本当に民間コンサルタントでは実施不可能なのか大いに疑問が残る。また、従事している管理技術者及び現場技術員の構成を確認した結果、**職員の高齢化も懸念**される状況にあり、当該業務の持続可能性という意味において、民間コンサルタントの活用を考えなければならない時期に来ているとも言える。

さらに、光都農林振興事務所の現地調査の際、現地視察を行った対象は、平成 30 年 7 月豪雨により山腹崩壊が発生した箇所であり、甚大な被害が発生した場所である。下表のように光都農林振興事務所における山地災害危険地区のうち未着手である箇所は多数存在していることから、人命にかかわる非常に重要な工事である山腹工事の現場等技術業務委託の担い手数を増やすという観点からも民間コンサルタントの必要性は増してきていると考えられる。

【管理技術者及び現場技術員の一覧】

職種	年齢	職歴（前職における森林土木業務の従事年数）	林道協会での従事年数
管理技術者	68 歳	・兵庫県職員として森林土木業務に従事（36 年間）	6 年間
現場技術員	52 歳	・林道協会職員として森林土木業務に従事（28 年間）	28 年間
現場技術員	65 歳	・兵庫県職員として森林土木業務に従事（42 年間）	3 年間

（出典：管理技術者経歴書、現場技術員経歴書）

【山地災害危険地区（光都農林振興事務所のみ抜粋）（令和 3 年 3 月末時点）

農林振興事務所名	山腹崩壊危険地区		地すべり危険地区		崩壊土砂流出危険地区		計		（参考）危険地区数における着手率
	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	箇所数	うち着手数	
光 都	730	295	24	14	1,188	426	1,942	735	37.8%

従って、山腹工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、光都農林振興事務所は、山腹工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。【意見－83】

【随意契約理由】

本業務は、県に代わって、山腹工事の現場等技術業務を委託するものである。

山腹工事は、土砂崩壊により破壊した森林を復旧するために構造物等を設けて、森林の機能を回復・増進することを目的とした工事であり、施工中には土質や地下水脈の変化、新たな拡大崩壊等、当初設計では予測できない状況が発生する可能性が高い。不測事態に対し、構造物の規格変更、工種の増加等、臨機かつ的確な判断が求められることが多く、現場では効率的な工程管理を行わなければならない。

(一社)兵庫県治山林道協会は、県下で山腹工事の現場業務に永年従事した実績があり、必要な技術力と施工全般の管理能力を有する技術者を多数確保していることから、当該業務を委託できる相手方は、(一社)兵庫県治山林道協会のみである。

(23) **事業No.50** 県単自治山ダム緊急整備事業（緊急自然災害防止対策）【治山課】

事業名	県単自治山ダム緊急整備事業（緊急自然災害防止対策）	事業No.	50
施策区分 (※1)	森林の多面的機能の維持・向上		
根拠法令・規程・要綱	治山事業実施要領 県単緊急防災事業実施基準		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単事業 3. その他（ ）		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 （請負）		
担当課・班名	治山課・治山林道班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 （農林(水産)振興事務所）		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

1. 事業の目的
国庫補助の対象とならない荒廃林地の下流などで治山工事を実施することにより、流木・土砂流出防止対策を図る。
2. 事業の内容
県単緊急防災事業：荒廃林地下流での流木・土砂流出防止対策が必要な箇所には治山ダムを、崩壊発生源となる山腹斜面には土留工などの山腹工を、県が実施する。

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	1,290,000	1,290,000
最終予算額	—	1,290,000	1,297,758
決算額 (※3)	—	482,200	864,458
差額 (内、翌年度への繰越額)	—	807,800 (807,700)	433,300 (432,600)

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「—」としている。

<指摘事項又は意見>

- ① 人的関係がある者の同一工事に係る入札への参加について（光都農林振興事務所）

光都農林振興事務所における治山事業の入札状況を確認した結果、**代表者が同一人物である2業者（株式会社A及び有限会社B）が同一工事に係る入札へ参加しており、その一方の会社（株式会社A）が落札している案件が発見された。**

工事番号	県単緊防治 第0000-0-009号		
工事（業務名称）	揖保川流域 復旧治山事業（2補緊第1号）		
工事（履行）場所	宋栗市一宮町公文		
予定価格	税込 77,605,000円 税抜 70,550,000円	最低制限価格	税込 69,108,853円 税抜 62,826,230円
落札価格	税込 69,115,013円 税抜 62,831,830円	ランダム係数	0.99994
入札業者名		第1回入札金額（円）	備考
番号	商号又は名称		
××	株式会社A	62,831,830	落札
××	有限会社B	63,031,804	
××	株式会社C	63,070,000	
××	D株式会社	63,122,320	
××	株式会社E	63,132,949	
	その他20社省略		

（出典：開札結果表を監査人が加工して作成）

なお、第1章「包括外部監査の概要」VI.2に記載のとおり、上記工事は視察対象工事であり、工事現場は以下のとおりである。

<令和元年度（30災第1号）治山事業>
施工者 有限会社B



<令和2年度（2補緊第1号）治山事業>
施工者 株式会社A



（注）上記の写真では、看板部分を加工している。

【契約内容の状況】

業務名称	30 災第 1 号	2 補緊第 1 号
施工業者	有限会社 B	株式会社 A
代表者	C	C
最終工期	令和元年 10 月 11 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	令和 3 年 2 月 26 日～ 令和 3 年 8 月 31 日
最終請負金額（税込）	240,069,797 円	95,308,400 円
入札形態	指名競争入札	一般競争入札
下請業者の状況	6 業者	4 業者 (有限会社 B の下請業者と全て同一)

上表のとおり、株式会社 A の下請業者の状況は、有限会社 B の下請業者と同一業者であること、両者の応札が最低制限価格に非常に近い金額で応札していること及び両者の代表は同一人物であることから両者の経営情報及び入札情報が共有されている懸念がある。また、公共工事において人的関係がある両者が入札に参加した場合、情報を共有するもの同士での談合などの問題が生じやすいと考えられる。

この点、県には、入札が行われた時点では、人的関係がある者同士が同一工事に係る入札へ参加することを制限する規定が整備されておらず、入札の公正性、公平性及び透明性を確保する観点からは望ましいとは言えない状態であった。【指摘事項－86】

なお、現在、県では、人的関係及び資本関係がある者同士の同一入札への参加を制限する規定を整備し、令和 4 年 10 月 1 日以降に入札公告する案件から適用するとしている。今後は、当該規定の適正な運用に努めるべきである。【意見－84】

(24) **事業No.52** 全国豊かな海づくり大会会場等整備事業【全国豊かな海づくり大会企画課】

事業名	全国豊かな海づくり大会会場等整備事業	事業No.	52
施策区分 (※1)	水産資源の増殖・適正管理		
根拠法令・規程・要綱	—		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 (一部県土整備部への分任)		
担当課・班名	全国豊かな海づくり大会企画課・事業推進班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 (農林水産技術総合センター：水産技術センター)		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的</p> <p>令和4年秋に開催する第41回全国豊かな海づくり大会について、全国約1,000人の招待客と天皇皇后両陛下をお迎えするのに相応しい会場とするため、県土整備部の協力のもと会場整備を実施する。</p> <p>また、御放流魚は、明石市二見町の兵庫県栽培漁業センターで生産する。水温上昇や疾病発生等による斃死のリスクをできる限り低減するため、必要な施設改修を実施し、大会に必要な稚魚を確実に生産・管理できる体制を整備する。</p> <p>2. 事業の内容</p> <p>(1) 海上歓迎・放流行事会場の整備【全額令和3年度へ繰越】</p> <p>再開発計画が進められている明石港東外港地区のうち、砂利揚場跡地を駐車場や出演者控所等として利用するため舗装工事を行う。</p> <p>同じく、両陛下の御動線となる臨港道路、駐車場についても舗装工事、植栽剪定を行う。</p> <p>また、御放流所となるベランダ護岸は、招待者の安全対策として転落防止柵の新設及び補修、インターロッキング舗装を行う。</p> <p>①実施年度：令和2、3年度（大会延期により令和3、4年度に変更）</p> <p>②実施内容</p> <p>ア 明石港砂利揚場跡地： コンクリート点々補修、アスファルト舗装</p> <p>イ 臨港道路、駐車場： アスファルト舗装、植栽剪定及び張芝</p> <p>ウ ベランダ護岸： 転落防止柵の新設及び補修、インターロッキング舗装 等</p> <p>(2) 放流魚の確保に向けた県栽培漁業センターの機能強化</p> <p>大会で使用する放流魚の確保を図るため、必要な施設の機能強化を実施する。</p> <p>①屋外飼育水槽の機能強化</p> <p>夏期の直射日光による水温の上昇、台風による暴風雨等へのリスク対策を図るため、日差しを遮る遮光ネットの加重に耐えられるよう鉄骨柱の脚部補強や塗装を行うとともに、台風等の風雨に耐えられるようスレート屋根の葺き替えの実施</p> <p>②海水ろ過槽の機能強化</p>

海水中に含まれる浮遊懸濁物や疾病原因細菌を除去する上で欠かせない設備であるろ過槽は使用できなくなるリスクを低減し、安定的な種苗生産を行うため、外版の塗装等を実施

(3) 事業の実施手法

① 県土整備部への分任（全額令和2年度→令和3年度繰越）

② ひょうご豊かな海づくり協会への委託

< 予算実績 >

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	—	—	60,827
最終予算額	—	—	60,827
決算額 ^(※3)	—	—	21,758
差額 (内、翌年度への繰越額)	—	—	39,069 (39,000)

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「—」としている。

< 指摘事項又は意見 >

① 随意契約理由の記載について

当事業は、農林水産技術総合センターがひょうご豊かな海づくり協会に県営の栽培漁業センター屋外飼育水槽上屋等改修業務を随意契約により委託するものである。

委託契約の決裁書を閲覧した結果、随意契約に係る地方自治法施行令の一部を抜粋したものが参考資料として添付されているのみで、随意契約を締結するために必要な随意契約理由が明記されていなかった。【指摘事項-87】

農林水産技術総合センターは、随意契約を締結する場合には、民間活用の可能性を十分に検討し、ひょうご豊かな海づくり協会でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭に記載した随意契約理由書を添付した上で、決裁を行う必要がある。【意見-85】

【地方自治法施行令】（一部抜粋）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(略)

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の受払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。

(略)

② 再委託の承認行為について

当事業については、設計監理業務及び改修業務のいずれも外部業者に再委託を行っている。

【委託契約書】（一部抜粋）

委託契約書

兵庫県立農林水産技術総合センター（以下「甲」という。）と公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会（以下「乙」という。）は、兵庫県栽培漁業センター屋外飼育水槽上屋等改修その他工事設計監理業務（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（略）

委託契約書

兵庫県立農林水産技術総合センター（以下「甲」という。）と公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会（以下「乙」という。）は、兵庫県栽培漁業センター屋外飼育水槽上屋等改修業務（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（略）

契約書類を閲覧した結果、ひょうご豊かな海づくり協会から農林水産技術総合センターに対して、再委託により契約を締結した旨の事後報告が行われているのみであり、農林水産技術総合センターへの事前承認行為は行われていなかった。設計監理業務と改修業務については、いずれも委託契約書第9条において再委託の禁止が規定されており、事前承認がある場合に限り再委託が認められると考えられることから、ひょうご豊かな海づくり協会が実施した外部業者への再委託は委託契約書第9条に違反している。【指摘事項－88】

ひょうご豊かな海づくり協会においては、今後、再委託を行う場合は、契約の相手先に事前承認を得た上で、再委託先と契約を締結すべきである。【意見－86】

③ 契約方法について

上記②の請負契約内容及び包括外部監査人が要請し後日提出された随意契約理由書（①に記載のとおり、決裁は受けていない）は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	契約方法	契約金額	再委託に係る契約方法	契約金額(再委託)
建設工事請負契約	随意契約	20,733	指名競争入札	20,733
工事設計監理契約	随意契約	990	指名競争入札	990

【後日提出された随意契約理由書】

(公財) ひょうご豊かな海づくり協会は、今回の改修業務の対象となる県有施設「兵庫県栽培漁業センター」の管理運営業務を受託しており、マダイ、ヒラメ等の水産有用種の種苗生産を行っている。**施設改修の実施にあたっては、種苗生産への影響を最小限に抑える必要があります**、そのためには、改修工事の実施箇所や整備内容に合わせ、種苗生産の工程を順応的に見直しながらの施工が求められる。

また、当協会は、「兵庫県栽培漁業センター」の開設当初から管理運営業務を受託し、施設内の建物や機器類の保守管理を担っており、本改修業務の対象となる施設についても詳細な知識を有している。

以上の理由から、本業務を実施できる唯一の団体として当協会を選定した。

随意契約理由書には、「施設改修の実施にあたっては、種苗生産への影響を最小限に抑える必要があります」とあるが、外部業者が農林水産総合技術センターと協議の上、種苗生産の時期を外して当該工事を実施することは十分に可能であると考えられる。なお、包括外部監査人が現場視察を行った令和3年9月は屋外飼育水槽において種苗生産が行われていない時期であった。また、担当者に聴取した結果、数年前に実施した改修業務においては、農林水産技術総合センターが直接外部業者と契約を締結し、業務を実施していた時期もあるとのことであった。

<施設外観>



<種苗生産が行われていない水槽>



以上より、**栽培漁業センター屋外飼育水槽上屋等改修業務は、農林水産技術総合センターが自ら競争入札等を実施することが可能であった案件と考えられるため、今後は、外郭団体との契約を締結する必要性も含め、契約方法について慎重に判断すべきである。【意見－87】**

(25) **事業No.53** 但馬水産事務所庁舎建替整備事業【水産課】

事業名	但馬水産事務所庁舎建替整備事業	事業No.	53
施策区分 ^(※1)	水産資源の増殖・適正管理		
根拠法令・規程・要綱	—		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他(工事)		
担当課・班名	水産課・漁政班		
施策区分 ^(※2)	本庁 ・ 地方機関等 (但馬水産事務所)		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

1. 事業の目的

但馬水産事務所庁舎は、昭和38年竣工のため老朽化が著しく、外壁が剥離して落下するなど来庁者に危害を与えかねない状況になっている。

また、耐震性能も満たしておらず、震度6強～7程度で倒壊又は崩壊の危険性が有り、地震発生の際には、水産基盤の復旧の中心となる事務所機能や、北朝鮮のミサイル発射事案が頻発するなか県内漁業者の安否確認等で重要度がさらに増している無線局の機能が停止する恐れがある。これらのことから、但馬地域における水産関係機関の拠点としての機能を維持するため、庁舎の建替整備を実施する。

なお、新庁舎はブランド化や新商品開発など、行政、普及、試験研究を横断する分野の要請に対しての利便性向上を図るため、現但馬水産技術センター用地内に整備する。

2. 事業の内容

(1) 但馬水産事務所移転整備

但馬水産技術センター用地内(香美町香住区境1126-5)に移転整備

構造: RC2階建、延床面積1,260.56㎡、設計(平成30年度)、建築工事(平成30～令和2年度)

(2) 香住無線局移転関係工事

バックアップ用受信塔の移設工事(平成30～令和2年度)、通信機器の移設工事(令和2年度)

(3) 旧庁舎解体工事(令和2年度)

< 予算実績 >

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	506,063	32,538	259,221
最終予算額	506,063	32,538	256,445
決算額 ^(※3)	165,450	3,883	244,682
差額 (内、翌年度への繰越額)	340,613 令和元年度への繰越(340,613) 令和2年度への繰越(183,241)	28,655 令和2年度への繰越(28,655)	11,763

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

< 指摘事項又は意見 >

① 随意契約について (但馬水産事務所)

但馬水産事務所は、旧事務所解体撤去工事の関連業務について、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター（以下、「兵庫県まちづくり技術センター」という。）と随意契約を締結しており、随意契約理由として以下を挙げている。なお、以下の業務は、但馬水産事務所における単独の事務執行となっており、上表の予算及び決算には含まれていない。

契約名	但馬水産事務所解体撤去工事積算業務
契約日	令和2年5月1日
契約方法	随意契約
契約金額	803,000円
契約先	兵庫県まちづくり技術センター
随意契約理由	当工事積算業務については、建物が古くアスベスト等の特殊素材を含んだ撤去工事であるため、工事積算には技術的かつ積算基準に精通した技術者でなければ業務遂行が不可能であるとともに、業務成果を入札予定価格の参考にすることから業務守秘義務に対する信頼のある兵庫県まちづくり技術センターと随意契約を行う。

契約名	但馬水産事務所解体撤去工事監理業務
契約日	令和2年9月10日
契約方法	随意契約
契約金額	6,278,800円
契約先	兵庫県まちづくり技術センター
随意契約理由	旧但馬水産事務所撤去に当り、建物が古くアスベスト等の特殊素材を含んだ撤去工事であるため、その工事監理は技術的に精通した技術者でなければ工事監理が不可能であること、さらに業務に際し守秘義務に対する信頼のある兵庫県まちづくり技術センターと随意契約を行う。

旧但馬水産事務所解体撤去工事は、建物が古くアスベスト等の特殊素材を含

んだ工事であるものの、同様の工事は、民間でも数多く実施されている。しかし、但馬水産事務所が挙げた随意契約理由には、委託可能業者が兵庫県まちづくり技術センターしか存在しない、又は、委託業者は一定数存在するものの他の業者では実施出来ない理由が明確に記載されていない。さらには、随意契約の相手先が外郭団体であり信頼のある業者を理由としているが、外郭団体以外の業者であったとしても、契約業務について当然に守秘義務を負うものであるから、随意契約の理由としては不十分である。【指摘事項－89】

随意契約を行うにあたっては、真に随意契約によらなければならないものであるかを民間活用の可能性も含め十分に検討した上で、合理的な理由を具体的かつ明瞭に随意契約理由書などで明らかにする必要がある。【意見－88】

【随意契約根拠条項】

- | |
|--|
| <p>1 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造・修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p> <p>2 財務規則の運用について 第5（2）イ
政令第167条の2第1項第2号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する事例はおおむね次のとおりであること。</p> <p>イ 特殊の性質を有する物件の買入れであること若しくは契約について特別の目的があること、又はその履行について特殊の技術を要することにより、相手方が特定されるとき。</p> <p>第2（審査の適用除外）
要綱第4条第3項に規定する審査会の審査を要しない随意契約は、次のとおりとする。</p> <p>（2）次に掲げる契約で相手方が1者に限定されるもの</p> <p>カ 県の事業の目的と同一の設立目的又は事業目的を有する団体との当該事業の委託契約</p> |
|--|

(26) **事業No.55** 栽培漁業センター管理運営費【水産課】

事業名	栽培漁業センター管理運営費	事業No.	55
施策区分 ^(※1)	水産資源の増殖・適正管理		
根拠法令・規程・要綱	兵庫県第7次栽培漁業基本計画		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	水産課資源増殖室・漁場整備班		
施策区分 ^(※2)	本庁 ・ 地方機関等 (水産技術センター)		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的</p> <p>栽培漁業は、埋め立て等により漁場環境の悪化による水産資源の減少などを背景に、水産資源の回復を目的とした「つくり育てる漁業」の一環として進めている。</p> <p>県では、平成28年3月策定の兵庫県第7次栽培漁業基本計画（以下、「第7次基本計画」という。）に基づき、計画的な事業の推進に努めている。</p> <p>2. 事業の内容</p> <p>ひょうご豊かな海づくり協会に県営栽培漁業センター（明石市、香美町）の施設保守管理及び栽培漁業用種苗の生産を委託して実施している。</p> <p>種苗生産は栽培漁業センター6魚種、但馬栽培漁業センター6魚種としており、生産数量は第7次基本計画に基づき、各市町等の要望をもとに調整している。</p>
--

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	210,767	213,254	216,249
最終予算額	227,074	244,648	231,680
決算額 ^(※3)	227,074	244,648	231,680
差額 (内、翌年度への繰越額)	0	0	0

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

① 随意契約理由の記載について

当事業は、農林水産技術総合センターがひょうご豊かな海づくり協会に県営の栽培漁業センターの管理運営及び栽培漁業用種苗の生産を随意契約により委託するものである。

委託契約の決裁書を閲覧した結果、随意契約に係る地方自治法施行令の一部を抜粋したものが参考資料として添付されているのみで、随意契約を締結するために必要な随意契約理由が明記されていなかった。【指摘事項-90】

農林水産技術総合センターは、随意契約を締結する場合には、民間活用の可能性を十分に検討し、ひょうご豊かな海づくり協会でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭に記載した随意契約理由書を添付した上で、決裁を行う必要がある。【意見-89】

【地方自治法施行令】（一部抜粋）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(略)

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(略)

(27) **事業No.57** 狩猟期シカ捕獲拡大事業【鳥獣対策課】

事業名	狩猟期シカ捕獲拡大事業	事業No.	57
施策区分 (※1)	野生動物の管理や被害対策の推進		
根拠法令・規程・要綱	市町振興支援交付金交付要綱 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他 ()		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他 ()		
担当課・班名	鳥獣対策課・被害対策班		
施策区分 (※2)	本庁 ・ 地方機関等 (農林振興事務所)		

(※1) 農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

(※2) 地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的 生息区域が拡大し、深刻な農林業被害を与えているシカについて、短期集中的に個体数を減少させるためには有害捕獲のみにとどまらず、狩猟期の捕獲拡大を含めた総合的な捕獲対策が必要となっている。そのため、狩猟者が狩猟期に行うシカ捕獲に対しても捕獲報償金を支給して、さらなる捕獲の拡大を図る。</p> <p>2. 事業の内容 狩猟期間中のシカの捕獲について、狩猟者に対して捕獲頭数に応じて報償金を支給する。 (1)実施期間：11月15日～3月15日(狩猟期間) (2)捕獲目標：25,000頭 (3)対象経費：銃器、わなによる捕獲(3頭以上捕獲した者に対して捕獲1頭目から支給) (4)単 価：7,000円/頭 搬入支援2,000円/頭 (5)負担割合：①搬入あり：国庫100% ②搬入なし：特交80%、県10%(市町振興支援交付金)、市町10%</p>

<予算実績>

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	187,500	191,600	174,000
最終予算額	190,482	193,938	211,260
決算額 (※3)	152,735	175,195	175,835
差額 (内、翌年度への繰越額)	37,747	18,743	35,425

(※3) 事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

当事業は、狩猟期間（11月15日から翌年3月15日までの期間）に、県内で狩猟により3頭以上のニホンジカ（有害捕獲許可を受けて捕獲したニホンジカを除く。）を捕獲した狩猟者に対して、1頭につき7,000円の報償金を支払う事業である。

報償金の申請者は、毎月の捕獲実績について、月末捕獲実績報告書の他、「狩猟期シカ捕獲拡大事業実施要領」に定める以下の書類等を提出する必要がある。

【狩猟期シカ捕獲拡大事業実施要領】（一部抜粋）

第6条 申請者は、毎月の捕獲実績について、月末捕獲実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類等を添付して、翌月の10日（12月の捕獲実績は1月15日、3月の捕獲実績は3月20日）までに、県民局長等が別に定める方法により提出し、県民局長等の確認を受けなければならない。

（1）県が別に認定する処理加工施設に捕獲した個体を搬入した場合 当該施設の職員の確認を受けたことを証する確認伝票（県が当該処理施設に対し指定したものに限る。）

（2）その他の場合

ア 捕獲後の写真

イ わな猟により捕獲した場合にあっては、殺処分前の捕獲個体及び猟具と一緒に確認できる写真

ウ 県民局長等が別に定める方法で捕獲個体から切り取った尻尾（尾骨の先端を含む部分で、一頭ごとに捕獲日、捕獲した場所（市町名）、捕獲した者の氏名を記載したチャック付きポリ袋に入れてあるもの）

2 前項第2号アの写真是、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

ア 電子データで提出することができるカメラで撮影されたものであること。

イ 捕獲した者、殺処分後の捕獲個体、切り取った尻尾、看板を1枚に収め、すべて明確に写るように撮影されたものであること。

ウ 捕獲した者の顔と服が明確に分かるように撮影されたものであること。

エ 捕獲個体は、撮影者から見て右向きに設置し、捕獲個体の右頭と右腹がみえるように捕獲個体全体を撮影されたものであること。

オ 捕獲個体の腹部にスプレーまたはペンキで、捕獲した猟法にかかる登録番号（頭文字の漢字は除く。）をマーキングされた状態で撮影されたものであること。

カ 根元から切断した状態の捕獲個体の尻尾をスプレーした登録番号と重ならないように、当該捕獲個体の上に載せた状態で撮影されたものであること。

キ 捕獲した者の氏名・捕獲日・捕獲場所等を記載した看板が撮影されたものであること。

3 (略)

第7条 (略)

第8条 県民局長等は、前2条に基づき提出された書類等及び次条に基づき提出させた書類等を検査し、捕獲実績報告書兼請求書の内容が適正であると確認できた場合は、狩猟者に対し、報償金を交付するものとする。

2 県民局長等は、次に掲げる場合に該当し、その捕獲実績を確認できないものについては、報償金を交付しないものとする。

(1) (略)

(2) 第6条第1項第2号に掲げる場合に、**同号アに規定する写真（同条第2項のアからキまでに掲げる条件を満たすものに限る。）の提出がないとき。**

(略)

上記のとおり、不正な報償費の請求を防止するため、**捕獲した写真については詳細な条件が設定**されており、条件を充足しない場合には、報償金を交付しない

ものとされている。当包括外部監査で、報償金の申請者から提出された実績報告書及び添付された写真を確認した結果、以下のとおり、条件を充足していないにもかかわらず、報償金が支払われている事例が散見された。

- (i) 朝来農林振興事務所では、捕獲した者の氏名・捕獲日・捕獲場所等を記載した看板が撮影されていない、又は、看板に捕獲した者の氏名が記載されていないにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。

【指摘事項－91】

- (ii) 加東農林振興事務所では、看板に捕獲した者の氏名が記載されていない、又は、捕獲個体の腹部にスプレーまたはペンキでマーキングされた登録番号が誤っているにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。【指摘事項－92】

- (iii) 洲本農林水産振興事務所では、捕獲個体の腹部にスプレーまたはペンキでマーキングされた登録番号が誤っている、又は、切り取った尻尾が写真に写されていないものであるにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。【指摘事項－93】

当事業は、シカによる農林業被害を軽減し、被害地域拡大を防止するため、シカ捕獲に協力する狩猟者に対して報償金を支払うものであることから、報償金の支給の条件を過度に厳格に運用した場合、手間を嫌う狩猟者が当該事業への参加、すなわち、シカの捕獲を取り止める恐れもあり、各県民局では、軽微な不備については、狩猟者への注意喚起に留めているとのことであった。この点については、理解できる面もあるが、一方で、公金を報償金として支給する以上、事業の公正性、公平性を確保する必要がある。なお、光都農林振興事務所では、各種注意書きを記載した写真台紙の雛型を狩猟者へ配布し、当該台紙に写真を貼付して提出してもらう工夫を行っており、上記のような不備が発見されなかったことから、他の県民局においても参考にすべきと言える。従って、県は、各狩猟者に対して、提出書類の要件について改めて注意喚起するとともに、書類について統一の様式を配布するなど、狩猟者の負担を避けつつ、形式的な不備を軽減させる工夫を行うべきである。【意見－90】

(28) **事業No.60** 兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業【鳥獣対策課】

事業名	兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業	事業No.	60
施策区分 （※1）	野生動物の管理や被害対策の推進		
根拠法令・規程・要綱	鳥獣保護管理法		
事業区分	1. 国庫事業 2. 県単独事業 3. その他（ ）		
事業種別	1. 補助金・負担金事業 2. 貸付事業 3. 委託事業 4. その他（ 工事請負事業 ）		
担当課・班名	鳥獣対策課・鳥獣保護管理班		
施策区分 （※2）	本庁 ・ 地方機関等（ ）		

（※1）農林水産ビジョン2025の施策項目を記載している。

（※2）地方機関の場合は「農林振興事務所」等の執行場所を記載している。

<事業概要>

<p>1. 事業の目的 近年の野生動物の生息範囲の拡大、狩猟者の高齢化等を原因とする捕獲圧の低下により、地域によっては生息数や被害が拡大する中、（1）狩猟者の捕獲技術（銃、わな）の向上、（2）狩猟者の法令や安全対策の知識の習得、（3）狩猟体験や情報発信を通じた新たな狩猟者の確保対策の拠点として「兵庫県立総合射撃場（仮称）」を整備する。</p> <p>2. 事業の内容 （1）クレー射撃（トラップ、スキート） 3面（トラップ射場3面、うち1面スキート射場併用） （2）標的射撃（ライフル、スラッグ、空気銃） 3面（ライフル射場1面、スラッグ射場1面、空気銃1面（10m）） （3）管理棟 （4）火薬庫</p>
--

<予算実績>

（単位：千円）

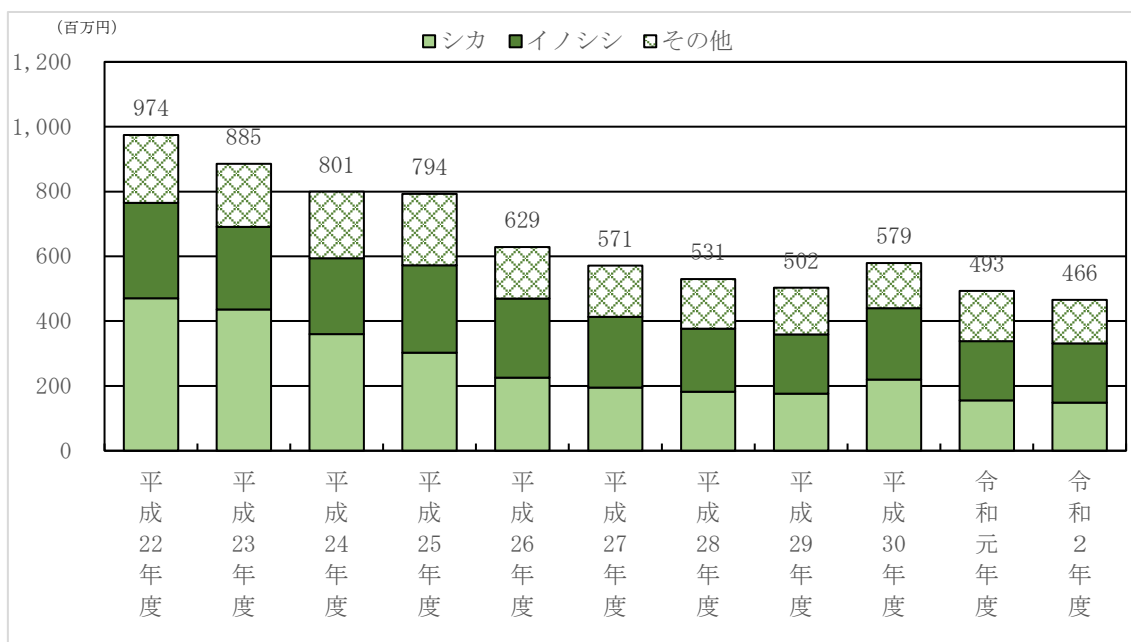
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	0	170,000	1,744,448
最終予算額	0	170,000	1,744,448
決算額（※3）	0	1,000	0
差額 （内、翌年度への繰越額）	0	169,000 (169,000)	1,744,448 (1,744,448)

（※3）事業単位の執行額の把握が困難な場合は「-」としている。

<指摘事項又は意見>

県では、シカ、イノシシ、カワウ等の野生鳥獣の生息範囲の拡大等により、農林水産業被害や市街地での人身被害等が発生するとともに、シカの食害による森林の下層植生の消失等により、土砂災害の危険性の高まりや生物多様性の劣化が生じている。下表は、**野生鳥獣による農林被害額**の推移を示すものであるが、県全体では捕獲効果もあり減少傾向にはあるものの、**令和2年度は466百万円の農林業被害が発生**しており、被害額は全国でも上位に位置する。

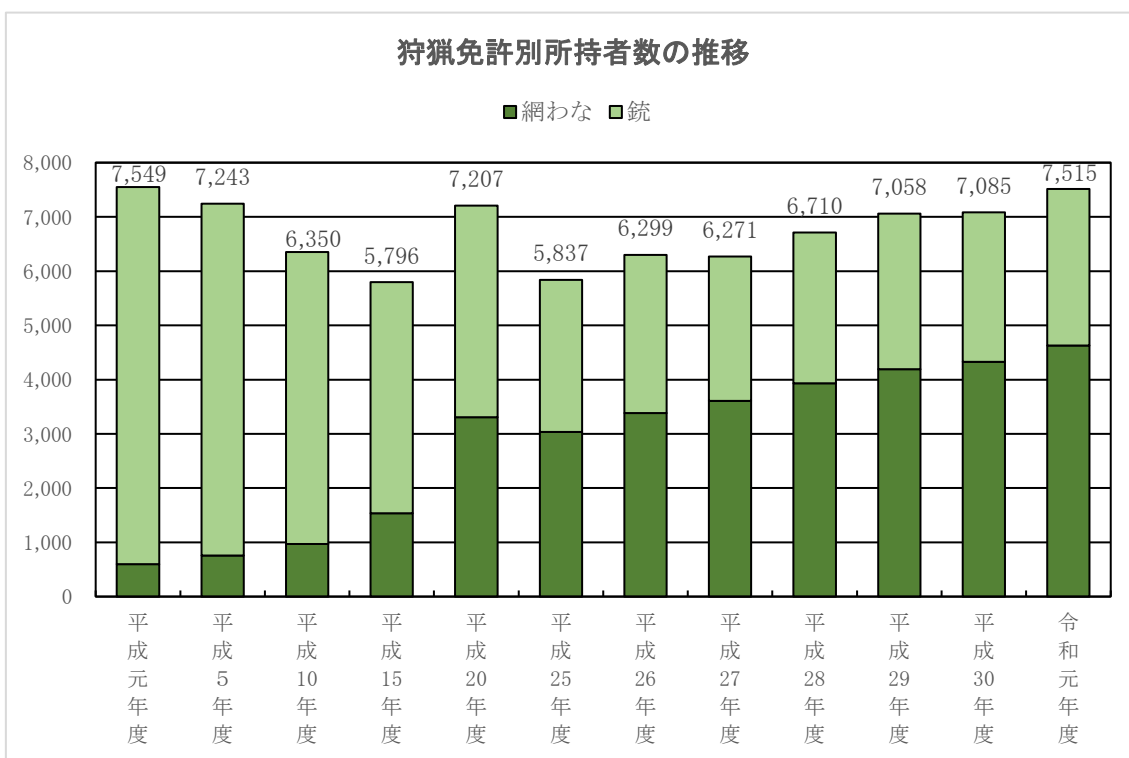
【野生鳥獣による農林業被害額の推移】



鳥獣被害対策を進める上では、個体数を減らすことが重要となるが、個体数管理（捕獲）の担い手である狩猟者の推移は下表のとおりである。**狩猟免許所持者は近年増加傾向**にあり、令和元年度では7,515人となっているが、**網わな免許の所持者数が増加**する一方、**銃免許の所持者数が大きく減少**していることが分かる。また、**狩猟者の高齢化が進行**しており、令和元年度では狩猟者の約半分が60歳以上となっている。

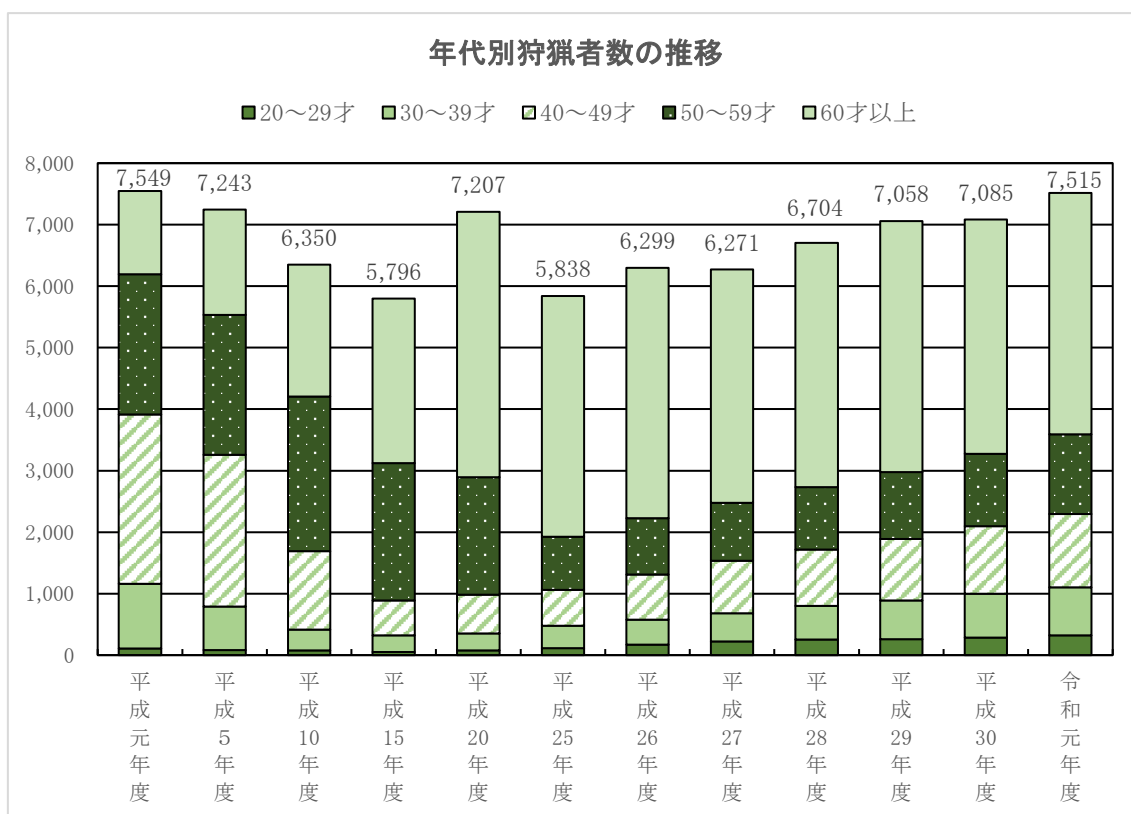
【狩猟免許別所持者数の推移】

年度	網わな	銃	計
平成元年度	597	6,952	7,549
平成5年度	759	6,484	7,243
平成10年度	968	5,382	6,350
平成15年度	1,537	4,259	5,796
平成20年度	3,308	3,899	7,207
平成25年度	3,035	2,802	5,837
平成26年度	3,386	2,913	6,299
平成27年度	3,609	2,662	6,271
平成28年度	3,930	2,780	6,710
平成29年度	4,191	2,867	7,058
平成30年度	4,330	2,755	7,085
令和元年度	4,628	2,887	7,515



【年代別狩猟者数の推移】

年度	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上	計	60才以上割合
平成元年度	108	1,050	2,754	2,284	1,353	7,549	17.9%
平成5年度	82	709	2,467	2,276	1,709	7,243	23.6%
平成10年度	75	341	1,274	2,516	2,144	6,350	33.8%
平成15年度	52	272	566	2,234	2,672	5,796	46.1%
平成20年度	77	275	631	1,908	4,316	7,207	59.9%
平成25年度	115	362	582	864	3,915	5,838	67.1%
平成26年度	171	405	735	915	4,073	6,299	64.7%
平成27年度	224	455	855	941	3,796	6,271	60.5%
平成28年度	254	549	915	1,016	3,970	6,704	59.2%
平成29年度	262	629	996	1,092	4,079	7,058	57.8%
平成30年度	288	713	1,095	1,177	3,812	7,085	53.8%
令和元年度	321	780	1,195	1,297	3,922	7,515	52.2%



また、都道府県別の射撃場数は、下表のとおりである。県内には、過去6か所の民間射撃場があったが、うち4か所は閉鎖され、現在は上郡町(土日のみ営業)と神戸市西区の2か所に開設されている。県によると、射撃面数や種類が少ない

ことから、県外射撃場に4割以上の利用者が流出しているとのことである。

【都道府県別射撃場数】

都道府県	射撃場数	地方別計	都道府県	射撃場数	地方別計
北海道	21	21	三重	1	12
青森	4	43	滋賀	-	
岩手	8		京都	5	
宮城	6		大阪	3	
秋田	6		兵庫	2	
山形	7		奈良	-	
福島	12		和歌山	1	
茨城	5		27	鳥取	3
栃木	7	島根		4	
群馬	3	岡山		3	
埼玉	2	広島		3	
千葉	8	山口		4	
東京	-	42	徳島	4	15
神奈川	2		香川	1	
新潟	5		愛媛	5	
富山	3		高知	5	19
石川	2		福岡	1	
福井	1		佐賀	2	
山梨	5		長崎	1	
長野	10		熊本	6	
岐阜	7		大分	3	
静岡	7		宮崎	4	
愛知	2	鹿児島	2		
小計		133	沖縄	-	-
			小計		63
			合計		196

上記のとおり、鳥獣額被害対策を推進する上で、「狩猟者の育成」と「新規の狩猟者の確保対策」を強化する必要があることから、①狩猟者の捕獲技術（銃・わな）、②法令や安全対策に関する知識の習得、③狩猟体験や情報発信を通じた新たな狩猟者の確保事業の拠点として活用するため、兵庫県立総合射撃場（仮称）を整備することとしている。なお、令和2年度において敷地造成・整備工事の入札を実施する予定であったが、鉛対策などきめ細かな地元調整のため、令和2年

度には入札できず、令和3年度に行われている。14者応募の結果、1,756百万円（税込）で落札されている（令和3年8月11日開札）。県が作成した投資事業評価調書（平成31年1月28日）の当初整備事業の概要は、以下のとおりである。

1. 整備場所
 - (1) 整備予定地 三木市吉川町福井・上荒川（県有地：県有環境林）
 - (2) 区域面積 約10ha
 - (3) 利便性 中国縦貫道吉川ICから約2.8km（神戸市から46分、姫路市から52分、豊岡市から88分）

2. 施設の概要

研修棟平屋、射撃訓練施設（クレー、ライフル等）、わなフィールドで構成

施設区分		規模	内容
クレー射撃 （散弾銃）	トラップ（2面）	約4.3ha	移動する鳥獣を捕獲する射撃訓練 ※トラップ：手前から奥へ標的が移動 スキート：横や斜め方向に標的が移動 ※標的の発射パターン、スピードに応じて各2面 静止した鳥獣を捕獲する射撃訓練 ※遠方のクマ等の大型獣の捕獲訓練 近距離で音を出さずに捕獲する射撃訓練 ※警戒心の高いカワウ等の捕獲訓練
	スキート（2面）		
標的射撃 （ライフル銃）	ライフル（1面）		
	空気銃（1面）		
わな実践フィールド		約65.0ha	箱わな・くくりなわを設置する研修フィールド ※森林の状態をそのまま利用
研修兼管理棟 （1階建）	管理	約260㎡	事務所機能（受付、案内、銃器点検等） 利用者休憩スペース
	研修	約100㎡	狩猟に関する法令等の座学研修を実施 狩猟免許試験（更新）を実施
	標的射撃（ビーム ライフル）	約110㎡	狩猟体験など、資格無しで銃の模擬練習
駐車場		3,750㎡	150打分の駐車確保
火薬庫		70㎡	弾薬の保管場所（火薬類取締法）

3. 総事業費

約25億円（基本計画・測量・設計等：約1.7億円、造成経費：約8.2億円、鉛対策費：約6.4億円、射撃施設：約3.6億円、管理棟：約2.5億円、進入路・駐車場棟：約3.1億円）

4. 想定利用者数

県内の既存2施設と連携しつつ、県外施設で練習している利用者を対象に、年間約4,800人の利用を見込んでいる。

(1) 現状での利用見込み

県外施設の利用者約4,200人のうち、7割相当(3,000人)を取り込むほか、県内施設利用者5,700人の複数利用(3割相当：1,800人)による需要拡大を見込む。

(2) 新たな利用者確保への対応(約3千人を想定)

5. 採算性

[利用料金、収入等]

区分		金額(千円)
利用料金等	年間の収入	19,030
入場料	@500円/日×4,800人	2,400
クレー射撃利用料	@1,300円/日×3,100人	4,030
ライフル射撃利用料	@3,000円/日×1,600人	4,800
空気銃利用料	@3,000円/日×100人	300
射撃講義	受講料@10,000円/回×400人	4,000
免許更新講習	銃所持許可の更新講習 @10,000円/回×200人分	2,000
新規銃取得教習	銃所持許可の教習射撃 @30,000円/回×50人分	1,500

※クレー競技大会、猟友会射撃大会が開催された場合の利用料金：約14,000千円

〔施設の運営経費等〕			
区分			金額（千円）
運営経費等			36,719
人件費	責任者（1名）、事務総括（1名）、射撃スタッフ（4名）		17,684
標的資材購入費等	クレー標的@15、ライフル標的@10		832
新規銃取得教材費	講師謝金等（@16,000円×50回、資料代等）		820
施設維持費	需用費（4,985千円）、役務費（2,489千円）、委託費（5,730千円）、その他（4,179千円）		17,383

※射撃施設が施設機能の大半を占めることから、狩猟や射撃知識などの専門性を有する民間事業者等を指定管理者とすることを想定

なお、総事業費は、当初約 25 億円としていたが、基本計画策定段階で変更の必要性が生じたことから、以下のとおり、整備内容を見直し、その結果、総事業費見込額は約 35 億円に増加している。

1. 見直しの背景

(1) 危険区域の範囲変更（内閣府令及び地元要望への対応）

- 弾丸到達範囲（危険区域）のうち、舗装部分として、当初岡山県射撃場を参考に約 80m 程度を想定していた。詳細な弾道計算により、到達範囲全体が約 230m 程度であることが判明したので、山田錦産地であることを考慮して、舗装を拡大。
- 内閣府令では、危険区域を包括する範囲の敷地を保有することが定められているが、新たな危険区域内に未買収地があるため、設計変更が必要。
- 危険区域の範囲拡大の確定に伴い、用地造成・鉛対策強化（地元から強い要望）を実施するため、費用の増加が必要。

(2) 施設内容の見直し（猟友会等要望及び他施設調査を踏まえた対応）

狩猟者の技術向上に最も有効なトラップ射場等の充実や、捕獲獣肉の利用促進を図るための解体処理講習室の整備等多様な講習等を行う総合施設として、施設内容の見直しを行う。

(3) その他

施設所在地である三木市要望による周辺道路拡幅、敷地内の里道水路の廃止測量等、当初想定していなかった対応が必要となった。（ため池廃止手続き中に判明）

2. 整備費用

○当初想定時との整備費比較

（単位：千円）

	当初	変更案	増減	増減説明
基本計画・測量・設計	170,000	170,000	0	変更なし
用地造成	820,176	1,342,200	522,024	造成面積増（+6.71ha）
鉛対策	638,522	792,200	153,678	舗装面積増（+35,000㎡）
整備工事	285,750	337,878	52,128	入口ゲートの追加 （公安委員会監修による）
周辺道路拡幅	0	185,000	185,000	三木市要望対応
里道水路廃止	0	36,000	36,000	廃止にかかる測量・登記費用
クレー射撃（スキート・トラップ）	161,411	105,435	△55,976	トラップ・スキート1面併用による整備面数の減（△1面）
標的射撃（ライフル・スラッグ・空気銃）	206,393	262,369	55,976	スラッグ専用射場の整備 空気銃射場規模の縮減
管理棟	255,314	318,373	63,059	施設規模の増（+72㎡） 処理加工実習室追加、 会議室・ロビー等拡張等
合計	2,537,566	3,549,455	1,011,889	—

本事業については、農林水産被害や人的被害の抑制等を目的としたものであり、事業の遂行に関しては一定の合理性は認められるものの、以下の懸念事項が存在することについては、留意する必要がある。

〔懸念事項①〕

利用者（潜在的利用者含む）見込数が少なく、施設の稼働率が低迷する恐れがある。

投資事業評価調書（平成 31 年 1 月 28 日）によれば、**施設の利用者見込は、4,800 人**とされている。施設の営業日数がどの程度に設定されるかは現時点では確認できないが、仮に年間の営業日数が 300 日（休業日が週に 1 日程度設定）とした場合、1 日当たりの平均利用人数は僅か 16 人である。当然、曜日等によって利用者数の増減はあると想定されるため、利用人数が 0 人となる日が発生する可能性も否定できない。

また、当事業は、射撃訓練施設を中心に構成される施設を整備する事業である。射撃は、野球・卓球・水泳・マラソンなどのように、県民の誰もが気軽に参加し、取り組むことが出来るものではなく、一定の訓練を受けた上で免許の取得が必要であることや、銃の保持が基本的に禁止されている我が国では「銃」に対する心理的抵抗感を感じる県民が一定程度存在することが推察されるなどの理由により、**施設の利用者が非常に限定的になる、また、利用者の拡大が進まない可能性があり、その結果、施設の稼働率が低迷する恐れがある。**

〔懸念事項②〕

総事業費が当初の計画（約 25 億円）よりも約 10 億円拡大しており、また、施設の利用開始直後から収支がマイナスとなることが見込まれている。

投資事業評価調書（平成 31 年 1 月 28 日）によれば、**当事業の総事業費は、約 25 億円と計画されていたが、現在は約 35 億円に拡大している。**投資事業評価調書（平成 31 年 1 月 28 日）では、施設の採算性について、「狩猟者の人材育成に要する経費は、鳥獣被害防止対策の一環として、従来から公的支援をしており、事業の性質上、営業の利益を求めることは困難であるが、射撃施設の利用に関しては、他の射撃場施設と同様に、入場料や標的代、使用料金を徴収し、施設の運営、管理費に充当する。」としており、施設の利用開始後、収支がマイナスとなることもやむを得ないという姿勢を見せている。**事業計画上の年間収支は約 17 百万円のマイナス（＝収入 19,030 千円－経費 36,719 千円）を見込んでいるが、特に、収入については、入場料、利用料などの利用者数に比例するものが殆どであることから、利用者数が想定を下回った場合には、収支のマイナス幅が拡大する恐れがある。**

〔懸念事項③〕

射撃場を整備することが、野生鳥獣による農林業被害額の減少に真に寄与するかが不透明である。

本事業は、射撃場の整備により、狩猟者の人材育成、野生動物の個体数調整を可能にすることで、野生鳥獣による農林業被害額を減少させることを目的としている。上記のとおり、**県の農林業被害額は全国的にも上位に位置するものの、減少傾向にある。**狩猟免許所持者は、全体としては増加傾向にあり、その内訳は、網わな免許の所持者数が増加する一方、銃免許の所持者数が大きく減少している状況にある。従って、**本事業のメインターゲットである銃器による狩猟者数が大きく減少しているものの、野生鳥獣による農林業被害額は増加するどころか、寧ろ減少している状況にある。**

また、下表は、投資事業委員調書で示された平成 29 年度における狩猟者数とシカ捕獲数であるが、**狩猟者 1 人当たりの捕獲数は、銃器と比較してわなの方が多い。**

種 類	① 狩猟者	② シカ捕獲数	(②÷①) 1人当たり捕獲数
銃 器	2,000	12,444	6.22
わ な	2,420	25,232	10.42
計	4,420	37,676	8.52

従って、本事業によって整備される施設は、わなによる狩猟者の育成施設が一部あるものの、**相対的に捕獲能力の低い銃による狩猟者の育成を主目的とした施設**であり、野生鳥獣による農林業被害額の減少に真に寄与するかは不透明である。

このように、**兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業は、総事業費が約 35 億円という大規模な事業であるが、「施設の稼働率が低迷する恐れがある」、「収支がマイナスとなる見込みである」、「野生鳥獣による農林業被害額の減少に真に寄与するかは不透明である」という 3 つの難題を抱えている。【指摘事項－94】**

県は、様々な課題を抱えていることを常に意識し、単なる箱モノ行政に陥ることがなく、野生鳥獣による農林業被害額の縮減に繋がるように事業を推進し、その中で課題解決に向けた具体的な対応策を策定する必要がある。【意見－91】

別 添 指摘事項及び意見のまとめ

I. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

I. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
1. 兵庫みどり公社		
(1) 分収造林制度の概要	0	0
(2) 森林整備法人の概要等	0	0
(3) 森林資産	0	0
(4) 借入金	0	0
(5) 兵庫みどり公社が抱える諸課題	9	9
(6) 分収造林事業のあり方	1	3
計	10	12
2. ひょうご豊かな海づくり協会		
(1) 書面決議手続の瑕疵	5	1
(2) 評議員の資格確認手続	1	1
(3) 監事の理事会への出席状況	1	1
(4) 財産目録	2	1
(5) 備品出納簿への登録漏れ	1	1
(6) 実績報告書	2	1
(7) ひょうご豊かな海づくり協会のあり方	0	1
計	12	7
3. 農林水産技術総合センター		
(1) 農林水産技術総合センター（本所）	5	6
(2) 森林林業技術センター	5	5
(3) 但馬水産技術センター	3	3
計	13	14
4. 指定管理施設		
(1) 但馬牧場公園（指定管理者：新温泉町）	13	9
(2) あわじ花さじき（指定管理者：兵庫県園芸・公園協会）	17	14
計	30	23

監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
5. その他の個別事業		
(1) 事業No.2 兵庫みどり公社運営費補助（楽農生活推進費）	1	1
(2) 事業No.3 中山間地域等直接支払交付金	1	1
(3) 事業No.4 農業技術センター維持運営及び試験研究費	3(1) 参照	3(1) 参照
(4) 事業No.5 森林林業技術センター維持運営及び試験研究費	3(2) 参照	3(2) 参照
(5) 事業No.6 水産技術センター維持運営及び試験研究費	3(3) 参照	3(3) 参照
(6) 事業No.7 新規就農者確保事業	1	1
(7) 事業No.14 兵庫みどり公社運営費補助（農地中間管理事業費）	3	2
(8) 事業No.19 野菜産地総合整備対策事業	1	1
(9) 事業No.22 県立公園あわじ花さじき整備事業	4(2) 参照	4(2) 参照
(10) 事業No.23 県立公園あわじ花さじき管理運営費	4(2) 参照	4(2) 参照
(11) 事業No.25 但馬牧場公園管理運営費	4(1) 参照	4(1) 参照
(12) 事業No.27 森林組合機能強化資金貸付金	2	4
(13) 事業No.28 森林組合等経営基盤強化対策事業	3	2
(14) 事業No.31 兵庫県産木材利用促進特別融資事業	0	1
(15) 事業No.32 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	0	1
(16) 事業No.34 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業	2	4
(17) 事業No.35 兵庫みどり公社運営費補助（森林整備推進費）	2	1
(18) 事業No.38 県民緑基金積立金	1	1
(19) 事業No.39 緊急防災林整備事業（第3期）	1	1
(20) 事業No.45 県単独林道事業（改良型）	0	1
(21) 事業No.46 県単独治山事業	2	1
(22) 事業No.49 県単独治山ダム緊急整備事業	0	4
(23) 事業No.50 県単独治山ダム緊急整備事業（緊急自然災害防止対策）	1	1
(24) 事業No.52 全国豊かな海づくり大会会場等整備事業	2	3
(25) 事業No.53 但馬水産事務所庁舎建替整備事業	1	1
(26) 事業No.55 栽培漁業センター管理運営費	1	1
(27) 事業No.57 狩猟期シカ捕獲拡大事業	3	1
(28) 事業No.60 兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業	1	1
計	29	35
合 計	94	91

II. 指摘事項及び意見

包括外部監査の指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これらの項目のうち**包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎を付し、次いで重要と判断した項目に○を付して**、指摘事項及び意見のまとめとした。

1. 兵庫みどり公社

- (1) 分収造林制度の概要
- (2) 森林整備法人の概要等
- (3) 森林資産
- (4) 借入金
- (5) 兵庫みどり公社が抱える諸課題

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-1】	兵庫みどり公社では、令和2年度決算書を作成する際、森林資産の減損処理の要否について林業公社会計基準に従った検討が行われていなかった。		97
【指摘事項-2】	林業公社会計基準第28条及び注解25では、伐期を迎えた森林資産の現時点における回収能力に関する情報を注記事項として開示することとされている。当該注記は、森林の伐採によりどれだけの投資経費が回収できるかを示すものであり、特に森林資産の価値が下落している場合にはどの程度を含み損を抱えているかを理解するために非常に重要な情報であるが、兵庫みどり公社の令和2年度決算書では森林資産情報の注記が記載されていなかった。	○	98
【指摘事項-3】	平成29年度から令和元年度の主伐実績に基づき試算した場合、令和2年度末において分収造林事業の森林資産は正味財産(128百万円)を超える360百万円を含み損を抱えていることになるため、兵庫みどり公社の分収造林事業は232百万円(=分収造林事業の正味財産128百万円-分収造林事業の森林資産含み損360百万円)の実質債務超過にあることが分かる。	◎	99
【指摘事項-4】	兵庫みどり公社が採用する方法で実質債務超過額を算定した場合には、共通経費の配賦率を個々の因子のみに基づき算定した場合や、両因子の平均値で算定した場合と比較して、実質債務超過額が大幅に過少に算定される結果を生んでおり、合理性を欠いている。分収造林事業に係る実態を適正に反映する計算方法とは言い難く、共通経費の配賦率として採用することについては、疑問が残る。	○	102
【指摘事項-5】	兵庫みどり公社の分収造林事業は、森林資産に少なくとも数十億円規模以上の多額を含み損を抱えている可能性があり、当該含み損を考慮した場合には多額の債務超過に陥ることになる。将来の事業の継続性に疑問を持たざるを得ず、非常に深刻な状況である。	◎	105
【指摘事項-6】	平成27年度における「次世代施設園芸モデル団地事業資産」の取得時の処理及び平成27年度から令和2年度までの減価償却と指定正味財産から一般正味財産への振替に係る処理は、公益法人会計基準注解13に照らして疑問が残る。	○	107
【指摘事項-7】	兵庫みどり公社では、特定資産の中で最も多額である資金運用積立資産について、積立残高の上限額等を記した取扱要領等を定めていなかった。現状は、公益法人会計基準が求める「特定の目的のために設定(計上)」する根拠がない状況と言わざるを得ない。		112
【指摘事項-8】	合併契約書第3条では、一般社団法人兵庫農業会議は令和2年3月31日現在の貸借対照表を基礎として、これに効力発生日までの増減		114

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	を加除した一切の資産、負債及び権利義務を、効力発生日において兵庫みどり公社に引き継ぐこと、両法人は本契約締結後効力発生日までに、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行うものとするのが定められており、兵庫みどり公社の理事会の議決においては、理事の責任に直接及び一般社団法人兵庫県農業会議の財務状況に関する説明は当然に行われるべきであった。		
【指摘事項-9】	災害に強い森づくり事業の概算設計書を閲覧した結果、概算設計書の表紙には作成者の記名のみで査閲者及び承認者の記名・押印がない案件が散見され、査閲及び承認行為が適切に行われたものであるかが判別できなかった。		118
【意見-1】	森林資産の資産性の有無は、兵庫みどり公社の決算書に非常に重要な影響を与えることから、兵庫みどり公社は、毎期、林業公社会計基準に従った検討を実施する必要がある。		97
【意見-2】	森林資産情報の注記は、森林資産に関する情報を適時、適確に提供し、そのリスク等への対策を早期から取り組む上で極めて重要な注記であることから、兵庫みどり公社は、毎期、林業公社会計基準に従い、適切に注記を記載する必要がある。	○	98
【意見-3】	兵庫みどり公社では、共通経費の配賦率の算定方法について、見直しを行うべきである。	○	102
【意見-4】	兵庫みどり公社では、「次世代施設園芸モデル団地事業資産」の内訳を改めて調査し、「次世代施設園芸モデル団地事業資産」残高と指定正味財産残高を総額表示へ修正することも含め、兵庫みどり公社が採用する現行の会計処理及び表示方法が、公益法人会計基準に照らして適切であるか否かを再確認すべきである。	○	110
【意見-5】	兵庫みどり公社は、当該状況を是正するため、取扱要領等を速やかに作成する必要がある。		112
【意見-6】	「資金運用積立資産」を含め、過去の状況に基づき積立残高の上限額を設定する場合には、法人を取り巻く環境や実施する事業の状況の変化等を的確に反映できるよう、積立残高の上限額を必要に応じて見直す必要がある。		113
【意見-7】	兵庫みどり公社では、合併契約に関する議案の質疑において、一部の理事より財務状況に関する説明の必要性を問う質問が行われている。理事会のさらなる活性化やガバナンスの強化を図る上で、理事等に対する十分な説明や情報提供を行うことを心掛ける必要がある。		115
【意見-8】	「災害に強い森づくり事業」は、県と兵庫みどり公社の随意契約締結後、兵庫みどり公社から外部業者へ再委託している事業が殆どであること及び県民税均等割超過課税である「県民緑税」を活用した事業であることから、より透明性の高い事業とすることが非常に重要である。従って、兵庫みどり公社では、「災害に強い森づくり事業」に係る入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来の価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。		117
【意見-9】	概算設計書が適切に査閲され、承認されていることを証するため、査閲者及び承認者の記名押印を徹底し、適切に書類の整備保管を行うべきである。		118

(6) 分収造林事業のあり方

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-10】	県は、兵庫みどり公社の分収造林事業に係る森林資産に多額の含み損があり、将来の事業の継続性に疑義が生じている可能性について批判的な検討を十分に行わず、分収造林事業の実態についての県民への説明が不十分であった。県は、新行革プランにおいて、長期収支の改善を目指し、分収造林事業の抜本の見直しを含めた改革の方向性を定めているが、長年に渡り、兵庫みどり公社の分収造林事業の存廃の是非にまで踏み込んだ本格的な検討が行われなかった結果、700億円を超える全国最大規模の借入金を抱え、実質的には債務超過となる事態にまで至ったことは、非常に深刻な問題であると言わざるを得ない。	◎	124
【意見-10】	兵庫みどり公社では、令和12年度において、分収造林事業に係る日本政策金融公庫からの借入金(3,936百万円)と、市中金融機関からの借入金(4,090百万円)とによる計8,026百万円の償還の他、県営分収育林事業に係る市中金融機関からの借入金(4,510百万円)の償還も予定されており、これらを合わせた12,536百万円の借入金の償還を予定している。また、令和13年度からの5年間では、46,478百万円もの借入金の償還が予定されている。分収造林事業の財政状態を鑑みれば、予定通りに返済することは極めて困難であると想定されることから、県は、分収造林事業の存廃も含めたあり方について慎重に検討を行い、出来る限り速やかに結論を出す必要がある。	◎	128
【意見-11】	分収造林事業のあり方の結論を導くまでには、福井県のように一定の検討期間が必要であり、その間、分収造林事業の継続的・安定的な財政運営及び経営を確保するため、県が、兵庫みどり公社に対して利子補給等の資金支援を実施することはやむを得ないと考えるが、その場合であっても、当該事業の運営が適切に行われているか、経営の合理化努力が絶え間なく進められているか等について、適時に確認する必要がある。	○	128
【意見-12】	県は、森林という多面的な公益的機能を有する貴重な社会基盤資産を確実に健全な姿で将来世代に引き継ぐため、兵庫みどり公社の分収造林事業が抱える問題を「今そこにある危機」として直視し、外部有識者等の専門家を招聘した上で分収造林事業のあり方検討委員会を発足し、長期収支見直しに基づく将来負担額の試算、債務の処理方法、職員の雇用を始めとした組織体制、国へ要請する必要がある支援策等の課題を整理するとともに、存廃を含む事業のあり方について、早急に検討すべきである。	◎	129

2. ひょうご豊かな海づくり協会

(1) 書面決議手続の瑕疵

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-11】	理事の内、1名から提出された同意書の日付は、理事会決議日(令和3年4月1日)よりも遅い令和3年4月2日付であった。		130
【指摘事項-12】	理事の内、2名から提出された同意書及び監事の内、2名から提出された異議の無い旨の書類には、日付が記載されていなかった。		130
【指摘事項-13】	令和3年4月1日付で作成された理事会議事録に記載されている「令和3年4月1日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また、監事全員から文書により異議のない旨の意思表示を得た」という記載は、不実の内容である。	○	130

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-14】	理事会議事録では、理事総数 13 名の同意書及び監事総数の異議がないことを証する書類については、「別添のとおり」とされているが、当該書類は理事会議事録とともに編綴されておらず、別のファイルに保管されていた。		130
【指摘事項-15】	ひょうご豊かな海づくり協会の第 43 回理事会については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び定款第 35 条第 2 項に規定される書面決議の要件を欠いており、理事会決議の手續に瑕疵がある。	○	131
【意見-13】	ひょうご豊かな海づくり協会は、第 43 回理事会決議の手續の瑕疵を治癒するための措置を早急に講じるとともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守する必要があることを強く認識する必要がある。	○	131

(2) 評議員の資格確認手續

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-16】	定款第 11 条第 2 項において、評議員選任時の要件を規定しており、新たに評議員を選任する際には当該要件を充足しているか否かを確認する必要があるが、略歴書の確認等にとどまり、確認手續が不十分であった。		132
【意見-14】	ひょうご豊かな海づくり協会では、定款第 11 条第 2 項の要件への抵触の有無を確認する書類を評議員候補者から入手する等、確認手續を適切に実施すべきである。		132

(3) 監事の理事会への出席状況

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-17】	令和元年 6 月から令和 3 年 6 月に開催された理事会の議事録を確認した結果、理事会へ殆ど出席していない監事が確認された。	○	133
【意見-15】	ひょうご豊かな海づくり協会では、各監事が理事会の出席義務を適切に果たし、理事の職務執行を適切に監査すべきである。	○	133

(4) 財産目録

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-18】	令和 2 年度の財産目録に記載されている土地（基本財産）及び建物（特定資産）について、ひょうご豊かな海づくり協会が保管している不動産登記簿謄本と照合した結果、建物（特定資産）の面積が不動産登記簿謄本と相違していた。		133
【指摘事項-19】	令和 2 年度の計算書類及びその付属明細書並びに財産目録に対して、令和 3 年 6 月 3 日付の監事監査報告書において、「計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。」との監査意見が表明されているが、監事による監査では上記の誤りが看過されていた。		134
【意見-16】	ひょうご豊かな海づくり協会では、不動産登記簿謄本を改めて取得し、財産目録が適切に作成されるよう努める必要がある、また、監事は財産目録の記載内容について慎重に監査すべきである。		134

(5) 備品出納簿への登録漏れ

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-20】	令和2年度末における県の備品出納簿を確認した結果、海づくり大会放流種苗生産等委託事業で購入した備品のうち、備品出納簿への登録が漏れている備品が散見された。		134
【意見-17】	備品については管理物品数が多く、一度登録が漏れた場合にはそのまま放置される可能性もあり、現物管理上は適切ではない。そのため、備品を購入する段階で、備品出納簿への登録が漏れないような内部統制（例えば、10万円以上の備品を購入する際には、ひょうご豊かな海づくり協会から県へ適時に報告する仕組み）を構築する必要がある。		134

(6) 実績報告書

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-21】	本来、対象職員の従事分に係る人件費を算出した上で実績金額を報告する必要があり、予算残額を人件費として報告することは誤りである。	○	135
【指摘事項-22】	収入に対する費用を精算するかたちで実績報告書が作成されており、収受する委託料には消費税が課税されるため、支出項目も全て消費税込の金額で報告されているが、人件費や賃金は消費税法上は課税の対象とはならない取引であり、誤解を与えかねない表記方法となっている。		135
【意見-18】	業務を委託した農林水産技術総合センターでは、委託業務の詳細が記載された実施計画書に委託料の用途を明確に定めるとともに、実績報告書の記載方法についてもより分かり易い様式へ改めた上で、提出された実績報告書のチェックを徹底すべきである。	○	135

(7) ひょうご豊かな海づくり協会のあり方

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-19】	県は、資金運用の専門家ではない役職員による多額の有価証券の運用成果に組織の継続性を依存せざるを得ない状況を解消するとともに、栽培漁業という重要な技術を伝承し、事業を安定的かつ継続的に実施するため、ひょうご豊かな海づくり協会の職員構成や組織のあり方、資金運用の内容を早急に検討すべきである。	◎	138

3. 農林水産技術総合センター

(1) 農林水産技術総合センター（本所）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-23】	各研究課題の成果を評価するに際しては、各研究課題に投じられた費用と研究成果によって得られる便益（例：研究成果によって増加すると見込まれる農林水産業生産額、削減可能な生産コストなど）を比較することが非常に重要であるが、農林水産技術総合センターでは、研究課題ごとの費用が把握されていないため、各研究課題の定量的な評価（試験研究費用と便益の比較分析）が行われていない。	◎	142
【指摘事項-24】	清掃業務委託仕様書では、「毎月の清掃実施計画書を前月末日までに提出し、あらかじめ委託者の承認を得るとともに清掃実施報告書を翌月10日までに提出すること」と定められている。しかし、農林水産技術総合センターは、日常清掃業務の作業終了時の作業日誌に		143

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	よる業務確認、定期清掃業務の事前日程調整及び作業完了後に作業写真報告書の受領・確認を行っているものの、清掃実施計画書及び清掃実施報告書を共に入手していなかった。		
【指摘事項-25】	備品整理票シールが貼られていない備品が1件（移動式書庫）及び備品に貼られている備品整理票シールの整理番号が旧番号のままである備品が複数発見された。		143
【指摘事項-26】	下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、予定価格を予測することが可能となり、他の参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となることから、入札の透明性、公平性が確保されていない。	◎	147
【指摘事項-27】	下見積りを特定の業者1社のみから徴取し、任意の掛け率を乗じて予定価格を算定する方法は、外見上、恣意的に契約形態を随意契約としているかのような誤解を与えかねないため、適切とは言えない。	◎	147
【意見-20】	研究課題別の原価管理によって「試験研究費用の見える化」を図り、研究成果によって得られる便益との比較分析を実施することにより、各研究課題の定量的な評価を実施できる体制を早急に整備すべきである。	◎	142
【意見-21】	清掃実施計画書及び清掃実施報告書は、契約の進捗状況の把握及び契約履行を示す重要書類であるため、委託に際しては予め様式を定めておくのが望ましい。農林水産技術総合センターは、委託先から当該書類を入手すべく仕様書の内容を改善すべきである。		143
【意見-22】	現物確認の過程では、旧整理番号のまま管理が行われている備品が散見されたため、現物確認を網羅的に実施する際には、新整理番号への修正を行うとともに、備品整理票シールの貼られていない備品については、シールの貼付けを行い、備品の管理を適切に実施すべきである。		143
【意見-23】	当包括外部監査で確認された備品以外にも、故障しているにも関わらず廃棄していない備品が散見されている。農林水産技術総合センターが管理する備品数は非常に多いことから、故障により使用する見込みのない備品を全て適切に管理することは、事務コストがかかり非効率であると言わざるを得ない。従って、故障備品等については定期的に廃棄をするなど、使用見込みのない備品の取扱いや管理方法について、速やかに検討すべきである。		144
【意見-24】	予定価格を決定する際には、必ず複数業者から下見積りを行い、その上で適正な予定価格に基づいて、契約事務の執行に努めるべきである。	◎	147
【意見-25】	農林水産技術総合センターにおいても、事務作業の効率化、産学官連携による共同研究体制の構築と外部資金の獲得（受託研究等）、さらには、「試験研究費用の見える化」等を積極的に推進する必要があるが、試験研究活動を継続的に実施する上では、試験研究基盤の強化が最も重要であり、「ヒト」「モノ」「カネ」が良質な試験研究成果の源泉となることは言を俟たない。県の農林水産業の振興に重要な役割を担うことから、農林水産技術総合センターの充実化に向けた対応を図ることが望まれる。その場合、県の財政上の制約等があることも予想されることから、例えば、研究費用をクラウドファンディングによって広く県民から募るなど、県民参加型の試験研究に取り組むことも検討すべきである。	◎	150

(2) 森林林業技術センター

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-28】	下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、入札予定価格を予測することが可能となり、他の入札参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となり、入札の透明性、公平性が確保されていない。	◎	154
【指摘事項-29】	拠点整備事業により購入した物品に係る入札については、入札日から納品期限日まで約4～5ヶ月（自動一面鉋盤一式を除く。）あった点及び当該物品を取り扱う業者は数社のみであった点を勘案すると、他の業者に本入札案件を広く知らしめるために、入札公告期間を十分に確保して、より競争性が確保された入札を実施すべきであった。	◎	154
【指摘事項-30】	下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、予定価格を予測することが可能となり、他の参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となり、入札の透明性、公平性が確保されていない。	◎	156
【指摘事項-31】	下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合、下見積り金額によっては、本来は競争入札に付することが適当と考えられる事案であるにも関わらず、契約形態を随意契約とすることが可能となることから、適切とは言えない。	◎	157
【指摘事項-32】	令和2年12月に支給された会計年度任用職員期末手当に関して、担当者が出勤簿から「基準日以前6月以内の在職期間の勤務日数」を集計する際に、本来の勤務日数よりも誤って多く集計したことから、期末手当が過大に計算されている事案が発見された。		157
【意見-26】	競争入札を実施するにあたり、予定金額を決定する際には、過去の入札事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要がある、下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。	◎	154
【意見-27】	今後、森林林業技術センターで入札を実施する際には、各入札案件の諸条件に照らし、入札公告期間をどの程度確保すべきかどうかを慎重に検討し、入札の競争性を十分に確保するような措置を講じるべきである。	◎	154
【意見-28】	予定価格を決定する際には、必ず複数業者から下見積りを徴取し、その上で適正な予定価格に基づいて、契約事務の執行に努めるべきである。	◎	157
【意見-29】	勤務日数の集計誤りの結果、対象職員に対して期末手当が4,210円過大に支給され、所得税が479円過大に徴収されていることから、速やかに返還等の処理を行う必要がある。		157
【意見-30】	担当者以外の者によるチェックを強化するなど、期末手当の算定が適切に行われる体制を整備すべきである。		157

(3) 但馬水産技術センター

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-33】	特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額をそのまま設計金額、予定金額として利用していることは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らして適切ではない。	◎	161
【指摘事項-34】	購入した備品は漁場の調査等に使用するため、全て民間の漁業関係者へ貸し出されているが、貸出備品を管理するための貸出簿は整備されていない。		162
【指摘事項-35】	民間の漁業関係者が使用した際、破損等の可能性があるものの、貸出時に漁業関係者と覚書等を交わしていないことから、責任関係が不明瞭となっている。		162

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-31】	競争入札を実施するにあたり、設計金額を決定するには、過去の入札事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要があるが、下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。	◎	162
【意見-32】	県農政環境部は、但馬水産技術センターが実施する入札事務（見積合わせを含む）に関して、透明性、公正性、公平性を確保するよう指導を強化すべきである。	◎	162
【意見-33】	但馬水産技術センターでは、購入した備品を民間の漁業関係者へ貸し出す際は、覚書等を交わすとともに、貸出状況を管理するための貸出簿を適切に整備すべきである。		162

4. 指定管理施設

(1) 但馬牧場公園（指定管理者：新温泉町）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-36】	事業報告書に添付される収支に係る実績報告書には、指定管理料、利用料金及びその他の収入をあわせた総収入を記載する必要があるが、指定管理者（新温泉町）から提出された実績報告書には県から収受した指定管理料のみが記載されており、利用料金等の収入の記載が漏れていた。	○	165
【指摘事項-37】	月別実績表とその根拠資料であるエクセル管理表を照合した結果、合計額が9,245円相違していた。		166
【指摘事項-38】	実績報告書上の精算額は、実績額が報告されておらず、契約額に合わせた金額で報告されていた。	○	166
【指摘事項-39】	加工体験希望者から徴収した材料費については、新温泉町会計管理者名義の専用口座ではなく、職員個人の名義で開設された簿外口座へ預け入れ、管理されていた。当該取扱いは、長年にわたり続けられていたものであり、簿外口座の預金残高は1,116千円（令和3年9月10日時点）となっていた。	◎	167
【指摘事項-40】	簿外口座から支出された取引内容を確認した結果、農産加工体験に使用する材料の購入代金以外の経費の支払に利用されている事例（インターネット通信料、加工体験に関する意見交換時の昼食代等）が複数確認された。	◎	167
【指摘事項-41】	但馬牧場公園において保管される支出負担行為兼支出決定書（控え用）には、起票者印及び上席者の承認印が押印されていなかった。		168
【指摘事項-42】	当包括外部監査における現地調査時に財産目録と県有財産の現物との照合作業を実施した結果、財産目録に記載している県有財産について、現物を確認できない事例が散見された。		169
【指摘事項-43】	但馬牧場公園において管理している固定資産管理資料を閲覧した結果、令和2年度に取得した備品であるにも関わらず、令和3年度に更新された財産目録に記載されていない備品が発見された。		169
【指摘事項-44】	当包括外部監査における現地調査の際に現物確認を実施した結果、備品管理票を貼付していない備品が散見された。		170
【指摘事項-45】	指定管理者（新温泉町）が、但馬牧場公園の財産等に関して、基本協定書等に基づく適切な管理を実施しているとは言い難い。	○	170
【指摘事項-46】	備品出納簿には、重要物品である但馬牧場公園内の但馬牛博物館の展示品や車両を除き、財産目録の備品等一覧に記載している備品の登録が漏れていることが判明した。従って、県畜産課は、県有財産の管理等について、県が定める財務関係通達等に反した取扱いを行っており、適切な財産管理が行われているとは言い難い。		171

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-47】	県の指定管理者（新温泉町）に対する指導は、形式的で不十分であったと言わざるを得ない。	◎	172
【指摘事項-48】	「指定管理者制度導入施設の管理運営評価に係るガイドライン」に基づき、指定管理者に対する評価を行っており、令和2年度の評価を「A（良）」（適正である）としているが、改善すべき事項が散見された事実を鑑みれば、甘い評価を行っていると言わざるを得ない。	◎	172
【意見-34】	県は、指定管理者に対して、実績報告書には指定管理料、利用料金及びその他の収入をあわせた総収入を記載するよう指導すべきである。	○	165
【意見-35】	属人的な集計方法ではなく、エクセル管理表の各集計項目について、まず県の様式である実績報告書及び月別実績表の項目と一致させ、対応関係を明確化することが必要である。その上で、集計方法をルール化し、担当者の異動があっても容易に集計可能な体制を整備すべきである。		166
【意見-36】	エクセル管理表によって集計された金額は、但馬牧場公園における実績額であることから、契約額に合わせた精算額に調整するのではなく、当該実績額を報告すべきである。	○	166
【意見-37】	県は、指定管理者（新温泉町）に対して、簿外口座による管理を早急に中止し、適切な管理方法を実施するよう指導すべきである。	◎	168
【意見-38】	これは、指定管理者（新温泉町）の事務手続に従った事務処理であるが、支出負担行為兼支出決定書は、但馬牧場公園における支出伝票の原本に相当するものであるため、起票者印及び上席者の承認印のある書類を保管するよう事務処理方法の変更を検討すべきである。		168
【意見-39】	指定管理者（新温泉町）は、県との基本協定書に基づく適切な管理を徹底する必要がある。県は、指定管理者（新温泉町）への指導・監督を適時、適切に実施すべきである。	○	171
【意見-40】	県は、財務関係通達等の「備品管理要領」及び「備品管理要領の取扱いについて」に従い、但馬牧場公園において保有する県有財産の現物確認を実施し、「備品出納簿」を適時、適切に見直す必要がある。		171
【意見-41】	県は、指定管理者（新温泉町）の事務が適切に行われるよう、指定管理者に対する指導・監督を強化すべきである。	◎	172
【意見-42】	県は、指定管理者（新温泉町）の管理事務所への訪問やヒアリング等を積極的に実施することで、管理運営状況を適切に把握し、厳正かつ批判的な評価を実施すべきである。	◎	172

（２）あわじ花さじき（指定管理者：兵庫県園芸・公園協会）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-49】	県は、兵庫県園芸・公園協会に対して仕様変更後の収支予算書を提出させておらず、あわじ花さじきに係る令和元年度の指定管理料（8,000千円）は利用料金制を考慮した兵庫県園芸・公園協会の希望委託額を踏まえて決定されたものではないことから、指定管理料の設定に指定管理者の提案が活用されていない。	○	176
【指摘事項-50】	「運営業務」は、利用料金の徴収及び還付に関する業務、花畑等の植栽に関する業務、園内案内・利用案内・接遇業務等、指定管理業務の中心的な業務であるにもかかわらず、指定管理料の対象経費として認めないことは不合理である。	○	177
【指摘事項-51】	形式的には、指定管理料を運営事業費に充当することは協定書に違反することとなるが、県は、指定管理者が指定管理料を運営事業費	○	177

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	に充当していないことを資料等に基づき明確に確認していない。		
【指摘事項-52】	基本協定書締結以降、例えば、駐車料金徴収ゲート、防風壁等が新たに設置されており、財産に増減が生じていることから、基本協定書第 11 条第 4 項に基づき県は指定管理者に対して通知を行う必要があるが、県は書面による通知を行っていない。	○	178
【指摘事項-53】	県は、兵庫県園芸・公園協会が、県立公園あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託契約の主要な部分である設計業務を再委託する予定であることを予め把握しているにも関わらず、随意契約の理由の一つとして設計業務の実績を有するという点を挙げていることは、合理性を欠くものである。	○	181
【指摘事項-54】	兵庫県園芸・公園協会が県立公園あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託契約の主要な部分である設計業務を再委託していることは、委託契約書第 9 条に照らして、疑問が残る。	○	182
【指摘事項-55】	県は、契約の締結に当たり、兵庫県園芸・公園協会より見積書を入手しているが、決裁書上は、見積金額が適切で合理的であることを検討した事実は確認できない。		182
【指摘事項-56】	県は、契約の変更に際して、兵庫県園芸・公園協会より見積書を入手しているが、当初契約と同様、見積金額が適切で合理的であることを検討している形跡は確認できない。		183
【指摘事項-57】	本来、兵庫県園芸・公園協会は、委託業者から売上報告書とともに関連資料（ジャーナルのコピー等）を入手することで、売上報告書に記載された売上高が正確であることを確認する必要があるが、このような手続は行われていない。	○	184
【指摘事項-58】	事業報告書の収支の状況には、自主事業に係る全ての収支の状況を記載すべきであり、自主事業であるレストラン及び地域特産物等販売所に係る収支が含まれていない現状の事業報告書は、不適切である。	○	185
【指摘事項-59】	兵庫県園芸・公園協会から提出された令和 2 年度の事業報告書を閲覧した結果、業務収支状況において、維持管理・運営費区分の消耗品費を調整することで、収入額と支出額が同額になるように報告していた。	○	187
【指摘事項-60】	工作物について、基本協定書別記 3 にある財産目録と公有財産台帳との整合性を確認した結果、対応関係が不明なものが散見された。		187
【指摘事項-61】	駐車場精算機や遮断バー等の徴収ゲート設置に係る工作物について、公有財産台帳へ未登録の状況であった。		187
【指摘事項-62】	兵庫県園芸・公園協会の備品台帳にある備品について、財産目録の登録状況を確認した結果、未登録の備品が散見された。		188
【指摘事項-63】	財産目録に記載されている県旗（紐付き）が、兵庫県園芸・公園協会の備品台帳には登録されていなかった。		189
【指摘事項-64】	県の指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）に対する指導は、形式的で不十分であったと言わざるを得ない。	◎	189
【指摘事項-65】	「指定管理者制度導入施設の管理運営評価に係るガイドライン」に基づき、指定管理者に対する評価を行っており、令和 2 年度の評価について、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら県と協力して施設を運営し、入園者数の確保にも取り組んだ実績を踏まえ、「A（良）」（適正である）としているが、収支報告を始め、改善すべき事項が散見された事実を鑑みれば、甘い評価を行っていると言わざるを得ない。	◎	189

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-43】	県は、指定管理者からの提案を踏まえ、適切に指定管理料を設定する必要がある。	○	176
【意見-44】	指定管理業務の中心的な業務である「運營業務」に係る費用を指定管理料の対象経費から敢えて除外する理由は見当たらず、また、指定管理者が運營業務費に指定管理料を全く充当していないことは想像し難いことから、県は、指定管理料の対象経費として「運營業務費」を追加すべきである。	○	177
【意見-45】	県は、追加工事等により基本協定書に定める財産に増減が生じた場合には、基本協定書第 11 条第 4 項に従い、指定管理者に対して適時に書面による通知を発出すべきである。		178
【意見-46】	県は、民間活用の可能性や再委託の状況などを十分に検証した上で、兵庫県園芸・公園協会による再委託でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭にすることで、公平性や透明性を確保する必要がある。	○	182
【意見-47】	県は、合理的な理由に基づき、外郭団体との随意契約により業務を委託する場合には、契約金額を含め、取引の公正性、公平性、透明性をより一層確保する必要がある。	○	183
【意見-48】	兵庫県園芸・公園協会は、売上納付金を適切に請求するために、委託業者から売上報告書とともに関連資料（ジャーナルのコピー等）を毎月入手し、売上報告書に記載された売上高が正確であることを確認すべきである。	○	184
【意見-49】	兵庫県園芸・公園協会は、警備業務の委託に関して、例えば契約期間を指定管理期間として複数年契約にするなど、契約内容を業者にとって参入意欲が沸く内容に見直し、より多くの業者が見積合わせへ参加し易くすることで、競争性をより一層高める努力をすべきである。	○	185
【意見-50】	事業報告書は、県が指定管理業務の運営について適正に行われているかを確認するための重要な報告書であるため、兵庫県園芸・公園協会は、県と事業報告書に記載すべき項目について協議を行い、適正な事業報告書の提出に努めるべきである。	○	185
【意見-51】	実績報告書は、収入額と支出額を同額として報告するものではなく、実際の支出額を実績額として報告すべきものであり、そもそも支出額が収入額と同額になる可能性は極めて低いと考えられる。従って、今後は、兵庫県園芸・公園協会は、実績報告書において実際の支出額を報告すべきである。	○	187
【意見-52】	諸標や駐車場表示板等は公有財産台帳上登録されておらず、整備状況が杜撰であるため、駐車場精算機や遮断バー等の徴収ゲートの取扱いを含め、再調査を行い、対応関係を明確にした上で、速やかに登録すべきである。		187
【意見-53】	県は、基本協定書上の財産目録への登録の際には、登録漏れがないかどうかについて確認を徹底すべきである。		188
【意見-54】	兵庫県園芸・公園協会は、備品台帳と財産目録の整合性について、今一度確認するとともに、今後も定期的に整合性を確認すべきである。		189
【意見-55】	県は、指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）の事務が適切に行われるよう、指定管理者に対する指導・監督を強化すべきである。	◎	190
【意見-56】	県は、指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）の管理事務所への訪問やヒアリング等を積極的に実施することで、管理運営状況を適切に把握し、厳正かつ批判的な評価を実施すべきである。	◎	190

5. その他の個別事業

(1) **事業No. 2** 兵庫みどり公社運営費補助（楽農生活推進費）【総合農政課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-66】	兵庫みどり公社の役員である常務理事の給料等は、「職員の給料等」には該当せず、補助対象経費とはならない。また、補助事業のみに関与しているわけではないため、支給される給料等の全額を補助事業の対象とすることはできない。従って、兵庫みどり公社常務理事兼センター長の給料等の全額を補助対象経費とした補助金の支給は、令和2年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。	◎	193
【意見-57】	県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助金交付要綱を見直す際には、楽農生活推進事業に関わる役員を含む全人員の人件費を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。	◎	193

(2) **事業No. 3** 中山間地域等直接支払交付金【総合農政課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-67】	3市町（豊岡市、香美町及び新温泉町）から提出された交付金交付申請書及び関係書類を確認した結果、豊岡農林水産振興事務所は、交付金交付申請書に記載された交付申請額と関係書類（収支予算書等）に記載された交付金の額が相違していることを看過し、「審査の結果適正と認められます」と誤った判定を行っていた。		196
【意見-58】	県は、各市町から提出される書類に記載誤り等がないか否かを適切に確認し、記載誤り等が発見された場合は、各市町へ修正を指示する等、適切に対応すべきである。		196

(3) **事業No. 4** 農業技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】

3（1）参照

(4) **事業No. 5** 森林林業技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】

3（2）参照

(5) **事業No. 6** 水産技術センター維持運営及び試験研究費【総合農政課】

3（3）参照

(6) **事業No. 7** 新規就農者確保事業【農業経営課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-68】	南あわじ市については実績報告書及び収支計算書に加えて、新規就農者が各市町に提出した「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」を入手していたが、洲本市及び淡路市については「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」を入手していなかった。		201
【意見-59】	洲本農林水産振興事務所は、各市町より新規就農者確保支援事業に係る実績報告書を手入する際には、「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」もあわせて入手すべきである。		201

(7) **事業No.14** 兵庫みどり公社運営費補助（農地中間管理事業費）【農業経営課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-69】	県は、兵庫みどり公社副理事長の給料等の全額を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和2年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。	◎	204
【指摘事項-70】	県は、兵庫みどり公社企画経営部管理課長の給料等の全額を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和2年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。	◎	205
【指摘事項-71】	県は、兵庫みどり公社企画経営部経営課員に対して支給される勤勉手当、通勤交通費、共済費等を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和2年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。	◎	205
【意見-60】	県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助交付要綱を見直す際には、役員である兵庫みどり公社副理事長の給料等の全額を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。	◎	204
【意見-61】	県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載するとともに、支給対象者の業務の従事状況を適切に確認すべきである。	◎	205

(8) **事業No.19** 野菜産地総合整備対策事業【農産園芸課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-72】	淡路市から提出された補助事業実績報告書を確認した結果、(別紙様式1号)産地競争力強化総合対策事業実績書の注書において「補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、備考欄に『融資該当有』と記入の上、別紙様式1-2号を作成し添付すること」とされているが、洲本農林水産振興事務所は、備考欄には「融資該当有」との記載は無く、又、別紙様式1-2号が添付されていないことを看過していた。		208
【意見-62】	洲本農林水産振興事務所は、補助事業実績報告書を受領した際には、注書等の内容も含め、記載が適切に行われているか否かを慎重に確認すべきである。		208

(9) **事業No.22** 県立公園あわじ花さじき整備事業【農産園芸課】

4(2) 参照

(10) **事業No.23** 県立公園あわじ花さじき管理運営費【農産園芸課】

4(2) 参照

(11) **事業No.25 但馬牧場公園管理運営費【畜産課】**

4 (1) 参照

(12) **事業No.27 森林組合機能強化資金貸付金【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-73】	実績報告書に添付されている総括表について、転貸先森林組合の実績を確認した結果、「森林の整備」の事業量と事業費について、合計量・合計額の記載が誤っており、また、事業費総額の合計額も誤った記載が行われていた。		214
【指摘事項-74】	外部金融機関からの借入金の返済は「費用」とは言えず、令和2年度森林組合機能強化資金貸付要綱第2条に定める貸付対象（共同利用施設の整備に係る費用）には該当しない。従って、県は、兵庫県森林組合連合会に対して、外部金融機関からの借入金の返済という要綱に定める目的以外の用途のために多額の貸付を行っていることになり、不適切である。	◎	217
【意見-63】	森林組合機能強化資金貸付要綱上、実績報告の調査は必須項目となっていないが、貸付金が800,000千円と多額であり、貸付に係る債権の管理や保全のために実績報告の調査は必須と考えられるため、要綱上、実績報告の調査を必須項目として明記し、調査方法についても整備すべきである。	◎	214
【意見-64】	県は、森林組合機能強化資金貸付要綱に定める目的のみを対象とした貸付へ速やかに是正すべきである。	◎	217
【意見-65】	県は、木質バイオマス事業に関する改善計画の進捗状況については、兵庫県森林組合連合会の担当者と定期的に打ち合わせをする等により確認しているが、兵庫県森林組合連合会全体として多額の借入金を計上している状況を鑑みれば、兵庫県森林組合連合会全体の資金繰りについても定期的に確認を行い、借入金の返済能力に問題が生じていないかを検証するなど、債権管理手続を強化すべきである。	◎	218
【意見-66】	県は、兵庫県森林組合連合会に対する貸付金について、貸付目的や資金用途を再度整理するとともに、木質バイオマス事業に係る計画の進捗状況や今後の見通しを踏まえた上で要支援額を把握し、県の財政状態及び将来の貸倒リスクを適切に表示するためにも、長期貸付等への切り替えを検討すべきである。	◎	220

(13) **事業No.28 森林組合等経営基盤強化対策事業【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-75】	森林組合系統組織指導事業のうち、森林組合改革プラン推進に係る個別指導員の旅費及び森林組合育成強化対策事業のうち、その他研修に係る個別指導員の旅費について、支出額（実績額）と収入額（予算額）を一致させるために、実際の支出額よりも過少に報告されていた。	○	222
【指摘事項-76】	森林組合育成強化対策事業のうち、経営者育成研修に係る専門家派遣料を税抜金額で報告すべきであるにも関わらず税込金額で報告され、職員経費の人数換算を5.5日で報告すべきところ2日で報告された結果、実際の支出額よりも過少に報告されていた。		222
【指摘事項-77】	令和2年度農政環境部補助金交付要綱第13条において、実績報告に係る書類の審査が義務付けられているにも関わらず、実績報告のチェック漏れが散見されており、実績報告書に係る県の確認作業が不十分である。	○	222

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-67】	実績報告書は、収入額と支出額を同額として報告するものではなく、実際の支出額を実績額として報告すべきものであり、そもそも支出額が収入額と同額になる可能性は極めて低いと考えられる。今後は、実績報告書において実際の支出額を報告すべきである。	○	222
【意見-68】	実績報告書上の金額が実績額よりも過少であり、補助金の返還等は不要と判断される事案であるが、仮に過大申告であった場合、県への返還が必要になった恐れもある。従って、県は、実績報告書に係る確認体制を強化すべきである。		222

(14) **事業No.31 兵庫県産木材利用促進特別融資事業【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-69】	予算を有効活用するために、過年度における事業の有効性評価を実施し、今後の木材需要を考慮した上で、融資制度の種類や条件等を再検討するなど、兵庫県産木材利用促進特別融資事業制度の見直しを図るべきである。		226

(15) **事業No.32 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-70】	住宅を新築する場合、一般的には、土地を併せて購入し、当該土地と住宅購入資金の総額を基礎として住宅ローンを組みることが多く、住宅建築費のみを融資対象とする現行の制度は、利用者にとっては魅力が乏しく、活用しづらい制度となっている可能性がある。県民にとってより魅力のある、活用し易い融資事業とするため、融資対象として土地の購入資金も含めることが出来ないか、現行の限度額が市場のニーズに対応しているかどうか等、様々な角度から制度内容の見直しを検討すべきである。		229

(16) **事業No.34 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-78】	加東農林振興事務所において、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業の報告状況を確認した結果、県農政環境部長へ遂行状況報告書が提出されていなかった。		231
【指摘事項-79】	光都農林振興事務所において、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業の報告状況を確認した結果、市町村へ遂行状況報告書の提出を求めておらず、また、県農政環境部長に対する報告も行われていなかった。		232
【意見-71】	県は、加東農林振興事務所に対して 10 月末現在の遂行状況報告書の提出状況を確認し、提出されていない場合には、適時、適切に提出するよう指導を徹底すべきである。		231
【意見-72】	事務手続を簡略化する上で、事業の進捗がない場合には進捗状況報告書の提出を省略する取扱いとすることに異論はないが、それに当たっては、進捗がない場合には省略可能である旨を実施要領に明記する、又は、省略した旨を県農政環境部長に報告すべきである。		231
【意見-73】	県は、光都農林振興事務所に対して 10 月末現在の遂行状況報告書の提出状況を確認し、提出されていない場合には、適時、適切に提出するよう指導を徹底すべきである。		232

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-74】	事務手続を簡略化する上で、事業の進捗がない場合には進捗状況報告書の提出を省略する取扱いとすることに異論はないが、それに当たっては、進捗がない場合には省略可能である旨を実施要領に明記する、又は、省略した旨を県農政環境部長に報告すべきである。		233

(17) **事業No.35 兵庫みどり公社運営費補助（森林整備推進費）【林務課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-80】	兵庫みどり公社の役員である理事長、常務理事及び監事の給料等は、「職員の給料等」には該当せず、補助対象経費とはならない。従って、兵庫みどり公社理事長、常務理事及び監事の給料等の全額を補助対象経費とした補助金の支給は、令和2年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。	◎	235
【指摘事項-81】	支給対象者の内、1名は兵庫みどり公社の顧問であり、県は、顧問に対する報酬・通勤交通費を補助対象経費として補助金を支給している。しかし、顧問は、兵庫みどり公社の役員でもなければ、職員でもないことから、顧問に対する報酬等は「職員の給料等」に当然該当せず、補助対象経費とはならない。従って、兵庫みどり公社顧問の報酬・通勤交通費を補助対象経費とした補助金の支給は、令和2年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。	◎	236
【意見-75】	県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助金交付要綱を見直す際には、兵庫みどり公社理事長等の役員の人件費を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。	◎	236

(18) **事業No.38 県民緑基金積立金【豊かな森づくり課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-82】	県民緑基金は、5年間という時限措置として導入された県民緑税を財源とする基金である以上、原則として、課税期間終了時点で基金残額は零となるべき性格の基金であり、それを目指して事業を推進する必要がある。しかし、第1期～第3期の課税期間終了時点での基金残額を見る限り、決してそのような状況には至っておらず、未利用の基金残額が多額に残っていた。	○	240
【意見-76】	県民緑基金は、県民緑税という追加的な税を財源として設定された基金である以上、設置目的や用途に従って適切に運用されることは勿論のこと、事実上の目的税を財源とするものであることから、その用途や効果に対する県民の関心は高く、事業を効果的に実施する上では、県民の理解や協力が必要不可欠である。県民緑税は、令和3年度から再び延長されていることから、第3期追加対策事業及び第4期対策事業を的確に遂行するとともに、事業遂行状況や基金残額の推移等に対して、説明責任を果たす必要がある。	○	241

(19) **事業No.39 緊急防災林整備事業（第3期）【豊かな森づくり課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-83】	事業完了に先立ち変更計画書を提出しているため、県の補助金交付要綱上は問題ない。しかし、洲本市が実施した工事は、変更計画書が提出された2週間以上も前の令和3年1月29日に完了しているにも関わらず、洲本農林水産振興事務所は変更計画書が適切な時期に提出されているかを確認していなかった。		243

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-77】	今後は、事業計画の変更が必要となった際、県は事業主体に対して適切な時期に変更申請を行うことを指導するよう留意が必要である。		243

(20) **事業No.45 県単独林道事業（改良型）【治山課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-78】	森林基幹道改良事業及び県単独林道整備事業については、入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来 of 価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。		246

(21) **事業No.46 県単独治山事業【治山課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-84】	元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者と下請負契約を行うことは、仮に工事の一部であったとしても、当初の入札時に自らが提示した価格よりも低い金額で受注することになること、又、入札時に最低制限価格を設定する趣旨から逸脱する結果となる可能性も否定できず、入札の公正性、公平性及び透明性の観点からは、適切であるとは言い難い。	◎	248
【指摘事項-85】	元請負業者と同一工事に係る入札に参加した別の業者が下請負契約を行った内容（山腹工）や、当該契約金額に係る元請負業者が県と契約した金額に占める割合が5割を超えている状況は、外観上、工事の主たる部分、もしくは主たる部分に係る工事の一部について下請負をさせているという疑念が生じ、多くの自治体において懸念する「望ましくない下請負関係」の一例に該当する可能性がある。	◎	248
【意見-79】	県では、同一工事に係る入札に参加した別の業者に対する下請負契約について、禁止通知を含めた規制を特段設けていないが、入札の公平性、公正性及び透明性を確保する観点から、他の自治体の事例等を参考にした上で、下請負契約に関する対応方針の策定を検討すべきである。	◎	249

(22) **事業No.49 県単独治山ダム緊急整備事業【治山課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-80】	山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、豊岡農林水産振興事務所は、山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来 of 方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事及び地すべり防止工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。	○	252

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-81】	山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、朝来農林振興事務所は、山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事及び地すべり防止工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。	○	255
【意見-82】	山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、洲本農林水産振興事務所は、山腹工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。	○	257
【意見-83】	山腹工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、光都農林振興事務所は、山腹工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。	○	259

(23) **事業No.50 県単自治山ダム緊急整備事業（緊急自然災害防止対策）【治山課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-86】	県には、入札が行われた時点では、人的関係がある者同士が同一工事に係る入札へ参加することを制限する規定が整備されておらず、入札の公正性、公平性及び透明性を確保する観点からは望ましいとは言えない状態であった。	◎	262
【意見-84】	現在、県では、人的関係及び資本関係がある者同士の同一入札への参加を制限する規定を整備し、令和4年10月1日以降に入札公告する案件から適用するとしている。今後は、当該規定の適正な運用に努めるべきである。	◎	262

(24) **事業No.52 全国豊かな海づくり大会会場等整備事業【全国豊かな海づくり大会企画課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-87】	委託契約の決裁書を閲覧した結果、随意契約に係る地方自治法施行令の一部を抜粋したものが参考資料として添付されているのみで、随意契約を締結するために必要な随意契約理由が明記されていない	◎	264

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	かった。		
【指摘事項-88】	契約書類を閲覧した結果、ひょうご豊かな海づくり協会から農林水産技術総合センターに対して、再委託により契約を締結した旨の事後報告が行われているのみであり、農林水産技術総合センターへの事前承認行為は行われていなかった。設計監理業務と改修業務については、いずれも委託契約書第9条において再委託の禁止が規定されており、事前承認がある場合に限り再委託が認められると考えられることから、ひょうご豊かな海づくり協会が実施した外部業者への再委託は委託契約書第9条に違反している。	◎	265
【意見-85】	農林水産技術総合センターは、随意契約を締結する場合には、民間活用の可能性を十分に検討し、ひょうご豊かな海づくり協会でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭に記載した随意契約理由書を添付した上で、決裁を行う必要がある。	◎	264
【意見-86】	ひょうご豊かな海づくり協会においては、今後、再委託を行う場合は、契約の相手先に事前承認を得た上で、再委託先と契約を締結すべきである。	◎	265
【意見-87】	栽培漁業センター屋外飼育水槽上屋等改修業務は、農林水産技術総合センターが自ら競争入札等を実施することが可能であった案件と考えられるため、今後は、外郭団体との契約を締結する必要性も含め、契約方法について慎重に判断すべきである。	◎	266

(25) **事業No.53 但馬水産事務所庁舎建替整備事業【水産課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-89】	但馬水産事務所が挙げた随意契約理由には、委託可能業者が兵庫県まちづくり技術センターしか存在しない、又は、委託業者は一定数存在するものの他の業者では実施出来ない理由が明確に記載されていない。さらには、随意契約の相手先が外郭団体であり信頼のある業者を理由としているが、外郭団体以外の業者であったとしても、契約業務について当然に守秘義務を負うものであるから、随意契約の理由としては不十分である。	◎	269
【意見-88】	随意契約を行うにあたっては、真に随意契約によらなければならないものであるかを民間活用の可能性も含め十分に検討した上で、合理的な理由を具体的かつ明瞭に随意契約理由書などで明らかにする必要がある。	◎	269

(26) **事業No.55 栽培漁業センター管理運営費【水産課】**

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-90】	委託契約の決裁書を閲覧した結果、随意契約に係る地方自治法施行令の一部を抜粋したものが参考資料として添付されているのみで、随意契約を締結するために必要な随意契約理由が明記されていなかった。	◎	271
【意見-89】	農林水産技術総合センターは、随意契約を締結する場合には、民間活用の可能性を十分に検討し、ひょうご豊かな海づくり協会でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭に記載した随意契約理由書を添付した上で、決裁を行う必要がある。	◎	271

(27) **事業No.57** 狩猟期シカ捕獲拡大事業【鳥獣対策課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-91】	朝来農林振興事務所では、捕獲した者の氏名・捕獲日・捕獲場所等を記載した看板が撮影されていない、又は、看板に捕獲した者の氏名が記載されていないにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。		274
【指摘事項-92】	加東農林振興事務所では、看板に捕獲した者の氏名が記載されていない、又は、捕獲個体の腹部にスプレーまたはペンキでマーキングされた登録番号が誤っているにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。		274
【指摘事項-93】	洲本農林水産振興事務所では、捕獲個体の腹部にスプレーまたはペンキでマーキングされた登録番号が誤っている、又は、切り取った尻尾が写真に写されていないものであるにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。		274
【意見-90】	県は、各狩猟者に対して、提出書類の要件について改めて注意喚起するとともに、書類について統一の様式を配布するなど、狩猟者の負担を避けつつ、形式的な不備を軽減させる工夫を行うべきである。		274

(28) **事業No.60** 兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業【鳥獣対策課】

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-94】	兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業は、総事業費が約35億円という大規模な事業であるが、「施設の稼働率が低迷する恐れがある」、「収支がマイナスとなる見込みである」、「野生鳥獣による農林業被害額の減少に真に寄与するかは不透明である」という3つの難題を抱えている。	◎	283
【意見-91】	県は、様々な課題を抱えていることを常に意識し、単なる箱モノ行政に陥ることがなく、野生鳥獣による農林業被害額の縮減に繋がるように事業を推進し、その中で課題解決に向けた具体的な対応策を策定する必要がある。	◎	283